

# 静岡県地域防災計画

令和4年8月

静岡県防災会議



# 静岡県地域防災計画

## 共通対策編

地震対策編

津波対策編

原子力災害対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編 I

資料編 II

資料編 I 及び II は静岡県ホームページに掲載しております。

【資料編掲載 URL】

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/keikaku.html>

## <目次>

### 1 共通対策編

第1章 総則	共通- 1
第2章 災害予防計画	共通- 15
第3章 災害応急対策計画	共通- 37
第4章 復旧・復興対策	共通- 116

### 2 地震対策編

第1章 総則	地震- 1
第2章 平常時対策	地震- 29
第3章 地震防災施設緊急整備計画	地震- 41
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	地震- 45
第5章 災害応急対策	地震- 53
第6章 復旧・復興対策	地震- 61
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	地震- 77

### 3 津波対策編

第1章 総則	津波- 1
第2章 平常時対策	津波- 23
第3章 災害応急対策	津波- 29

### 4 原子力災害対策編

第1章 総則	原子力- 1
第2章 原子力災害事前対策	原子力- 12
第3章 緊急事態応急対策	原子力- 34
第4章 大規模地震対策	原子力- 66
第5章 原子力災害中長期対策	原子力- 68
図表	原子力- 71

5	風水害対策編		
	第1章 総則	風水害	1
	第2章 災害予防計画	風水害	7
	第3章 災害応急対策計画	風水害	17
6	火山災害対策編	火山	1
	I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画		
	第1章 総則	火山	3
	第2章 災害予防計画（平常時対策）	火山	15
	第3章 災害応急対策計画	火山	21
	第4章 災害復旧計画	火山	27
	II 富士山の火山防災計画		
	第1章 総則	火山	29
	第2章 災害予防計画（平常時対策）	火山	41
	第3章 災害応急対策計画	火山	47
7	大火災対策編	大火災	1
	I 大火災対策計画		
	第1章 総則	大火災	3
	第2章 火災予防計画	大火災	7
	第3章 災害応急対策計画	大火災	9
	第4章 災害復旧計画	大火災	11
	II 大爆発対策計画		
	第1章 総則	大火災	13
	第2章 災害予防計画	大火災	17
	第3章 災害応急対策計画	大火災	21
	第4章 災害復旧計画	大火災	23

8	大規模事故対策編	大事故-	1
I	道路事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	3
	第2章 災害予防計画	大事故-	7
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	11
	第4章 災害復旧計画	大事故-	15
II	船舶事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	17
	第2章 災害予防計画	大事故-	19
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	21
III	沿岸排出油事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	27
	第2章 災害予防計画	大事故-	31
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	35
	第4章 災害復旧計画	大事故-	41
IV	鉄道事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	43
	第2章 災害予防計画	大事故-	45
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	47
V	航空機事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	51
	第2章 災害予防計画	大事故-	53
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	55

## 計画の沿革

昭和38年	<b>静岡県地域防災計画</b>	<b>策</b>	<b>定</b>
昭和39年	〃	修	正
昭和40年	〃		〃
昭和41年	〃		〃
昭和42年	〃		〃
昭和43年	〃		〃
〃	<b>静岡県地震災害応急対策計画</b>	<b>策</b>	<b>定</b>
昭和44年	静岡県地域防災計画	修	正
昭和45年	〃		〃
昭和46年	〃		〃
〃	静岡県地震災害応急対策計画		〃
	(静岡県地震災害対策計画と改称)		
昭和47年	静岡県地域防災計画		〃
昭和48年	〃		〃
昭和49年	〃		〃
〃	<b>静岡県原子力災害対策計画</b>	<b>策</b>	<b>定</b>
昭和50年	静岡県地域防災計画	修	正
〃	静岡県地震災害対策計画		〃
昭和51年	静岡県地域防災計画		〃
昭和52年	〃		〃
昭和53年	〃		〃
昭和54年	〃		〃
昭和55年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)	修正 (改称)	
〃	静岡県地域防災計画 (東海地震対策編)	<b>策</b>	<b>定</b>
〃	(静岡県地震災害対策計画は廃止)	廃	止
〃	静岡県地域防災計画 (原子力対策編)	修正 (改称)	
	(静岡県原子力災害対策計画を改称)		
昭和56年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)	修	正
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
昭和57年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
昭和58年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
昭和59年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
〃	〃 (原子力対策編)		〃
昭和60年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
〃	〃 (原子力対策編)		〃
昭和61年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
昭和62年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
昭和63年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)		〃
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
〃	〃 (原子力対策編)		〃
平成元年	静岡県地域防災計画 (一般対策編)	修	正
〃	〃 (東海地震対策編)		〃
〃	〃 (原子力対策編)		〃

平成2年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
	（伊豆東部火山群の火山災害対策計画）		策 定
//	//	（東海地震対策編）	修 正
平成3年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（東海地震対策編）	//
平成4年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（東海地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成5年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（東海地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成6年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（東海地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成7年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（東海地震対策編）	//
平成8年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	修正（改称）
		（東海地震対策編を改称）	
平成9年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	修 正
//	//	（地震対策編）	//
平成10年	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
平成11年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成12年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成13年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成14年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成15年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成16年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成17年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成18年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//
平成19年度	静岡県地域防災計画（一般対策編）	//	
//	//	（地震対策編）	//
//	//	（原子力対策編）	//



平成20年度	静岡県地域防災計画	(一般対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	
//	//	(原子力対策編)	//	
平成21年度	静岡県地域防災計画	(一般対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	
//	//	(原子力対策編)	//	
平成22年度	静岡県地域防災計画	(一般対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	
//	//	(原子力対策編)	//	
平成23年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	策	定
//	//	(地震対策の巻)	//	
//	//	(津波対策の巻)	//	
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	
//	//	(風水害対策の巻)	//	
//	//	(火山災害対策の巻)	//	
//	//	(大火災対策の巻)	//	
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	
//	静岡県地域防災計画	(一般対策編)	廃	止
//	//	(地震対策編)	//	
//	//	(原子力対策編)	//	
平成24年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	
//	//	(津波対策の巻)	//	
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	
//	//	(風水害対策の巻)	//	
//	//	(火山災害対策の巻)	//	
//	//	(大火災対策の巻)	//	
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	
平成25年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	
//	//	(津波対策の巻)	//	
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	
//	//	(風水害対策の巻)	//	
//	//	(火山災害対策の巻)	//	
//	//	(大火災対策の巻)	//	
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	
平成26年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	
//	//	(津波対策の巻)	//	
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	
//	//	(風水害対策の巻)	//	
//	//	(火山災害対策の巻)	//	
//	//	(大火災対策の巻)	//	
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	
平成27年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	
//	//	(津波対策の巻)	//	
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	
//	//	(風水害対策の巻)	//	
//	//	(火山災害対策の巻)	//	
//	//	(大火災対策の巻)	//	
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	

平成28年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	//
//	//	(津波対策の巻)	//	//
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	//
//	//	(風水害対策の巻)	//	//
//	//	(火山災害対策の巻)	//	//
//	//	(大火災対策の巻)	//	//
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	//
平成29年度	静岡県地域防災計画	(共通対策の巻)	修	正
//	//	(地震対策の巻)	//	//
//	//	(津波対策の巻)	//	//
//	//	(原子力災害対策の巻)	//	//
//	//	(風水害対策の巻)	//	//
//	//	(火山災害対策の巻)	//	//
//	//	(大火災対策の巻)	//	//
//	//	(大規模事故対策の巻)	//	//
平成30年度	静岡県地域防災計画	(共通対策編)	修正	(改称)
//	//	(地震対策編)	//	//
//	//	(津波対策編)	//	//
//	//	(原子力災害対策編)	//	//
//	//	(風水害対策編)	//	//
//	//	(火山災害対策編)	//	//
//	//	(大火災対策編)	//	//
//	//	(大規模事故対策編)	//	//
令和元年度	静岡県地域防災計画	(共通対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	//
//	//	(津波対策編)	//	//
//	//	(原子力災害対策編)	//	//
//	//	(風水害対策編)	//	//
//	//	(火山災害対策編)	//	//
//	//	(大火災対策編)	//	//
//	//	(大規模事故対策編)	//	//
令和2年度	静岡県地域防災計画	(共通対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	//
//	//	(津波対策編)	//	//
//	//	(原子力災害対策編)	//	//
//	//	(風水害対策編)	//	//
//	//	(火山災害対策編)	//	//
//	//	(大火災対策編)	//	//
//	//	(大規模事故対策編)	//	//
令和3年度	静岡県地域防災計画	(共通対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	//
//	//	(津波対策編)	//	//
//	//	(原子力災害対策編)	//	//
//	//	(風水害対策編)	//	//
//	//	(火山災害対策編)	//	//
//	//	(大火災対策編)	//	//
//	//	(大規模事故対策編)	//	//
令和4年度	静岡県地域防災計画	(共通対策編)	修	正
//	//	(地震対策編)	//	//
//	//	(津波対策編)	//	//
//	//	(原子力災害対策編)	//	//

//	//	(風水害対策編)	//
//	//	(火山災害対策編)	//
//	//	(大火災対策編)	//
//	//	(大規模事故対策編)	//



# 静岡県地域防災計画

## 共通対策編



## 目次

総 則		頁
第1章 総則		1
第1節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	1 指定地方行政機関	1
	2 指定公共機関	4
	3 指定地方公共機関	6
	4 自衛隊	7
	5 静岡県	7
	6 市町	8
第2節	県の自然条件	8
	1 位置及び境域	8
	2 地形の特徴	8
	3 地質の概要	9
	4 気候	10
第3節	県の社会条件	11
第4節	予想される災害と地域	12
	1 地震・津波	12
	2 原子力災害	12
	3 風水害	13
	4 高潮・高波	13
	5 土石流・地すべり・かけ崩れ	13
	6 火山噴火	13
	7 火災・爆発	13
	8 事故	13
	9 複合災害・連続災害	14

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		15
第1節	通信施設等整備改良計画	15
第2節	防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画	16
	1 防災ヘリコプターの配備	16
	2 応急活動のための資材、機材の整備計画	16
第3節	道路鉄道空港等災害防止計画	17
第4節	防災知識の普及計画	17
	1 普及方法	17
	2 普及すべき内容	18
	3 県の実施事項	18
	4 市町の実施事項	21
	5 防災関係機関	21
第5節	防災のための調査研究	22
	1 実施方針	22
	2 土地条件調査上における地域別主要問題点	22
	3 災害発生状況調査	22
第6節	住民の避難体制	23
	1 避難地・避難路の周知啓発	23
	2 避難地・避難路の安全性の向上	23
	3 避難所の指定、整備	23
	4 避難地、避難所等の施設管理	24
	5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	25
第7節	防災訓練	25
第8節	自主防災組織の育成	26
	1 自主防災組織の概要	27
	2 推進方法	27
	3 研修会等の開催	27
	4 県民の果たすべき役割	27
	5 地域における自主防災組織の果たすべき役割	28
	6 県、市町の指導及び助成	29
	7 自主防災組織と消防団との連携	30
第9節	事業所等の自主的な防災活動	30
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	31
第11節	ボランティア活動に関する計画	31
第12節	要配慮者支援計画	31
第13節	救助・救急活動に関する計画	33
第14節	応急住宅	33
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	33
第16節	被災者生活再建支援に関する計画	34
第17節	県・市町の業務継続に関する計画	34
第18節	複合災害対策及び連続災害対策	35
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	35
第20節	災害に強いまちづくり	35

## 目次

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	37
第1節	総則	37
	1 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係	37
	2 県の行う措置	37
	3 防災業務計画と県地域防災計画との関係	38
	4 非常（緊急）災害対策本部との関係	38
	5 この計画を理解し実施するための留意事項	38
第2節	組織計画	39
	1 災害対策組織	39
	2 職員動員及び配備	43
第3節	応援・受援計画	44
	1 応援の実施基準	44
	2 実施方法	45
	3 富士山静岡空港の活用	47
第4節	通信情報計画	47
	1 県	48
	2 市町	50
	3 防災関係機関	51
	4 情報伝達手段及び通信系統	51
	5 異常現象発見の通報	52
	6 災害の被害等の情報の収集及び伝達	52
第5節	災害広報計画	53
	1 県	53
	2 市町	54
	3 防災関係機関	54
	4 経費負担区分	54
	5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	54
第6節	災害救助法の適用計画	55
	1 災害救助法の適用基準	55
	2 被害世帯の算定基準	55
	3 災害救助法の適用手続	56
第7節	避難救出計画	57
	1 避難誘導	57
	2 被災者の救助	60
	3 避難地への避難誘導・運営	60
	4 避難所の開設・運営等	61
	5 災害救助法に基づく県の実施事項	63
	6 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項	63
	7 避難行動要支援者への支援	64
	8 広域避難・広域一時滞在	65
第8節	愛玩動物救護計画	66
第9節	食料供給計画	66
	1 実施主体と実施内容	67
	2 災害救助法に基づく県の実施事項	67
	3 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	68
	4 応急食糧の保管状況	68
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	68
	1 実施主体と実施内容	68
	2 災害救助法に基づく県の実施事項	69
	3 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項	69
第11節	給水計画	69
	1 実施主体と実施内容	69
	2 災害救助法に基づく県の実施事項	70
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	70
	1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	71
	2 災害危険区域の指定	71
	3 応急住宅の確保	71
	4 災害救助法に基づく県の実施事項	73
	5 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用	73
	6 要配慮者への配慮	73
	7 住宅の応急復旧活動	73
	8 非常災害時における特例	73
第13節	医療・助産計画	74
	1 基本方針	74
	2 救護所、救護病院及び災害拠点病院	74
	3 実施主体と実施内容	75
	4 日本赤十字社静岡県支部の活動	75
	5 災害救助法に基づく県の実施事項	75
	6 非常災害時における特例	76



## 目次

発 災 後		頁
第14節	防疫計画	76
	1 県の実施事項	76
	2 市町長の実施事項及び要請事項	76
	3 県民及び自主防災組織の実施事項	77
	4 関係団体の実施事項	77
	5 その他	77
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	77
	1 基本方針	77
	2 し尿処理	77
	3 廃棄物(生活系)処理	78
	4 災害廃棄物処理	78
	5 非常災害時における特例	79
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	79
	1 基本方針	79
	2 実施主体と実施内容	79
	3 災害救助法に基づく県の実施事項	80
	4 非常災害時における特例	80
第17節	障害物除去計画	81
	1 災害救助法に基づく県の実施事項	81
	2 市町長の要請に基づく県の実施事項	81
	3 市町長の要請事項	81
	4 災害の拡大と二次災害の防止活動	81
第18節	社会秩序維持計画	81
	1 県	81
	2 県警察	82
	3 市町	82
第19節	輸送計画	82
	1 県	83
	2 市町及び防災関係機関の緊急輸送	85
	3 災害救助法の規定による輸送の範囲	85
第20節	交通応急対策計画	85
	1 陸上交通の確保	85
	2 海上交通の確保	88
	3 航空交通の確保	89
	4 有料道路の通行	89
	5 交通マネジメント	89
第21節	応急教育計画	90
	1 基本方針	90
	2 計画の作成	90
	3 災害救助法に基づく県の実施事項	91
	4 市町長の要請等に基づく県の実施事項	91
第22節	社会福祉計画	91
	1 基本方針	91
	2 実施事項	91
第23節	県警察災害警備計画	93
	1 基本的任務	93
	2 災害警備本部等の設置	93
第24節	消防計画	93
第25節	応援協力計画	95
	1 要請の実施基準	95
	2 実施方法	95
第26節	ボランティア活動支援計画	96
	1 県の実施事項	96
	2 市町の実施事項	96
第27節	自衛隊派遣要請計画	97
	1 災害派遣要請の範囲	97
	2 災害派遣要請	98
	3 市町長の災害派遣要請の要求手続	99
	4 自衛隊との連絡	99
	5 災害派遣部隊の受入れ体制	99
	6 災害派遣部隊の撤収要請	100
	7 経費の負担区分	100
	8 その他	100
第28節	海上保安庁に対する支援要請計画	100
	1 支援要請の範囲	100
	2 支援要請	100
	3 市町長の支援要請の依頼手続	100
	4 海上保安庁との連絡	100
第29節	県防災ヘリコプター支援計画	101
	1 支援の範囲	101
	2 市町長からの支援要請手続	101
第30節	電力施設災害応急対策計画	101
	1 電力会社の地域分担	101
	2 応急措置の実施	101
	3 県との連絡協議	101

## 目次

発 災 後		頁
第31節	ガス災害応急対策計画	101
	1 非常体制組織の確立	101
	2 応急対策	101
	3 県、市町等との連絡協議	102
	4 事故の報告	102
第32節	下水道災害応急対策計画	102
第33節	突発的災害に係る応急対策計画	102
	1 県の体制	102
第34節	県有施設及び設備等の対策計画	114
	1 県防災行政無線	114
	2 警察通信無線	114
	3 公共施設等	114
	4 コンピュータ	115

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章	復旧・復興対策	117
第1節	災害復旧計画	117
第2節	激甚災害の指定	118
第3節	被災者の生活再建支援	118
	1 災害弔慰金等の支給	118
	2 被災者の援護	118
	3 要配慮者の支援	120
第4節	風評被害の影響の軽減	121
	1 正しい情報の提供	121
	2 必要な検査等の実施	121
	3 被害の拡大防止	121
	4 関係機関との連携	121

# 第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

静岡県地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	・各編(2～8編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	・地震による災害対策
3 津 波 対 策 編	・津波（遠地津波を含む）による災害対策
4 原 子 力 災 害 対 策 編	・原子力事故等による災害対策
5 風 水 害 対 策 編	・風水害による災害対策
6 火 山 災 害 対 策 編	・伊豆東部火山群及び富士山の火山活動による災害対策
7 大 火 災 対 策 編	・大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
8 大 規 模 事 故 対 策 編	・道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
9 資 料 編	・各編に付属する各種資料

## 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

資料編Ⅱ（1-1）に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて静岡県の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整          イ 関係職員のパ遣          ウ 関係機関との連絡調整</p>
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導          イ 事業場等の被災状況の把握          ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導          エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>
農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事          イ 応急用食料・物資の支援に関する事          ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事          エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事          オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事          カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事          キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事          ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事          ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事          コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事          サ 被害農業者に対する金融対策に関する事</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
林野庁関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事          イ 民有林直轄治山事業等の実施に関する事          ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</p>
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事          イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事          ウ 被災中小企業の振興に関する事          エ 電気の安定供給に関する事（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）          オ ガスの安定供給に関する事（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関する事（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）          イ ガスの安定供給に関する事（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事          イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事          ウ 電気の安全確保に関する事（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）          エ ガスの安全確保に関する事（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>

<p>経済産業省 中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う） （カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>
<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
<p>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>

<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。          イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。          ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。          エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。          オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。          カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。          キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。          ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>海上保安庁 第三管区海上保安本部</p>	<p>ア 災害予防          (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施          (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発          (ウ) 港湾の状況等の調査研究          イ 災害応急対策          (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知          (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集          (ウ) 活動体制の確立          (エ) 船艇、航空機等による海難救助等          (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送          (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与          (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援          (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等          (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保          (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示          (サ) 海上における治安の維持          (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査          ウ 災害復旧・復興対策</p>
<p>環境省 関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供          イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集          ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
<p>環境省 中部地方環境事務所</p>	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
<p>防衛省 南関東防衛局</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整          イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整          ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

2 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
<p>独立行政法人国立病院機構</p>	<p>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</p>
<p>独立行政法人水資源機構</p>	<p>豊川用水水源施設（ダム、頭首工、導水路等）の管理、補修・改修、被害状況の把握及び防災関係機関への緊急事態の通報並びに災害復旧に関すること</p>

<p>日本郵便株式会社 東海支社</p>	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。                  (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付                  (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除                  (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除                  (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分                  イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>
<p>日本銀行</p>	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保                  イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保                  ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置                  エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請                  オ 各種措置に関する広報</p>
<p>日本赤十字社静岡県支部</p>	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること                  イ 血液製剤の確保及び供給のための措置                  ウ 被災者に対する救援物資の配布                  エ 義援金の募集                  オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整                  カ その他必要な事項</p>
<p>日本放送協会</p>	<p>気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報</p>
<p>中日本高速道路株式会社</p>	<p>ア 管轄する道路の建設及び維持管理                  イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡                  ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施                  エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>ア 鉄道防災施設の整備                  イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保                  ウ 災害時の応急輸送対策                  エ 災害時における応急救護活動                  オ 応急復旧用資材等の確保                  カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導                  キ 被災施設の調査及び早期復旧</p>
<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社</p>	<p>ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策                  イ 電気通信の特別取扱い                  ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）                  エ 防災関係機関の重要通信の優先確保                  オ 被害施設の早期復旧                  カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>
<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>	<p>ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行                  イ 災害時の応急輸送対策</p>
<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</p>	<p>ア 電力供給施設の防災対策                  イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報                  ウ 災害時における電力供給の確保                  エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報                  オ 被災施設の調査及び復旧</p>

電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報 エ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

### 3 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス 協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
海運業者 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力



静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

（※）要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

#### 4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 （浜松基地）	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

#### 5 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

6 市町

処理すべき事務又は業務
(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

第2節 県の自然条件

1 位置及び境域

- 静岡県はわが国のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれる。
- 東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖の西側で愛知県に接し、北は富士山を境に山梨県及び南アルプス連峰を境に長野県と接する。
- 南は黒潮が直接影響を与える相模湾、駿河湾と遠州灘に面し、伊豆半島は南方に突出して駿河湾と相模湾を分ける。
- 海岸線の延長は約500kmの長さに及び。

・面積・人口等 平成27年4月現在

東西	南北	面積	人口	人口密度
約160km	約120km	7,780km <sup>2</sup>	約368万人	約473人/km <sup>2</sup>

・境域の位置

東端	初島(熱海市)	東経 139° 10′	西端	多米峠南方(湖西市)	東経 137° 28′
北端	間ノ岳(静岡市)	北緯 35° 38′	南端	神子元島(下田市)	北緯 34° 34′

2 地形の特徴

- 本県の地形は、南へ突出した伊豆半島と御前崎、東の富士山と中・西部の急峻な山地、それを刻む急流河川と幅狭い海岸平野、伊豆半島のリアス式海岸と中・西部の平滑な海岸、眼前にひろがる急深な駿河湾と相模湾、それにやや陸棚の発達した遠州灘で代表される。
- 東部は富士山(3,776m)、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山(万三郎岳1,406m)をはじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山(1,051m)など南部フォッサマグナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3,121m)とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。
- 急峻な山地を浸食する河川は急流となり、山地を浸食して多量の砂礫を運ぶ。静岡県に源流をもつ安倍川と大井川をはじめ、山梨県から富士川、長野県からの天竜川など本県の4大河川はいずれも日本を代表する急流河川である。これらの河川は山地を出るとすぐ急深な海に注ぐことになるので、そこに三角州性扇状地を形成する。三角州性扇状地の末端は強い沿岸流で横に砂州がのびて入江を抱き、その入江がやがて中小の緩やかな河川で埋積されて三角州性低地ができる。これら扇状地平野と三角州性低地平野の組合わせが本県の海岸平野の特色である。そして河口に扇状地をつくり、しばしば氾濫するこのような荒れ川を「東海道式河川」と呼ぶ。
- 駿河湾と相模湾は急深で、湾奥でも水深1,000mに達するが、これはプレート境界にあたる駿河トラフ、相模トラフが湾奥まで入り込んでいるためである。

・主な山地と山頂の標高

山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖岳
標高	3,776m	1,406m	3,190m	3,141m	3,121m	3,013m

・主な河川と主流の延長 ( )は県内分

河川名	富士川	大井川	安倍川	天竜川
延長	128km(18km)	168km(168km)	51km(51km)	213km(95km)

河川名	狩野川	黄瀬川	潤井川	瀬戸川	菊川	原野谷川	太田川	気田川	都田川
延長	46km	30km	25km	26km	28km	38km	44km	50km	50km

3 地質の概要

- 静岡県は、火山及び火山性地層から構成される東部、海底に堆積した地層の摺曲山地から構成される中・西部に大きく分けられる。
- プレートとの関係から見れば、西部はユーラシアプレート上に位置するが、伊豆半島はフィリピン海プレートの火山帯に属し、両プレートの境界は南海トラフ・駿河トラフから東部を通過して相模トラフに抜ける。
- このように、プレート境界が近くを通過することは本県の特徴である。また、ユーラシアプレートと北アメリカプレートとの境界が日本海東縁からフォッサマグナを通過するとされるので、3プレートの境界である3重点が本県東部の近くに位置することにもなる。
- 本県の地質については古い年代の地層から構成される西部から順に述べる。

地域	地 質 等
西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大部分が海底堆積岩の摺曲山地で占められ、それらの地層は、北西側から南東側へ向かって古生代（360～248Ma、Maは100万年前）、中生代（248～66Ma）、古第三紀（66～24Ma）といずれも古い地質年代のものであるが、最も南東側の海岸近くに新第三紀（24～1.8Ma）のゆるく摺曲した地層が分布する。</li> <li>・ 古い年代の地層は折りたたまれるように強く摺曲し、かつ、地層の境界は大規模な衝上断層で境される。これはプレートの運動に伴い、地層が南東から北西に押されて摺曲し、次々とより古い年代の地層に付け加わったため、赤石山地は現在でも隆起を続けている。</li> <li>・ このため、山地の起伏と斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。</li> <li>・ 本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠（浜松市天竜区水窪町）から浜松市天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。</li> <li>・ 中央構造線は静岡県付近では最近の地質時代の活動は知られていない。しかし、断層破砕帯に沿っては地すべりの要注意地域となっている。</li> </ul>
中部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地は南部フォッサマグナと呼ばれ、そこに分布する地層は新第三紀という新しい年代の地層であるにもかかわらず強く摺曲した南北性の構造を示し、並行する南北性の衝上断層群で切られ、その西縁には西南日本と東北日本を分ける大断層、糸魚川―静岡構造線が竜爪山の東側を南北に走っている。この大断層も静岡県内では活断層や歴史上の被害地震の証拠は知られていない。</li> <li>・ しかし、より東方に位置する富士川河口断層帯に活断層が知られる。西部の山地と同様、強い摺曲と衝上断層を伴った南部フォッサマグナの山地は起伏が大きく、山地斜面の傾斜は急で、地層もやや軟弱なため、山崩れ、地すべりの発生しやすい地域となっている。</li> </ul>
東部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士山、愛鷹山、箱根外輪山、伊豆半島には大室山をはじめとする伊豆東部単成火群、天城山ほかの多くの火山が分布している。</li> <li>・ これらの火山はいずれも第四紀（1.8Ma～現在）で、富士火山帯、あるいはプレートとの関係から見れば東日本火山帯に属し、太平洋プレートがフィリピン海プレートへの沈み込み帯に並行して配列する火山群である。</li> <li>・ 富士山は日本を代表する玄武岩質の円錐形複成火山で、約1万年前に現在の形が出来上がった若い火山であるが、古富士火山や小御岳火山を覆って形成されている。</li> <li>・ 小御岳火山は愛鷹山、箱根外輪山などとほぼ同じ頃に活動した古い火山である。</li> <li>・ 東部の火山のうち、歴史時代に噴火記録を持つ火山は、富士山（青木ヶ原溶岩を噴出した864年の貞観噴火など少なくとも8回、最近が1707年の宝永噴火）と伊豆東部火山群に属する伊東沖の手石海丘（1989年）である。</li> <li>・ 富士山は若い火山であるが、大沢崩れをはじめとする溜沢が発達し、大雨や融雪に伴う雪崩、あるいは火山砕屑物（火山砂礫や岩さい）の流出は、土石流となって下流域に大きな被害を及ぼすおそれがある。</li> </ul>

伊豆半島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤をつくる地層は、新第三紀海底火山の噴出物を主とする湯ヶ島層群である。湯ヶ島層群は温泉や金銀鉱床としても知られるが、熱水変質作用のためにしばしば緑色から赤褐色に風化する。</li> <li>・白浜や堂ヶ島に見られる白色凝灰岩で特徴づけられる白浜層群はより新しい地層で、同じく海底火山活動の産物である粗粒の火山砕屑岩が目立つ。</li> <li>・海底火山噴出物のうち、溶岩は緻密・堅硬で風化・変質を受けにくい、火山砕屑岩（凝灰岩・凝灰角礫岩）は風化・変質を受けやすい。これらが組み合わさって堆積しているこの地域では透水性がよく、その部分から風化や崩壊がはじまるので、防災上注意が必要である。</li> <li>・また、伊豆半島には南北性の丹那断層や、西北西－東南東の石廊崎断層などの活断層があり、北伊豆地震（1930年）や1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震を引き起こし、各所で地盤災害を生じている。</li> </ul>
海岸地帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は河岸段丘と海岸段丘があるが、広く分布すると台地状に見えるので「洪積台地」とも呼ばれる。</li> <li>・洪積台地は日本平、牧之原、磐田原、三方原などで代表される。表層部が扇状地礫層でできていることからわかるように、これらは過去の扇状地性海岸平野の名残である。</li> <li>・第四紀は氷河時代と呼ばれるように、氷期と間氷期が繰り返し、それに伴って海面も昇降を繰り返した。最後の間氷期の高海面期（12万年前）に形成された海岸平野が隆起して洪積台地がつくられ、それより前の高海面期（30～50万年前）に形成されたものは現在の洪積台地より一段高い坂部原、小笠山などで、それらは大きく開析されて、今日では丘陵に近い。</li> <li>・海岸平野は東では狭いが西へ向かって広がる。県内の大河川の下流には扇状地性礫層がひろがり、代表的な平野の主要部は扇状地性礫層で構成される。これらに隣り合って中小河川が埋積した泥や砂泥からなる湿地帯や低平な三角州性平野が分布するが、浮島ヶ原、田方平野、菊川、袋井周辺の低地などがそれで、このような地域は泥質の地層が10m以上の厚さで分布する軟弱地盤地域が多く、過去の被害地震の際、木造家屋の全壊率がきわめて大きかった地域に一致する。</li> </ul>

#### 4 気候

- 静岡県は全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にあるが、一面において気象の変化は激しく、雨、風、波浪等による異常気象も現われやすいので、気候が温和であるという言葉で済ましてしまうわけにはいかない。
- 静岡県を気候的に大別すると、伊豆、富士山麓、県中部、県西部の地域に大別することができ、それぞれの地域で特性をもっている。これらの地域別に気温、風、雨量について見ると次のとおりである。

地域	気温・風・雨量
伊豆地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆半島の南部と北部、東海岸と西海岸では気候的にみても相当に違っている。</li> <li>・気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。</li> <li>・風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の1月、2月では10m/s以上になる日数は共に50%ぐらいとなっている。また、低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬季は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。</li> <li>・雨量は天城山付近では特に多く、県内で雨が最も多く降る地域となっている。計算された確率最大日雨量でも10年で400mmを超える雨量が考えられる。これを河川の洪水量の推定にそのまま結びつけることはできないが、これら雨の多い天城山付近では常に注意が必要である。</li> <li>・東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。</li> </ul>
富士山麓地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、富士（標高約66m）では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。</li> <li>・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>・降水量は海拔高度が500～1,000mの高い地域で多く、御殿場地方では年間平均して2,800mm位の雨量があり、特に多いのは梅雨期、秋雨期、台風期となっている。また、北駿地域ではさらに雨量が多くなっているが、富士宮、富士では御殿場地方に比べて一般に少なくなっている。</li> <li>・冬季の降雪も御殿場地方で多く、御殿場市の最深積雪は54cm（平成10年1月16日）であるが、白糸で26cm、岳南の平坦部では数cm位となって降雪のない年もある。</li> <li>・なお、海拔300～400m以上では霧が出現することが多く、特に梅雨期においては霧日数が多く、御殿場では月平均10日位となっている。</li> </ul>

<p>県中部地方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約16℃位である。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。</li> <li>風は年を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱い。大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では10m/s以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では10m/s以上となる年間日数(約121日)の約6割が冬季から早春(12月～3月)に集中している。しかし、静岡では10m/sを超えるのは月のうち0.2日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。また、発達する低気圧や台風により強風が現れ御前崎ではしばしば暴風を記録している。</li> <li>冬季雨量は快晴の日が多いため少なく、月平均約80mm前後で、最小湿度は20%位になることも少なくないが、春から夏、秋にかけては月平均200～300mmの雨量となり、発達した低気圧や台風により安倍川、大井川の山間部では1日200mmを超える大雨となることがある。梅雨期の雨は500mm内外であるが、大井川上流域では700mmを超え、前線の活動による大雨の災害は台風期についてこの梅雨期に多く起きている。</li> <li>また、駿河湾南部、御前崎付近では、梅雨期の濃霧の発生が顕著でしばしば船舶の遭難の原因ともなっている。台風は年1～2個が静岡県に接近又は上陸して大雨による洪水や高波の災害、塩風害が発生している。</li> </ul>
<p>県西部地方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の浜松市天竜区佐久間町の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。</li> <li>冬季の季節風による強風は、浜松では10m/s以上になる日数がひと月で2～3日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱い。台風の襲来時には20m/s以上の暴風となることがある。</li> <li>雨量は平野部では全般に少なく、特に天竜川河口付近から浜名湖にかけての地域では県内でも一番雨の少ない地域となっていて、年雨量は約1,800～2,000mmとなっている。天竜川中流から太田川上流域では全般に多く、年間総量は2,600～2,800mmとなり、大井川上流域に次いで多い地域となっていて、特に梅雨期の雨量が多くなる傾向があることは、昭和36年6月の豪雨の雨量と洪水からも注意されるべきである。</li> </ul>
<p>多雨帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量については、伊豆半島の天城山付近が最も多く、局地的に常に雨の降りやすい気候特性を示すが、これについて多雨なのは大井川中・上流域、天竜川流域と太田川上流域及び富士山周辺である。</li> <li>これを県下全般としてみると、伊豆半島中央部の山地に一つと、平野部から山間部に入った地域の数点の多雨域がみられる。そしてこれらは、県の中央をほぼ東西に帯状をなして連なっている。</li> <li>昭和49年7月7日～8日の記録的大雨は、この特徴的な帯状多雨地帯の平野寄り而降ったもので、静岡県の多雨地帯のすべてに集中した大雨の典型である。</li> </ul>

### 第3節 県の社会条件

- 本県は太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきた。
- 特に、従来からの東海道線、国道1号、その他の幹線国道等に加えて東海道新幹線、東名高速道路が整備されたが、由比地区ではこれらの幹線が、急峻な山地斜面と海岸との間の狭い平坦部に集中し、防災上の大きな問題点となっている。
- 一方、自然景観と温暖な気候にも恵まれ観光面においても各所でめざましい開発がなされ、県内外の観光客等の収容施設が各所に所在し、災害対策上の一つの問題点となっている。その他にも、いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。

問題点	1 無計画な宅地造成	4 道路の未整備
	2 上・下水道の不足	5 河川の未整備
	3 ごみ・し尿処理の不徹底	6 住宅の不足

- また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

## 第4節 予想される災害と地域

### 1 地震・津波

- 「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸川川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。
- 本県における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。
- とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。
- 最近では、平成8年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。
- 今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。
- なお、本県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。
- このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。
- 津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。
- 以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

### 2 原子力災害

- 「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。
- 本県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている（詳細は「静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)」参照）。
- なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する県民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

### 3 風水害

- 県内の主要河川は、ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。
- しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

### 4 高潮・高波

- 「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。
- 季節的には8月～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

### 5 土石流・地すべり・がけ崩れ

- 県内で砂防指定地が1,725箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,306箇所及び土砂災害警戒区域が18,218箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）

### 6 火山噴火

- 「火山活動」とそれに伴う現象については、山頂からの噴火や山腹からの噴火があり、噴火の形態としては、溶岩の流出や火山灰の噴出、水蒸気爆発、火砕流、泥流等などがあって、それに伴う災害の形態も多岐にわたる。
- 本県には、富士山、伊豆東部火山群があり、さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では1989（平成元）年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。
- また、富士山では、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

### 7 火災・爆発

- 「火災・爆発」については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、大井川港周辺、田子浦港周辺、焼津漁港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。
- また、一般火災については、本県は冬期には比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、一度火災が発生すると、都市区域にあっては大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。
- 近年、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。
- また、都市ガスやプロパンガス等による大規模な「爆発」については、1980（昭和55）年の静岡駅前地下街、1983（昭和58）年の掛川レジャー施設における爆発事故などの例がある。

### 8 事故

- 大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、本県の場合、関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道新幹線、東海道本線などの中央に位置し、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。
- 特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979（昭和54）年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。
- なお、富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対しても注意する必要がある。
- また、本県の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しよによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

## 9 複合災害・連続災害

- 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。
- 本県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。
- また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。



## 第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

### 第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。

区 分	内 容
県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。</li> <li>その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリを導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。</li> <li>昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。</li> <li>平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。</li> <li>平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。</li> <li>防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。</li> </ul>
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。</li> <li>静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。</li> </ul>
気象観測施設の充足整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は「静岡県水防計画書」（資料編 第13表、第14表）のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、湿度）18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所117箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul>
被災者等への情報伝達手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</li> <li>県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</li> </ul>

・気象観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)

関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設
気象庁	31 ( 31)	18
国土交通省	47 ( 47)	12
静岡県	118 (117)	0
計	196 (195)	30

( ) 内はテレメーター

水位観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)

設置場所：資料編Ⅱ6-2

関係機関名	水位観測施設	備考
国土交通省	28 ( 28)	
静岡県	161 (160)	
計	189 (188)	

( ) 内はテレメーター

## 第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

### 1 防災ヘリコプターの配備

県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。

区 分	内 容
機 種	レオナルド式AW139型
座 席 数	14席
全 備 重 量	6,400kg
巡 航 速 度	278km/h
特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ

なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポート（資料編 10-7-1～10-7-4参照）について、県及び市町は確実に使用ができるよう努めるものとする。

### 2 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、県及び市町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
救 助 用 資 材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
給 水 用 資 材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
応急仮設住宅	組立式仮設住宅
応急復旧資材	小型ブルドーザー（主として山村へき地）
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
そ の 他	天幕、折たたみ式寝台、地下足袋、長ぐつ

### 第3節 道路鉄道空港等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道 路 交 通 の 災 害 予 防 計 画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全設備等の整備</li> <li>イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</li> <li>ウ 異常気象時の通行規制区間の指定</li> <li>エ 通行規制の実施及び解除</li> <li>オ 通行規制の実施状況に関する広報</li> </ul>
鉄 道 の 災 害 予 防 計 画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。</li> <li>・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。</li> </ul> </li> <li>イ 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。</li> </ul> </li> <li>ウ 異常気象時における運転の停止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。</li> <li>・中止等の基準は資料編Ⅱ（10-5）のとおりである。</li> </ul> </li> <li>エ 運行規制の実施状況に関する広報</li> </ul>
空 港 の 災 害 予 防 計 画	<p>空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空港機能管理規程の整備</li> <li>イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</li> <li>ウ 異常気象時における離着陸禁止など必要な措置</li> </ul>

### 第4節 防災知識の普及計画

- 地震等による被害を最小限にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。
- また、災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教 育 機 関	<p>防災に関する教育の充実に努める。</p>
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> <li>・専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>

#### 1 普及方法

県及び市町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	県民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

## 2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災気象に関する知識</li> <li>(2) 防災の一般的知識</li> <li>(3) 県地域防災計画の概要</li> <li>(4) 自主防災組織の意義</li> <li>(5) 災害危険箇所に関する知識</li> <li>(6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害情報等の聴取方法</li> <li>イ 停電時の心構え</li> <li>ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底</li> <li>エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備</li> <li>オ 避難所の適正な運営</li> <li>カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</li> <li>キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について</li> <li>ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動</li> </ul> </li> <li>(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮</li> </ul>
------	---

## 3 県の実施事項

### (1) 県職員等に対する教育

- 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。
- 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教 育 事 項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識
	イ 東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ 第4次地震被害想定の内容
	エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
	オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策
	カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
	ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
	ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
	コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
	サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項	

- カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。
- 各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。
- 県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

(2) 生徒等に対する教育

- 県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。
- 県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	<p>自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。</p> <p>イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p>
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技術の修得の徹底を図る。

(3) 県民に対する防災思想の普及

- 県は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。
- 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくた

め、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区分	内容
<p>一般的な啓発内容</p>	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識                      イ 第4次地震被害想定の内容                      ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策                      エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策                      オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識                      カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識                      キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置                      ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性                      ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策                      コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識                      サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識                      シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備                      ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え                      セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識                      ソ 避難生活に関する知識                      タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮                      チ 安否情報の確認のためのシステム                      ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性                      テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性                      ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>
<p>手段・方法</p>	<p>・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。                      ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>
<p>静岡県地震防災センターによる啓発</p>	<p>・静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害(以下「地震防災等」という。)に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。                      その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。                      ・地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。                      ・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>
<p>静岡県富士山世界遺産センターによる啓発</p>	<p>・県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。</p>
<p>ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発</p>	<p>・県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。</p>
<p>美しい伊豆創造センターと連携した啓発</p>	<p>県は、美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。                      ・ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発                      ・ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発                      ・学校でのジオパーク教育を通じた防災教育                      ・ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</p>
<p>社会教育を通じた啓発</p>	<p>・県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p>

	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul>	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</li> </ul>
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul>				
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</li> </ul>				
各種団体を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</li> <li>・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</li> <li>・県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</li> </ul>				
自動車運転者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</li> <li>・県は、南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</li> </ul>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災緊急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
相談窓口等	<p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総合的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）
総合的な事項	危機管理部、各地域局				
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）				

(4) 市町防災担当者研修会の実施

- 県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。その際、国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。

研 修 事 項	ア 気象状況の知識
	イ 救急・救出の実務
	ウ 非常無線の取扱方法
	エ 災害危険箇所に関する知識
	オ その他防災に関すること

(5) 防災対策研究の国際的な情報発信

- 災害から得られた知見や教訓を国際交流等の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するように努めるものとする。

4 市町の実施事項

- 市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- 市町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- 啓発内容については、概ね県の例による。

5 防災関係機関

- 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災緊急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

## 第5節 防災のための調査研究

### 1 実施方針

県は、静岡県における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
(1)	本県の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。
(2)	古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
(3)	災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
(4)	今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
(5)	要防災の程度を区分する。
(6)	要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。 イ 県下におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発、電源開発等に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきている。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。
(7)	要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

### 2 土地条件調査上における地域別主要問題点

地域	主要問題点
狩野川流域	ア 上流河谷部における土砂の流出防止の問題 イ 修善寺～大仁間における湛水危険の問題 ウ 下流部における常襲冠水地帯の問題 エ 河口部の排水困難な問題 オ 伊豆半島における火山活動と地殻の不安定性の問題
富士山地域	ア 富士山の火山活動に対する火山地質学的研究の問題 イ 富士山大沢崩れ及び南西山麓の溪（猪ノ窪川、弓沢川）と、その下流部に対する影響の問題 ウ 山麓の開発に伴う土壌侵食と水害問題 エ 山麓の地下水と軽微な地盤沈下の問題
富士川流域	ア 山梨県の早川流域の開発に伴う洪水発生の危険の問題 イ 富士川上流のダム開発と海岸侵食の問題 ウ 富士川流域（蒲原丘陵を含む）の地すべり問題 エ 沼津～由比海岸の高波と小河川河口の処理問題
静岡平野及び有度山地域	ア 有度山“崩れ”危険の問題 イ 巴川下流の排水不良の問題 ウ 海岸侵食の問題
安倍川、大井川流域	ア 安倍川上流の“大谷崩”をはじめとする崩れ対策の問題 イ 焼津海岸の侵食の問題
牧之原台地と小笠山丘陵地域	ア 台地の縁辺の崩れと集中被害発生危険問題 イ 菊川の排水不良の問題 ウ 砂丘の防砂対策と海岸侵食の問題
天竜川流域	ア 大ダムの建設とその下流部及び海岸侵食に与える影響の問題 イ 天竜川の流出土砂の問題 ウ 中央構造線に沿う土砂崩れの問題
浜名湖周辺地域	ア 三方原台地の開発と土壌侵食の問題 イ 高潮、津波に対する問題

### 3 災害発生状況調査

区分	内容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。



津波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
火山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大震災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

## 第6節 住民の避難体制

市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

### 1 避難地・避難路の周知啓発

市町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

### 2 避難地・避難路の安全性の向上

市町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

#### (1) 避難地

- ①避難地標識等による住民への周知
- ②周辺の緑化の促進
- ③複数の進入口の整備

#### (2) 避難路

- ①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ②落下・倒壊物対策の推進
- ③誘導標識、誘導灯の設置
- ④段差解消、誘導ブロックの設置

### 3 避難所の指定、整備

市町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

#### (1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 市町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。
- ③ 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

⑤ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

## (2) 2次的避難所の整備

### ① 福祉避難所

- 市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- 市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

### ② 2次的避難所

- 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- 市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

## 4 避難地、避難所等の施設管理

### (1) 市町

市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策

に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

## (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

## (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実にも努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・県及び市町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- ・県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。

## 第7節 防災訓練

県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、県、市町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</li> <li>・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 水防           (2) 消火           (3) 交通規制       (4) 航空偵察                      (5) 道路啓開   (6) 救出・救護   (7) 避難・誘導   (8) 通信情報連絡                      (9) 救助物資輸送 (10) 避難所運営   (11) 給水・炊出し (12) 応急復旧                      (13) 遺体措置</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> </ul>
県救助作業隊員訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。</li> <li>・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(1) 渡河 (2) 登山 (3) 飯ごう炊飯 (4) 輸送 (5) 荷役 (6) 命令・伝達</p>
救助・救急関係機関の連携	<p>県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>
県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施	<p>災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p>
非常通信訓練	<p>災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</li> </ul>
防災訓練実施後の評価等	<p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

## 第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容	
組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

実施主体	内 容
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。
県	南海トラフ地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、南海トラフ地震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。

3 研修会等の開催

- 県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 県民の果たすべき役割

- 地震、津波等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。
- 県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車のこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>ア 正確な情報の把握                  イ 火災予防措置                  ウ 非常持出品の準備                  エ 適切な避難及び避難生活                  オ 自動車の運転の自粛</p>
災害発生後の実施事項	<p>ア 出火防止及び初期消火                  イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動                  ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護                  エ 自力による生活手段の確保</p>

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。
- 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</li> <li>・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</li> </ul>
「防災委員」の自主防災組織内での活動	<p>防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災地図の作成	<p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の防災計画書の作成	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</li> <li>・避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</li> </ul> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票）                  イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）                  ウ 人材台帳                  エ 自主防災組織台帳</p>
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難所の運営体制の整備	<p>各市町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>

<p>防災訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</li> <li>この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。</li> <li>また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報の収集及び伝達の訓練</li> <li>イ 出火防止及び初期消火の訓練</li> <li>ウ 避難訓練</li> <li>エ 救出及び救護の訓練</li> <li>オ 炊き出し訓練</li> </ul> </li> </ul>
<p>地域内の他組織との連携</p>	<p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

6 県、市町の指導及び助成

区分	内 容												
<p>自主防災組織づくりの推進</p>	<p>県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</p>												
<p>防災委員制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul>												
<p>地域防災指導員制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>												
<p>自主防災に関する意識の高揚</p>	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1323 1406 1626"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>実施機関</th> <th>対 象 者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市 町</td> <td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>市 町</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市 町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市 町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的										
自主防災組織中核的リーダー研修	市 町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。										
防災委員研修	市 町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。										
<p>組織活動の促進</p>	<p>市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。</p>												
<p>コミュニティ防災センターの活用</p>	<p>市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</li> <li>イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</li> <li>ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</li> </ul>												

地域防災活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。</li> <li>・推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、地域の優良事例などの情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</li> </ul>
自主防災組織への助成	<p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。県及び市町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>県及び市町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>

## 7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 県及び市町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

## 第9節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災訓練</li> <li>イ 従業員等の防災教育</li> <li>ウ 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>エ 火災その他災害予防対策</li> <li>オ 避難対策の確立</li> <li>カ 救出及び応急救護等</li> <li>キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保</li> <li>ク 施設及び設備の耐震性の確保</li> <li>ケ 予想被害からの復旧計画策定</li> <li>コ 各計画の点検・見直し</li> </ul>
防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</li> <li>・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援する</li> </ul>



	<p>ための情報提供体制等の整備に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</li> <li>・県、市町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</li> </ul>
事業継続計画 (BCP)の取組	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>

## 第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。

市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第11節 ボランティア活動に関する計画

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</li> <li>・県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</li> </ul>
ボランティア活動経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</li> <li>・県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</li> </ul>

## 第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容
-----	-----

<p>市町の災害時要配慮者支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</li> <li>地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="419 387 1425 517"> <tr> <td>行政機関</td> <td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td>地域組織</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </table> </li> </ul>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等						
<p>県の要配慮者支援体制</p>	<p>県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>						
<p>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。</li> <li>市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。</li> <li>市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</li> <li>市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</li> <li>上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</li> <li>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</li> <li>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</li> </ul>						
<p>防災訓練</p>	<p>市町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。</p>						
<p>人材の確保</p>	<p>市町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。</p>						
<p>協働による支援</p>	<p>市町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</p>						
<p>地区防災計画との整合</p>	<p>市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>						

避難支援等関係者等の安全確保	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

### 第13節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

### 第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容
応急住宅	建設型応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</li> <li>県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</li> </ul>

### 第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
県、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>県及び市町は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。なお、防災機能を有する道の駅は資料編Ⅱ（10-2-3）のとおりである。</li> </ul>
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> <li>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会を増大に努めるものとする。</li> <li>・県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</li> </ul>
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> <li>・県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</li> </ul>

## 第16節 被災者生活再建支援に関する計画

区分	内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</li> <li>・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</li> </ul>
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア住家被害の調査及び災証明書交付の訓練 イ応援協定の締結 ウ応援の受入れ体制の構築</li> </ul>
システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</li> </ul>

## 第17節 県・市町の業務継続に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</li> <li>・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</li> </ul>

<p>業務継続計画等において定めておく事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>・電気・水・食料等の確保</li> <li>・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>・重要な行政データのバックアップ</li> <li>・非常時優先業務の整理</li> </ul> </div>
---------------------------	---

## 第18節 複合災害対策及び連続災害対策

- 県、市町及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 県、市町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

県及び市町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

## 第20節 災害に強いまちづくり

- 県及び市町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- 注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 県及び市町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
  - 市町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
  - 県及び市町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交

通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

- 県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

この計画は、県が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

県が実施する措置
(1) 「災害対策基本法」(以下、この章において「法」という。)第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき市町長等から応援を求められたとき、又は応急措置の実施について要請を受けた場合の措置
(2) 法第70条(都道府県の応急措置)の規定に基づき、県の責務として実施すべき措置
(3) 法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、災害の発生により市町が大部分の責務を行うことができなくなったときの代行措置

### 第1節 総則

#### 1 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係

- 法第42条(市町村地域防災計画)では、市町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- 県地域防災計画は、市町が市町地域防災計画に基づいて実施する応急対策を助け、かつ総合調整を行うための措置、並びにその措置が推進できるよう市町地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

#### 2 県の行う措置

- 法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

県の実施する措置
(1) 「気象業務法」第15条の規定に基づく気象、地象、津波、高潮、波浪、洪水警報及び「活動火山対策特別措置法」第21条の規定に基づく火山現象に関する情報の伝達
(2) 「水防法」第11条の1の規定に基づく洪水予報の発表
(3) 「水防法」第16条の1の規定に基づく水防警報の発表
(4) 「水防法」第29条の規定に基づく立退きの指示
(5) 「地すべり等防止法」第25条の規定に基づく立退きの指示
(6) 「警察官職務執行法」第4条の規定に基づく避難等の措置
(7) 「災害救助法」第4条に規定する救助の実施
(8) 被害を受けた県立学校の児童及び生徒の応急教育に関する事項
(9) 県有及び県の管理する施設並びに設備の応急復旧に関する事項
(10) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条の規定に基づく防疫に関する事項
(11) 犯罪予防、交通の規制、その他災害における社会秩序の維持に関する事項
(12) 市町の区域を越える緊急輸送の確保に関する事項
(13) 「自衛隊法」第83条の規定に基づく自衛隊の派遣要請
(14) 「河川法」第22条の規定に基づく洪水防ぎょ(土地、土石、竹木の一時使用等)
(15) 「水防法」の規定に基づく水防応急対策の実施
(16) 「道路法」第68条の規定に基づく措置(非常災害時における土地の一時使用等)
(17) 「土地改良法」第120条の規定に基づく措置(急迫の災害を防ぐための土地の一時使用等)
(18) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条の規定に基づく措置(緊急調査)
(19) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第31条の規定に基づく措置(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)
(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置

- 上記(20)として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成

するよう努める。

- 国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

### 3 防災業務計画と県地域防災計画との関係

- 県地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとし、法70条（都道府県の応急措置）の規定に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については計画ごとに明示し運用の総合性を図るものとする。

### 4 非常（緊急）災害対策本部との関係

- 非常災害の発生により法第24条（非常災害対策本部の設置）又は法第28条の2（緊急災害対策本部の設置）の規定に基づき、内閣府に非常（緊急）災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常（緊急）災害対策本部長の指示を受けるものとする。

### 5 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>• この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</li> <li>• 県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、県及び市町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>• ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</li> </ul>
市町の配慮すべき事項	<p>(1)要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町長は、市町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。</li> <li>• 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</li> </ul> <p>-----</p> <p>(2)関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</li> </ul>
応援の指揮系統	この計画に基づき市町等を応援する場合の指揮系統は、法第67条（他の市町長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市町長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名</p>



従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。</li> <li>・県が市町長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。</li> </ul>

## 第2節 組織計画

県の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

### 1 災害対策組織

組織名等	概要
静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉（資料編Ⅰ3）の定めるところによる。</li> <li>・運営は、「静岡県防災会議条例」（昭和37年静岡県条例第42号）（資料編Ⅰ1）及び「静岡県防災会議運営要領」（昭和37年12月14日静岡県公告）（資料編Ⅰ2）の定めるところによる。</li> </ul>
静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>・設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」との通り。</li> <li>・運営は、「静岡県災害対策本部条例」（昭和37年静岡県条例第43号）（資料編Ⅰ4）及び「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）（資料編Ⅰ5）の定めるところによる。</li> </ul>
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」（第20章第4節）の定めるところによる。
静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」（第2章）のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。
静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>・本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul>

#### (1) 本部員会議

ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

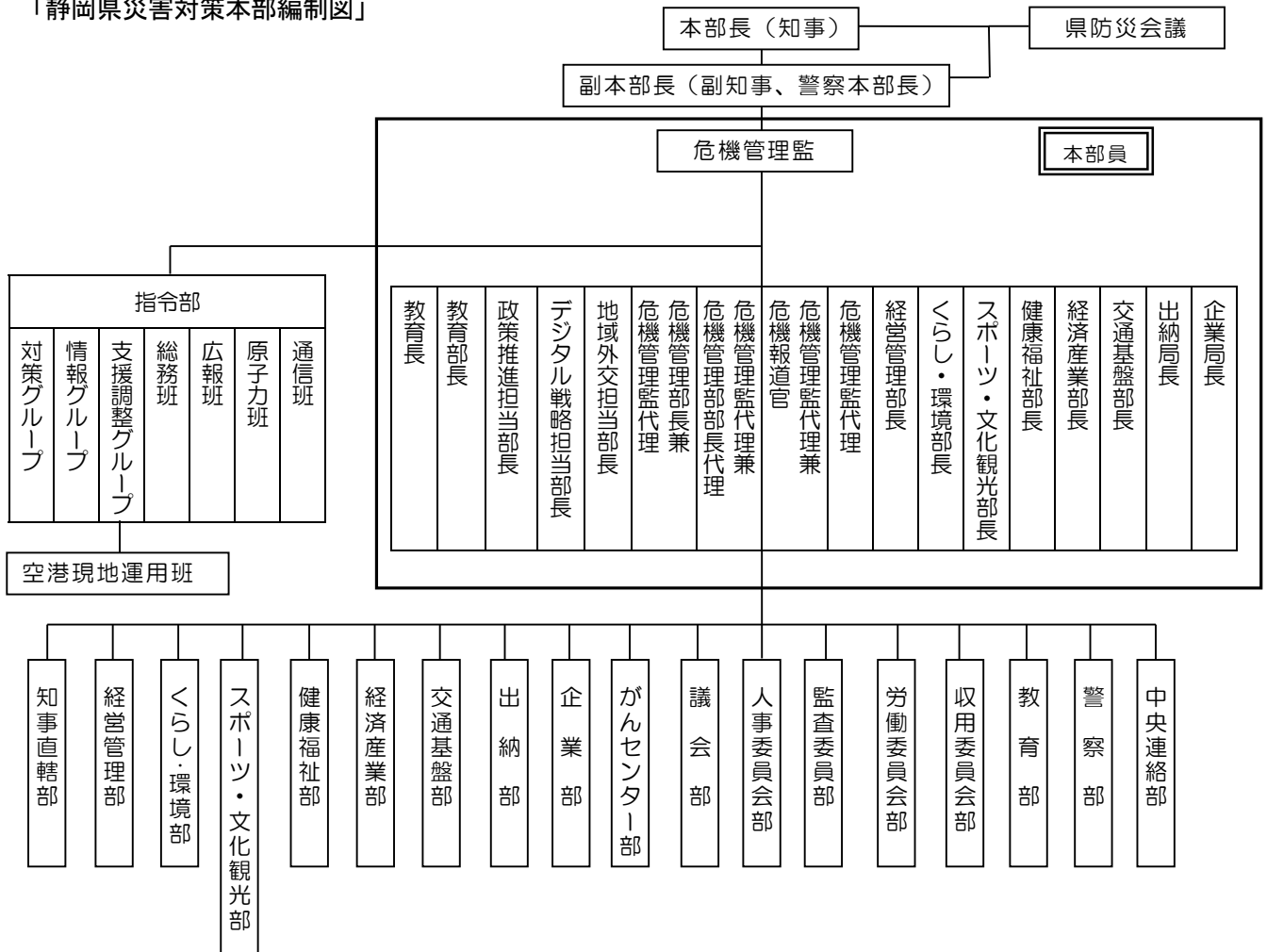
エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会

議への連絡員の派遣を要請することができる。

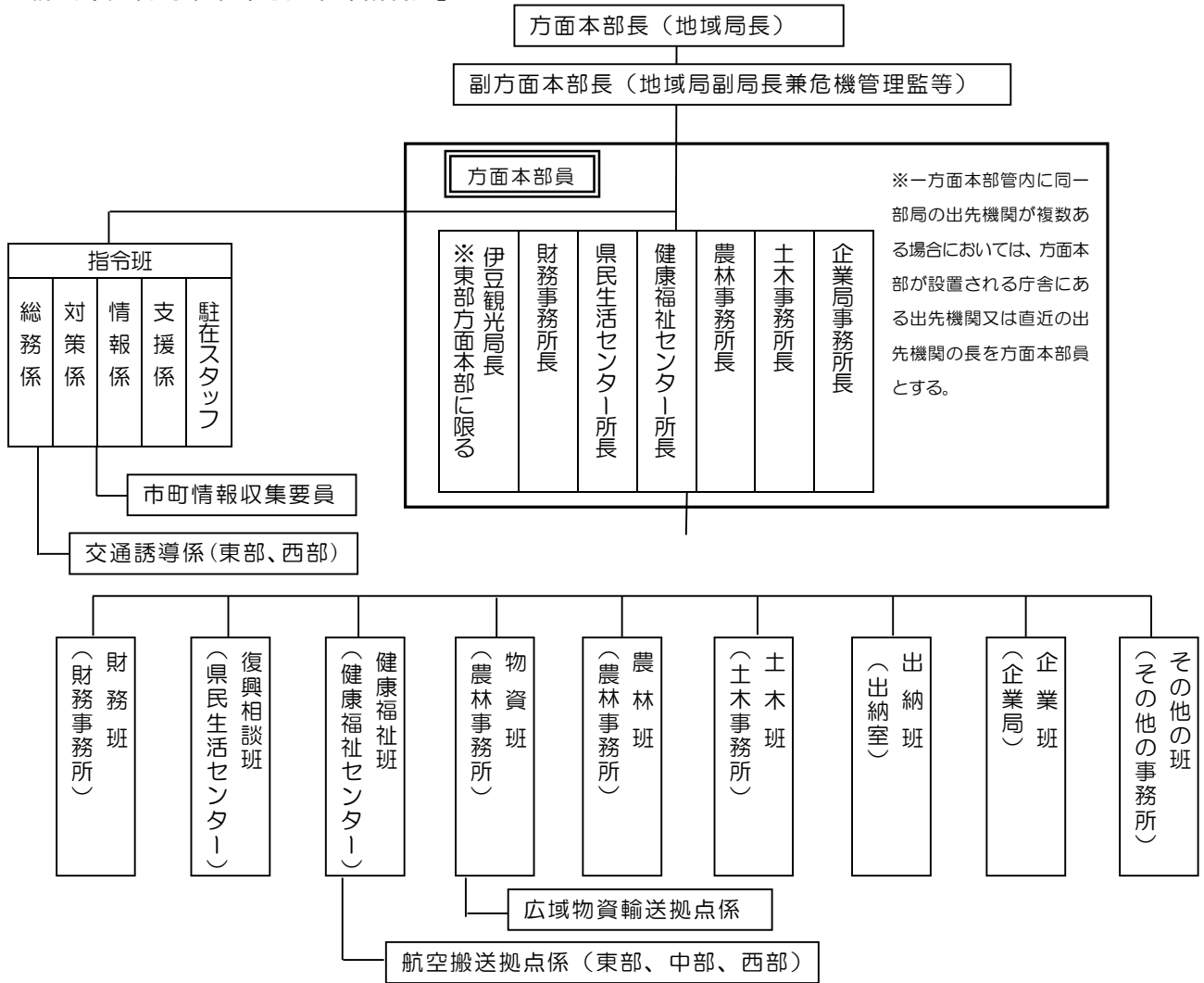
(2) 対策会議

- ア 対策会議は、別表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。
- イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。
- ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

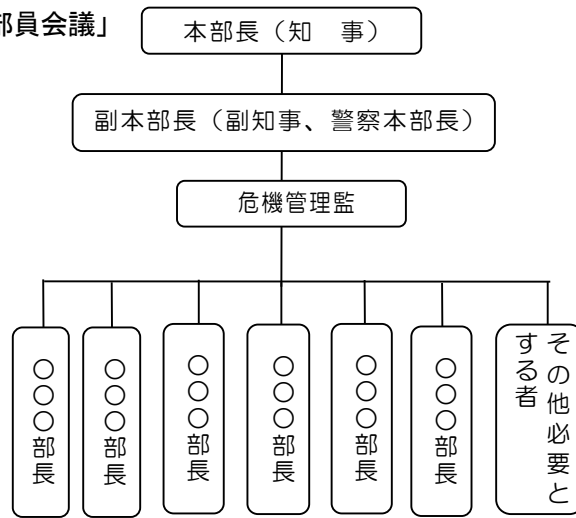
「静岡県災害対策本部編制図」



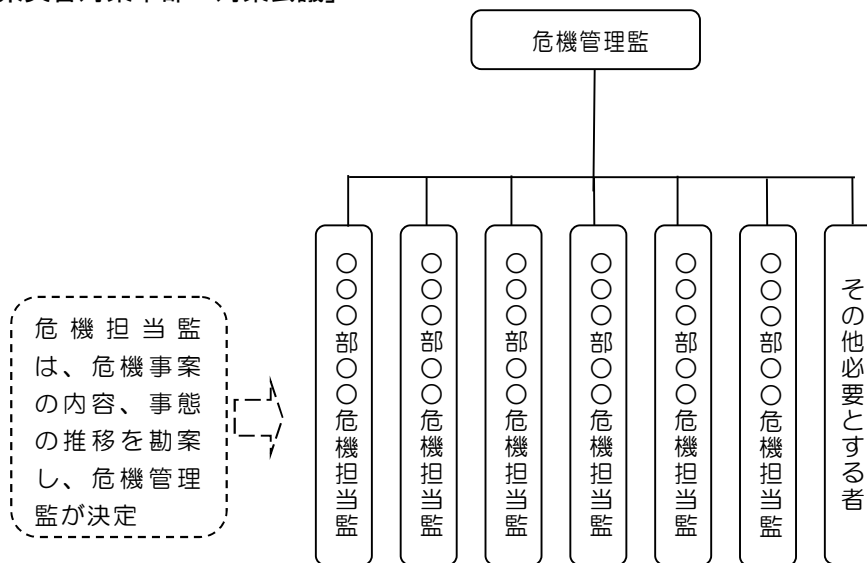
「静岡県災害対策本部方面本部編制図」



「静岡県災害対策本部 本部員会議」



「静岡県災害対策本部 対策会議」



<危機担当監>

知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局长兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局长兼総務課長、健康福祉部政策管理局长、経済産業部政策管理局长、交通基盤部政策管理局长、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会教育部参事(政策管理担当)

<その他必要とする者>

県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者

2 職員動員及び配備

- 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。
- 本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。この際、局地的に大災害が発生した場合は、必要により、被災市町に県指令部から総括支援を行う要員及び航空調整等を行う要員を速やかに派遣する。
- 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。
- それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

災害対策本部運営要領別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」

体制 事象	情報収集体制	警戒体制	特別警戒体制	災害警戒本部	災害対策本部	
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	-	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	-	-
地震、津波、火山災害	震度4津波注意報 気象台情報に基づく当番課長判断	震度5弱津波警報 伊豆東部火山群の地震活動の見通しに関する情報	震度5強噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4	大津波警報 噴火警戒レベル5	震度6弱以上
風水害等一般災害	気象警報(波浪、津波を除く)※1 土砂災害警戒情報 氾濫警戒情報 高齢者等避難・避難指示※2 市町災害対策本部設置	氾濫危険情報	洪水予報 河川及び水位周知 河川における氾濫発生情報	-	気象特別警報	-
災害による人的被害	重傷者1名以上又は軽傷者15名以上	死者、行方不明者の発生	要救助者の発生又は死者、行方不明者5名以上	-	-	-
災害による住家被害	全壊、半壊、床上浸水の発生又は一部損壊が10戸以上	1市町以上が災害救助法1号適用程度に達する見込み	1市町以上が災害救助法の適用申請	-	-	-
その他	停電や交通障害の発生等、県民生活に支障が見込まれ、当番課長が配備の必要を認めるとき	台風の暴風域に入る確率が高く、日中に配備を開始する場合等、当番危機管理監代理が配備の必要を認めるとき	大規模な停電や交通傷害の発生等、県民生活に重大な支障が見込まれ、危機管理監が配備の必要を認めるとき	気象特別警報の発表の予告	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	-
配備の内容	関係所属による情報収集	事態の推移を踏まえ、関	全庁的な情報共有体制	全庁的な情報共有体制のもの	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急	

	集及び連絡活動を主とした体制	係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	を強化、必要な災害対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)	と、大規模な災害の発生に備える体制	対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)	
配備課等	危機管理部 当番 交通基盤部 当番 地域局当番 ※3等	危機管理部 要員 交通基盤部 要員 各部署危機 管理担当課 地域局当番 ※3等	危機担当監 危機管理部 全員 交通基盤部 要員 各部署危機 管理担当課 地域局要員 ※4等	知事・副知事 本部員 危機担当監 危機管理部全 員 交通基盤部要 員 各部署危機管 理担当課 地域局要員※ 4等	知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部※ 6 方面本部要員 ※5 道路、医療、 物資等担当部 局等	全職員参集

- ※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。
  - ※2 「高齢者等」とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等、及びその人の避難を支援する者のことをいう。以下同じ。
  - ※3 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。
  - ※4 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。
  - ※5 地震災害以外の場合、指示により参集する。
  - ※6 危機管理部以外の職員は、指示により参集する。
- ・風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防配備基準を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。
  - ・地域局における配備基準は、特別警戒体制以下の場合、管内で発生した事象において適用する。
  - ・その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。
  - ・空港振興局は、「南海トラフ地震臨時情報」、「地震災害」、「風水害等一般災害」を対象として配備体制を執る。このうち、「風水害等一般災害」は、当該事象が島田市又は牧之原市に発生し、且つ、特に被害が予想される場合(台風の進路に当たる場合など)とする。

### 第3節 応援・受援計画

知事が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。

#### 1 応援の実施基準

区 分	内 容
応援の時期	<p>知事が必要と認めたととき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたとときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>

応援動員対象者	ア 県職員	カ 医師、歯科医師又は薬剤師
	イ 市町職員（消防団員を含む）	キ 保健師、助産師又は看護師
	ウ 警察官	ク 土木技術者又は建築技術者
	エ 自衛官	ケ 大工、左官又はとび職
	オ 海上保安官	コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区分	内容						
県、市町職員の応援	<p>(1)救助作業隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>-----</p> <p>(2)技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>						
消防団の応援動員要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援動員能力は資料編Ⅱ（11-2）＜消防団員数一覧表＞に掲げるとおりである。</li> <li>なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。</li> <li>動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。</li> </ul>	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項
ア 応援動員規模	エ 装具等						
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所						
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項						
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。						
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。						
海上保安庁に対する支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。						
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。						
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。</li> <li>応援動員の範囲及び応援動員能力は資料編Ⅱ（11-3）＜県内建設業者応援動員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。</li> <li>応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。</li> </ul>						
市町	<p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>						

	<p>他の市町長に対する応援要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</li> <li>「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県 消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</li> </ul>
	<p>県から市町に対する応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</li> <li>知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</li> </ul> <p>ア 応援を必要とする理由          イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等          ウ 応援を必要とする場所          エ 応援を必要とする期間          オ その他応援に関し必要な事項</p>

<p>関係機関等への協力要請</p>	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>ア 出遣を要請する理由          イ 出遣を要請する職員の職種別人員数          ウ 出遣を必要とする期間          エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件          オ その他職員の出遣について必要な事項</p> <hr/> <p>(2) 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあせんと求めることができる。</p> <p>ア 出遣のあせんと求める理由          イ 出遣のあせんと求める職員の職種別人員数          ウ 出遣を必要とする期間          エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件          オ その他職員の出遣のあせんについて必要な事項</p> <hr/> <p>(3) 法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <hr/> <p>(4) 法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>
<p>全国知事会に対する応援要請</p>	<p>知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。</p>
<p>消防庁、他都県への応援要請</p>	<p>被災者を迅速に救助するため必要な場合には&lt;第33節 突発的災害にかかる応急対策計画&gt;1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。</p>
<p>受入体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>応援動員を受けるとする市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</li> <li>県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul>



### 3 富士山静岡空港の活用

県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。

区 分	内 容
富士山 静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul>

### 第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

基 本 方 針	<p>(1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</li> <li>・情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。</li> </ul>
	<p>(2) 報道機関との連携</p> <p>日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。</p>
	<p>(3) 情報活動の迅速的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。</p>
	<p>(4) 国の緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。</li> <li>・県に緊急災害現地対策本部（又は非常災害現地対策本部）が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。</li> </ul>
	<p>(5) 指定行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</li> </ul>
	<p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする</li> <li>・県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。</li> </ul>
	<p>(7) 情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</li> </ul>

1 県

区 分	内 容												
<p>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> <li>静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡地方気象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</li> <li>なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策編＞の定めるところによる。</li> </ul>												
<p>被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達</p>	<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急要請事項</li> <li>イ 被害状況</li> <li>ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況</li> <li>エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況</li> <li>オ 交通規制等道路交通状況</li> <li>カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況</li> <li>キ 避難状況</li> <li>ク 緊急輸送実施状況</li> <li>ケ 自衛隊活動状況</li> <li>コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況</li> </ul>												
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1" data-bbox="435 1249 1422 1899"> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1249 627 1350">計測機器による収集</td> <td data-bbox="627 1249 1422 1350">本庁、総合庁舎、水産・海洋技術研究所富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1350 627 1451">航空偵察による収集</td> <td data-bbox="627 1350 1422 1451">県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1451 627 1675">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="627 1451 1422 1675"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</li> <li>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1675 627 1742">参集途上の職員による収集</td> <td data-bbox="627 1675 1422 1742">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1742 627 1832">防災関係機関からの収集</td> <td data-bbox="627 1742 1422 1832">防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当者からも被害情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1832 627 1899">その他留意事項</td> <td data-bbox="627 1832 1422 1899">市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</td> </tr> </tbody> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産・海洋技術研究所富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</li> <li>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</li> </ul>	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当者からも被害情報を収集する。	その他留意事項	市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産・海洋技術研究所富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。												
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。												
職員派遣による収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</li> <li>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</li> </ul>												
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。												
防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当者からも被害情報を収集する。												
その他留意事項	市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。												

<p>市町からの報告</p>	<p>ア 被害速報（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ（7-1）に定める「被害程度の認定基準」に基づき、資料編Ⅱ（7-2）「被害速報（随時）」により、当該市町を管轄する方面本部長（地域局長）を経て、本部長（知事）に報告する。</li> <li>・被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（地域局長）に報告する。</li> <li>・方面本部長（地域局長）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長（知事）及び方面本部長（地域局長）にも報告する。</li> </ul> <hr/> <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部長（地域局長）は資料編Ⅱ（7-3）「被害状況集計表」により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。</li> <li>・収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ（7-4）「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。</li> </ul> <hr/> <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ（7-4）「災害定時及び確定報告書」により方面本部長（地域局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p>									
<p>内閣総理大臣 に対する報告</p>	<p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県が災害対策本部を設置した災害</li> <li>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</li> <li>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</li> </ol> <hr/> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <hr/> <p>ウ 市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p> <hr/> <p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>（消防庁応急対策室）</p> <table border="1" data-bbox="464 1406 1302 1514"> <tr> <td></td> <td>電 話</td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>平日（9:30～18:15）</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table> <hr/> <p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</p> <p>b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</p> <p>d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p> <p>f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</p> </div> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>		電 話	F A X	平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553
	電 話	F A X								
平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537								
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553								
<p>国・防災関係機関への要請等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。</li> <li>・防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。</li> </ul>									

	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</li> </ul>
県防災会議に対する報告	<p>必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。</p>

2 市町

区 分	内 容						
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、市町警戒本部、もしくは防災担当課)において受理する。</li> <li>気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</li> </ul>						
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ決めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</li> <li>地域派遣市町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</li> <li>危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</li> </ul> <p>ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況</p>						
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td> <td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じた収集</td> <td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td> <td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> </table>	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。						
県等への報告・要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報(随時)及び定時報告、確定報告を県に報告する。</li> <li>「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。 ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、災害対策本部にも報告する。 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市町の災害応急対策実施状況</li> <li>消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。</li> <li>知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。</li> <li>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</li> </ul>						

### 3 防災関係機関

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の収集及び伝達	災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
災害応急対策に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。</li> <li>・「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急要請事項</li> <li>イ 被害状況</li> <li>ウ 災害応急対策実施状況</li> </ul> </li> </ul>
情報収集	災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

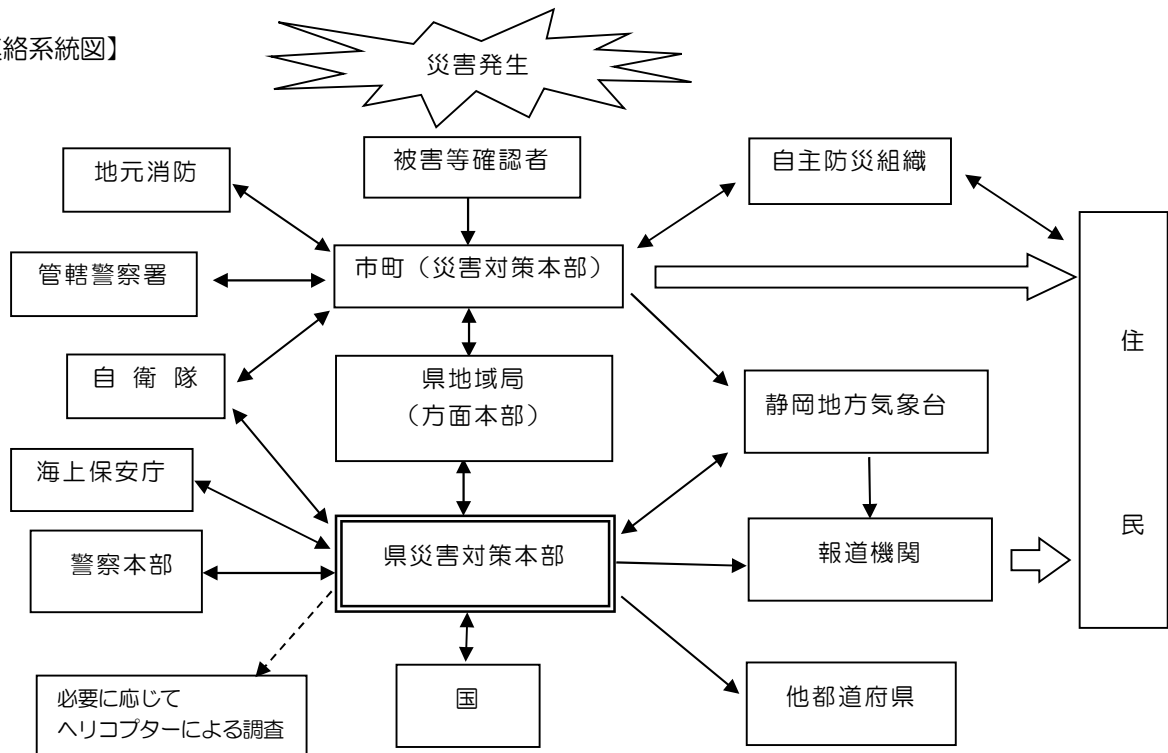
### 4 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市町及び関係機関とを結ぶ通信系統は資料編Ⅱ（8-5）〈県庁及び市町通信系統一覧表〉による。

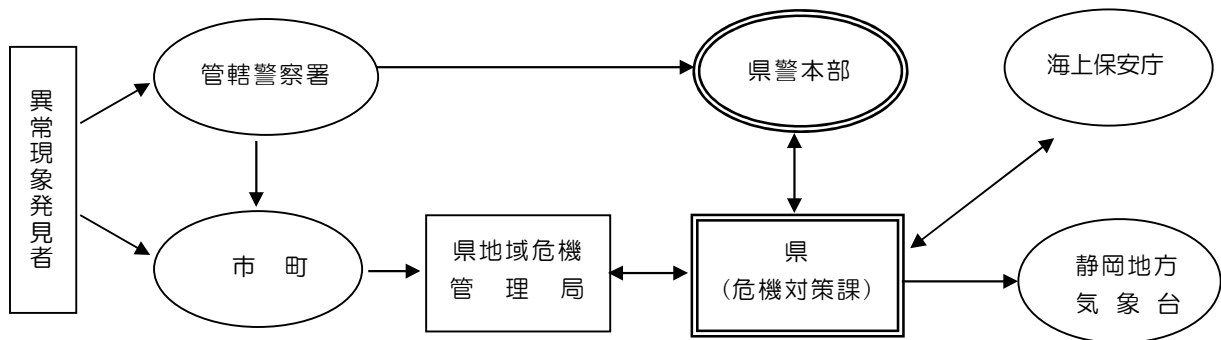
区 分	内 容		
防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。		
中央防災無線 (緊急連絡用回線)	内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）等と直接通信連絡を行う必要がある場合に用いる。		
その他の無線及び有線電話等	<p>孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">非常通信の利用</td> <td>                 東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。                  ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき                  イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。             </td> </tr> </table>	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。
非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。		
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。		
自主防災組織を通じた連絡	主として市町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。		
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。		
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。		
広報車等の活用			

【情報連絡系統図】



5 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雷、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。



6 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

（消防庁応急対策室）

区分	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

## 第5節 災害広報計画

災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

### 1 県

区分	内容										
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ確かな広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報                      イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起                      ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み                      エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報                      オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み                      カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ                      キ 自主防災組織に対する活動実施要請                      ク その他社会秩序保持のための必要事項</p>										
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。又は資料編Ⅱ(1-3)「報道機関一覧表」に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul>										
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。</li> <li>・災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。</li> <li>・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</li> </ul>										
	<table border="1"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td colspan="2">災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日報紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置</td> </tr> </table>	印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日報紙		視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)	テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)	同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置	
	印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日報紙									
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)								
テレビ		NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)									
同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置											
<table border="1"> <tr> <td>広報車、ヘリコプターによる広報</td> <td>被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td> </tr> </table>	広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。									
広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。										
市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。</li> <li>・災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市町に依頼する。</li> </ul>										
外部機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。</li> <li>・県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。</li> <li>・県(災害対策本部)は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。</li> </ul>										
国会、中央諸官庁に対する広報	<p>県(災害対策本部)は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部(東京事務所)を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。</p>										

県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。
被災者の安否に関する情報の提供等	県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき市町及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

## 2 市町

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。</li> <li>広報事項の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 気象、地象、水象に関する情報</li> <li>イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起</li> <li>ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み</li> <li>エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</li> <li>オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み</li> <li>カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ</li> <li>キ 自主防災組織に対する活動実施要請</li> <li>ク その他社会秩序保持のための必要事項</li> </ul> </li> </ul>
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、市町用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</li> <li>地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る</li> <li>自主防災組織を通じての連絡</li> <li>停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</li> </ul>
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
被災者の安否に関する情報の提供等	市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

## 3 防災関係機関

区分	内容
広報事項	広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況</li> <li>イ 災害応急対策状況及び復旧見込み</li> </ul>
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、県及び市町との連携を密にするものとする。

## 4 経費負担区分

区分	内容
県広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
市町に広報を依頼する場合	市町に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、県が負担するものとする。

## 5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。



情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源		情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ		津波警報、知事・市町長の放送要請事項
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
インターネット等	県、市町の公式ホームページ	主として県又は市町域内の情報、指示、指導等
	「静岡県 防災」Twitter、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車		主として市町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡		主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘		津波警報、火災の発生の通報

## 第6節 災害救助法の適用計画

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

### 1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、県において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 当該市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が資料編Ⅱ（20-1-1）の世帯数以上であるとき
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、当該市町の区域内の人口に応じ、上記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき
	(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

### 2 被害世帯の算定基準

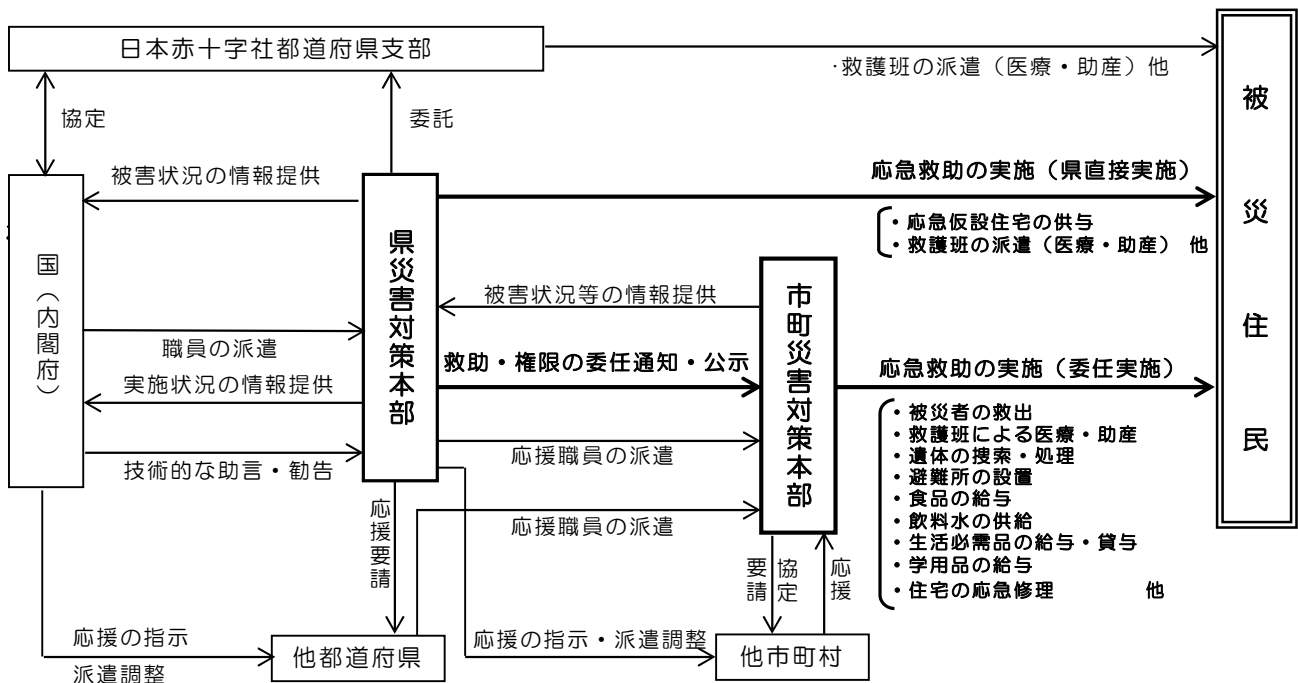
区分	内容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	<p>ア 滅失（全壊・全焼・流失）</p> <p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p>
	<p>イ 半壊・半焼</p> <p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p>
住家の滅失等の認定	<p>ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。</p> <p>(ア) 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</p> <p>(イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。</p>

世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

### 3 災害救助法の適用手続

区分	内容
市町の報告	市町は、当該市町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。
県における適用手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。</li> <li>・「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。</li> </ul>

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



## 第7節 避難救出計画

### 1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体的安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

#### (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町に積極的に助言する。また、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### ①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意情報・洪水注意情報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難(市町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、この夕

		<p>布) (警戒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2</li> </ul>	<p>イミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
警戒レベル4	避難指示 (市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (非常に危険)</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (非常に危険)</li> <li>・高潮特別警報※3</li> <li>・高潮警報※3</li> </ul>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</li> <li>・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>
警戒レベル5	緊急安全確保 (市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・(大雨特別警報 (浸水害)) ※4</li> <li>・(大雨特別警報 (土砂災害)) ※4</li> <li>・高潮氾濫発生情報※5</li> </ul>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市町長が発令する避難情報は、市町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報 (警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位 (東部、中部など) で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (静岡県) で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報 [洪水] や警戒レベル5相当情報 [土砂災害] として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

## ② 実施者

### ア 緊急安全確保、避難指示

a 市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内にお

ける避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。

- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

#### イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

### (2) 住民への周知

市町長等は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

### (3) 避難者の誘導等

#### ① 市町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### ② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

#### ③ 避難路の確保

県、県警察、市町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

### (4) 警戒区域の設定

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。
- 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市町長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市町長に通知する。
- 知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

## 2 被災者の救助

### (1) 基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。
- ・県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
- ・県及び市町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針(資料編 I 13～15)に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- ・市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### (2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</li> <li>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</li> <li>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</li> <li>エ 救出活動の総合調整を行う。</li> <li>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</li> </ul> </li> </ul>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</li> <li>・職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>・市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</li> <li>・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</li> <li>・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul>
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</li> <li>②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</li> <li>③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</li> <li>④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</li> <li>⑤救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</li> </ol>
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

## 3 避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への市	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)

町職員等の配置	を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p><b>要避難地区で避難を要する場合</b></p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域          (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。          (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。          (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。          (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><b>その他の区域で避難を要する場合</b></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 地震等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> </li> <li>・市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</li> </ul>

#### 4 避難所の開設・運営等

市町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市町を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

##### (1) 避難所の開設

###### ① 市町

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれ

る場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

## ② 県

市町から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

## (2) 避難所の管理、運営

市町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

### ① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

### ② 避難所の管理、運営の留意点

市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底



- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

**(3) 避難所の早期解消のための取組等**

市町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

**5 災害救助法に基づく県の実施事項**

**(1) 避難所の設置**

**① 設置基準**

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

**② 費用の限度**

- ・資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり。

**③ 実施期間**

- ・災害発生の日から7日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

**(2) 被災者の救出**

**① 実施基準**

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

**② 費用の限度**

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

**③ 実施期間**

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

**6 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項**

**(1) 市町長の要求に基づく県の実施事項**

- ① 当該市町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
- ② 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- ③ 自衛隊の派遣要請
- ④ 海上保安庁に対する支援要請
- ⑤ 消防団の応援動員要請

**(2) 市町長の要請事項**

- 市町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。
- 県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区	分	内	容
---	---	---	---

避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）	

- 県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 県及び市町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- 県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

(3) 市町長の県管理施設の利用

市町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

県及び市町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

県及び市町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思

を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

③ 広域支援体制の確立

県は、市町等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 広域避難・広域一時滞在

○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

○ 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要)等、広域避難について助言を行うものとする。

○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○ 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

○ 県及び市町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○ 県及び市町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</li> <li>広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</li> </ul>
	受入市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。

県外への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</li> <li>広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

## 第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。

区分	内容	
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市町	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</li> <li>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</li> <li>ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</li> <li>エ 飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。</li> </ul>
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。</li> <li>イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。</li> <li>ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。</li> <li>エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。</li> <li>オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。</li> <li>カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力を求める。</li> </ul>
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。</li> <li>イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。</li> </ul>

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

## 第9節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障があり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県、市町等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確かかつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者(資料編Ⅱ(12-2-1)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。</li> <li>応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、&lt;第19節 輸送計画&gt;に基づき措置する。</li> <li>災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</li> <li>県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</li> <li>必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</li> <li>応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な食料の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</li> <li>避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</li> </ul>
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。</li> <li>自主防災組織は市町が行う応急食料の配分に協力する。</li> <li>自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</li> </ul>
農林水産省	県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。

2 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
食料給与の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難所に避難した者</li> <li>イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</li> <li>ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等</li> <li>エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者</li> </ul>
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食</li> <li>イ 副食(調味料を含む。)</li> </ul>

対象経費	<p>ア 主食費                  (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀                  (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等                  (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>イ 副食費（調味料を含む。）                  ウ 燃料費                  エ 雑費                  器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料、アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

- 災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市町長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

4 応急食糧の保管状況

- 資料編Ⅱ（12-2-2）のとおり

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品、その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、県、市町等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</li> <li>・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置する。</li> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</li> <li>・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</li> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</li> <li>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な物資の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</li> <li>市町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</li> <li>市町長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 必要なLPガスの量</li> <li>イ 必要な器具の種類及び個数</li> </ul> </li> </ul>
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。</li> <li>自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。</li> <li>地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</li> </ul>
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。

## 2 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LPガス等
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	

## 3 市町長の要請を待たずに行う県の実施事項

- 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災市町からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災市町へ輸送することを検討する。
- 県は、要請によらない場合も被災市町へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

## 第11節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県、市町、県民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

### 1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要ときは国に対し調整の要請を行う。</li> <li>知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。</li> </ul>						
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</li> <li>市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水を必要とする人員</li> <li>イ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>ウ 給水する場所</li> <li>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</li> <li>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> <li>カ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</li> <li>地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。						
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>						

## 2 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

## 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

県及び市町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。



なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。

### 1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市町	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</li> <li>併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</li> </ul>
	宅地等	市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</li> <li>県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</li> </ul>	

### 2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

### 3 応急住宅の確保

#### (1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

#### (2) 県の実施事項

区 分	内 容	
被害状況の把握		市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急住宅の確保	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul>
	賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。
	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul>
応急住宅の入居者の認定及び管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul>

住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> </ul>
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。</li> <li>また、建築資材については資料編Ⅱ(12-5)〈建築資材調達予定先一覧表〉に基づき調達をあっせんし、建築業者等については〈第3節 応援・受援計画〉により措置する。</li> <li>市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。</li> <li>資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。</li> <li>なお、当該物資発注先において輸送できないときは、〈第19節 輸送計画〉に基づき措置する。</li> </ul>
住居等に流入した土石等障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。</li> </ul>

(3) 市町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul>
	賃貸型応急住宅の借上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>
市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul>
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</li> <li>市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</li> </ul>
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	応急仮設住宅の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>② 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ol>
	住宅応急修理の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>② 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ol>
住居等に流入した	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</li> <li>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動</li> </ul>

土石等障害物の除去	<p>を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</p> <p>イ 除去に必要な人員</p> <p>ウ 除去に必要な期間</p> <p>エ 除去に必要な機械器具の品目別数量</p> <p>オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>
-----------	---

4 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容	
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）
	規模及び費用	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び経費	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり
	修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内

5 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

- 関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。
- 災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については資料編Ⅱ（12-6）のとおり。

6 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
- 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

- 県及び市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特 例 措 置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

## 第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県及び市町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

### 1 基本方針

ア	市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ	県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。
ウ	県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
エ	県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。
オ	県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
カ	医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
キ	県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
ク	県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
ケ	県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。
コ	特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
サ	県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

### 2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容
救護所	設置 市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置 市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置 県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

### 3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を要請する。</li> <li>知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（資料編Ⅱ（14-3-1））から調達・あっせんを函る。</li> <li>知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（資料編Ⅱ（14-2-2））へ供給を要請する。</li> <li>知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。</li> <li>知事は、市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。</li> <li>知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</li> <li>被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（資料編Ⅱ（14-2-1））への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。</li> <li>被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</li> </ul>
市町	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</li> <li>傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</li> <li>傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</li> <li>救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</li> <li>医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</li> <li>市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 必要な救護班数</li> <li>イ 救護班の派遣場所</li> <li>ウ その他必要事項（災害発生の原因）</li> </ul> </li> <li>被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</li> </ul>
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</li> <li>傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</li> </ul>

### 4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区 分	内 容
医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。</li> <li>医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>

### 5 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

助産を受ける対象者	ア 災害のため助産の途を失った者 イ 現に助産を要する状態の者 ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 エ 被災者であるかと否とを問わない オ 本人の経済的能力の如何を問わない	
医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。
費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時的医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

## 第14節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

### 1 県の実施事項

区 分	内 容
県の措置	ア 健康診断の実施 イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施 ウ 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示 エ ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示 オ 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する指示 カ 生活水の供給の制限又は禁止の命令 キ 防疫薬品及び資機材の供給の調整
実施期間	災害の状況に応じてその都度決定する。

### 2 市町長の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
-----	-----

実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施 ク 保健所を設置する市は、県の実施事項のア及びイに定める措置をとる。
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

### 3 県民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

### 4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

### 5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

## 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため、県、市町等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

### 1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

### 2 し尿処理

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(資料編Ⅱ(15-2-2))のあっせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認められた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> <li>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 処理対象物名及び数量</li> <li>イ 処理対象戸数</li> </ul> </li> </ul>

	ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
県民及び 自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

### 3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の要請に基づき市町が行うごみ処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)(資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(資料編Ⅱ(15-2-3))のあっせん、必要な指導を行う。</li> <li>市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。 ただし、被災状況に応じ、必要と認められた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> </ul>
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>収集体制を住民に広報する。</li> <li>独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 処理対象物名及び数量</li> <li>イ 処理対象戸数</li> <li>ウ 当該市町所在の処理場の使用可否</li> <li>エ 実施期間</li> <li>オ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</li> <li>仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</li> </ul>
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。</li> <li>河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>

### 4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。</li> <li>市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。</li> </ul>
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国、近隣都県、県内非被災市町</li> <li>イ 関係団体 (7) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (4) 静岡県環境整備事業協同組合 (5) 日本環境保全協会静岡県連合会</li> </ul>
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
市 町	災害廃棄物処理対策組織の設置	市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家屋の被害棟数等の被災状況</li> <li>イ ごみ処理施設等の被災状況</li> <li>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</li> <li>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</li> <li>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</li> </ul>
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。



	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</li> <li>・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</li> </ul>
県民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>

## 5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市町の長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

## 第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県、市町等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

### 1 基本方針

- (1)市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3)県は、市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。
- (4)当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5)市町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6)市町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7)県は、市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

### 2 実施主体と実施内容

実施主体	内容		
市町	遺体の搜索	市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。

	動	<p>イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</p>
遺体の処置		市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
広域火葬		大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
県への要請		<p>市町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p>ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p>イ 搜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>
県		<p>市町長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。</li> <li>知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。</li> <li>知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。</li> <li>知事は、火葬要員のあつせんを行う。</li> <li>知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</li> </ul>
県民及び自主防災組織		行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。

### 3 災害救助法に基づく県の実施事項

区分	内容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	<p>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 遺体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>エ 遺体の身元確認</p>
埋葬対象者	<p>ア 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p>
実施期間	<p>災害発生から10日以内</p> <p>ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、内閣総理大臣の同意を得て延長できるものとする。</p>
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり

### 4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
----	----

特 例 措 置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。
---------	--

## 第17節 障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、県及び市町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

### 1 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり

### 2 市町村長の要請に基づく県の実施事項

区 分	内 容
障害物除去要員の動員派遣	要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
機械器具の調達あっせん	県有機械器具、市町有機械器具その他
建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）	協定等に基づく人員・資機材

### 3 市町村長の要請事項

市町村長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 集積場所の有無

### 4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

## 第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について県及び市町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

### 1 県

区 分	内 容
県民への呼びかけ	知事は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は生ずるおそれがあるときは県民のとるべき措置等について呼びかけを行うものとする。

<p>生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策</p>	<p>対象となる事業者の事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が二以上の市町の管轄区域に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じる。</p> <p>ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>イ 特定物資の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況により特定物資の指定を行い適正な価格で売り渡すよう指導し必要に応じ勧告又は公表を行う。</li> <li>・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。</li> </ul> <p>ウ 関係機関等への協力要請</p> <p>国、他の都道府県、事業者団体等に対し必要に応じ協力要請を行う。</p> <p>(7) 情報提供 (イ) 調査 (ロ) 集中出荷 (イ) その他の協力</p> <p>エ 物資収容等の措置</p> <p>物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求めるものとする。</p>
<p>国に対する緊急措置の要請</p>	<p>知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対し緊急措置の実施を要請する。</p>

## 2 県警察

区 分	内 容
<p>関係機関に対する協力</p>	<p>地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。</p>
<p>不法事態に対する措置</p>	<p>駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。</p>
<p>地域安全情報の伝達</p>	<p>必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。</p>
<p>銃砲刀剣類等に対する措置</p>	<p>銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>その他の活動</p>	<p>ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り</p> <p>イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供</p> <p>ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置</p> <p>エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>

## 3 市町

区 分	内 容
<p>住民に対する呼びかけ</p>	<p>市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民の取るべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。</p>
<p>生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策</p>	<p>対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。</p> <p>ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>イ 特定物資の報告徴取、立入検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</li> <li>・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。</li> </ul>
<p>県に対する要請</p>	<p>市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し緊急措置又は広報の実施を要請する。</p>

## 第19節 輸送計画

- 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締

結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

- 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 県

緊急輸送対策の基本方針	(1)交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (2)緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 (3)県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。
緊急輸送の対象等	ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ り災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他知事が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> <li>・災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</li> <li>・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。</li> </ul>
輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送は、次の車両により行う。</li> <li>・知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県有車両 資料編Ⅱ（10-4-4）〈県有車両一覧表〉に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</li> <li>イ 自衛隊の車両 〈第27節 自衛隊派遣要請計画〉による</li> <li>ウ 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</li> <li>エ 民間営業車両 民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請するほか、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
広域物資拠点及び要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。</li> <li>・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。</li> </ul>

(2) 海上輸送体制

海上等輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。

区 分	内 容
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</li> <li>・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。</li> </ul>
輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送は、次の船舶により行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県有船舶 <ul style="list-style-type: none"> <li>県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</li> </ul> </li> <li>イ 海上自衛隊の艦艇 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;第27節 自衛隊派遣要請計画&gt;により行うものとする。</li> </ul> </li> <li>ウ 海上保安庁の艦艇 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;第28節 海上保安庁に対する支援要請計画&gt;により行うものとする。</li> <li>なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</li> </ul> </li> <li>エ その他官公庁船</li> <li>オ 民間船舶(漁船を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。</li> </ul> </li> <li>カ 漁船 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</li> </ul> </li> <li>キ マリーナ協会所属船舶等((公財)浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）) <ul style="list-style-type: none"> <li>浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、浜松市及び湖西市は、(公財)浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力要請するものとする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
海上等輸送連絡所の設置	船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上等輸送連絡所を設置するものとする。
緊急物資集積場所及び要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。</li> <li>・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。</li> </ul>

(3) 航空輸送体制

- ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。
- イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10-7-1）のとおりである。  
 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。
- ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

区 分	内 容
輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul>
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊等の航空機</li> <li>イ 県等のヘリコプター</li> <li>ウ 他の都道府県等のヘリコプター</li> <li>エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</li> </ul>
緊急物資集積場所及び要員の確保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
-----	-----

自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>・給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul>
航空機の燃料	<p>県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</p>

(5) 燃料の調整等

- ・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

2 市町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul>
防災関係機関	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</p>
国土交通省中部運輸局	<p>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</p>

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	<p>ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>
実施期間	<p>前項の各救助の実施期間 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p>
費用の限度	当該地域における通常の実費

第20節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ・県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄

道の被害状況について情報の収集を行う。

- 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。  
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</li> <li>• 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</li> <li>• 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</li> </ul>
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> </ul> </li> <li>• 避難のために車両を使用しないこと。</li> <li>• 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul> </li> </ul>

(3) 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>• 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul>
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。



<p>道路の応急復旧</p>	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>イ 市町長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置 ・道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 ・既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
<p>災害時における交通の規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</li> <li>・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</li> <li>・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</li> <li>・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</li> <li>・県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</li> </ul>
<p>警察官の措置命令等</p>	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、</p>

	<p>当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</li> <li>適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</li> </ul>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>
交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</li> <li>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標準」資料編Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料編Ⅱ（10-3-10）を交付する。</li> </ul>
緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</li> <li>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料編Ⅱ（10-3-8）を交付する。</li> <li>事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</li> </ul>
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</li> </ul>

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	<p>鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。</p>
代行輸送等の実施	<p>路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。</p>
応急復旧の実施	<p>崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</p>

2 海上交通の確保

区 分	内 容
情報の収集	<p>県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。</p>
海上交通の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、</li> </ul>

	<p>筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。</li> <li>海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。</li> </ul>
海上交通確保の措置	<p>(1) 海上交通の調整                  県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</p> <p>(2) 港湾施設等の応急措置                  港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請                  知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。</p>

### 3 航空交通の確保

区 分	内 容
応急態勢の確立	<p>空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。</p>
空港施設の運用制限・休止	<p>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。</p>
空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。</li> </ul>
緊急用務空域指定の依頼	<p>県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>

### 4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

### 5 交通マネジメント

- 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。
- 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。
- 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1) 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2) 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行

動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

## 第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

### 1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

### 2 計画の作成

区分	内 容														
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </li> </ul>														
応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</li> <li>・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</li> </ul> </td> </tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul>	生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</li> <li>・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</li> </ul>
	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。													
	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>													
	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>													
	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。													
	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。													
	学校が地域の避難所となる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul>													
生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</li> <li>・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</li> </ul>														

### 3 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。）1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり

### 4 市町長の要請等に基づく県の実施事項

区 分	項 目	内 容
市町立学校 及 び 私 立 学 校	応急教育施設あっせん確保	県は、市町長の要請により国、県及び他の市町の公共施設の臨時的使用（借用）による教育施設をあっせんし、確保する。
	集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導	県は、通学不可能な他地域で集団移動によって応急教育を実施する必要がある場合、市町長の要請に基づき、児童生徒の受入施設をあっせんし、確保するとともに、衣食の給与その他応急教育方法の指導を行う。
	応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	県は、市町長が行う応急教育及び教育施設の復旧について指導を行う。
	教職員の派遣充当	県は、市町が教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成を行う必要があるときは、早急に必要教員を派遣し、充当する。
	学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん	<第9節 食料供給計画>により調達し、あっせんする。
県立学校	分散又は2部授業による応急教育の実施	県立学校施設が被災し、教育の継続実施が不可能の場合、他の県有施設又は近接小中学校施設を一時借用し、分散又は2部授業等の方法により応急教育を実施する。
	他地域所在県立学校による応急教育の実施	市町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが困難又は不可能な場合は、他市町所在の県立学校で受け入れ、応急教育を実施する。

## 第22節 社会福祉計画

県及び市町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 1 基本方針

- (1)市町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2)健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3)各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4)市町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5)生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

#### 2 実施事項

区 分	内 容
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>・り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>・臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul>

り災低所得者に対する生活保護の適用			
り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、県社会福祉協議会（県・市町）、日本司法支援センター 静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市町）	
	協力機関	県、市町、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（政令指定都市に限る。）	
	協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市町
		18歳以上	市町
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者	
交付等の内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付</li> <li>・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付</li> <li>・り災身体障害児者の更生相談</li> </ul>		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市町	
	支給及び貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額		
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町	
	協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	

	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。
--	------	--

## 第23節 県警察災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。

### 1 基本的任務

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係情報の収集及び伝達</li> <li>(2) 被害実態の早期把握</li> <li>(3) 災害危険箇所の警戒</li> <li>(4) 負傷者等の救出救助</li> <li>(5) 緊急交通路の確保等交通上の措置</li> <li>(6) 避難誘導及び二次災害の防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 検視及び行方不明者の搜索</li> <li>(8) 被災地域における社会秩序の維持</li> <li>(9) 県民の安全確保と不安解消のための広報</li> <li>(10) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力</li> <li>(11) その他必要な警察業務</li> </ul>
--	---

### 2 災害警備本部等の設置

号	組 織	設 置 基 準
県 本 部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合又は発せられることが予想される場合
	災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に大津波警報、津波警報が発表された場合 エ 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき
警 察 署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	署災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき

## 第24節 消防計画

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。

区 分	内 容
-----	-----

市町消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</li> <li>地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。</li> </ul>
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。</li> <li>その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</li> <li>発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合</li> <li>発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</li> </ul> </li> </ul>
大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。</li> <li>要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</li> </ul>
危険物施設の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。</li> <li>消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。</li> </ul>
ガス災害対策	<p>市町は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。</p>
消防庁への応援要請	<p>非常災害の場合は、＜第33節 突発的災害にかかる応急対策計画＞1(3)「各機関への要請」により、消防庁に応援要請をするものとする。</p>

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</li> <li>地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。</li> <li>消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</li> <li>消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</li> </ol>
------	--

実施主体	内 容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	<p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 延焼火災の状況</li> <li>イ 自主防災組織の活動状況</li> <li>ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</li> <li>エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</li> </ul>
	消防活動の留意事項	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</li> <li>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</li> <li>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</li> <li>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</li> </ul>



		オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</li> <li>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</li> </ul>
	災害拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</li> <li>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</li> <li>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</li> <li>・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</li> <li>・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</li> </ul>	
県民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

## 第25節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため知事が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定める。

### 1 要請の実施基準

区分	内容
要請基準	他の計画の定めるところにより市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたととき、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 青年団及び男女共同参画団体</li> <li>イ 大学及び高校の学生・生徒</li> <li>ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</li> <li>エ 赤十字奉仕団</li> </ul>

### 2 実施方法

区分	内容
青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請は当該青年団にあっては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。</li> <li>・青年団及び男女共同参画団体の団員現在員数は資料編Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり</li> <li>・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。</li> </ul>
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請は当該学生、生徒の所属する資料編Ⅱ（11-4-3）に定める学校の長に対して行うものとする。</li> <li>・大学及び高校の学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。</li> <li>・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。</li> </ul>
県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒現在員数は資料編Ⅱ（11-4-3）＜県立各種講習所等学生・生徒現在員数＞のとおりである。</li> <li>・活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。</li> </ul>

赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
他都県への応援要請	突発的災害の場合は、＜第33節 突発的災害にかかる応急対策計画＞1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。

## 第26節 ボランティア活動支援計画

県及び市町は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

### 1 県の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</li> <li>県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</li> <li>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</li> <li>県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。))及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る)及び旅費(県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)を負担する。</li> </ul>
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

### 2 市町の実施事項

区 分	内 容
-----	-----

市町災害ボランティアセンターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあわせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。</li> <li>市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</li> <li>市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</li> </ul>
ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</li> <li>市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>
ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 第27節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。

### 1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

要	内 容	
要 請 要 件	緊 急 性	差し迫った必要性があること
	公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要 請 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゆつ品を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去	

防災要員等の輸送	
連絡幹部の派遣	
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

区 分	内 容
要 請 者	知 事
要 請 手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊法第83条第1項に基づき、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対して、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。</li> <li>・突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、直接&lt;自衛隊緊急時連絡先一覧&gt;に掲げる駐とん地司令等に対し要請するとともにその旨第34普通科連隊長に通報する。</li> <li>・知事は、次の事項を明らかにした要請書により要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の情况及び派遣を要請する事由</li> <li>イ 派遣を希望する期間</li> <li>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>エ その他参考となるべき事項</li> </ul> </li> <li>・緊急に要請するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>・事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。</li> </ul>

<自衛隊緊急時連絡先一覧>

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 <防災行政無線150-9002>	235 236 237	301 302
第1戦車大隊 (駒 門)	第 3 係 主 任	部隊当直司令	御殿場 <防災行政無線152-9000>	481	499
富士学校 (富 士)	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐 屯 地 当 直 司 令	須走 0550-75-2311 <防災行政無線151-9000>	2200 2234	2302
第10特科連隊 (豊 川)	第 3 科 長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302
第11飛行教育団 (静 浜)	団 司 令 部 計 画 班 長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 <防災行政無線154-9000>	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜 松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 <防災行政無線153-9001>	3230 ) 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横 須 賀)	防 災 総 括 幕 僚 室 又 は 作 戦 室	オペレーション 室 当 直 幕 僚	横須賀 046-822-3500 <防災行政無線156-9001>	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊 第4航空群 (厚 木)	司 令 部 作 戦 室	当 直 室 当 直 幕 僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245
海上自衛隊 第21航空群 (館 山)	司 令 部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223
第1師団司令部 (練 馬)	第 3 部 長 又 は 第 3 部 防 衛 班 長	司令部当直長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228

第10師団司令部 (守山)	//	//	守山 052-791-2191	230 530 531	301
第12旅団司令部 (相馬原)	//	//	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
東部方面總監部 (朝霞)	防衛部長又は 防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161 (防災行政無線155-9001)	2250 2251 2255	2461 (03-39 24-44 99)
自衛隊 静岡地方協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡調整官	部隊当直	静岡 054-261-3151	—	—

### 3 市町長の災害派遣要請の要求手続

- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記2の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。  
ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

### 4 自衛隊との連絡

区分	内容
情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）を通じて東部方面總監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方總監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団（浜松基地）と密接な情報交換を行うものとする。
連絡班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方總監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対し、県災害対策本部に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</li> <li>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul>
連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切などころに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。
自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

### 5 災害派遣部隊の受入れ体制

区分	内容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	知事及び市町長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資材等の準備	市町長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。	
作業実施に必要な物資機材等	市町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市町長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入れ	知事及び市町長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場
駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）	

## 6 災害派遣部隊の撤収要請

- 知事は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

## 7 経費の負担区分

- 自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。

## 8 その他

- 市町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

## 第28節 海上保安庁に対する支援要請計画

災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにする。

### 1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

### 2 支援要請

区 分	内 容
要 請 者	知事
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に対して要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の情况及び支援活動を要請する理由</li> <li>イ 支援活動を必要とする期間</li> <li>ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容</li> <li>エ その他参考となるべき事項</li> </ul> </li> <li>・緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする。(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載)</li> </ul>

### 3 市町長の支援要請の依頼手続

- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記2の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。
- 緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。
- 知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

### 4 海上保安庁との連絡

区 分	内 容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

## 第29節 県防災ヘリコプター支援計画

災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定める。

### 1 支援の範囲

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市町長の要請に基づき支援する。
- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防ぎよが困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき
  - (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

### 2 市町長からの支援要請手続

- 支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

## 第30節 電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

### 1 電力会社の地域分担

電力会社	分 担 地 域
東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
中部電力パワーグリッド(株)	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部

### 2 応急措置の実施

- 応急措置の実施は電力会社の定める<東京電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>及び<中部電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>により実施する。

### 3 県との連絡協議

- 被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。
- 県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

## 第31節 ガス災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、県民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

### 1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。</li> <li>・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。</li> </ul>

### 2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう県民の協力

	<p>を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。</li> <li>・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。</li> <li>・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。</li> <li>・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。</li> <li>・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。</li> <li>・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。</li> </ul>
危険防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。</li> <li>・災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</li> </ul>
応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。</li> <li>・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</li> <li>・都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。</li> <li>・都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。</li> </ul>

### 3 県、市町等との連絡協議

- ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

### 4 事故の報告

- ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

## 第32節 下水道災害応急対策計画

○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## 第33節 突発的災害に係る応急対策計画

突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

### 1 県の体制

- 県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。
- 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。



(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき イ その他知事が指令したとき
組 織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。
任 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。</li> <li>• 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。</li> <li>• 必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。</li> </ul>
消防本部の 県、国への 報 告	<p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。</p> <p>ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)</p>
医療救護 活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。</li> <li>• 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。</li> </ul>

(県危機管理部)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

(消防庁応急対策室)

区 分	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	
平 日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 知事は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部を設置する。</li> <li>• 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて知事(本部長)が決定する。</li> </ul>
組 織	<p>本部長(知事)、副本部長(副知事及び警察本部長)、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>方面本部長(地域局長)、副方面本部長(地域局副局長兼危機管理監その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p>
設置の連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害対策本部を設置したときは、表1に掲げる機関に連絡する。</li> <li>• 必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。</li> <li>• 市町、消防機関、地域局には防災無線FAXで一斉伝達する。</li> </ul>
現 地 災 害 対 策 本 部	災害の状況により、災害地を主な管轄とする方面本部に、副本部長、本部員又は方面本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容	
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>・本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul>	
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>・本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>・本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> <li>・本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編 I 13～15）に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。</li> </ul>	
各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。</li> <li>・人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは&lt;第27節 自衛隊派遣計画&gt;による。</li> </ul>
	海上保安庁	<p>人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは&lt;第28節 海上保安庁に対する支援要請計画&gt;による。</p>
	消防庁、他都県	<p>被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表2に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p>
	緊急医療活動	<p>ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。</p> <p>ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。</p> <p>エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p> <p>オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。</p>
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	<p>知事は、市町長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請する。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数</p> <p>エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート</p>
警察災害派遣隊等	<p>県公安委員会は、大規模な災害が発生し、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条第1項に基づき、次の事項を明らかにして援助要求を行う。</p> <p>ただし、機動警察通信隊については県警察が管区警察局に要請する。</p> <p>ア 援助を必要とする理由</p> <p>イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間</p> <p>ウ 援助を必要とする場所</p> <p>エ 県内経路（特に道路の破損がある場合）</p> <p>オ その他必要事項</p>	
各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整</li> </ul>	

	<p>を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</li> <li>・事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</li> </ul>
航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</li> </ul>
国との連携	<p>ア 中央防災無線（緊急連絡用回線）による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線（緊急連絡用回線）を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>

（中央防災無線（緊急連絡用回線））

区 分	中央防災無線番号
内閣総理大臣（秘書）	5-8090-2101
非常災害対策本部	5-8090-2531

#### （4）災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式 1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) ( 月 日 時 分)	
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所	出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由	
	負傷者 重症	人		
	中等症 軽症	人 人		
建物の概要	構造	建築面積	m <sup>2</sup>	
	階層	延べ面積	m <sup>2</sup>	
焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
			林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	
	消防団	台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	( 月 日 時 分 )	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 ( 人 )	
		重症	人 ( 人 )
		中等症	人 ( 人 )
		軽症	人 ( 人 )
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人
		共同防災組織	人
	その他	人	
	消防本部(署)	台	人
	消防団	台	人
	消防防災ヘリコプター	機	人
	海上保安庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分	自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	月 日 時 分	覚知方法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )		
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分
	災害の概況												
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人		半壊		棟	床下浸水	棟				
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
報告者名	( 月 日 時現在)		の	畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
			学 校	箇所				
				病 院	箇所			
			道 路		箇所			
区 分 被害				橋 り よ う	箇所			
人的被害	死 者	人	河 川		箇所			
	うち災害関連死者	人		港 湾	箇所			
	行方不明者	人	砂 防		箇所			
	負傷者	重 傷		人	清 掃 施 設	箇所		
軽 傷		人	崖 く ず れ	箇所				
住家被害	全 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所			
		世帯	被 害 船 舶 隻					
		人			水 道 戸			
	半 壊	棟	電 話	回線				
		世帯		電 気 戸				
		人	ガ ス 戸					
	一 部 破 損	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯						
		人	り 災 者 数	人				
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 状 部 況	都 道 府 県  市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団体
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円			119番通報件数	件
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

表1

機 関 名	N T T	防 災 無 線	
		地上系	衛星系
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)	
県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110		
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251		
静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521	160-9000	
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000	
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000	
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106	
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000	
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106	
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000	
(一社)静岡県医師会	054-246-6151		
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122		
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474		
中部電力(株)静岡支店	054-273-9001		
中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	054-273-9012		
静岡ガス(株)安全推進室	054-284-7984		
(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451		
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319		
静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114		
中日本高速道路(株)静岡保安・サービスセンター	054-286-5181		
静岡県道路公社	054-254-3407		
日本通運(株)静岡支店	054-254-3344		
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910		
日本放送協会静岡放送局放送部	054-654-4012		
静岡放送(株)報道部	054-284-8950		
(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115		
(株)静岡朝日テレビ			
報道制作センター	054-251-3301		
(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515		
静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1154		

表2

機 関 名	N T T	防 災 無 線	
		地上系	衛星系
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
富山県防災・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
石川県危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020--231-5208
岐阜県防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
愛知県災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250
三重県防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820
名古屋市消防局防災部	052-972-3522		
東京都防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051
茨城県消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882
栃木県消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
群馬県危機管理室	027-226-2244	8-10-353	8-010-300-1-2244
埼玉県消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184
千葉県消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296
神奈川県災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456
山梨県消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513

長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208
------------	--------------	----------	----------------

### 第34節 県有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

#### 1 県防災行政無線

区 分	内 容
県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul>
中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul>
総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul>
市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul>

#### 2 警察通信無線

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

#### 3 公共施設等

区 分	内 容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河 川 及 び 海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

	資機材の確保、 応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
港 湾 及 び 漁 港 施 設 等	被害状況の収集、施設 の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、2次 災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、 資機材の確保、応急復 旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。</li> <li>また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</li> </ul>
ダム、ため池 及び水路	被害状況の把握	ダム、ため池及び水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び 下流域の市町又は警 察署長への必要な措 置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
本庁、総合庁 舎及びその他 災害応急対策 上重要な庁舎 等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有 施設		発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。
水道用水供給 及び工業用 水道施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</li> <li>被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</li> </ul>
静 岡 空 港		第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。

#### 4 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。



## 第4章 復旧・復興対策

### 第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

#### 1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

#### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### 3 都市災害復旧事業計画

#### 4 上水道災害復旧事業計画

#### 5 工業用水道災害復旧事業計画

#### 6 専用水道災害復旧事業計画

#### 7 公共用地災害復旧事業計画

#### 8 住宅災害復旧事業計画

#### 9 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### 11 学校教育施設災害復旧事業計画

#### 12 社会教育施設災害復旧事業計画

#### 13 被災中小企業復興計画

#### 14 その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

基本方針	県は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施主体	内 容
県	(1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。 (2) 知事は、被災概要を内閣府に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。 (3) 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害法」に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。 (4) 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに「激甚災害法」及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。
市 町	(1) 市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 第3節 被災者の生活再建支援

### 1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内 容	
県	災害弔慰金等の支給状況の把握	市町からの被災状況報告を踏まえ、災害弔慰金と災害障害見舞金の国、県負担分を市町に補助する。
市 町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

### 2 被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

実施主体	内 容	
県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。



	被災者(自立)生活再建支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。</li> <li>「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。</li> </ul>												
県	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 477 528 645">義援金の募集等</td> <td data-bbox="528 477 1406 645"> <p>ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 公正かつ適正に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 645 528 719">租税の減免等</td> <td data-bbox="528 645 1406 719">地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 719 528 779">国への要望</td> <td data-bbox="528 719 1406 779">国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</td> </tr> </table>	義援金の募集等	<p>ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 公正かつ適正に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。</p>	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	国への要望	国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。							
義援金の募集等	<p>ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 公正かつ適正に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。</p>													
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。													
国への要望	国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。													
市町	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 857 528 1290">被災状況の把握</td> <td data-bbox="528 857 1406 1290"> <p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数</p> <p>イ 負傷者数</p> <p>ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別</p> <p>イ 住所又は居所</p> <p>ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</p> <p>エ 援護の実施の状況</p> <p>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1290 528 1386">り災証明の発行</td> <td data-bbox="528 1290 1406 1386"> <p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1386 528 1460">災害援護資金の貸付</td> <td data-bbox="528 1386 1406 1460">「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1460 528 1556">被災者生活再建支援金の申請受付等</td> <td data-bbox="528 1460 1406 1556">被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1556 528 1653">義援金の募集等</td> <td data-bbox="528 1556 1406 1653"> <p>ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1653 528 1727">租税の減免等</td> <td data-bbox="528 1653 1406 1727">地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </table>	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数</p> <p>イ 負傷者数</p> <p>ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別</p> <p>イ 住所又は居所</p> <p>ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</p> <p>エ 援護の実施の状況</p> <p>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>	り災証明の発行	<p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	義援金の募集等	<p>ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p>	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数</p> <p>イ 負傷者数</p> <p>ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別</p> <p>イ 住所又は居所</p> <p>ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</p> <p>エ 援護の実施の状況</p> <p>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>													
り災証明の発行	<p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>													
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。													
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。													
義援金の募集等	<p>ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p>													
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。													
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。													

義援金募集・配分委員会(仮称)	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

### 3 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。</li> <li>イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。</li> </ul>
	一時入所の実施及び調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。
	福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。</li> <li>イ 民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。</li> <li>ウ 市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。</li> </ul>
	民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
	メンタルヘルスケアの実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
	市町が実施する応急住宅入居者等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。
市 町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。</li> <li>・情報が不足している地域には補足調査を行う。</li> <li>ア 要配慮者の被災状況及び生活実態</li> <li>イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</li> </ul>
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</li> <li>イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</li> <li>ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</li> </ul>
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 第4節 風評被害の影響の軽減

### 1 正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

### 2 必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

### 3 被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

### 4 関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。



# 静岡県地域防災計画

## 地震対策編



# 地震対策編の沿革

## 1 昭和54年（東海地震対策編 初 版）

県防災会議 昭和55年 1月22日 公表

内閣総理大臣承認 昭和55年 6月24日

- 1) 4編で構成し、地震防災強化計画の範囲に止める。
- 2) 第3編の施設整備事業については、国の財政処理並びに追加事業の決定をまって確定することとした。

## 2 昭和55年

県防災会議 昭和55年12月15日

内閣総理大臣承認 昭和56年 7月 9日

- 1) 第5編『災害応急対策』の追加  
平常時から警戒宣言発令を経て発災後に至るまでの一貫した対策を定める。

## 3 昭和56年

県防災会議 昭和56年 6月23日

内閣総理大臣承認 昭和57年 1月13日

- 1) 第3編『地震防災施設緊急整備計画』の修正  
財特法の成立に伴う第1次計画の内閣総理大臣の承認を受け修正  
事業費 1,900億5,900万円

## 4 昭和57年

県防災会議 昭和57年 5月21日

内閣総理大臣承認 昭和58年 5月14日

- 1) 第3編『地震防災施設緊急整備計画』の修正  
第2次事業計画の内閣総理大臣承認を受け修正  
第2次計画事業費 526億 600万円  
第1次、第2次計画総事業費 2,426億6,500万円
- 2) 第1編第1章「計画の主旨」の修正  
第5編は、東海地震以外の地震が発生した場合の災害応急対策にも適用する旨を追加修正
- 3) 第4編第1章 第5編第1章 本部及び支部体制の修正  
ア 本部構成員に衛生部長、自衛隊幹部を追加  
イ 本部室を廃止し総合司令室を設置。同室に総務、管理、対策、情報、広報の5班を置く  
ウ 支部の支部室を廃止し総括班を設置

## 5 昭和58年

県防災会議 昭和58年 6月20日

内閣総理大臣承認 昭和59年 5月24日

- 1) 第4編第9章 49-1 県境における交通規制の修正
- 2) 第4編第12章 6 市中金融の営業処理の修正
- 3) 第5編第1章 51-2 「津波に対する自衛処置」を追加
- 4) 静岡エフエム放送株の指定地方公共機関指定

## 6 昭和59年

県防災会議 昭和59年 6月 6日

内閣総理大臣承認 昭和59年11月 2日

- 1) 第2編第2章 22-2 自主防災活動（防災委員制度、自主防災地図）の追加、修正
- 2) 第2編第4章 24-6 「津波対策避難ビルの確保」を追加  
24-7 「救援、救護」の番号、地名、物資等の標示を追加
- 3) 第4編第1章 41-3 東海郵政局郵便業務の修正  
第12章 7 国鉄列車運転規制駅の修正
- 4) 第5編第9章 59-1 由比地区における緊急輸送路の確保を追加

## 7 昭和60年

- 県防災会議 昭和60年 6月 6日  
内閣総理大臣承認 昭和60年 9月 4日  
1) 第2編第4章 24-6 「突発地震時の津波対策」を追加  
2) 第4編第12章 7 国鉄列車運転規制駅の追加  
3) 第5編第1章 51-2 「津波に対する自衛措置」を修正追加

## 8 昭和61年

- 県防災会議 昭和61年 5月20日  
内閣総理大臣承認 昭和61年12月18日  
1) 第2編第2章 22-2 「自主防災組織の台帳」の追加  
2) 第2編第3章 23-2 「地域防災訓練」を追加  
3) 第2編第4章 24-8 「情報システムの整備」を追加  
4) 第4編第12章 4 公衆電話における優先電話の追加  
5) 第4編第12章 6 郵便局の郵便貯金業務措置の追加

## 9 昭和62年

- 県防災会議 昭和62年 5月13日  
内閣総理大臣承認 (軽微な修正)  
1) 第2編第4章 24-7 緊急物資の一部備蓄の追加  
2) 第5編第10章 510-6 ごみ処理対策の明確化  
3) 第4編第9章 49-2 伊豆半島東海岸の漁船対策の修正  
4) 第5編第5章 55-1 応援要員の受入れ体制の追加  
5) 国鉄の分割民営化に伴う修正

## 10 昭和63年

- 県防災会議 昭和63年 5月20日  
内閣総理大臣承認 平成 元年 7月 4日  
1) 第2編第2章 22-2 自主防災組織の地域内の他組織との連携  
2) 第2編第2章 22-4 研修会の名称、実施機関、対象者、目的の明確化  
3) 第2編第2章 22-4 自主防災組織活動推進委員会の新設  
4) 第2編第4章 24-6 避難に関する用語を特定し、事前の指定について明確化  
山・崖崩れ危険地域の計画化

## 11 平成元年

- 県防災会議 平成 元年 5月18日  
内閣総理大臣承認 平成 2年 5月17日  
1) 第2編第1章 21-1 静岡県地震防災センターによる啓発  
2) 第2編第2章 22-4 コミュニティ防災センターの活用  
3) 第2編第4章 24-3 都市防災不燃化促進対策  
4) 第2編第4章 24-4 地盤災害の予防対策  
山・崖崩れ防止対策の推進  
軟弱地盤対策の推進  
液状化対策の推進

## 12 平成2年

- 県防災会議 平成 2年 5月25日  
内閣総理大臣承認 平成 3年 2月20日  
1) 第2編第1章 21-2 市町村長による地区担当職員の教育  
2) 第2編第4章 24-2 建築物を新築する際の県及び市町村による建築主等への「耐震構造設計指針」の指導  
3) 第4編第4章 地域における自主防災組織の果たすべき役割について具体化、明確化  
4) 第5編第6章 56-4 被災建築物等に対する安全対策



### 13 平成3年

- 県防災会議 平成 3年 5月24日  
内閣総理大臣承認 平成 4年 1月16日  
1) 第2編第1章 21-1 「地震防災強化月間」の制定  
2) 第3編 地震防災施設緊急整備計画の修正

### 14 平成4年

- 県防災会議 平成 4年 6月15日  
内閣総理大臣承認 平成 4年 8月26日  
1) 第2編第2章 22-2 「避難生活計画書」の作成  
2) 第4編第7章 47-2 「避難地の設置及び避難生活」の修正  
3) 第5編第7章 57-2 「避難所の設置及び避難生活」の修正

### 15 平成5年

- 県防災会議 平成 5年 6月21日  
内閣総理大臣承認 平成 5年11月15日  
1) 第1編第2章 12-1 「概説」  
12-2 「対策の目標値として設定した危険度の概要」の修正  
2) 第2編第4章 24-2 「コンピュータの安全対策」の追加  
3) 第4編第11章 「コンピュータ」の追加  
4) 第5編第13章 513-4 「コンピュータ」の追加

### 16 平成6年

- 県防災会議 平成 6年 6月29日  
内閣総理大臣承認 平成 6年 8月18日  
1) 第2編第1章 21-1 「津波対策推進旬間」の制定  
2) 第2編第4章 24-6 避難対象として、「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合」を追加  
3) 第4編第9章 49-1 緊急輸送車両の事前届出制の新設  
4) 第5編第9章 59-1 緊急輸送車両の事前届出制の新設

### 17 平成7年

- 県防災会議 平成 7年 6月15日  
内閣総理大臣承認 平成 7年 8月28日  
1) 第5編 第2章 52-4 情報伝達手段の多様化のため、アマチュア無線等を追加修正  
2) 第2編 第2章 22-1 自主救出活動のため、自主防への救出資機材の配備、自主防・事業  
22-3 所等への自主救出活動啓発、救出技術の指導及び海上保安部の業務  
第4章 計画作成の主旨 の明示等の追加  
24-8  
第5編 第6章 56-3  
3) 第2編 第4章 24-9 公共土木施設の応急復旧資材の備蓄の項の追加  
第1編 第3章 13-3 緊急輸送活動への協力のために、トラック協会の役割の記載を追加  
第4編 第1章 41-3  
第5編 第1章 51-3  
4) 第4編 第7章 47-2 避難所として公的宿泊施設、民間宿泊施設等の確保及び避難所の運営に関して  
第5編 第7章 57-2 学校等の施設管理者の協力の項を追加  
5) 第2編 第4章 24-7 突発地震へ対応するために、被災住民等への食料の備蓄の項を追加  
第4編 第10章 410-1  
第5編 第10章 510-1  
6) 第2編 第1章 21-1 ボランティアに対して必要な情報や活動場所の紹介のために、ボランティア  
第5編 第1章 51-1 団体等の組織化、防災思想の啓発、受入等の項を追加  
51-2  
第5章 55-1  
7) 第2編 第4章 24-3 被災建築物から住民の安全を確保するために、応急危険度判定士の認定及び  
第5編 第6章 56-4 危険度判定の明確化の項を追加

- 8) 第5編 第10章 510-9 被災者の応急的な住宅として、公営住宅の一時入居の項の追加
- 9) 第2編 第4章 24-2 建築物等の耐震対策の指導及び根拠基準の明確化
- 10) 第3編 地震防災施設緊急整備計画の修正

## 18 平成8年（東海地震対策編を地震対策編に変更）

県防災会議 平成 8年 6月25日

内閣総理大臣承認 平成 9年 1月24日

- 1) 第1編 「東海地震対策編」を「地震対策編」へ変更  
神奈川県西部の地震やその他の地震による災害への対策も含めた計画とすることを明確化
- 2) 第3編 「地震防災特別措置法」の施行に伴い、同法に基づく『地震防災緊急事業』を追加
- 3) 第5編 第2章 52-1 「災害対策基本法」の改正に伴い、国の現地本部との連携、市町村から国への  
52-5 報告、知事による避難の勧告及び自衛官による警戒区域の設定の措置等、区域  
第7章 57-1 設定による交通規制及び警察官等による障害物の除去命令等の追加  
第9章 59-1
- 4) 第4編 第6章 「自衛隊法施行令」の改正に伴い、自衛隊の支援の措置の修正  
第5編 第5章 55-2
- 5) 第4編 第1章 41-1 災害対策本部等に、支部の業務の支援に当たる支援班を設置の追加  
第5編 第1章 51-1 及び警戒本部の動員体制の変更に伴い、警戒宣言等の伝達方法の修正  
第4編 第2章 42-1
- 6) 第5編 第2章 52-3 情報収集の整備について項目の追加修正
- 7) 第2編 第4章 24-9 突発地震に備えた医療救護計画の改定による修正  
第4編 第10章 410-3  
第5編 第10章 510-4
- 8) 第5編 第5章 55-1 消防の広域応援の要請の追加及び消防活動の基本方針の修正  
第6章 56-1
- 9) 第4編 第11章 災害時の被害情報の報告及び応急復旧出動体制に関する協定の締結に伴う追加  
第5編 第2章 52-3
- 10) 第2編 第4章 24-13 緊急輸送等を迅速に行うための車両等の整備の追加
- 11) 第4編 第3章 43-1 地震情報等を県独自のメディアにより実施の追加  
第5編 第3章 53-1
- 12) 第5編 第7章 57-2 災害弱者を受入れ体制を整えた社会福祉施設等に収容及び状況に応じてゴルフ場施  
設又は船舶を宿泊施設として活用することの追加
- 13) 第2編 第4章 24-9 緊急物資の協定の締結に伴う修正
- 14) 第2編 第4章 24-9 し尿、ゴミ、残骸物処理の業務の明確化  
24-10  
第5編 第10章 510-5  
510-6  
510-7
- 15) 第5編 第11章 510-11 災害時のボランティアの受入れ体制の整備及び県、市町村の役割について追加
- 16) 第5編 第6章 56-4 学校の災害時における応急対策の追加  
第11章 11-2 学校生徒の応急対策への協力について実態に則した修正
- 17) 第5編 第10章 510-10 仮設住宅の建設において世帯人員や高齢者などに配慮及び入居認定にあたって  
実態に応じた配慮の追加
- 18) 第2編 第4章 24-14 文化財の耐震対策の追加
- 19) 第2編 第3章 防災訓練内容の具体化及び項目の整理
- 20) 第2編 第1章 21-1 防災思想の普及についての項目の整理修正  
21-2 (財)防災情報研究所の位置付けの追加  
第2章 22-3 事業所等の防災活動において地域との連携の追加
- 21) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正（関東、中部地方建設局及び日本銀  
第5編 第5章 51-3 行）
- 22) 第5編 第5章 5-3 海上保安庁の支援について追加
- 23) 第5編 第13章 13-3 工業用水道施設の取水等の停止基準を適正なものに修正

## 19 平成9年

- 県防災会議 平成 9年 8月 5日  
内閣総理大臣承認 平成 9年 9月26日
- 1) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正  
第5編 第1章 51-3
  - 2) 第1編 第3章 13-3 指定地方公共機関の追加
  - 3) 第4編 第1章 41-1 防災監の設置
  - 4) 第4編 第8章 静岡県警察大震災警備計画及び同実施要領の制定による修正  
第5編 第8章 58-2  
第9章 59-1
  - 5) 第5編 第1章 51-1 突発地震に備えた職員の動員について追加
  - 6) 第5編 第4章 54-1 防災船の設置
  - 7) 第5編 第10章 510-10 応急仮設住宅建設を素早く対応するための修正
  - 8) 第5編 第14章 514-3 ガス供給停止の基準の修正

## 20 平成10年

- 県防災会議 平成10年 6月23日  
内閣総理大臣承認 平成10年10月15日
- 1) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正  
第5編 第3章 51-3
  - 2) 第3編 第3章 地震防災緊急事業五箇年計画の追加
  - 3) 第4編 第1章 41-1 警戒宣言が発令された場合の職員の動員区分の明確化による修正
  - 4) 第4編 第2章 42-1 情報広報実施要領の改訂による修正
  - 5) 第4編 第7章 47-2 避難地への警察官の配置の要請  
第5編 第7章 57-2
  - 6) 第5編 第1章 51-1 災害が発生した場合の職員の動員区分の明確化による修正
  - 7) 第5編 第12章 512-2 義援金の募集及び配分並びに義援品の受入れの実施機関等の変更に伴う修正

## 21 平成11年

- 県防災会議 平成11年 7月27日  
内閣総理大臣承認 平成12年 3月15日
- 1) 第6編『復旧・復興対策』の追加  
災害応急対策に一定の目途が立った後に実施する復旧・復興対策について定める。
  - 2) 第6編の追加に伴い、第5編と第6編の記述内容の整合性を図った。  
第5編 第10章 510-7 がれき・残骸物処理  
510-10 応急住宅の確保  
510-11 ボランティア活動への支援  
第13章 513-3 公共施設等
  - 3) 防災関係機関の名称変更に伴う修正（関東森林管理局東京分局、西日本電信電話株式会社2社）
  - 4) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正（東京管区気象台、東海郵政局、  
第2編 第1章 21-4 東海電気通信監理局、西日本電信電話株式会社他2社、日本銀行）  
第4編 第1章 41-3  
第5編 第1章 51-3  
第14章 514-4
  - 5) 第2編 第3章 23-1 防災訓練実施後の評価等の追加
  - 6) 第4編 第4章 24-3 被災宅地危険度判定士等の業務の追加  
第5編 第6章 56-5
  - 7) 第4編 第8章 「静岡県消費生活条例」の制定に伴う修正
  - 8) 第4編 第10章 410-1 「静岡県緊急物資集積場所運営要領」の作成に伴う修正  
第5編 第4章 54-1
  - 9) 第5編 第2章 52-5 国への迅速な第一報及び第二報以降の情報収集・伝達の追加等
  - 10) 第5編 第5章 55-1 「静岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請の追加
  - 11) 第5編 第10章 510-1 他の都道府県との間で締結した災害時の応援に関する協定に基づく緊急物資  
510-2 飲料水等の提供及びあっせんの要請の追加
  - 12) 第5編 第10章 510-3 (社)静岡県プロパンガス協会との協定内容の変更に伴う修正

- 13) 第5編 第10章 510-8 「伝染病予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改正されたことに伴う修正
- 14) 第5編 第12章 512-2 り災身体障害者への援護の実施機関及び協力機関の変更
- 15) 第5編 第14章 514-1 医療機関、避難所等への優先的な応急給水の追加

## 22 平成12年

県防災会議 平成12年 7月27日

内閣総理大臣承認 平成12年12月27日

### 1) 地震防災基本計画の改正(平成11年7月)に伴う修正

- 第2編 第1章 21-1 東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び判定会招集連絡報の位置づけ
- 第3章 23-1 (平常時の防災思想の普及、防災訓練)
- 第1章 21-1 防災上重要な施設管理者に対する教育の追加
- 第4編 第1章 41-1 地震災害警戒本部の設置が勤務時間外となった場合の県職員の参集場所を一部見直したことによる修正
- 第1章 41-1 緊急消防援助隊の受け入れの準備の追加
- 41-2 救助資機材の確保準備の追加
- 第4章 44-4 山間地の避難対象地区における車両を活用した避難の追加
- 第7章 47-1

### 2) 防災関係機関の名称変更に伴う修正(静岡労働局、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海)

### 3) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正(東京管区气象台、東海郵政局、

第2編 第1章 21-4 関東地方建設局・中部地方建設局、東海旅客鉄道株式会社外2社、日本銀行、

第4編 第1章 41-3 土地改良区)

第5編 第1章 51-3

第14章 514-4

第6編 第1章 61-4

### 4) 第2編 第4章 24-7 災害弱者に配慮した応急対策等の実施の追加

第5編 第5章 57-1

57-2

### 5) 第5編 第8章 58-3 地方分権一括法に基づく権限移譲に伴う修正(指定物資の立入検査、災害救助法

第10章 510-10 に基づく機関委任事務の廃止)

### 6) 第2編 第1章 21-1 「学校の地震防災対策マニュアル(ダイジェスト版)」の作成、防災モデル校の設置

第5編 第6章 56-4

### 7) 第2編 第1章 21-1 県立大学で養成した専門的知識を持つ人材(防災士)の活用の追加

### 8) 第5編 第10章 510-10 トリアージタグを活用した効率的な医療活動の実施の追加

### 9) 第5編 第12章 512-2 県単独の被災者生活再建支援制度の創設

第6編 第8章 68-3

## 23 平成13年

県防災会議 平成13年 5月30日

内閣総理大臣承認 平成14年 3月26日

### 1) 第1編 第2章 第3次地震被害想定結果の公表に伴い内容を全面的に修正

### 2) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正

第4編 第1章 41-3 指定行政機関(財務省東海財務局、経済産業省中部経済産業局、国土交通省東京

第5編 第1章 51-3 航空局東京空港事務所)

第6編 第1章 61-4 指定公共機関(水資源開発公団、ケイティティアイ株式会社)

### 3) 第2編 第2章 22-5 自主防災組織と消防団との連携を追加

### 4) 第3編 第2章 地震対策緊急整備事業計画の承認(平成12年3月30日付け)に伴う修正

### 5) 第4編 第12章 6 市中金融の内容を地震防災基本計画の改正に合わせる修正

### 6) 第5編 第2章 52-5 火災・災害等即報要領の一部改正に伴う修正

### 7) 第5編 第5章 55-2 陸・海・空各自衛隊の連絡窓口を追加する修正

### 8) 第5編 第10章 510-11 「災害時のボランティア受入れの手引き」の文言に内容を統一する修正

### 9) 第5編 第13章 513-3 被害情報の収集に地域住民からの情報連絡を追加する修正

### 10) 第5編 第14章 514-8 道路管理者が、他の道路管理者その他の関係機関と連携を図ることを追加する修正

正

## 24 平成14年

県防災会議 平成14年 6月19日

内閣総理大臣承認 平成15年 5月13日

- 1) 防災関係機関の組織改編に伴う修正（名古屋食糧事務所静岡事務所）
- 2) 第2編 第1章 21-1 静岡県防災教育基本方針の策定に伴う修正  
第5編 第6章 56-4
- 3) 第2編 第2章 22-4 自主防災組織活動推進委員会の廃止及び自主防災活動推進委員会設置に伴う修正
- 4) 全国共通の用語（災害拠点病院）に統一するための修正
- 5) 第3編 第3章 第2次地震防災緊急事業五箇年計画が内閣総理大臣の承認を受けたことに伴う修正
- 6) 第4編 第1章 41-3 地震防災応急対策の内容を明確にするための修正（中部運輸局）
- 7) 金融監督に関する事務ガイドラインの改正に伴う修正（東海財務局）
- 8) 環境、ダイオキシン類対策に対応するための修正
- 9) 第5編 第14章 社内規定の内容に合わせた修正（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）

## 25 平成15年（1）

県防災会議 平成15年 7月22日

内閣総理大臣承認 平成16年 1月23日

- 1) 防災関係機関の組織改変に伴う修正（日本郵政公社東海支社）
- 2) 第2編 第1章 21-1 静岡県地震防災センターが県直営となったことに伴う修正
- 3) 第2編 第1章 21-1 静岡県災害ボランティア活動ファンドの記述の追加  
第5編 第10章 510-11 同
- 4) 第2編 第2章 22-4 地域防災指導員制度に関する記述の追加
- 5) 第5編 第10章 510-4 静岡県医療救護計画の改正に伴う修正
- 6) 第5編 第10章 510-9 遺体の捜索及び処理活動に関する記述の修正

## 26 平成15年（2）

県防災会議 平成16年 2月 6日

内閣総理大臣承認 平成16年 3月30日

- 1) 第4編『地震防災応急対策』の修正  
地震防災基本計画の修正（平成15年7月）に伴い、東海地震注意情報が発表された場合の対応を追加  
第4編 前文 東海地震注意情報の位置付け、対策検討にあたっての考え方を追加  
第1章 県、市町村等の注意情報発表時の対応を追加  
第4章 自主防災組織の注意情報発表時の対応を追加  
第7章 注意情報発表時における避難対象地区の災害時要援護者等の避難を追加  
第10章 注意情報発表時における地域への救援活動の措置を追加  
第11章 注意情報発表時における県有施設設備の防災措置を追加  
第12章 第12章 防災関係機関等の注意情報発表時における措置を追加  
第13章 第13章 新たに「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の章を設け、警戒宣言発令時及び注意情報発表時における民間事業所の対策を追加  
第14章 第14章 各施設の注意情報発表時における対応を追加
- 2) 第5編 第1章 地震が発生し、気象庁が東海地震と判定した場合に県災害対策本部を自動設置する修正

## 27 平成16年

県防災会議 平成16年 7月 1日

内閣総理大臣承認 平成16年 9月30日

- 1) 東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴い、記述を整理  
第1編 第1章 東南海・南海地震の位置付けを追加  
第3章 県及び関係市町の東南海・南海地震防災対策計画の作成指導・受理を追加  
第5編 第7章 津波対策に関する事項を整理  
第13章 発災時の水門、工事中施設等の措置を追加  
第15章 地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画を作成すべき事業所が発災時に講ずる災害応急対策の概要を追加
- 2) 第2編 第4章 災害時要援護者に対する迅速的確な支援のための体制整備について追加
- 3) 第4編 第12章 警戒宣言発令時のNTTドコモのiモード災害用伝言板サービスについて追加  
第5編 第1章 発災時のNTTドコモのiモード災害用伝言板サービスについて追加
- 4) 第4編 第12章 警戒宣言発令時、JR在来線は吉原及び舞阪でも列車を停止させないこととする修正
- 5) 第5編 第11章 学校の地震防災対策マニュアルに基づき記述を整理・修正

## 28 平成17年

県防災会議 平成17年 6月 6日

内閣総理大臣承認 平成17年 7月27日

- 1) 静岡県の組織改正に伴う修正
- 2) 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正
- 3) 厚生局と独立行政法人国立病院機構の組織改正に伴う修正
- 4) 経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正
- 5) 第2編 第4章 公共建築物の耐震性能の公表について追加  
清掃活動についてマニュアルの改定に伴う修正  
がれき・残骸物の処理についてマニュアルの改定に伴う修正
- 6) 第5編 第7章 中部運輸局の組織改正に伴う修正
- 7) 第5編 第10章 がれき・残骸物処理に係るマニュアルの改定に伴う修正

## 29 平成18年

県防災会議 平成18年 6月16日

内閣総理大臣承認 平成18年 9月22日

- 1) 第2編 第2章 各事業所における災害時の事業継続計画（BCP）の策定を追加
- 2) 第4章 地震防災戦略を踏まえ、地域目標として「地震対策アクションプログラム2006」を策定し、地震対策を進めることを追加  
津波危険予想地域に対する注意報・警報、避難勧告・指示、避難方法等の周知を追加  
避難所での災害時要援護者等への配慮、応急仮設住宅の確保等の避難者対策を追加
- 3) 第3編 第2章 地震対策緊急整備事業計画の承認（平成18年3月30日付け）に伴う修正
- 4) 第4編 第12章 東海旅客鉄道㈱の防災業務計画の修正を踏まえた修正
- 5) 第5編 第6章 被災建築物と被災宅地を区分し、応急危険度判定に係る具体的な行動を追加
- 6) 第7章 災害時要援護者を避難させるための福祉避難所、2次的避難所の確保を追加
- 7) 参考資料18 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の修正（突発時の体制を追加）

## 30 平成19年

県防災会議 平成19年 6月 8日

内閣総理大臣承認 平成19年12月 6日

- 1) 静岡県の組織改正等に伴う修正
- 2) 第3編 第3章 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の策定に伴う修正
- 3) 第5編 第10章 静岡県広域火葬計画の策定に伴う修正
- 4) 参考資料19 静岡県地震対策アクションプログラム2006（追加）

## 31 平成20年

県防災会議 平成20年 6月17日

内閣総理大臣承認 平成20年11月13日

- 1) 第1編 第1章 日本郵政公社民営化に伴う修正
- 2) 第3章 震度観測網の維持・整備を追加
- 3) 第2編 第1章 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置を追加
- 4) 第2章 企業防災の促進のための条件整備（県の事業所へのBCP作成支援）を追加
- 5) 第5編 第1章 地震発災時の必要に応じた土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げについて追加

## 32 平成21年

県防災会議 平成21年 8月26日

内閣総理大臣承認 平成22年 1月 5日

- 1) 静岡県の組織改正等に伴う修正
- 2) 富士山静岡空港の開港に伴う修正
- 3) 第1編 第3章 防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正（国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、東京管区気象台（静岡地方気象台）、第三管区海上保安本部）
- 4) 第3章 自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱を追加
- 5) 第2編 第2章 地域防災指導員の育成及び能力向上を図る方法の変更に伴う修正
- 6) 第3編 第2章 地震対策緊急整備事業計画の変更承認（平成21年3月6日付け）に伴う修正
- 7) 第3章 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更承認（平成21年3月6日付け）に伴う修正

### 33 平成22年

県防災会議 平成22年 6月29日

内閣総理大臣承認 平成22年11月10日

- 1) 県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正
- 2) 第3編 第3章 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更承認（平成22年3月31日付け）に伴う修正
- 3) 第4編 第1章 防災関係機関の活動に自衛隊の活動を追加

### 34 平成23年

県防災会議 平成23年 6月17日

内閣総理大臣承認 平成23年11月8日

- 1) ‘ふじのくに’危機管理計画の策定に伴う修正
- 2) 地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更（平成23年3月31日内閣総理大臣承認）に伴う修正
- 3) 「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正

### 35 平成24年

県防災会議書面決議 平成24年 6月29日

※台風第4号の接近により県防災会議（6月19日予定）は中止

内閣総理大臣修正報告 平成24年 7月11日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 地震対策緊急整備事業計画の変更及び第4次地震防災緊急事業五箇年計画の承認（平成24年3月30日内閣総理大臣承認）に伴う修正
- 3) 新東名高速道路開通に伴う修正

### 35 平成25年

県防災会議 平成25年 6月27日

内閣総理大臣修正報告 平成25年 8月9日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の変更（平成25年3月29日内閣総理大臣承認）に伴う修正
- 3) 指定地方公共機関の追加に伴う修正
- 4) 第4次地震被害想定（第一次報告）の策定を踏まえた修正

### 36 平成26年

県防災会議 平成26年 6月11日

内閣総理大臣修正報告 平成27年 2月12日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成26年3月27日内閣総理大臣承認）の変更に伴う修正
- 3) 指定公共機関の追加に伴う修正
- 4) 第4次地震被害想定（第二次報告）の策定を踏まえた修正

### 37 平成27年

県防災会議 平成27年 6月17日

内閣総理大臣修正報告 平成28年 3月31日

- 1) 県が策定した防災に関する各種計画（静岡県国土強靱化地域計画）等の反映
- 2) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 3) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成27年3月20日内閣総理大臣承認）の変更に伴う修正

### 38 平成28年

県防災会議 平成28年 6月15日

内閣総理大臣修正報告 平成29年 2月16日

- 1) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の策定に伴う修正
- 2) 静岡県第4次地震被害想定追加資料（新L1モデル）の公表に伴う修正
- 3) 地震対策緊急整備事業の実施期間（35年→40年）の延長に伴う修正

### 39 平成29年

県防災会議 平成29年 8月22日

内閣総理大臣修正報告 平成30年 1月15日

- 1) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 2) 地震防災緊急事業五箇年計画（第4次から第5次）の期間延長による修正

#### 40 平成30年

県防災会議 平成30年 6月15日

内閣総理大臣修正報告 平成31年 2月13日

- 1) 県が策定した防災に関する各種計画・推進施策（避難所運営マニュアルの改訂）等の反映
- 2) 指定地方行政機関の追加に伴う修正

#### 41 令和元年

県防災会議 令和 元年 7月10日

内閣総理大臣修正報告 令和 2年 2月 6日

- 1) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 2) 近年の災害を踏まえた修正
- 3) 指定公共機関の追加に伴う修正
- 4) 指定地方公共機関の追加に伴う修正

#### 42 令和2年

県防災会議 令和 2年 6月(書面開催)

内閣総理大臣修正報告 令和 2年 9月 3日

- 1) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 2) 近年の災害を踏まえた修正
- 3) 指定公共機関の追加に伴う修正

#### 43 令和3年

県防災会議 令和 3年9～10月(書面開催)

内閣総理大臣修正報告 令和 3年11月30日

- 1) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 2) 近年の災害を踏まえた修正

#### 44 令和4年

県防災会議 令和 4年 8月22日

内閣総理大臣修正報告 令和 4年12月26日

- 1) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 2) 近年の災害を踏まえた修正
- 3) 指定公共機関の追加に伴う修正



# 目 次

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	9
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	12
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	18
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	20
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
1 県	22
2 市町	22
3 防災関係機関	23

## 目次

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	29
第1節 防災思想の普及	29
第2節 自主防災活動	29
第3節 地震防災訓練の実施	29
1 県	29
2 市町	30
3 防災関係機関	31
第4節 地震災害予防対策の推進	32
1 緊急消防援助隊の受援体制	32
2 消防用施設の整備	32
3 火災の予防対策	33
4 建築物等の耐震対策	33
5 被災建築物等に対する安全対策	34
6 都市防災不燃化促進対策	34
7 地盤災害の予防対策	34
8 落下倒壊危険物対策	35
9 危険予想地域における災害の予防	35
10 被災者の救出活動対策	36
11 要配慮者の支援	36
12 生活の確保	37
13 緊急輸送活動体制の整備	39
14 災害廃棄物の処理体制の整備	39
15 公共土木施設等の応急復旧	39
16 情報システムの整備	39
17 緊急輸送用車両等の整備	40
18 文化財等の耐震対策	40
19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	40
第3章 地震防災施設緊急整備計画	41
第1節 地震防災施設整備方針	41
1 防災業務施設の整備	41
2 地域の防災構造化	41
3 緊急輸送路の整備	42
4 防災上重要な建物の整備	42
5 災害防止事業	42
6 災害応急対策用施設等の整備	42
第2節 地震対策緊急整備事業計画	43
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	44

## 目次

南海トラフ地震臨時情報発表時		頁
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	45
I	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	45
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	45
II	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	45
第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	45
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	46
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	46
第4節	県及び市町のとるべき措置	46
III	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	46
第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等	46
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	47
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	47
第4節	避難対策等	47
	1 地域住民等の事前避難行動等	47
	2 避難所の運営	48
第5節	消防機関等の活動	49
第6節	警備対策	49
第7節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	49
	1 水道	49
	2 電気	49
	3 ガス	49
	4 通信	49
	5 放送	49
第8節	金融	50
第9節	交通	50
	1 道路	50
	2 海上及び交通	50
	3 鉄道	50
第10節	県自らが管理等を行う施設等に関する対策	50
	1 防災上重要な施設に対する措置	50
	2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	51
第11節	滞留旅客等に対する措置	52

# 目 次

発 災 後	頁
第5章 災害応急対策	53
第1節 防災関係機関の活動	53
1 県	53
2 市町	55
3 防災関係機関	55
第2節 情報活動	55
第3節 広報活動	55
第4節 緊急輸送活動	55
第5節 広域応援活動	56
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	56
1 消防活動	56
2 水防活動	56
3 人命の救出活動	56
4 被災建築物等に対する安全対策	56
5 災害危険区域の指定	56
第7節 避難活動	56
第8節 社会秩序を維持する活動	56
第9節 交通の確保対策	56
第10節 地域への救援活動	57
1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	57
2 給水活動	57
3 燃料の確保	57
4 医療救護活動	57
5 し尿処理	57
6 廃棄物（生活系）処理	57
7 災害廃棄物処理	57
8 防疫活動	57
9 遺体の捜索及び措置	57
10 応急住宅の確保	57
11 ボランティア活動への支援	58
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	58
第12節 被災者の生活再建等への支援	58
第13節 県有施設及び設備等の対策	58
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	58
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	59
1 各施設・事業所に共通の事項	59
2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	60

## 目次

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	61
第1節 防災関係機関の活動	61
1 県	61
2 県警察	61
3 市町	62
4 防災関係機関	62
第2節 激甚災害の指定	66
第3節 震災復興計画の策定	67
1 県	67
2 市町	67
第4節 復興財源の確保	67
1 予算の編成	67
2 復興財源の確保	68
第5節 震災復興基金の設立	68
1 震災復興基金の設立	68
第6節 復旧事業の推進	69
1 復旧計画の策定	69
2 基盤施設の復旧	69
第7節 都市・農山漁村の復興	70
1 都市・農山漁村復興計画の策定	70
2 都市の復興	70
3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）	71
第8節 被災者の生活再建支援	71
1 恒久住宅対策	72
2 災害弔慰金等の支給	72
3 被災者の経済的再建支援	72
4 雇用対策	73
5 要配慮者の支援	73
6 生活再建支援策等の広報・PR	74
7 相談窓口の設置	74
8 保険の活用	75
第9節 地域経済復興支援	75
1 産業復興計画の策定	75
2 中小企業を対象とした支援	75
3 農林漁業者を対象とした支援	76
4 地域全体に影響を及ぼす支援	76

目次

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時		頁
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	77
第1節	防災関係機関の活動	77
1	県	77
	【東海地震注意情報発表時等】	77
	【警戒宣言発令時】	78
2	市町	81
	【東海地震注意情報発表時】	81
	【警戒宣言発令時】	81
3	防災関係機関	82
	【東海地震注意情報発表時】	82
	【警戒宣言発令時】	82
4	自衛隊	86
	【東海地震注意情報発表時等】	86
	【警戒宣言発令時】	86
第2節	情報活動	87
1	県	87
2	市町	88
3	防災関係機関	88
第3節	広報活動	88
1	県	89
2	市町	89
3	防災関係機関	89
4	地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	90
第4節	自主防災活動	90
	【東海地震注意情報発表時】	90
	【警戒宣言発令時】	90
第5節	緊急輸送活動	91
1	県	91
2	市町及び防災関係機関	92
3	中部運輸局	92
第6節	自衛隊の支援	93
第7節	避難活動	93
1	避難対策	93
2	避難地の設置及び避難生活	95
第8節	社会秩序を維持する活動	95
第9節	交通の確保活動	96
1	陸上交通の確保対策	96
2	海上交通の確保対策	98
3	航空交通の確保対策	98
第10節	地域への救援活動	98
	【東海地震注意情報発表時】	99
	【警戒宣言発令時】	99
	1 食料及び日用品の確保	99
	2 飲料水等の確保	100
	3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	100
	4 応急復旧資材の確保	101
	5 応急仮設住宅の建設	101
第11節	県有施設設備の防災措置	101
1	無線通信施設等	101
2	公共施設等	101
	【東海地震注意情報発表時】	102
	【警戒宣言発令時】	102
3	コンピュータ	103
第12節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	103
	【東海地震注意情報発表時】	104
	【警戒宣言発令時】	105
第13節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	107
	<各施設・事業所に共通の事項>	107
	【東海地震注意情報発表時】	108
	【警戒宣言発令時】	108
	<各施設・事業所の計画において定める個別事項>	109
第14節	県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	111
	【東海地震注意情報発表時】	111
	【警戒宣言発令時】	112

# 第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

## 第1節 計画の主旨

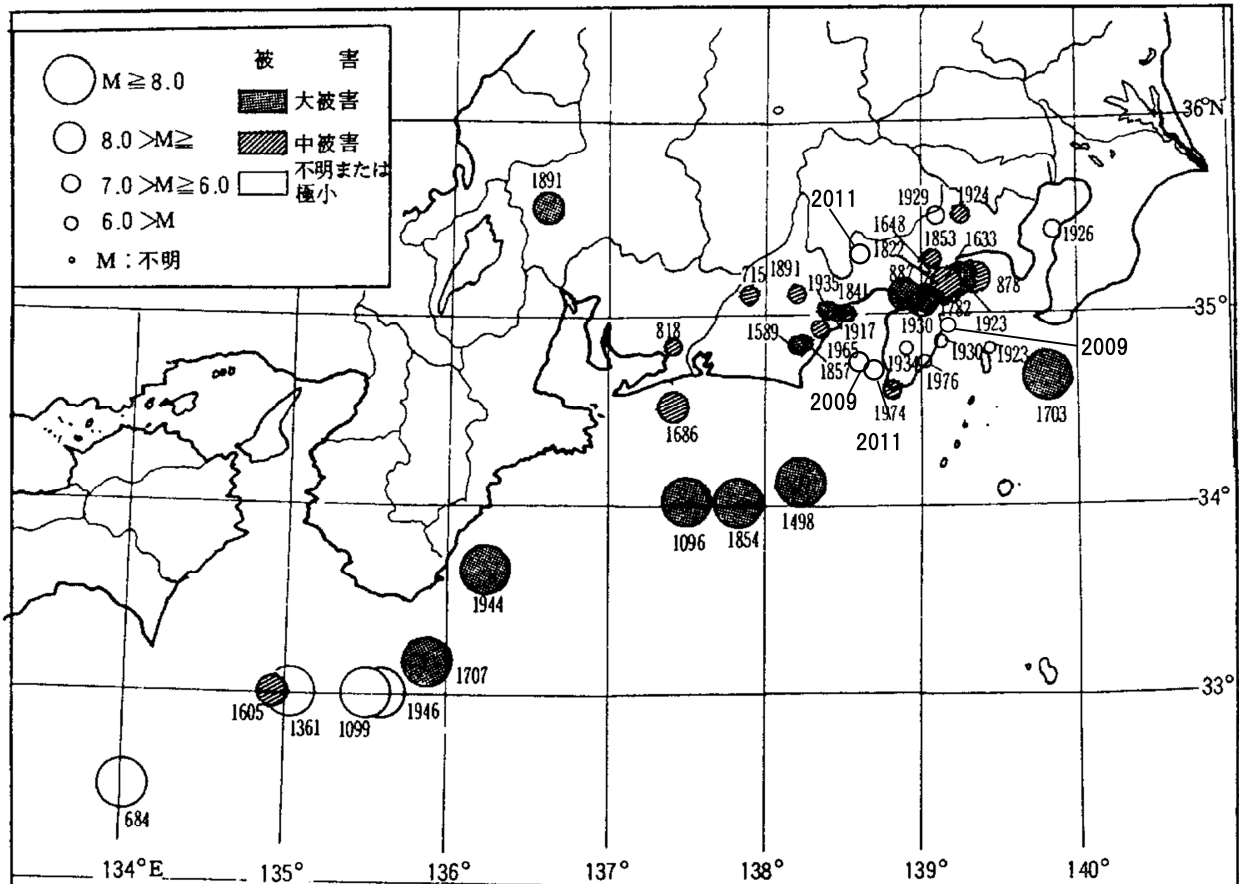
この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

券	内 容	
目的	<p>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p>	
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>• 県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>• 第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>• 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>• 状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>	
構成	この計画は本編及び別紙から構成し、本編の構成は次の6章による。	
	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項
	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等
	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策
	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策
	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目的が立った後の復旧、復興対策
	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

## 第2節 過去の顕著な災害

- 本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧 (宇佐美龍夫) に加筆





静岡県内の地震活動

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

\* 津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 緯 経 緯 震央地名	M 深 さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
3*	684.11.29 天武13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠 江	6.4	[0]  IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715. 7. 5 和銅 8. 5.26	137.4 34.8 三 河	6.7	[1]  IV~V	県西境に多少の被害があったと推定される。		
11*	818. - - 弘仁 9. 7.-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1	県東境で多少の被害があったか。		
15	841. - - 承和 8. - -	138.9 35.1 伊 豆	7.0	[II]  VI+	伊豆:里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。		
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II]  V	相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。		
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[Ⅳ] 2 VI	仏神舎屋百姓四百余流失。		
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南 海 道	8.4	[IV]  IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	  鎌 倉	7.1	[II]	鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。		
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。  (志太郡)	沿岸に津波死2万6千という。	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18~19町。寺川以下の田圃水没す。
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[I]  V~IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)		

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東 海 ・ 南 海 ・ 西 海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。 死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くず れ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I]  IV			県東境に微小被害推定される。
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[I]  V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者 あり。		
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島 間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸 に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須 玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・ 半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁 科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋 井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さつたで被害 大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で 流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破 痛船53。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊 那	6.4	[I]  IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を 堰止め後に決壊。三河佐太村大谷まで の間で死50余。県北西境、天竜川沿い に被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日 すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原 に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小 被害の可能性あり。
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿 河	6.4	[ 0 ]  V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・ 石灯笼いたみ、社堂破損、江尻・清水辺 で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三 保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小 田 原	6.5	[I]  IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VI	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液化化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿 河	6.4	[0]		田中城で堀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱 海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島+15℃、湯ヶ野+5℃、蓮台寺- x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没(長さ20間巾 3尺、深さ 3尺)あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
414	1917. 5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦堀・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2(静岡市)、傷6。	
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波(12m)、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	V		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。	
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
453	1929. 7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	V		籠坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。	

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 ( 遠 江 )	中 部 ( 駿 河 )	東 部 ( 伊 豆 )
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0~ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0~ 10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒(湯ヶ島・与市坂・白田・上河津)。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0~ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1~2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、 船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、 須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山(がけ)くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	Ⅲ			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 } 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 } 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997. 3. 3 } 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

### 第3節 予想される災害

- 本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県及び市町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。
- 津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

#### 1 第4次地震被害想定

- 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

## 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

### (1) 概説

- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約171,000			約171,000
	半壊	約165,000	約163,000	約156,000	約169,000
液状化	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約6,400	約6,300	約6,100	約6,500
人工造成地	全壊	約17,000			約17,000
	半壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津波	全壊	約2,400			約2,400
	半壊	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000
山・崖崩れ	全壊	約2,500			約2,500
	半壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火災	焼失	約22,000	約28,000	約66,000	約2,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約217,000	約223,000	約260,000	約197,000
	半壊	約233,000	約232,000	約224,000	約237,000
建物被害率	全壊及び焼失	約15%	約16%	約18%	約14%
	半壊	約16%	約16%	約16%	約17%

ブロック塀等転倒数	約23,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000 棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- 全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- 半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊



## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約400)	約5,500 (約400)	
	軽傷者数	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約400	約100	約200	約60	約40	約50
		軽傷者数	約800	約300	約400	約100	約80	約100
	早期避難率低	死者数	約9,000	約5,700	約7,300	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約500	約400	約400	約60	約40	約50
		軽傷者数	約1,000	約700	約900	約100	約80	約100
山 ・ 崖 崩 れ	死者数	約200	約90	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死者数	約800	約500	約2,100	約30	約10	約20	
	重傷者数	約500	約600	約1,400	約50	約50	約50	
	軽傷者数	約1,200	約1,600	約3,700	約100	約100	約100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約14,000	約5,900	約9,900	約2,700	約1,500	約2,100
		重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,500	約8,800	約5,600
		軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
	早期避難率低	死者数	約16,000	約9,100	約14,000	約2,700	約1,500	約2,100
		重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,500	約8,800	約5,600
		軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300	
	津波	約1,800	約3,600	約2,400	約200	約400	約300	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200人（早期避難率高+呼びかけ）～約9,200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

### 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

#### (1) 概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。  
注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

#### (2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約171,000			約171,000
	半壊	約161,000	約160,000	約152,000	約165,000
液状化	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人工造成地	全壊	約17,000			約17,000
	半壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津波	全壊	約28,000			約28,000
	半壊	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000
山・崖崩れ	全壊	約2,500			約2,500
	半壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火災	焼失	約22,000	約27,000	約64,000	約2,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約242,000	約248,000	約285,000	約223,000
	半壊	約255,000	約253,000	約244,000	約260,000
建物被害率	全壊及び焼失	約17%	約17%	約20%	約16%
	半壊	約18%	約18%	約17%	約18%

ブロック塀等転倒数	約23,000件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000棟

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約179,000			約179,000
	半 壊	約122,000	約121,000	約117,000	約123,000
液 状 化	全 壊	約1,600			約1,600
	半 壊	約5,700	約5,700	約5,500	約5,700
人 工 造 成 地	全 壊	約16,000			約16,000
	半 壊	約47,000	約47,000	約47,000	約47,000
津 波	全 壊	約28,000			約28,000
	半 壊	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	約2,100			約2,100
	半 壊	約5,000	約5,000	約5,000	約5,000
火 災	焼 失	約11,000	約14,000	約35,000	約4,500
建 物 棟 数		1,418,505			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	約238,000	約240,000	約262,000	約231,000
	半 壊	約214,000	約213,000	約208,000	約216,000
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	約17%	約17%	約18%	約16%
	半 壊	約15%	約15%	約15%	約15%

ブロック塀等転倒数	約20,000件
屋外落下物が発生する建物数	約71,000棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約191,000			約191,000
	半 壊	約178,000	約177,000	約168,000	約181,000
液 状 化	全 壊	約1,800			約1,800
	半 壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人 工 造 成 地	全 壊	約17,000			約17,000
	半 壊	約50,000	約50,000	約50,000	約50,000
津 波	全 壊	約26,000			約26,000
	半 壊	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	約2,700			約2,700
	半 壊	約6,300	約6,300	約6,300	約6,300
火 災	焼 失	約19,000	約24,000	約66,000	約2,200
建 物 棟 数		1,418,505			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	約257,000	約262,000	約304,000	約240,000
	半 壊	約270,000	約268,000	約257,000	約274,000
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	約18%	約18%	約21%	約17%
	半 壊	約19%	約19%	約18%	約19%

ブロック塀等転倒数	約25,000件
屋外落下物が発生する建物数	約58,000棟

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約500)	約5,500 (約400)	
	軽傷者数	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
	早期避難率低	死者数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山 ・ 崖 崩 れ	死者数	約200	約90	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死者数	約800	約500	約2,000	約30	約10	約20	
	重傷者数	約400	約600	約1,300	約50	約50	約50	
	軽傷者数	約1,100	約1,500	約3,500	約100	約100	約100	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死者数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	約21,000	約32,000	約22,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	約55,000	約55,000	約48,000	約15,000	約16,000	約13,000
	早期避難率低	死者数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	約23,000	約33,000	約24,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	約58,000	約58,000	約52,000	約15,000	約16,000	約13,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

## 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約7,800 (約700)	約4,100 (約600)	約6,200 (約600)	約2,200 (約200)	約1,200 (約100)	約1,800 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,500)	約35,000 (約2,100)	約21,000 (約1,700)	約5,600 (約500)	約10,000 (約500)	約6,100 (約400)	
	軽傷者数	約42,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約38,000 (約7,600)	約12,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約11,000 (約1,700)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
	早期避難率低	死者数	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山 ・ 崖 崩 れ	死者数	約200	約80	約100	約20	約10	約20	
	重傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10	
火 災	死者数	約1,500	約1,000	約3,400	約200	約100	約100	
	重傷者数	約300	約400	約900	約100	約100	約100	
	軽傷者数	約700	約1,000	約2,200	約300	約300	約300	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約10	-	-	-	
	重傷者数	-	約70	約100	-	-	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約300	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約75,000	約36,000	約46,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	約22,000	約37,000	約23,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	約47,000	約55,000	約43,000	約13,000	約16,000	約12,000
	早期避難率低	死者数	約105,000	約67,000	約82,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	約24,000	約38,000	約25,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	約50,000	約58,000	約46,000	約13,000	約16,000	約12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約50,000	約49,000	約48,000	約14,000	約14,000	約14,000	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

## 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	約6,000 (約700)	約3,000 (約500)	約4,700 (約500)	約1,700 (約200)	約900 (約100)	約1,400 (約100)	
	重傷者数	約21,000 (約2,700)	約34,000 (約2,200)	約21,000 (約1,700)	約5,900 (約600)	約9,700 (約500)	約6,100 (約400)	
	負傷者数	約53,000 (約10,000)	約55,000 (約8,300)	約45,000 (約8,100)	約15,000 (約2,200)	約16,000 (約1,800)	約13,000 (約1,800)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
	早期避難率低	死 者 数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	約200	約100	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死 者 数	約600	約400	約1,600	約40	約20	約30	
	重傷者数	約400	約500	約1,300	約50	約50	約50	
	軽傷者数	約900	約1,300	約3,400	約100	約100	約100	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死 者 数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約20	約200	約400	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,100	約9,700
		重傷者数	約23,000	約35,000	約24,000	約6,400	約10,000	約6,500
		軽傷者数	約58,000	約59,000	約51,000	約16,000	約17,000	約14,000
	早期避難率低	死 者 数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,100	約9,700
		重傷者数	約25,000	約37,000	約26,000	約6,400	約10,000	約6,500
		軽傷者数	約62,000	約62,000	約55,000	約16,000	約17,000	約14,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約33,000	約29,000	約30,000	約9,500	約8,400	約8,800	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

#### 4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

##### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

##### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約10,000		
	半壊	約27,000	約27,000	約26,000
液状化	全壊	約800		
	半壊	約3,100	約3,100	約3,100
人工造成地	全壊	約40		
	半壊	約100	約100	約100
津波	全壊	約900		
	半壊	約2,300	約2,300	約2,300
山・崖崩れ	全壊	約500		
	半壊	約1,100	約1,100	約1,100
火災	焼失	約200	約300	約1,600
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約13,000	約14,000
	半壊	約33,000	約33,000	約33,000
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%
	半壊	約2%	約2%	約2%

ブロック塀等転倒数	約2,500件
屋外落下物が発生する建物数	約1,900棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊



## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建築物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)		死者数	約100 (約40)	約50 (約20)	約90 (約30)
		重傷者数	約1,100 (約200)	約1,400 (約100)	約1,000 (約100)
		軽傷者数	約5,100 (約800)	約4,600 (約700)	約4,200 (約600)
津波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約2,300	約600	約900
		重傷者数	約100	約50	約70
		軽傷者数	約200	約100	約100
	早期避難率低	死者数	約2,900	約1,700	約2,400
		重傷者数	約200	約100	約200
		軽傷者数	約400	約300	約400
山・崖崩れ		死者数	約40	約20	約30
		重傷者数	約30	約10	約20
		軽傷者数	約30	約10	約20
火災		死者数	-	-	約10
		重傷者数	-	約10	約30
		軽傷者数	約10	約10	約70
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	約20	約30
		軽傷者数	-	約30	約50
死傷者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約2,500	約700	約1,000
		重傷者数	約1,200	約1,500	約1,200
		軽傷者数	約5,400	約4,700	約4,500
	早期避難率低	死者数	約3,000	約1,800	約2,500
		重傷者数	約1,300	約1,600	約1,300
		軽傷者数	約5,600	約4,900	約4,700
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約600	約400	約500
		津波	約900	約1,800	約1,200

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約1,600人(早期避難率高+呼びかけ)～約4,600人(早期避難率低)

## 5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約19,000		
	半壊	約40,000	約39,000	約39,000
液状化	全壊	約1,000		
	半壊	約3,700	約3,700	約3,700
人工造成地	全壊	約80		
	半壊	約300	約300	約300
津波	全壊	約2,400		
	半壊	約6,300	約6,300	約6,200
山・崖崩れ	全壊	約600		
	半壊	約1,400	約1,400	約1,400
火災	焼失	約400	約600	約3,700
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約23,000	約24,000	約27,000
	半壊	約51,000	約51,000	約50,000
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%
	半壊	約4%	約4%	約4%

ブロック塀等転倒数	約3,600件
屋外落下物が発生する建物数	約4,000棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物 )	死 者 数		約200 (約70)	約100 (約40)	約200 (約50)
	重 傷 者 数		約1,900 (約300)	約2,300 (約200)	約1,800 (約200)
	軽 傷 者 数		約7,900 (約1,300)	約6,600 (約1,000)	約4,900 (約1,000)
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約4,700	約1,400	約1,900
		重 傷 者 数	約100	約60	約70
軽 傷 者 数		約300	約100	約100	
津 波	早期避難率低	死 者 数	約5,700	約3,500	約4,700
		重 傷 者 数	約300	約200	約300
		軽 傷 者 数	約500	約400	約500
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数		約50	約20	約40
	重 傷 者 数		約30	約10	約20
	軽 傷 者 数		約30	約10	約20
火 災	死 者 数		約10	-	約20
	重 傷 者 数		-	約10	約60
	軽 傷 者 数		約20	約30	約200
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死 者 数		-	-	-
	重 傷 者 数		-	約30	約40
	軽 傷 者 数		-	約40	約90
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約5,000	約1,500	約2,100
		重 傷 者 数	約2,100	約2,400	約2,000
		軽 傷 者 数	約8,300	約6,800	約5,300
	早期避難率低	死 者 数	約6,000	約3,600	約4,900
		重 傷 者 数	約2,200	約2,600	約2,200
		軽 傷 者 数	約8,500	約7,200	約5,700
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数	地 震 動		約1,100	約800	約1,000
	津 波		約2,300	約5,100	約3,200

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,400人(早期避難率高+呼びかけ)～約6,500人(早期避難率低)

## 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 2 市町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 対策計画の作成指導及び届出の受理（南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防、その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

## 3 防災関係機関

## (1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の出遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）

<p>経済産業省中部経済産業局</p>	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>
<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>
<p>経済産業省中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>
<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 所管施設の耐震性の確保</li> <li>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</li> <li>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</li> <li>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</li> <li>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</li> </ul> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</li> <li>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</li> <li>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</li> <li>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</li> <li>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</li> </ul>

国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>
国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報の情報伝達</p> <p>ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

## (2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施
日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグループ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報
KDDI株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施



ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師 会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公 益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協 会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所 の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所を整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組 等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ 地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災 活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協 会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保

一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県米養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## (4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

## (5) 対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 (イ) 津波警報等の収集及び伝達 (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

## 第2章 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

### 第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

### 第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

### 第3節 地震防災訓練の実施

- 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 1 県

### 1-1 防災訓練の内容

- 県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。
- 訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

号	内 容
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、政府本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員（県災害警戒本部設置準備のための要員招集）</li> <li>イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul> </li> </ul>

	ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助 シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開 ソ 航空偵察 タ 応急復旧						
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。						
	<table border="1"> <tr> <td>情報の収集 伝達訓練</td> <td>                             ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。                              ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。                              ・訓練に当たっては、有線電話がらくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。                         </td> </tr> <tr> <td>職員の 動員訓練</td> <td>                             適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。                         </td> </tr> <tr> <td>防災業務の 訓練</td> <td>                             ・各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は県災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。                              ・訓練の主なものは次のとおりである。                              ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練                              イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練                              ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練                              エ 工業用水道等における応急措置訓練                         </td> </tr> </table>	情報の収集 伝達訓練	・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がらくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。	職員の 動員訓練	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。	防災業務の 訓練	・各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は県災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。 ・訓練の主なものは次のとおりである。 ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練 ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 エ 工業用水道等における応急措置訓練
	情報の収集 伝達訓練	・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がらくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。					
職員の 動員訓練	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。						
防災業務の 訓練	・各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は県災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。 ・訓練の主なものは次のとおりである。 ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練 ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 エ 工業用水道等における応急措置訓練						

1-2 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- (1) 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- (2) 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

1-3 防災訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上  
 個別防災訓練 年1回以上

1-4 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 市町

- 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 県及び市町は、訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

	カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

### 3 防災関係機関

- 防災関係機関は、それぞれ定めた南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。
- その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機 関 名 等	重 点 事 項
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報

静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

## 第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。
- 県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。
- 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。
- 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

### 1 緊急消防援助隊の受援体制

- 県及び市町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

### 2 消防用施設の整備

- 県及び市町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
  - ・ 消防団による避難誘導のための拠点施設
  - ・ 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
  - ・ 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
  - ・ 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
  - ・ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
  - ・ 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター

- ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

### 3 火災の予防対策

- 県及び市町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。
- 津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス（LPガスを含む。）施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。</li> <li>・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。</li> </ul>
LPガス消費設備	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	<p>次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。</p> <p>ア 可燃物と酸化剤の接触による発火</p> <p>イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火</p> <p>ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火</p>
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 4 建築物等の耐震対策

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	<p>建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。</p> <p>(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。</p>						
県・市町による耐震性の向上	<p>次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。</p> <p>(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。</p> <p>(3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>新 築 建築物</td> <td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td> </tr> <tr> <td>既 存 建築物</td> <td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td> </tr> <tr> <td>建 築 設備</td> <td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。</p>	新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						

公共建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</li> <li>防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</li> </ul>
コンピュータの安全対策	県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
家具等の転倒防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。</li> <li>事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。</li> </ul>
ブロック塀等の倒壊防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm以下の高さとする。</li> <li>県有施設及び市町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</li> <li>県及び市町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</li> </ul>
ガラスの飛散防止	多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

## 5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容	
応急危険度判定	認 定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。
	体制等	県及び市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
被災宅地危険度判定	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。	
災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。	
	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

## 6 都市防災不燃化促進対策

- 県は、地震火災から県民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化を促進するため調査、研究を行い、不燃化事業の実施について指導を行う。

## 7 地盤災害の予防対策

- 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。



区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

## 8 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。
- 県、市町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設については、安全性を厳密に審査する。</li> <li>・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。</li> <li>・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。</li> </ul>
看板、広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。</li> <li>・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。</li> <li>・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。</li> </ul>
ブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。</li> <li>・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。</li> </ul>
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

## 9 危険予想地域における災害の予防

### (1) 避難計画の策定

市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

避難対象地区の指定	市町長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。
避難所の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

## (2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容	
避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。	
山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。	
	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	住民への危険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。	

## 10 被災者の救出活動対策

- 建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
県	ア 自主防災組織、事業所等及び県民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 救出技術の教育、救出活動用資料の作成 ウ 自主防災組織に対して行う救出活動用資機材の配備の促進
市町	ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 11 要配慮者の支援

- 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

## 12 生活の確保

- 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

### (1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
経済産業省 関東経済産業局	ア 緊急に必要な生活必需品であって県内で調達できないものの調達先に関する資料の整備 イ 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制の確立
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	緊急に必要な食料であって県内で調達できないものの調達あっせんの準備
県	ア 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査の定期的な実施 イ 県内における緊急物資調達計画の策定 ウ 大量調達が可能な大手小売業者及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結 エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結 オ 流通在庫のない緊急物資備蓄の検討 カ 市町が行う食料の備蓄の推進 キ 広域物資拠点の選定及び運営管理等の検討 ク 県民が実施する緊急物資確保対策の指導 ク 米穀販売業者に対する精米の在庫量の増加と安全な保管の要請
市町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
県民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

### (2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
県	ア あらかじめ定める「震災時給水対策要綱」作成指針に基づき市町を指導する。 イ 県民及び市町が実施する水の確保対策の指導を行う。
市町	ア 復旧資材の備蓄を行う イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ 工事業者等との協力体制を確立する。
県民	ア 家庭における貯水 ⑦ 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 ⑧ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 ⑨ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 ⑦ 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 ⑧ 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 ⑨ ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

### (3) 燃料の確保

(県及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

## (4) 医療救護

実施主体	内 容
県	<p>ア 国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。</p> <p>イ 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣機能等を有する災害拠点病院を指定し、国が定める指定要件に合致しているか、定期的に確認する。</p> <p>ウ 県外からの救護班（DMAT等医療チーム）の要請及び受け入れ、重症患者の搬送等の広域計画を作成する。</p> <p>エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。</p> <p>オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。</p> <p>カ 家庭救護の普及を図る。</p>
市町	<p>ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。</p> <p>イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。</p> <p>ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。</p> <p>エ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。</p> <p>オ 家庭救護の普及を図る。</p>
自主防災組織	<p>ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。</p> <p>イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。</p>
県民	<p>ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。</p> <p>イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。</p> <p>ウ 献血者登録に協力する。</p>

## (5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
県	<p>ア 防疫の実施について国及び他の都道府県と協議する。</p> <p>イ 食品衛生、消毒方法等を指導する。</p> <p>ウ 災害時健康支援ガイドライン等に基づき健康支援活動に係る体制整備を図る。</p>
市町	<p>ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。</p> <p>イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。</p> <p>ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。</p> <p>エ 住民が行う防疫の指導をする。</p> <p>オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。</p>

## (6) 清掃活動

実施主体	内 容
県	<p>あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。</p>
市町	<p>ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。</p> <p>イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。</p>

## (7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

- 市町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくものとする。
- なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

### (8) 救援・救護のための標示

区分	内容
公共建築物・病院の屋上への番号標示	県及び市町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	県及び市町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

### (9) 応急住宅

区分	内容
供給体制の整備	県及び市町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 1.3 緊急輸送活動体制の整備

- 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。
- 障害物除去、応急復旧等を行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。
- 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

## 1.4 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内容
県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。
市町	(1) 災害廃棄物処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

## 1.5 公共土木施設等の応急復旧

- 県及び市町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

## 1.6 情報システムの整備

- 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

## 17 緊急輸送用車両等の整備

- 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

## 18 文化財等の耐震対策

- 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。
- 県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

必 要 な 対 策	
ア	文化財等の耐震措置の実施
イ	安全な公開方法、避難方法の設定
ウ	南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ	地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ	文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ	地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

## 19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市町はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

## 第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

### 第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整 備 方 針
(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。 (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

#### 1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備及び消火用水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。</li> <li>・河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。</li> </ul>
通信施設及び情報処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。</li> <li>・このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</li> <li>・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。</li> <li>・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。</li> </ul>

#### 2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。</li> <li>・農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。</li> </ul>
避難路の整備	幹線避難路等市町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

### 3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</li> <li>地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。</li> <li>第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</li> </ul>
港湾・漁港施設の整備	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、防災拠点港湾、防災港湾を指定し、耐震強化岸壁等の整備を図る。
交通管制施設の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制施設を整備するとともに、信号機の無停電化を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

### 4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設、警察施設等の整備	庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。</li> <li>地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。</li> </ul>

### 5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。</li> <li>ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。</li> </ul>
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。

### 6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。



## 第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

### 地震対策緊急整備事業費総括表

(単位：百万円)

事業名	計画事業費
避難地整備	26,711
避難路整備	73,513
消防用施設整備	55,853
緊急輸送路整備	325,322
通信施設整備	5,424
病院整備	12,991
福祉施設整備	31,132
学校設備(小・中)	251,273
津波対策	118,467
山崩れ等防止	279,960
合計	1,180,646

注 この表は、令和3年2月19日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

### 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

#### 地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表

(単位：百万円)

事業名	計画事業費
避難地	911
避難路	4,328
消防用施設	7,763
緊急輸送路	13,743
公立小中学校等	1,538
津波対策	620
山崩れ防止対策	3,312
老朽住宅密集市街地対策	252
その他	12,339
合計	44,806

注 この表は、令和4年3月23日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び市町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

### I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- ・ 県は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。
- ・ 関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

### II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。  ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

県及び市町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

## 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第4節 県及び市町のとるべき措置

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県及び市町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

県の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長である知事の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保  ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

県及び市町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

## 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第4節 避難対策等

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

- ・住民事前避難対象地域  
事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域
- ・高齢者等事前避難対象地域  
事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

### 1 地域住民等の事前避難行動等

#### (1) 基本方針

市町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

#### (2) 事前避難対象地域の設定

市町は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定し明示するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。

また、事前避難対象地域が定まるまでの間、市町は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。

### (3) 避難指示等の基準

市町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発表することも可能とする。

- ・住民事前避難対象地域：避難指示
- ・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

### (4) 避難指示等の伝達方法

市町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

### (5) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、県及び市町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- ア 事前避難対象地域の地区名等
- イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認
- エ 避難行動における注意事項

### (6) 避難計画の作成

市町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

## 2 避難所の運営

### (1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

### (2) 避難所の設置及び避難生活

#### ア 避難生活者

- ・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

#### イ 設置場所

- ・市町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

#### ウ 設置期間

- ・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

#### エ 避難所の運営

- ・避難者が自ら行うことを基本とし、市町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

## 第5節 消防機関等の活動

市町は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## 第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

## 第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

市町等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

### 2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

### 3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

### 4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

### 5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

## 第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

## 第9節 交通

### 1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

### 2 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

## 第10節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

### 1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</li> <li>津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</li> <li>港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。</li> </ul>
河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。</li> <li>施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。</li> <li>管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。</li> </ul>



ダム、ため池及び水路	ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。</li> <li>巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。</li> </ul>
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
富士山静岡空港	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。 また、後発地震の発生に備えて、空港関係者と調整し、大規模な広域防災拠点として使用するため、事前に必要な体制整備をするものとする。

## 2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

県が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、県以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区分	内容	
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</li> <li>また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。</li> <li>入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。</li> <li>入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。</li> </ul>
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校について

		は、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。</li> <li>事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。</li> </ul>

## 第11節 滞留旅客等に対する措置

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

## 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

### 第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の県、市町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

#### 1 県

区 分	内 容
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>
組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。          なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。          また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。          ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達          イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報          ウ 水防その他の応急措置          エ 被災者の救助、救護、その他の保護          オ 施設及び設備の応急の復旧          カ 防疫その他の保健衛生          キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持          ク 緊急輸送の確保及び調整          ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整          コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整          サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止          シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul>
国の現地対策本部との連携	<p>政府本部が設置され、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>
職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</li> <li>方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</li> <li>それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</li> </ul>

配備体制	配備内容	配備部局等
【情報収集体制】 震度4	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※1 等
【警戒体制】 震度5弱	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	危機管理部要員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局当番※1 等
【特別警戒体制】 震度5強	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部等に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局要員※2 等
【災害対策本部】 震度6弱以上	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)	全職員参集

※1 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。

※2 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。

(1) 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

(2) 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

## 2 市町

号	内 容	
市町災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。</li> <li>市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>
	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 消防、水防その他の応急措置</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入</li> <li>オ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>カ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>キ 防疫その他の保健衛生</li> <li>ク 避難指示又は警戒区域の設定</li> <li>ケ 緊急輸送の実施</li> <li>コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</li> <li>サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携</li> <li>シ 自主防災組織との連携及び指導</li> <li>ス ボランティアの受入れ</li> </ul>
機関の措置 消防、水防	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火・救急・救助活動</li> <li>ウ 地域住民等への避難指示の伝達</li> <li>エ 火災予防の広報</li> </ul>
	消防団、水防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火活動、水防活動及び救助活動</li> <li>ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</li> <li>エ 地域住民等の避難地への誘導</li> <li>オ 危険区域からの避難の確認</li> <li>カ 自主防災組織との連携、指導、支援</li> </ul>

## 3 防災関係機関

(共通対策編第1章総則第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

### 第2節 情報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

### 第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

### 第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

## 第5節 広域応援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第3節「応援・受援計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

## 第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

### 1 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第24節「消防計画」に準ずる。)

### 2 水防活動

静岡県水防計画書及び市町の水防計画の定めるところによる。

### 3 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

### 4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

### 5 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

## 第7節 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

## 第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

## 第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

## 第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

### 2 給水活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。)

### 3 燃料の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

### 4 医療救護活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる。)

### 5 し尿処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

### 6 廃棄物（生活系）処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

### 7 災害廃棄物処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

### 8 防疫活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。)

### 9 遺体の捜索及び措置

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

### 10 応急住宅の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

## 1 1 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

### 第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。)

### 第12節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

### 第13節 県有施設及び設備等の対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第34節「県有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

### 第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道 (市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。



株式会社NTT ドコモ東海支社	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(7) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
放送（日本放送協会、 民間放送会社）	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線そのの中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>
市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。</p> <p>(7) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等</p> <p>(1) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い</p> <p>(9) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>
鉄道	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。</p>
旅客船	<p>ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。</p>
静岡空港	<p>ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。</p>

## 第15節 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

### 1 各施設・事業所に共通の事項

○ 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	<p>災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <p>ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制</p> <p>イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等</p>
------	---

項	津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ア 津波に関する情報収集、伝達 イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

## 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

- 各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。  
○津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項						
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。						
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。						
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。 ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。						
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。						
水道、電気及びガス事業	<table border="1"> <tr> <td>水道 (市町)</td> <td>水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。</td> </tr> </table>	水道 (市町)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
水道 (市町)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。						
電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。						
ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。						
貯木場	貯木の流出防止措置を講ずる。						
道路	津波による被害が予想される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。						

## 第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1節 防災関係機関の活動

県、市町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 1 県

区 分	内 容
静岡県震災復興本部	設 置 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。</li> <li>復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>復興本部は静岡県災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>
	組 織 及 び 所 掌 事 務 <ul style="list-style-type: none"> <li>復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例（仮称）及び静岡県震災復興対策本部運営要領（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 静岡県震災復興計画の策定</li> <li>イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請</li> <li>エ 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理</li> <li>オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保</li> <li>カ 民心安定上必要な広報</li> <li>キ その他の震災復興対策</li> </ul> </li> </ul>
静岡県災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、指令部各班との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。</li> <li>招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。</li> </ul>
震災復興対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。</li> <li>震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。</li> </ul>
他の都道府県に対する応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めたときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

#### 2 県警察

社会秩序を維持する活動	第4章第8節及び、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

## 3 市町

区 分	内 容	
市町震災復興本部	設 置	市町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、市町震災復興本部（以下「市町復興本部」という。）を設置する。
	市町災害対策本部との併設	市町復興本部は市町災害対策本部と併設できる。市町復興本部の運営に当たっては、市町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	市町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 市町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
市町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町復興本部が設置された場合、必要に応じ、市町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。</li> <li>招集される市町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。</li> <li>市町防災会議は、市町復興本部との調整を図るものとする。</li> </ul>	

## 4 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

## (1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整</li> <li>イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</li> <li>ウ 警察通信施設の復旧・復興</li> <li>エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整</li> </ul>
総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</li> <li>イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</li> <li>ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</li> </ul>
財務省東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請</li> <li>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置</li> </ul>
厚生労働省東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</li> <li>イ 関係職員の出遣</li> <li>ウ 関係機関との連絡調整</li> </ul>
厚生労働省静岡労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化</li> <li>イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置</li> <li>ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）</li> </ul>

農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集</p> <p>イ 中小企業の復旧・復興資金の融通</p> <p>ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。)</p>
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。)</p>
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	<p>ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。</p> <p>ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。</p>

国土交通省中部運輸局	<p><b>陸上輸送に関すること</b></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><b>海上輸送に関すること</b></p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>イ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

## (2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進
独立行政法人水資源機構	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p>
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加</p> <p>イ 協力奉仕者の連絡調整</p>

日本放送協会	<p>ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施</p> <p>エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。</p> <p>本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</p>
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行</p>
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</p>
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	<p>ア 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。</p>
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	<p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	<p>被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</p>

ト 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	
------------------------------	--

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LPガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う

## 第2節 激甚災害の指定

（共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。）



### 第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、県民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

#### 1 県

区 分	内 容
計画策定の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、必要があると認めたときは、副知事を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。</li> <li>計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課(室)長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 なお、これらの検討組織の詳細は、別に定める。</li> <li>知事は、諮問機関として、広く県民各層や学識経験者の参画を得て、静岡県震災復興計画審議会を設置する。</li> <li>審議会には、全体会議と専門部会を設置する。</li> <li>知事は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに静岡県震災復興計画審議会に諮問する。</li> </ul>
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、県の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、県民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・市町との調整	計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する震災復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

#### 2 市町

区 分	内 容
計画策定の体制	市町長は、必要があると認めたときは、副市町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

### 第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

#### 1 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
------	---------------------------------------

実施主体	内 容	
県	財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
	発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。
市町	財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
	発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

## 2 復興財源の確保

基本方針	<p>(1) 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。</p> <p>(2) 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。</p>
------	---

実施主体	内 容	
県	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
	その他の財源確保策	復興を目的とした宝くじの発行等による復興財源の確保を検討する。
	国への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。</li> <li>要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。</li> </ul>
市町	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
	その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

## 第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

### 1 震災復興基金の設立

実施主体	内 容	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、復旧・復興対策を円滑に実施するため必要となる莫大な財政需要に対処するため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。</li> <li>基金の設立に当たっては、次の点を明確にする。 ア 基金の運営団体</li> </ul>	

	イ 出捐者及び出捐比率 ウ 運用財産の貸付者及び貸付比率 エ 事業の内容 オ その他 ・基金の行う事業は、財産の運用益により賄うことを原則とする。
市 町	・市町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 ・市町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

## 第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

### 1 復旧計画の策定

基本方針	(1) 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 (2) そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。	
実施主体	内 容	
県	状況の把握	各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
市 町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

### 2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	内 容	
県	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、関係機関と調整の上、できる限り迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
市 町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

## 第7節 都市・農山漁村の復興

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### 1 都市・農山漁村復興計画の策定

基本方針	<p>(1) 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。</p> <p>(2) このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。</p>
------	---

実施主体	内 容
県	計画策定本部に設置される策定委員会（第6章第3節1参照）の下部組織として都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。
市 町	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

### 2 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
------	---

実施主体	内 容	
県	被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地復興に関する被害状況調査について市町を支援する。</li> <li>調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。</li> </ul>
	緊急復興地区の抽出	市町と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
	「建築基準法」第84条による建築制限の支援及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限の実施について、特定行政庁である市を支援する。</li> <li>県が特定行政庁となる区域については市町長と連絡・調整を図り、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ指定する。</li> <li>必要に応じ、建築制限期間を延長する。</li> </ul>
	都市復興基本計画の策定	市町と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成の支援	市町の被災市街地復興推進地域の都市計画案作成を支援する。
	復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援	市町の復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。
	復興まちづくり支援事業の実施の支援	市町の復興まちづくり支援事業の実施を支援する。
市 町	被害状況の把握	市町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	建築基準法第84条による建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。</li> </ul>

		・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
	都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
	復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

### 3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

基本方針	都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。
------	--

実施主体	内 容	
県	被害状況の把握	農山漁村の復興に関する被害状況調査について市町を支援する。また、調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	復興基本方針の作成	被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、市町と連絡調整を図り、土木・農業林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、都市計画事業等で復興を行うかといった復興基本方針を作成する。
	都市計画区域への編入	・被災農山漁村を都市計画区域へ編入し都市計画事業等で復興を行おうとする区域については、国土利用計画静岡県計画を変更するとともに、都市計画区域の変更若しくは指定を行う。 ・当該区域で実施する事業手法の検討等について、市町を支援する。
	集落復興計画案等の作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、市町の集落復興計画等の作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。
	集落復興支援事業等の支援	市町の集落復興支援事業等の実施を支援する。
市 町	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
	復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
	集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
	集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

## 第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、県民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

## 1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
------	--

実施主体	内 容	
県	住宅復興計画の策定	計画策定本部に設置される策定委員会（第6章第3節1参照）の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。
	住宅再建支援	被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
	民間賃貸住宅の供給促進	民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア 災害公営住宅等の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給に関する役割分担
	災害公営住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を供給する。</li> <li>・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。</li> <li>・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。</li> <li>・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。</li> </ul>
	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
市 町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
	災害公営住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。</li> <li>・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。</li> <li>・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。</li> </ul>
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

## 2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
------	--

実施主体	内 容	
県	災害弔慰金等の支給状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が実施する災害弔慰金と災害障害見舞金の支給状況を把握する。</li> <li>・他県に対し、死亡者・遺族の把握及び災害弔慰金や災害障害見舞金の支給状況を報告するよう依頼する。</li> </ul>
	災害弔慰金給付審査委員会（仮称）の設置	災害弔慰金と災害障害見舞金の給付に関し、死因と災害の因果関係を調査し判定を行う医師、弁護士等を委員とする災害弔慰金給付審査委員会を、必要に応じ設置する。
市 町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

## 3 被災者の経済的再建支援

（共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の援護」に準ずる。

## 4 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
------	---

実施主体	内 容	
県	雇用状況の把握	県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。
	雇用維持の要請	県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。
	再就職の支援	離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 求人開拓の実施 エ 合同就職説明会等の開催 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
市 町	相談業務の実施 雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。	

## 5 要配慮者の支援

基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。</li> <li>調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。</li> </ul>
	一時入所の実施及び調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。
	福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。</li> <li>民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。</li> <li>市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。</li> </ul>
	民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
	メンタルヘルスケアの実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
	市町が実施する応急住宅入居者等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。
市 町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。</li> <li>情報が不足している地域には補足調査を行う。</li> <li>ア 要配慮者の被災状況及び生活実態</li> <li>イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</li> </ul>
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</li> <li>緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</li> <li>被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</li> </ul>
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
------	--

実施主体	内 容	
県	生活再建支援施策等の広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等
	外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
	県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。
市 町	生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。	

## 7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
------	--

実施主体	内 容	
県	震災復興相談センターの開設	発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、各方面本部単位に震災復興相談センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。
	震災復興相談センターの業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・国、市町、関係機関の相談窓口等と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	震災復興相談センターの閉鎖等	相談状況に応じ、震災復興相談センターの役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。
県 警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。</li> <li>県及び市町の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。</li> </ul>	
市 町	相談窓口等の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。</li> <li>相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。</li> </ul>
	相談窓口等の業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。</li> <li>県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。</li> </ul>
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。



## 8 保険の活用

実施主体	内 容	
県・市町	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

## 第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

### 1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、県と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
------	--

実施主体	内 容	
県	計画策定本部に設置される策定委員会（第6章第3節1参照）の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	
市 町	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	

### 2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
県	中小企業の被災状況の把握	市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
	支援制度・施策の内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。</li> <li>・ 次の施策を必要に応じ、実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 相談所の設置</li> <li>イ 電話相談の実施</li> <li>ウ パンフレットの作成・配布</li> </ul> </li> </ul>
	資金需要の把握	中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
	事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。
	金融面での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。</li> <li>・ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。</li> </ul>
	金融機関等への協力の要請	中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
	新たな支援制度の検討	被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
国への要望	「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。	
市 町	中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

### 3 農林漁業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図る経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。
------	---

実施主体	内 容	
県	農林漁業者の被災状況の把握	市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
	支援制度・施策の内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。</li> <li>・次の施策を必要に応じ、実施する。</li> <li>ア 相談所の設置</li> <li>イ 電話相談の実施</li> <li>ウ パンフレットの作成・配布</li> </ul>
	天災融資法に関する措置の実施	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。
	金融面での措置	農林漁業制度資金を、積極的に活用する。
	金融機関への協力の要請	資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。
市 町	農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

### 4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
県	イベント・商談会等の実施	<p>地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア イベント、プロジェクトの実施</li> <li>イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催</li> <li>ウ 商談会の開催 等</li> </ul>
	誘客対策の実施	<p>被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県内における観光地の復興イベント等の実施</li> <li>イ 県外における誘客イベント等の実施</li> <li>ウ マスコミを活用したPR</li> <li>エ 大規模な会議等の誘致 等</li> </ul>
市 町	イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、市町独自のイベント・商談会等を実施する。
	誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

## 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるように、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

### 第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

#### 1 県

##### 【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に從事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul>
主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> <p>ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</p> <p>エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>オ 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備</p> <p>キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>ク 必要に応じて市町等への職員派遣</p> <p>ケ 静岡県地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>コ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>

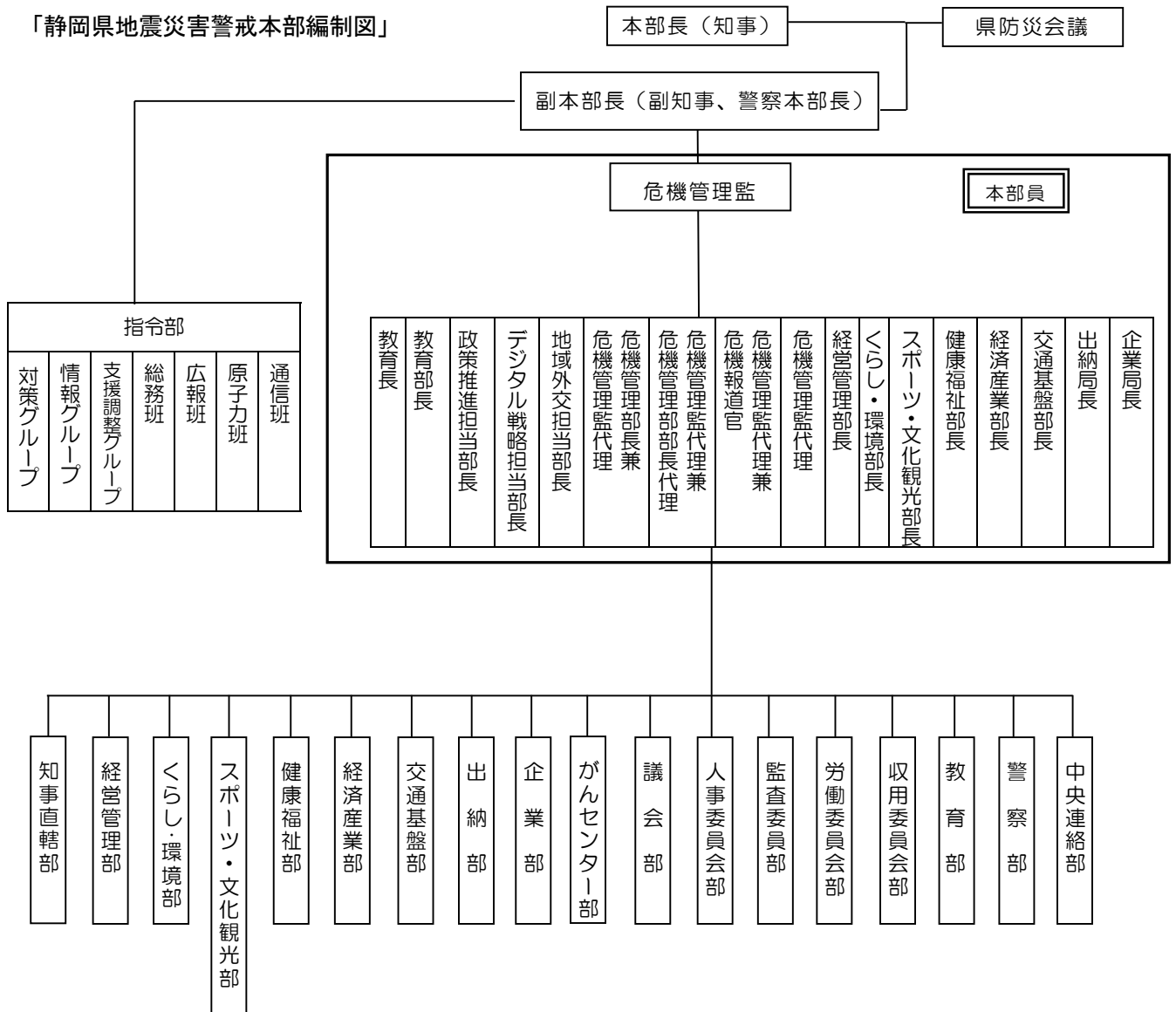
## 【警戒宣言発令時】

区 分		内 容
静岡県地震災害警戒本部		知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
組織及び所掌事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。</li> <li>地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。          なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。          ア 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有          イ 地震防災応急対策上必要な広報          ウ 緊急輸送の実施又は調整          エ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備          オ 社会秩序を維持する活動          カ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整          キ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整</li> </ul>
国の現地警戒本部との連携		国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。
動員及び配備		地震災害警戒本部等運営要領及び災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領の定めるところによる。
初動体制の確保	本部	本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。
	方面本部	方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。
その他要員		それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

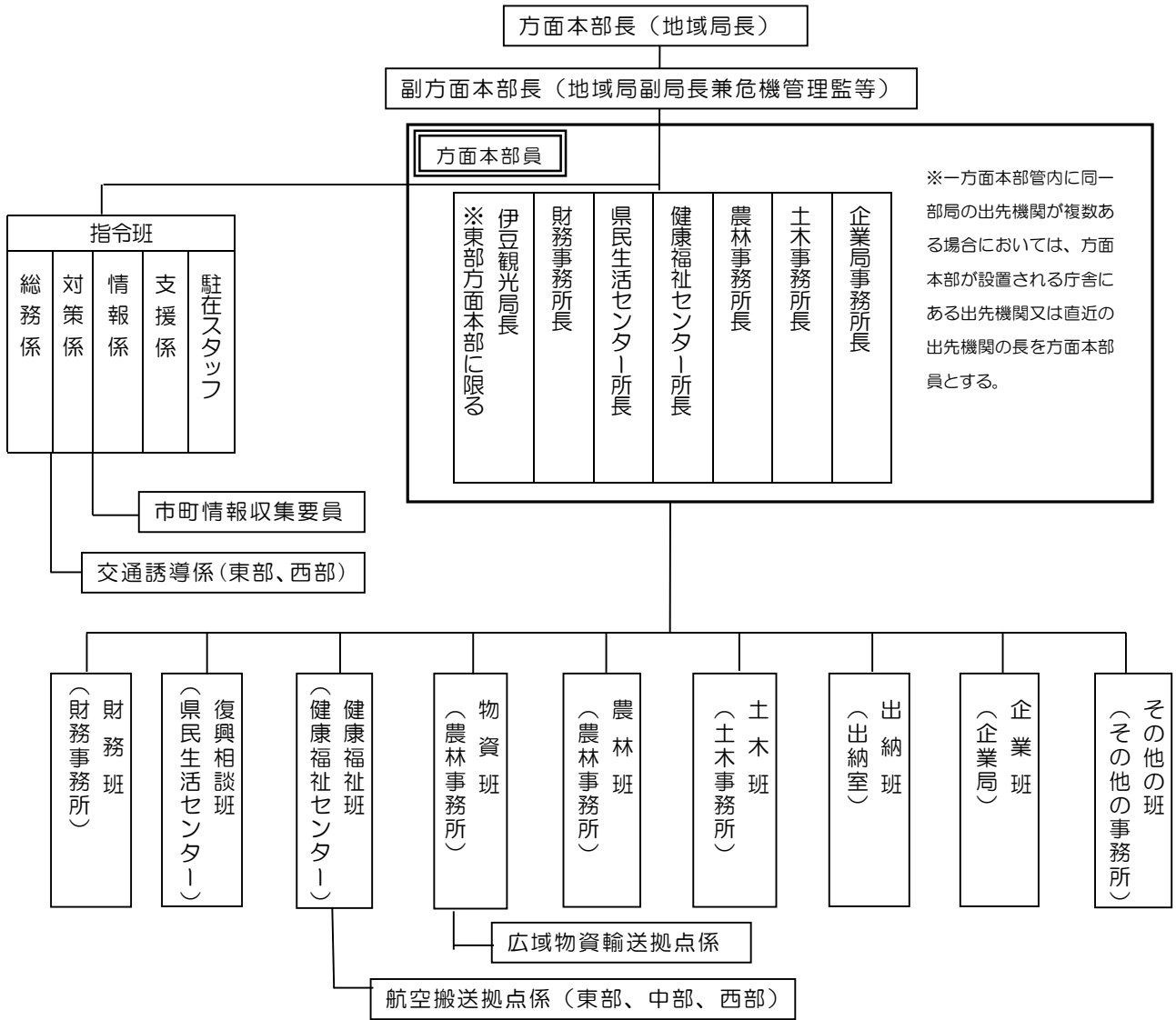
## 「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」

配 備 体 制		配 備 基 準	配 備 局 等	
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部
			出先	必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員	
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員	

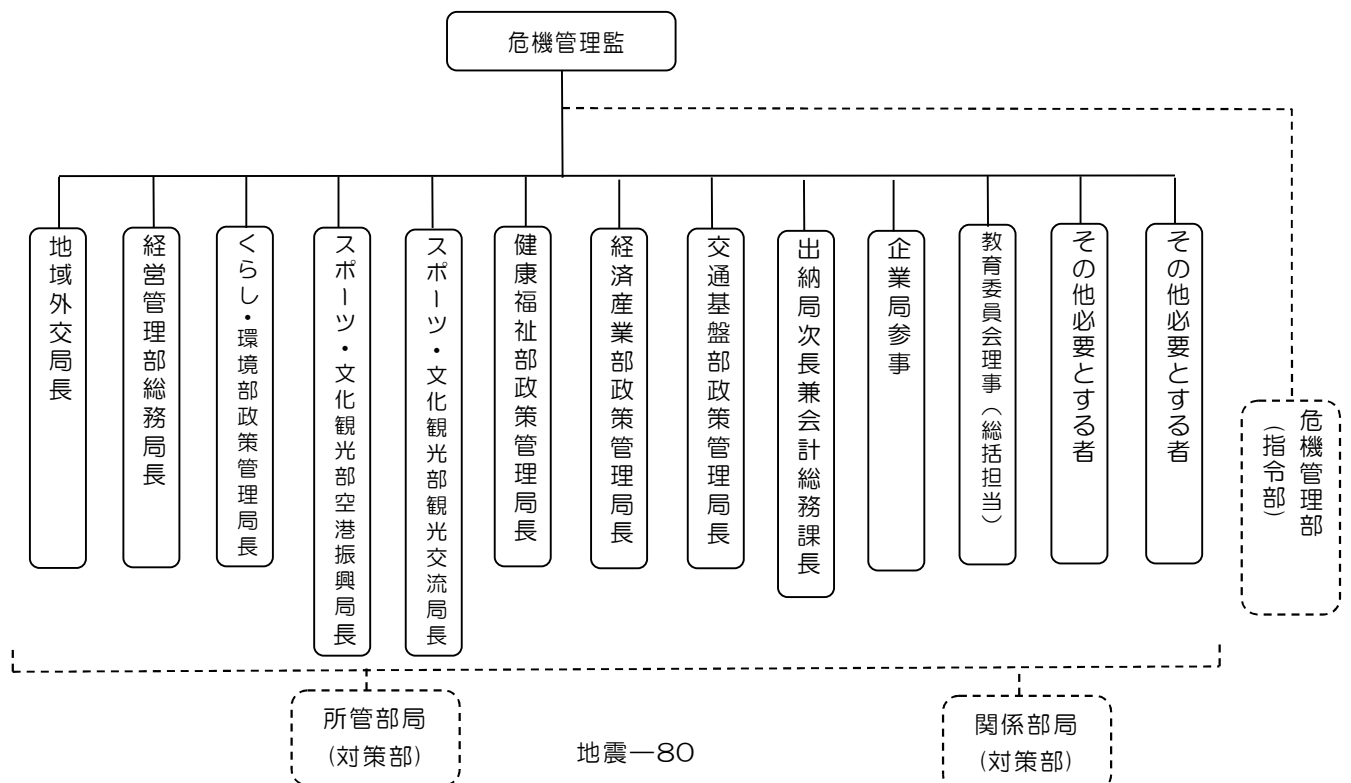
「静岡県地震災害警戒本部編制図」



「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」



「東海地震注意情報に関する対策会議」



## 2 市町

## 【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。</li> </ul>
応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> <p>ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備</p> <p>エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</p> <p>オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</p> <p>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</li> <li>消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保</li> <li>必要に応じて住民等の避難誘導</li> </ul>

## 【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
市町警戒本部 所掌事務	市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。
	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア) 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>

消防、 水防機関の措置	消防本部	市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難指示の伝達 エ 出火防止のための広報
	消防団、 水防団	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

### 3 防災関係機関

#### 【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

#### 【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握



林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	<p>ア 施設対策等</p> <p>(7) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(1) 道路施設対策等</p> <p>(9) 港湾施設対策等</p> <p>(1) 営繕施設対策等</p> <p>(1) 電気通信施設等対策等</p> <p>イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>ウ 他機関との協力</p> <p>エ 広報</p>
国土交通省中部運輸局	<p>ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導</p> <p>イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達</p> <p>ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請</p>
国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	<p>ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報</p> <p>イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説</p> <p>ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること</p>

海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達</p> <p>イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止</p> <p>ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p>
-----------------	--

## (2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備
独立行政法人水資源機構	<p>ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。</p> <p>イ 関係機関への連絡及び情報収集</p>
日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導</p> <p>イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報</p> <p>ウ 郵便物、施設等の被災防止</p>
日本銀行	<p>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導</p> <p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>エ 金融機関の業務運営に係る措置</p> <p>オ 地震防災応急対策に関する広報</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療救護班の派遣準備</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給の準備</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p>
日本放送協会	<p>ア 地震に関する情報の迅速な伝達</p> <p>イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 警戒宣言等の伝達</p> <p>イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>ウ 交通対策</p> <p>エ 緊急点検</p>
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>イ 列車の運転規制</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p>
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施</p> <p>イ 防災関係機関の重要通信の優先接続</p> <p>ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

## 4 自衛隊

## 【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

## 【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置(防災派遣命令後) イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

## 第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

### 1 県

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	<p>(1) 消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方气象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。</p> <p>(2) 市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)による。</p> <p>(3) 東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。</p> <p>(4) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。</p>
地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。</li> <li>・収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難指示の状況</li> <li>イ 避難の状況</li> <li>ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>オ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請</li> </ul> </li> </ul>
国の現地警戒本部等に対する報告	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul>
防災関係機関の有機的連携の推進	<p>(1) 放送協定に基づく報道機関の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民的的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。</li> </ul> <p>(2) 県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。</li> <li>・東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部(同所を管轄する警察署のみ)及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。</li> </ul>

## 2 市町

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	<p>(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。</p>
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。</li> <li>・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。</li> <li>・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>オ 情報の変容、流言等の状況</li> <li>カ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）</li> </ul> </li> </ul>
県警戒本部等に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。</li> <li>・その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul> </li> </ul>

## 3 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	<p>県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。</p>
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<p>(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。</p>

## 第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

## 1 県

区 分	内 容											
広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul>											
広報実施方法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td colspan="2">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td>テレビ放送</td> <td colspan="2">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td>印刷媒体</td> <td>県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td>その他の媒体</td> <td>同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）		テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）		その他の広報媒体	印刷媒体	県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物	その他の媒体	同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット
ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）											
テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）											
その他の広報媒体	印刷媒体	県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物										
	その他の媒体	同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット										
市町からの広報要請の処理	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市町からの広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市町の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。</p>											
県民からの問い合わせ等の処理	<p>東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</p>											

## 2 市町

区 分	内 容
広 報 事 項	<p>市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。</p>
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車等</li> <li>イ 自主防災組織を通じての連絡</li> <li>ウ 県に対する広報の要請</li> </ul>

## 3 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。</li> <li>その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul> </li> </ul>
広報実施方法	<p>広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町と連携を密にするものとする。</p>

## 4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

### 第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

#### 【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	--

#### 【警戒宣言発令時】

区分	内容
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</li> <li>東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。</li> <li>応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。</li> </ul>
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。



家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。	
避難活動	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。</li> <li>自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。</li> <li>山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。</li> <li>避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</li> </ul>
	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。</li> <li>医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</li> <li>飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。</li> </ul>
社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。</li> <li>生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。</li> </ul>	

## 第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

### 1 県

区分	内容
緊急輸送対象の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。</li> <li>(2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。</li> <li>(3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。</li> </ol>

緊急輸送の対象となる人員、物資等	<p>ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材</p> <p>イ 緊急の処置を要する患者</p> <p>ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。</p> <p>(ア) 食料</p> <p>(イ) 日用品等</p> <p>(ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。</p>								
輸送体制の確立	<p>(1) 輸送の方法</p> <table border="1" data-bbox="391 409 1417 633"> <tr> <td data-bbox="391 409 531 506">陸上輸送</td> <td data-bbox="531 409 1417 506"> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路により必要な輸送を行う。</li> <li>国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 506 531 562">海上輸送</td> <td data-bbox="531 506 1417 562"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として海上輸送は行わないものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 562 531 633">航空輸送</td> <td data-bbox="531 562 1417 633"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。</p> <p>ア 県有車両の活用</p> <p>イ 民間車両等の借上げ</p> <p>ウ 輸送手段確保のための国への協力要請</p> <p>エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請</p>	陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路により必要な輸送を行う。</li> <li>国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</li> </ul>	海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として海上輸送は行わないものとする。</li> </ul>	航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</li> </ul>		
陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路により必要な輸送を行う。</li> <li>国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</li> </ul>								
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として海上輸送は行わないものとする。</li> </ul>								
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</li> </ul>								
緊急輸送の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。</li> <li>この場合、次により調整することを原則とする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="400 949 1329 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 949 531 987">優先順位</th> <th data-bbox="531 949 1329 987">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 987 531 1037">第1順位</td> <td data-bbox="531 987 1329 1037">県民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1037 531 1093">第2順位</td> <td data-bbox="531 1037 1329 1093">防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1093 531 1151">第3順位</td> <td data-bbox="531 1093 1329 1151">地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	内 容	第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内 容								
第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

## 2 市町及び防災関係機関

実施主体	内 容
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。</li> <li>市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。</li> <li>緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。</li> </ul>
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

## 3 中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。

## 第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国の現地警戒本部又は防衛省に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

区 分	内 容
国の現地警戒本部等に対する要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、国の現地警戒本部又は防衛省に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。</li> <li>・依頼する業務は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供</li> <li>イ 地震発生直前の航空写真の作成</li> <li>ウ 特定の緊急患者の移送</li> <li>エ 防災要員等の輸送</li> </ul> </li> </ul>
自衛隊との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒本部は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。</li> <li>・警戒本部は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。</li> </ul>
地震防災派遣部隊の受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。</li> <li>・市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町警戒本部との連絡調整を行う。</li> </ul>

## 第7節 避難活動

市町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等を含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

### 1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p>
	<p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p>
	<p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p>

	<p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	
避難のための指示	指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul>
	避難に関しての周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul> </li> </ul>
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</li> <li>避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</li> </ul>	
避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急にとられた措置</p> <p>(ロ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ロ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(ハ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	

## 2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容	
基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</li> <li>原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。</li> </ul>
	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。</li> <li>避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。</li> </ul>
	避難地の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。</li> <li>避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</li> <li>避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</li> <li>自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</li> </ul>

### 第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民的的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱

<p>県の実施事項</p>	<p>(1) 知事は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。</p> <p>(2) 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。          なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。</p> <p>イ 犯罪情報の収集を行う。</p> <p>ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。</p> <p>エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。</p> <p>オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。</p> <p>カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。</p> <p>キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。          なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。</p> <p>(3) 物資、物価対策</p> <p>ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。</p> <p>イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</p>
<p>関東経済産業局が実施する物資物価対策</p>	<p>・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。</p>

## 第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通、海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 1 陸上交通の確保対策

#### (1) 自動車運転者のとるべき措置

区分	内 容
<p>東海地震注意情報発表時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul>
<p>警戒宣言発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。</li> <li>ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</li> </ul> </li> <li>避難のために車両を使用しない。</li> </ul>

## (2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

## (3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容														
県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。</li> <li>この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> </ul>														
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。														
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul>														
緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路線</th> <th>検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td> <td>長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>須走IC</td> </tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td> <td>三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC</td> </tr> <tr> <td>国道138号バイパス</td> <td>仁杉IC、ぐみ沢IC</td> </tr> <tr> <td>西富士道路</td> <td>広見IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC	東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC	東富士五湖道路	須走IC	東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC	国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC	西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点
路線	検問所設置場所														
新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC														
東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC														
東富士五湖道路	須走IC														
東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC														
国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC														
西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点														

## (4) 緊急輸送車両の確認等

ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

ウ これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

## 2 海上交通の確保対策

区分	内 容	
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul> </li> </ul>	
警戒宣言発令時	海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。</li> <li>イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。</li> </ul> </li> </ul>
	港則法の適用を受けない漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。</li> <li>イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。</li> <li>ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。</li> </ul> </li> </ul>

## 3 航空交通の確保対策

区分	内 容	
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空港の運用は、継続する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>ウ 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>	
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。</li> </ul> </li> </ul>	

### 第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。



## 【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
	イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
	ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
	エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

## 【警戒宣言発令時】

## 1 食料及び日用品の確保

## (1) 調達方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

## (2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内 容
県	<p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>
市町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>
防災関係機関	<p><u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p><u>経済産業省関東経済産業局</u> 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p><u>日本赤十字社静岡県支部</u> 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>
自主防災組織及び県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</li> <li>・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</li> </ul>

## (3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

## 2 飲料水等の確保

県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
市 町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

## 3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

県、市町及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

### (1) 医療救護活動

県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。 ウ 広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。 エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。
市 町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。

### (2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
県	国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。
市 町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

### (3) 廃棄物処理

#### ① し尿処理

実施主体	内 容
県	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。

市 町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。
-----	--

## ② 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

実施主体	内 容
県	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。
市 町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

## 4 応急復旧資材の確保

県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

## 5 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。

### 第11節 県有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

#### 1 無線通信施設等

- 無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

ア 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。 イ 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。 ウ 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。 エ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。
--

#### 2 公共施設等

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。
- 東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

## 【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容								
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>防潮施設等</td> <td>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>水面貯木場</td> <td>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</td> </tr> <tr> <td>陸上貯木場 (港湾施設内)</td> <td>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</td> </tr> <tr> <td>岸 壁 等</td> <td>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</td> </tr> </table>	防潮施設等	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。	水面貯木場	必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。	陸上貯木場 (港湾施設内)	必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。	岸 壁 等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる
防潮施設等	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。								
水面貯木場	必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。								
陸上貯木場 (港湾施設内)	必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。								
岸 壁 等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる								
河川及び海岸保全施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。								
ダム、ため池及び用水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。								
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。</li> </ul>								
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。								
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。								
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。								
水道水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。								
静岡空港	第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】に準じる。								

## 【警戒宣言発令時】

区 分	内 容						
港湾及び漁港施設等	<p>次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>防潮施設等</td> <td>津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 水防資機材の点検、配備を行う。</td> </tr> <tr> <td>水面貯木場</td> <td>利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>陸上貯木場 (港湾施設内)</td> <td>利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。</td> </tr> </table>	防潮施設等	津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 水防資機材の点検、配備を行う。	水面貯木場	利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。	陸上貯木場 (港湾施設内)	利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。
防潮施設等	津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 水防資機材の点検、配備を行う。						
水面貯木場	利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。						
陸上貯木場 (港湾施設内)	利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。						

	岸壁等	・耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
河川及び海岸保全施設		津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。
ダム、ため池及び用水路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。</li> <li>・市町長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。</li> </ul>
道路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。</li> <li>・緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。</li> <li>・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。</li> <li>・地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。</li> <li>・幹線避難路における障害物除去に努める。</li> </ul>
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等		土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他		工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎		本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道用水供給施設及び工業用水道施設		<p>溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。</p> <p>ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。</p>
静岡空港		第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【警戒宣言発令時】に準じる。

### 3 コンピュータ

- コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- |   |
|---|
| <p>ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。</p> <p>イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。</p> <p>ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。</p> |
|---|

## 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

## 【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
水道（市町）	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	
電力 （東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>	
ガス（都市ガス会社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信 （西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム東海支社）	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。</li> <li>警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。</li> </ul>	
市中金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</li> </ul>	
鉄道	列車の 運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。</li> <li>但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul>
	旅客等 に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。</li> <li>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。</li> </ul>	
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>	
旅客船	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。</li> <li>乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>	

病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。（外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。）</li> <li>・設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。）</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。）</li> </ul>
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</li> <li>・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>
静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等についても周知する。</li> <li>・警戒宣言発令時の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>

## 【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水道（市町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の供給は継続する。</li> <li>・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。</li> </ul>
電力 （東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の供給は継続する。</li> <li>・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。</li> <li>・浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。</li> </ul>
ガス（都市ガス会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。</li> <li>・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。</li> </ul>
通信 （西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。</li> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> <li>・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。</li> </ul>
放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。</li> <li>・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。</li> </ul>

市中金融		金融機関の営業	<p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p>	
			<p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p>	
			<p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p>	
			<p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</p>	
			<p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</p>	
鉄道	指定公共機関である鉄道	列車の運転規制等	新幹線	<p>ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</p>
			在来線	<p>ア 強化地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</p>
			旅客等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</li> <li>滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</li> </ul>
			指定地方公共機関である鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。</li> <li>旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。</li> </ul>
			バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</li> <li>警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</li> </ul>



道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。</li> <li>強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> <li>強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。</li> <li>高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。</li> <li>走行車両は低速走行する。</li> </ul>
旅客船	<ul style="list-style-type: none"> <li>航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。</li> <li>航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。</li> </ul>
三保飛行場(一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による被害が予想されるため利用しない。</li> <li>ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。</li> </ul>
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。</li> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。</li> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。</li> </ul>
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</li> <li>顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</li> <li>営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>
静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。</li> <li>滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。</li> </ul>

### 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

#### <各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

## 【東海地震注意情報発表時】

- 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- 建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項</li> <li>・情報収集・伝達手段の確保に関する事項</li> <li>・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</li> <li>・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項</li> <li>・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項</li> <li>・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認</li> <li>・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項</li> </ul>
	(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報の内容と意味等</li> <li>・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容</li> <li>・冷静な対応の実施</li> <li>・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報</li> <li>・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容</li> <li>・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容</li> <li>・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報</li> </ul>
	(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

## 【警戒宣言発令時】

- 警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。
- ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制</li> <li>・防災要員の参集連絡方法、参集手段等</li> </ul>
	(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項</li> <li>・情報収集・伝達手段の確保</li> <li>・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項</li> <li>・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</li> <li>・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項</li> <li>・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項</li> <li>・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項</li> <li>・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項</li> <li>・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項</li> </ul>

	<p>(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等</li> <li>・当該施設における地震防災応急対策の内容</li> <li>・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報</li> <li>・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報</li> </ul>
	<p>(5) 避難対象地区内の施設の避難対策</p> <p>避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。</p>

### ＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。</li> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。</li> <li>・営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。</li> <li>・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。</li> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。

学校・幼稚園・ 保育所・認定こども園	<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p>		
	東海地震注意情報発表時	<p>・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。</p> <p>ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</p> <p>ウ 家族等への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。</p>	
	警戒宣言発令時	<p>・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</p> <p>・家族等への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。</p>	
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	<p>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置</p> <p>イ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置</p>	
	警戒宣言発令時	<p>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>ア 家族等への引渡し</p> <p>イ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送</p>	
放送事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の5放送に準ずる。	
	警戒宣言発令時	・第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。	
その他	鉾山	東海地震注意情報発表時	<p>・警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</p> <p>・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</p>
		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。

の 施 設 又 は 事 業	貯木場	東海地震注意 情報発表時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。
		警 戒 宣 言 発 令 時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。
	動物園	東海地震注意 情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>
		警 戒 宣 言 発 令 時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。
	道路	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警 戒 宣 言 発 令 時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		警 戒 宣 言 発 令 時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。
		警 戒 宣 言 発 令 時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。
	電気事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		警 戒 宣 言 発 令 時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員 1000人 以上の工場	東海地震注意 情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>
		警 戒 宣 言 発 令 時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

## 第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

県が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

県が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

### 【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

施設の特性に 応じた主 要な個別事 項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

## 【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報	
施設の特性に 応じた主 要な個別事 項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	警戒宣言発令時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害予防措置

# 静岡県地域防災計画

## 津波対策編





# 目 次

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1 県	1
2 市町	1
3 防災関係機関	2
第2節 過去の顕著な災害	7
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	9
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	11
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	17
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	19
6 遠地津波	21

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	23
第1節 防災思想の普及	23
第2節 自主防災活動	23
第3節 防災訓練の実施	23
1 県	23
2 市町	24
第4節 津波災害予防対策の推進	24
1 避難誘導体制の確保	24
2 津波に強いまちづくり	25
3 津波避難施設等の整備	27

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策	29
第1節 防災関係機関の活動	29
1 県	29
2 市町	30
3 防災関係機関	30
第2節 情報活動	35
1 津波情報等の種類	35
2 津波情報等の伝達系統図	40
第3節 広報活動	41
第4節 災害の拡大防止活動	42
1 水防活動	42
2 人命の救出活動	42
第5節 避難活動	43
1 避難対策	43
2 避難所の設置及び避難生活	46
第6節 広域応援活動	47
1 行政機関及び民間団体の応援活動	47
2 自衛隊の支援	48
3 海上保安庁の支援	50
第7節 地域への救援活動	51
1 防疫活動	51
第8節 県有施設及び設備等の対策	51
1 公共施設等	51



# 第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

## 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 2 市町

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 消防、水防、その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項

- (10) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検  
 (11) 緊急輸送の確保  
 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施  
 (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

### 3 防災関係機関

#### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害情報の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給

<p>経済産業省関東経済産業局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること  イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること  ウ 被災中小企業の振興に関すること  エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）  オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>
<p>経済産業省中部経済産業局</p>	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）  イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること  イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること  ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）  エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>
<p>経済産業省中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）  イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>
<p>国土交通省  関東地方整備局  中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。  ア 災害予防  (ア) 所管施設の耐震性の確保  (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実  (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施  (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用  (オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施  イ 初動対応  地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。  ウ 応急・復旧  (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施  (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保  (ウ) 所管施設の緊急点検の実施  (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置  (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付  (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>

国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導</p> <p>イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達</p> <p>ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

## (2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
独立行政法人水資源機構	<p>ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施</p> <p>イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施</p>

日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 郵便事業の運営に関すること</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</p> <p>ウ 施設等の被災防止に関すること</p> <p>エ 利用者の避難誘導に関すること</p>
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>
日本放送協会	<p>ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上</p> <p>イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと</p> <p>エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 交通対策に関すること</p> <p>イ 災害応急対策に関すること</p>
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 津波警報等の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制措置</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>カ 施設等の整備</p>
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 災害時における重要通信の確保</p> <p>イ 災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグループ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>イ 復旧用資材等の整備</p> <p>ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	<p>ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置</p> <p>イ 災害予防広報</p>
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社	<p>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</p> <p>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</p>

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	
--	--

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 イ 応急・復旧 （ア）関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）所管施設の緊急点検 （ウ）農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## (4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
-------	-------------



陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

## 第2節 過去の顕著な災害

- 古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。
- 安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。(資料編Ⅱ2-4-2参照)
- 関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況
関 東 大 地 震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆地方で地震後5分～10分ぐらいして前後2回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稲取3.6mを記録した。</li> <li>・このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。</li> </ul>
三 陸 沖 強 震	昭 和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cmぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅30cm位であったが、被害はなかった。
東 南 海 道 大 地 震	昭 和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後30分ぐらいで2.5mの津波がおしよせた。清水では30cmの退水を観測し、榛原郡相良港では波高2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高2m位と推定された。</li> <li>・このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。</li> </ul>
カ ム チ ャ ッ カ 半 島 沖 地 震	昭 和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では5日8時40分から津波がはじまり、推定波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房 総 半 島 沖 地 震	昭 和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。
チ リ 沖 地 震	昭 和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。</li> <li>・このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。</li> </ul>
チ リ 中 部 沿 岸 で 発 生 し た 地 震	平 成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。</li> <li>・これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。</li> </ul>
平 成 23 年 (2011年)東北 地 方 太 平 洋 沖 地 震	平 成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。</li> <li>・県下では、11日16時8分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。</li> </ul>

- 伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

### 第3節 予想される災害

- 本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
- 津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

#### 1 第4次地震被害想定

- 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震・津波と位置付ける。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

## 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

### (1) 概説

- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たって、津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約171,000			約171,000
	半壊	約165,000	約163,000	約156,000	約169,000
液化	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約6,400	約6,300	約6,100	約6,500
人工造成地	全壊	約17,000			約17,000
	半壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津波	全壊	約2,400			約2,400
	半壊	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000
山・崖崩れ	全壊	約2,500			約2,500
	半壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火災	焼失	約22,000	約28,000	約66,000	約2,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約217,000	約223,000	約260,000	約197,000
	半壊	約233,000	約232,000	約224,000	約237,000
建物被害率	全壊及び焼失	約15%	約16%	約18%	約14%
	半壊	約16%	約16%	約16%	約17%

ブロック塀等転倒数	約23,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000 棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約400)	約5,500 (約400)	
	軽傷者数	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約400	約100	約200	約60	約40	約50
		軽傷者数	約800	約300	約400	約100	約80	約100
	早期避難率低	死者数	約9,000	約5,700	約7,300	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約500	約400	約400	約60	約40	約50
		軽傷者数	約1,000	約700	約900	約100	約80	約100
山・崖崩れ	死者数	約200	約90	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死者数	約800	約500	約2,100	約30	約10	約20	
	重傷者数	約600	約600	約1,400	約20	約50	約50	
	軽傷者数	約1,200	約1,600	約3,700	約100	約100	約100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約14,000	約5,900	約9,900	約2,700	約1,500	約2,100
		重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,400	約8,800	約5,600
		軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
	早期避難率低	死者数	約16,000	約9,000	約14,000	約2,700	約1,500	約2,100
		重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,400	約8,800	約5,600
		軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300	
	津 波	約1,800	約3,600	約2,400	約200	約400	約300	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200人（早期避難率高+呼びかけ）～約9,200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

### 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

#### (1) 概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発表された後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

#### (2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約171,000			約171,000
	半 壊	約161,000	約160,000	約152,000	約165,000
液 状 化	全 壊	約1,800			約1,800
	半 壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人 工 造 成 地	全 壊	約17,000			約17,000
	半 壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津 波	全 壊	約28,000			約28,000
	半 壊	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	約2,500			約2,500
	半 壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火 災	焼 失	約22,000	約27,000	約64,000	約2,500
建 物 棟 数		1,418,505			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	約242,000	約248,000	約285,000	約223,000
	半 壊	約255,000	約253,000	約244,000	約260,000
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	約17%	約17%	約20%	約16%
	半 壊	約18%	約18%	約17%	約18%

ブロック塀等転倒数	約23,000件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約179,000			約179,000
	半壊	約122,000	約121,000	約117,000	約123,000
液状化	全壊	約1,600			約1,600
	半壊	約5,700	約5,700	約5,500	約5,700
人工造成地	全壊	約16,000			約16,000
	半壊	約47,000	約47,000	約47,000	約47,000
津波	全壊	約28,000			約28,000
	半壊	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000
山・崖崩れ	全壊	約2,100			約2,100
	半壊	約5,000	約5,000	約5,000	約5,000
火災	焼失	約11,000	約14,000	約35,000	約4,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約238,000	約240,000	約262,000	約231,000
	半壊	約214,000	約213,000	約208,000	約216,000
建物被害率	全壊及び焼失	約17%	約17%	約18%	約16%
	半壊	約15%	約15%	約15%	約15%

ブロック塀等転倒数	約20,000件
屋外落下物が発生する建物数	約71,000棟

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約191,000			約191,000
	半壊	約178,000	約177,000	約168,000	約181,000
液状化	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人工造成地	全壊	約17,000			約17,000
	半壊	約50,000	約50,000	約50,000	約50,000
津波	全壊	約26,000			約26,000
	半壊	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000
山・崖崩れ	全壊	約2,700			約2,700
	半壊	約6,300	約6,300	約6,300	約6,300
火災	焼失	約19,000	約24,000	約66,000	約2,200
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約257,000	約262,000	約304,000	約240,000
	半壊	約270,000	約268,000	約257,000	約274,000
建物被害率	全壊及び焼失	約18%	約18%	約21%	約17%
	半壊	約19%	約19%	約18%	約19%

ブロック塀等転倒数	約25,000件
屋外落下物が発生する建物数	約58,000棟

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約500)	約5,500 (約400)	
	軽傷者数	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
	早期避難率低	死者数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山・崖崩れ	死者数	約200	約90	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死者数	約800	約500	約2,000	約30	約10	約20	
	重傷者数	約400	約600	約1,300	約50	約50	約50	
	軽傷者数	約1,100	約1,500	約3,500	約100	約100	約100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	約21,000	約32,000	約22,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	約55,000	約55,000	約48,000	約15,000	約16,000	約13,000
	早期避難率低	死者数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	約23,000	約33,000	約24,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	約58,000	約58,000	約52,000	約15,000	約16,000	約13,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。



## 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約7,800 (約700)	約4,100 (約600)	約6,200 (約600)	約2,200 (約200)	約1,200 (約100)	約1,800 (約100)	
	重傷者数	約19,000 (約2,500)	約35,000 (約2,100)	約21,000 (約1,700)	約5,600 (約500)	約10,000 (約500)	約6,100 (約400)	
	軽傷者数	約42,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約38,000 (約7,600)	約12,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約11,000 (約1,700)	
津	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
波	早期避難率低	死者数	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山・崖崩れ	死者数	約200	約80	約100	約20	約10	約20	
	重傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10	
	軽傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10	
火 災	死者数	約1,500	約1,000	約3,400	約200	約100	約100	
	重傷者数	約300	約400	約900	約100	約100	約100	
	軽傷者数	約700	約1,000	約2,200	約300	約300	約300	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約10	-	-	-	
	重傷者数	-	約70	約100	-	-	約10	
	軽傷者数	約10	約200	約300	-	約10	約20	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約75,000	約36,000	約46,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	約22,000	約37,000	約23,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	約47,000	約55,000	約43,000	約13,000	約16,000	約12,000
	早期避難率低	死者数	約105,000	約67,000	約82,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	約24,000	約38,000	約25,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	約50,000	約58,000	約46,000	約13,000	約16,000	約12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約50,000	約49,000	約48,000	約14,000	約14,000	約14,000	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

## 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約6,000 (約700)	約3,000 (約500)	約4,700 (約500)	約1,700 (約200)	約900 (約100)	約1,400 (約100)	
	重傷者数	約21,000 (約2,700)	約34,000 (約2,200)	約21,000 (約1,700)	約5,900 (約600)	約9,700 (約500)	約6,100 (約400)	
	軽傷者数	約53,000 (約10,000)	約55,000 (約8,300)	約45,000 (約8,100)	約15,000 (約2,200)	約16,000 (約1,800)	約13,000 (約1,800)	
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300	
	重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300	
	軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600	
波 早期避難率低	死者数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300	
	重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300	
	軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600	
山・崖崩れ	死者数	約200	約100	約200	約30	約10	約20	
	重傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10	
	軽傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10	
火 災	死者数	約600	約400	約1,600	約40	約20	約30	
	重傷者数	約400	約500	約1,300	約50	約50	約50	
	軽傷者数	約900	約1,300	約3,400	約100	約100	約100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約10	約20	-	-	-	
	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10	
	軽傷者数	約20	約200	約400	-	約10	約20	
死傷者数 合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,100	約9,700
		重傷者数	約23,000	約35,000	約24,000	約6,400	約10,000	約6,500
		軽傷者数	約58,000	約59,000	約51,000	約16,000	約17,000	約14,000
早期避難率低	死者数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,100	約9,700	
	重傷者数	約25,000	約37,000	約26,000	約6,400	約10,000	約6,500	
	軽傷者数	約62,000	約62,000	約55,000	約16,000	約17,000	約14,000	
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約33,000	約29,000	約30,000	約9,500	約8,400	約8,800	
	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

#### 4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

##### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

##### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約10,000		
	半壊	約27,000	約27,000	約26,000
液状化	全壊	約800		
	半壊	約3,100	約3,100	約3,100
人工造成地	全壊	約40		
	半壊	約100	約100	約100
津波	全壊	約900		
	半壊	約2,300	約2,300	約2,300
山・崖崩れ	全壊	約500		
	半壊	約1,100	約1,100	約1,100
火災	焼失	約200	約300	約1,600
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約13,000	約14,000
	半壊	約33,000	約33,000	約33,000
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%
	半壊	約2%	約2%	約2%

ブロック塀等転倒数	約2,500件
屋外落下物が発生する建物数	約1,900棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物 )	死 者 数		約100 (約40)	約50 (約20)	約90 (約30)
	重 傷 者 数		約1,100 (約200)	約1,400 (約100)	約1,000 (約100)
	軽 傷 者 数		約5,100 (約800)	約4,600 (約700)	約4,200 (約600)
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約2,300	約600	約900
		重 傷 者 数	約100	約50	約70
		軽 傷 者 数	約200	約100	約100
	早期避難率低	死 者 数	約2,900	約1,700	約2,400
		重 傷 者 数	約200	約100	約200
		軽 傷 者 数	約400	約300	約400
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数		約40	約20	約30
	重 傷 者 数		約30	約10	約20
	軽 傷 者 数		約30	約10	約20
火 災	死 者 数		-	-	約10
	重 傷 者 数		-	約10	約30
	軽 傷 者 数		約10	約10	約70
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死 者 数		-	-	-
	重 傷 者 数		-	約20	約30
	軽 傷 者 数		-	約30	約50
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約2,500	約700	約1,000
		重 傷 者 数	約1,200	約1,500	約1,200
		軽 傷 者 数	約5,400	約4,700	約4,500
	早期避難率低	死 者 数	約3,000	約1,800	約2,500
		重 傷 者 数	約1,300	約1,600	約1,300
		軽 傷 者 数	約5,600	約4,900	約4,700
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数	地 震 動		約600	約400	約500
	津 波		約900	約1,800	約1,200

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約1,600人(早期避難率高+呼びかけ)～約4,600人(早期避難率低)

## 5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約19,000		
	半壊	約40,000	約39,000	約39,000
液状化	全壊	約1,000		
	半壊	約3,700	約3,700	約3,700
人工造成地	全壊	約80		
	半壊	約300	約300	約300
津波	全壊	約2,400		
	半壊	約6,300	約6,300	約6,200
山・崖崩れ	全壊	約600		
	半壊	約1,400	約1,400	約1,400
火災	焼失	約400	約600	約3,700
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約23,000	約24,000	約27,000
	半壊	約51,000	約51,000	約50,000
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%
	半壊	約4%	約4%	約4%

ブロック塀等転倒数	約3,600件
屋外落下物が発生する建物数	約4,000棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物 )	死 者 数	約200 (約70)	約100 (約40)	約200 (約50)	
	重 傷 者 数	約1,900 (約300)	約2,300 (約200)	約1,800 (約200)	
	軽 傷 者 数	約7,900 (約1,300)	約6,600 (約1,000)	約4,900 (約1,000)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約4,700	約1,400	約1,900
		重 傷 者 数	約100	約60	約70
		軽 傷 者 数	約300	約100	約100
	早期避難率低	死 者 数	約5,700	約3,500	約4,700
		重 傷 者 数	約300	約200	約300
		軽 傷 者 数	約500	約400	約500
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	約50	約20	約40	
	重 傷 者 数	約30	約10	約20	
	軽 傷 者 数	約30	約10	約20	
火 災	死 者 数	約10	-	約20	
	重 傷 者 数	-	約10	約60	
	軽 傷 者 数	約20	約30	約200	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物	死 者 数	-	-	-	
	重 傷 者 数	-	約30	約40	
	軽 傷 者 数	-	約40	約90	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	約5,000	約1,500	約2,100
		重 傷 者 数	約2,100	約2,400	約2,000
		軽 傷 者 数	約8,300	約6,800	約5,300
	早期避難率低	死 者 数	約6,000	約3,600	約4,900
		重 傷 者 数	約2,200	約2,600	約2,200
		軽 傷 者 数	約8,500	約7,200	約5,700
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数	地 震 動	約1,100	約800	約1,000	
	津 波	約2,300	約5,100	約3,200	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,400人(早期避難率高+呼びかけ)～約6,500人(早期避難率低)

## 6 遠地津波

- チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。</li> <li>遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。</li> <li>過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。</li> <li>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。</li> </ul>
特 徴 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。</li> <li>遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。</li> <li>遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。</li> <li>遠地津波は、地震を感じることもなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。</li> </ul>





## 第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

### 第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

### 第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

### 第3節 防災訓練の実施

- 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 1 県

### (1) 防災訓練の内容

- 県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。
- 訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

### (2) 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

### (3) 防災訓練の実施回数

総合防災訓練	年1回以上
個別防災訓練	年1回以上

### (4) 防災訓練の広報

- 訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

## 2 市町

- 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区 分	内 容
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

### 第4節 津波災害予防対策の推進

- 県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- 県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。
  - ・ 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
  - ・ 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- 県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。
- 県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。
- 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。

## 1 避難誘導體制の確保

### 1-1 市町長の避難計画の策定

市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

### 1-2 平常時に実施する災害予防措置

#### (1) 避難誘導體制整備

- 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市町等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。
  - ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - ・津波からの避難誘導
  - ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等
- 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

## (2) 要避難地区における予防措置

- 要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海抜標示等を行う等、住民への広報に努める。
避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。</li> <li>・市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</li> <li>・県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。</li> </ul>
警戒宣言発令時	市町長は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。</li> <li>・当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</li> </ul>
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

## 2 津波に強いまちづくり

- 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 県及び市町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同で

の計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

- 県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 県及び市町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- 県及び市町は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 県及び市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

区 分	内 容
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。</li> <li>・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。</li> </ul> <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>
適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。</li> </ul>
県民への伝達手段の多重化・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</li> <li>・県及び市町は、赤と白の格子模様の旗(津波フラック)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</li> </ul>
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</li> <li>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</li> <li>⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するた</li> </ol>

	<p>めに必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①津波発生時における避難促進施設の防災体制</li> <li>②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導</li> <li>③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施</li> <li>④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項</li> </ul> </li> <li>・市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</li> </ul>
津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。</li> <li>・県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。</li> </ul>

### 3 津波避難施設等の整備

- 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえて、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき下記の施設整備等を実施する。
- 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。
- 県及び市町は、避難地（屋内施設含む）・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- 県及び市町は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- 避難地（屋内施設含む）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深

を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。

- 県及び市町は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

区 分	内 容
津波を防ぐ施設高の確保	レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全体的に進めていく。
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。 また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。
「静岡モデル」防潮堤の整備	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。
安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

## 第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。  
なお、ここに定めのないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

### 第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の県、市町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

#### 1 県

区 分	内 容
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、津波が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>
組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。</li> </ul> <p>ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</p> <p>ウ 水防その他の応急措置</p> <p>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>カ 防疫その他の保健衛生</p> <p>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</p> <p>ク 緊急輸送の確保及び調整</p> <p>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</p> <p>コ 応援の受入及び調整</p> <p>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</p> <p>シ ボランティアの受入れの調整</p>
国の現地対策本部との連携	<p>国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>
職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</li> <li>方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</li> <li>それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</li> </ul>

## (1) 配備体制

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

## (2) 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

## (3) 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

## 2 市町

号	内 容	
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。</li> <li>・市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>	
	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 消防、水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 避難指示又は警戒区域の設定</li> <li>ク 緊急輸送の実施</li> <li>ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</li> <li>コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携</li> <li>サ 自主防災組織との連携及び指導</li> <li>シ ボランティアの受入れ</li> </ul>
消防、 水防機関の措置	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火・救急・救助活動</li> <li>ウ 地域住民等への避難指示の伝達</li> </ul>
	消防団、 水防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火活動、水防活動及び救助活動</li> <li>ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</li> <li>エ 地域住民等の避難地への誘導</li> <li>オ 危険区域からの避難の確認</li> <li>カ 自主防災組織との連携、指導、支援</li> </ul>

## 3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

## (1) 指定地方行政機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整</li> <li>イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</li> <li>ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制</li> <li>エ 管区内各県警察の相互援助の調整</li> </ul>
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理



財務省東海財務局	<p>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>
農林水産省関東農政局	<p>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。))</p>
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。))</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。))</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>

<p>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等  (ア) 河川管理施設等の対策等  (イ) 道路施設対策等  (ウ) 港湾施設対策等  (エ) 営繕施設対策等  (オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応  地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理  エ 他機関との協力  オ 広報</p>
<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p><u>陸上輸送に関すること</u>  ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置  イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><u>海上輸送に関すること</u>  ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請  イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
<p>国土交通省東京航空局 東京空港事務所</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置  イ 遭難航空機の捜索及び救助  ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。  イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。  ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>
<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p>	<p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説  イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置  ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。  エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>
<p>海上保安庁第三管区海上保安本部</p>	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知  イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保  ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査  エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置  オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置  カ 海上における災害に係る救助・救急活動  キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>
<p>環境省 関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供  イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集  ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
<p>環境省 中部地方環境事務所</p>	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
<p>防衛省 南関東防衛局</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整  イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整  ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

## (2) 指定公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ確かな放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル17171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグループ株式会社 シクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報

KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師 会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公 益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協 会	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協 会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県建設業協 会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## 第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

### 1 津波情報等の種類

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

○気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

○地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ 津波警報等の留意事項

○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない

場合がある。

- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

## (2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

## 静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

## (3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

## ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

## ※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1$ m	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1$ m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2$ m	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2$ m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

## ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

## ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3$ m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3$ m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1$ m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1$ m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)



## エ 津波情報の留意事項等

### ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

### ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

### ③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

### ④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

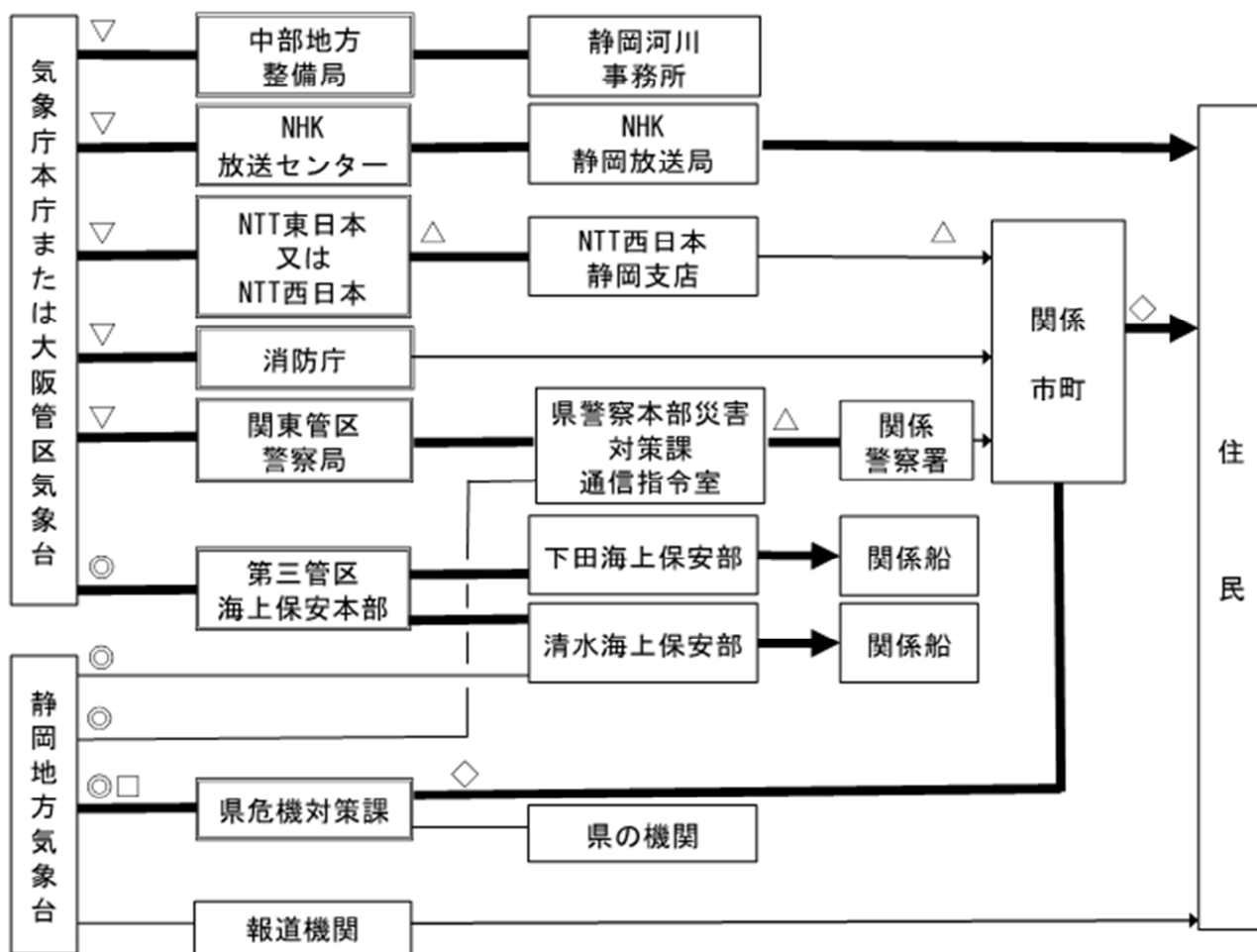
## (4)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2 津波情報等の伝達系統図



—— 法令（気象業務法等）による通知系統

- - - 地域防災計画、行政協定による伝達系統

◎ 防災情報提供システム

○ 専用電話・FAX

△ 加入電話・FAX


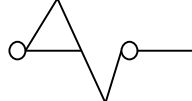
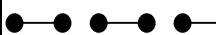
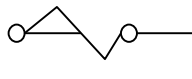

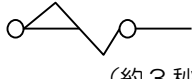

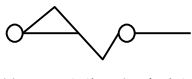
▽ オンライン（アデス経由）

□ 県防災行政無線

◇ 市町村防災行政無線

▭ 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、  
標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表（平成31年4月1日時点）

地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画 策定済みの 市町
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。

2 空白の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町

3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域の指定があった市町

### 第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

## 第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

### 1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによる。

水防管理者及び水防管理団体の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</li> <li>・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</li> <li>・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</li> </ul>
水防活動の 応援要請	<p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 応援を必要とする理由</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 応援を必要とする場所</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 期間その他応援に必要な事項</p> <p>(3) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。</p>

### 2 人命の救出活動

人命救出活動の 基本方針	<p>(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。</p> <p>(3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。</p> <p>(4) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(6) 自衛隊の救出活動は「第6節 広域応援活動」の定めるところにより行う。</p>
-----------------	---

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</li> <li>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</li> <li>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</li> <li>エ 救出活動の総合調整を行う。</li> <li>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</li> </ul> </li> <li>・災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策編」による。</li> </ul>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul>
自主防災組織 事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</li> <li>(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</li> <li>(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</li> <li>(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</li> <li>(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</li> </ol>
自衛隊	<p>県の要請に基づき救出活動を実施する。</p>

## 第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

### 1 避難対策

基本 方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</li> <li>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</li> <li>(3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</li> </ol>
----------	---

#### (1) 情報・広報活動

- 県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。
- 県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。
- 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

#### (2) 避難のための指示

区 分	内 容
指 示 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市町長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。</li> <li>イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</li> <li>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</li> </ul>

指示の内容	避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

### (3) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

#### ① 市町が実施する自衛措置

沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。

区 分	内 容
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul>
大津波警報・津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	<p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
遠地津波が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</li> <li>津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>

#### ② 住民が実施する自衛措置

○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

## (4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設 定 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</li> <li>・警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。</li> <li>・知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。</li> </ul>
規制内容 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。</li> <li>・市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</li> </ul>

## (5) 避難方法等

避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により市町職員は警察官の配置を要請する。
避難の方法	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</li> <li>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する</li> <li>ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</li> </ul>
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 津波等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>
避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、要避難地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</li> <li>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</li> <li>(ロ) 市町等に対する要請事項</li> </ul> </li> <li>イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 避難地名</li> <li>(イ) 避難者数</li> <li>(ロ) 必要な救助・保護の内容</li> <li>(ハ) 市町等に対する要請事項</li> </ul> </li> </ul> <p>-----</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>

## 2 避難所の設置及び避難生活

基本方針	<p>(1) 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、各市町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p>
------	--

## (1) 避難所の設置及び避難生活

区分	内容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波などの危険のない地域に設置する。</li> <li>避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物</li> <li>イ あらかじめ協定した民間の建築物</li> <li>ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）</li> </ul> </li> <li>障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</li> <li>状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。</li> <li>状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。</li> <li>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。</li> </ul>
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</li> <li>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</li> <li>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</li> </ul>
2次的避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</li> <li>市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</li> <li>市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</li> </ul>
設置期間	市町長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。</li> <li>避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</li> <li>避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</li> <li>自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</li> <li>運営が軌道に乗り次第、市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</li> <li>生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。</li> <li>県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」による。</li> </ul>

## 第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 行政機関及び民間団体の応援活動

#### (1) 県

区分	内容	
指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul> </li> <li>知事は、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあっせんを求める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣のあっせんを求める理由</li> <li>イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項</li> </ul> </li> </ul>	
全国知事会に対する応援要請	知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。	
市町に対する応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</li> <li>知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul>	
民間団体等に対する応援協力の要請	応援協力要請の対象となる民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</li> <li>イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</li> </ul>
	応援協力要請の時期及び要請事項	<p>知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援協力を要請する人員</li> <li>イ 作業内容</li> <li>ウ 作業場所</li> <li>エ 集合場所</li> <li>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</li> </ul>

	応援協力要請の実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策編」による。
--	-------------	-----------------------------

## (2) 県警察

県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和29年法律第162号）」第60条第1項に基づき援助を要求することができる。

ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。

援助要求時に明らかにすべき事項
ア 援助を必要とする理由
イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間
ウ 援助を必要とする場所
エ 県内経路（特に道路の破損がある場合）
オ その他必要事項

## (3) 消防

知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。

応援要請時に明らかにすべき事項
ア 災害の種別・状況
イ 人的・物的被害の状況
ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数
エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

## (4) 市町

区分	内容
知事等に対する応援要請等	<p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p>
他の市町長に対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</li> <li>「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</li> </ul>

## (5) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

## 2 自衛隊の支援

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

## (1) 派遣要請

区 分	内 容
要請事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置
要請事項	キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、要請する。</li> <li>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の情况及び派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を希望する期間</li> <li>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>エ その他参考となるべき事項</li> </ul> </li> </ul>
市町長の 災派遣要 請の要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</li> <li>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</li> <li>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</li> </ul>

## (2) 自衛隊との連絡

区 分	内 容																		
情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団（浜松基地）と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000</td> <td>地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3500</td> <td>衛星系 8-156-9001</td> <td>衛星系 8-156-8001</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001</td> <td>地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001	航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001
機 関 名	電 話 番 号			県防災行政無線															
		音 声	F A X																
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001																
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001																
航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001																
連絡班の 派 遣 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、連絡班の派遣を要請する。</li> <li>自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul>																		
自衛隊支 援活動の 総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>																		

## (3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</li> <li>・市町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</li> <li>・市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>
災害派遣部隊の撤収要請	知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認められた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経 費 の 負 担 区 分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。

## 3 海上保安庁の支援

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

## (1) 支援要請

区 分	内 容
要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。</li> <li>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由</li> <li>イ 支援活動を必要とする期間</li> <li>ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容</li> <li>エ その他参考となるべき事項</li> </ul> </li> </ul>
市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。</li> <li>・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>・知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</li> </ul>

## (2) 海上保安庁との連絡

区 分	内 容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

## 第7節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う防疫活動について、県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

### 1 防疫活動

実施主体	内 容
県	(1) 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。 (2) 知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。 (3) 知事は、法第28条2項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。 (4) 知事は、法第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。 (5) 市町から要請があったときは、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。
市 町	(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 (2) 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 (3) 県の項の(4)に定める措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 (4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 (6) 保健所を設置する市は、県の項の(1)及び(2)に定める措置をとる。
県民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

## 第8節 県有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 1 公共施設等

区 分	内 容	
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。</li> <li>・また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</li> </ul>
工事中の公共施設、建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

(復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。)

# 静岡県地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和4年8月

静岡県防災会議





# 目 次

<b>第1章 総則</b>	<b>頁</b>
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	2
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6

<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	<b>頁</b>
第1節 基本方針	12
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	12
第3節 立入検査と報告の徴収	12
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	12
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	13
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
第7節 緊急事態応急体制の整備	17
第8節 避難収容活動体制の整備	23
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	26
第10節 緊急輸送活動体制の整備	26
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	27
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	29
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	30
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	30
第15節 防災業務関係者の人材育成	31
第16節 防災訓練等の実施	31
第17節 原子力発電所上空の飛行規制	32
第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	33
第19節 原子力発電所の安全・安心対策の推進	33
第20節 原子力に関する情報提供	33

<b>第3章 緊急事態応急対策</b>	<b>頁</b>
第1節 基本方針	34
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34
第3節 活動体制の確立	38
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	43
第5節 治安の確保及び火災の予防	56
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	56
第7節 緊急輸送活動	58
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	59
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	62
第10節 自発的支援の受入れ等	64
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	64
第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策	65

## 目 次

<b>第4章 大規模地震対策</b>	<b>頁</b>
第1節 施設整備計画	66
第2節 東海地震注意情報発表時等における対策	66
第3節 地震災害応急対策	66

<b>第5章 原子力災害中長期対策</b>	<b>頁</b>
第1節 基本方針	68
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	68
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	68
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	68
第5節 各種制限措置の解除	68
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	68
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	68
第8節 被災者等の生活再建等の支援	69
第9節 風評被害等の影響の軽減	69
第10節 被災中小企業等に対する支援	69
第11節 心身の健康相談体制の整備	69
第12節 物価の監視	70
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	70

<b>図 表</b>	<b>頁</b>
別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図	71
別表(3-8-1)救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	72
別表(3-8-2)原子力災害医療協力機関	72
別表(3-8-3)原子力災害拠点病院	72
別表(3-8-4)高度被ばく医療支援センター	72
別表(3-8-5)原子力災害医療・総合支援センター	73
別表(4-2-1)地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書	74
別表(4-3-1)大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	75
別表(5-7-1)被災地住民登録様式	76

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書並びに本県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。

この取組を活かし、原子力事故や原子力災害を未然に防止する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。

## 第 2 節 計画の性格

### 1 静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2 静岡県地域防災計画「共通対策編」等との関係

この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策編」等によるものとする。

### 3 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画「原子力災害対策編」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基

本とするものとし、静岡県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町の「原子力災害対策編」の作成又は修正に協力するものとする。

#### 4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

#### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

#### 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和2年2月5日一部改正）を遵守するものとする。

#### 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
- ・ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。

#### 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

市町	地区等
御前崎市	全域
牧之原市	地頭方
	落居
	笠名
	堀野新田
	新庄
	遠渡
	須々木
	鬼女新田
	波津
	相良
	福岡
	大沢

#### 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

市町	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢を除く全域
菊川市	全域
掛川市	全域
吉田町	全域

袋井市	全域
焼津市	全域
藤枝市	藤枝
	青島
	高洲
	大洲
	西益津
	稲葉
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域
	旧金谷町の全域
森町	牛飼
	市場
	下飯田
	中飯田
	上飯田
	東組
	西組
	城北
	若宮
	梶ヶ谷
	鴨谷
	南戸綿
	磐田市
今之浦地区	
中泉地区	
天竜地区	
西貝地区	
大藤地区のうち第1区から第5区	
向笠地区	
御厨地区	
南御厨地区	
長野地区	
田原地区	
於保地区	

福田中地区
福田南地区
福田西部地区
福田北部地区
豊浜地区
竜洋西地区のうち金洗
竜洋東地区
竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば
富岡西地区のうち気賀東、加茂東、加茂川原
豊田東地区
井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレー
青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。

### 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策編」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

## 1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整



静岡労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止の監督指導</li> <li>2 災害発生時における労働災害調査</li> <li>3 業務上被災労働者に対する労災保険給付</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認</li> <li>2 災害時における主要食料等の需給対策</li> </ol>
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること
中部運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各輸送機関との連絡調整</li> <li>2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請</li> </ol>
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援</li> <li>2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置</li> <li>3 海上における救助・救急活動</li> <li>4 緊急輸送に関すること</li> <li>5 海上における治安の確保</li> </ol>

## 2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の支援</li> <li>2 緊急時モニタリングの支援</li> <li>3 避難退域時検査及び除染の支援</li> </ol>

## 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 掌 事 務
東海旅客鉄道株式会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保
日本赤十字社静岡支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣

## 4 消 防 機 関

機 関 名	所 掌 事 務
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 静岡市消防局 袋井市森町広域行政組合 袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力

## 5 静 岡 県

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達

- |                                  |
|----------------------------------|
| 10 県原子力災害警戒本部の設置                 |
| 11 県原子力災害対策本部の設置                 |
| 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣           |
| 13 緊急時モニタリングの実施                  |
| 14 避難等の支援                        |
| 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施   |
| 16 原子力災害医療措置                     |
| 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保             |
| 18 汚染飲食物の摂取制限等                   |
| 19 住民等からの問い合わせ対応                 |
| 20 放射性汚染物質の除去                    |
| 21 制限措置の解除                       |
| 22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力 |
| 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備             |
| 24 国及び関係機関への支援の要請                |

6 静岡県警察本部

所 掌 事 務
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
2 立入制限及び交通規制
3 治安の確保

7 所在市及び関係周辺市町

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 避難所等の整備
6 災害状況の把握及び伝達
7 市町災害対策本部の設置
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
10 避難の指示及び立入制限
11 避難誘導

- |   |
|---|
| 12 避難等の実施                               |
| 13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力 |
| 14 県が行う原子力災害医療措置に対する協力                  |
| 15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保                    |
| 16 汚染飲食物の摂取制限等                          |
| 17 住民等からの問い合わせ対応                        |
| 18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力                 |
| 19 制限措置の解除                              |
| 20 県が行う原子力防災対策に対する協力                    |
| 21 損害賠償請求等に必要資料の整備                      |
| 22 県及び関係機関への支援の要請                       |

## 8 原子力事業者（中部電力株式会社）

所 掌 事 務
1 原子力発電所の防災体制の整備
2 原子力発電所の災害予防
3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
5 原子力発電所施設内の応急対策措置
6 通信連絡体制の整備
7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
8 原子力防災資機材の整備
9 原子力災害活動で使用する資料の整備
10 環境放射線モニタリングの実施
11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
12 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）
13 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
14 放射性物質の除去
15 災害の復旧

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

#### 1 協議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

#### 2 届出

- (1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

### 第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 県は、別に定める要領に従い、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング

訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

#### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 県は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

#### 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

所在市、関係周辺市町以外の市町においても、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替

者（優先順位つき）を含む。）

- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

## (2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在市、関係周辺市町と協力し、必要に応じてヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

## (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

## (4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

## (5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

## (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2 情報の分析整理

### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、所在市及び関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

また、県は、国と共に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### (3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。



- ① 原子力施設（事業所）に関する資料
  - ア 原子力事業者防災業務計画
  - イ 原子力事業所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
  - ア 種々の縮尺の周辺地図
  - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
  - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）
  - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
  - オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
  - カ 緊急被ばく医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
  - キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - ア 周辺地域の気象資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）
  - イ モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図
  - ウ 線量推定計算に関する資料
  - エ 平常時環境放射線モニタリング資料
  - オ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
  - カ 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料
- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
  - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段の確保

県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備

県は国と連携し、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び所在市、関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

① 防災行政無線の確保・活用

県は、国、所在市、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

## ⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

## ⑥ 通信輻輳の防止

県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

## ⑦ 非常用電源等の確保

県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

## ⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

## 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

## (1) 県原子力情報収集体制

県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

## (2) 県原子力警戒体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、県原子力災害警戒本部設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。

## (3) 県原子力災害警戒本部の体制

県は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合又は国から

施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

#### (4) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

#### (5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

### 2 県原子力災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、

所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

#### 4 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、所在市、関係周辺市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

#### 5 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都道府県、所在市、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

#### 6 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

#### 7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

#### 8 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

#### 9 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

#### 10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県及び民間事業者との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、

応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の推進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。

名 称	締 結 年 月 日	構 成 都 道 府 県 等
災害応援に関する協定 (中部圏9県1市)	平成7年11月14日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	平成8年6月13日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県
原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年1月31日	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

#### 11 オフサイトセンター

- (1) 県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (5) 県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保すると

ともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

## 12 モニタリング体制等

### (緊急時モニタリングセンター)

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。

緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

なお、国は、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。

原子力規制委員会による緊急時モニタリングの統括とは、以下の項目等を行うことである。

- ・緊急時モニタリングの実施方針の策定
- ・動員計画の作成
- ・緊急時モニタリング実施計画の作成
- ・緊急時モニタリングの実施の指示
- ・緊急時モニタリングの実施の総合調整
- ・緊急時モニタリングの結果の収集と公表
- ・緊急時モニタリング結果の評価
- ・緊急時モニタリング結果及び事態の進展に応じた実施計画の改定

### (平常時のモニタリングの実施)

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

### (その他体制の整備)

県は、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

具体的には以下のとおり。

#### (1) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

県は、地域の特有の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質の大気中拡散の特性（大気中拡散の距離や方向の傾向）を、気象情報や放射性物質の大気中拡散計算を用い把握し、モニタリングの実施地点の候補を選定する際に参考にする。

緊急時モニタリング計画の作成においては、別途原子力規制庁が示す緊急時モニタリング計画の作成要領を参考にする。

## (2) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

## (3) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

## (4) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

## (5) 大気中放射性物質拡散計算システム

県は、関係機関と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図るものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。

## 13 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

## 14 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 15 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 16 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。



## 17 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

## 第8節 避難収容活動体制の整備

### 1 避難計画の作成

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。

県は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には、同指針に規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

U P Zの避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

### 2 避難所等の整備等

#### (1) 避難所等の整備

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。

また、県は、所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

#### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難所における設備等の整備

市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとし、県は市町を支援する。

(9) 物資の備蓄に係る整備

市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとし、県は市町を支援する。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとし、県は市町を支援する。

- ① 必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。

- ② 所在市及び関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。
- また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
- 4 学校等施設における避難計画の整備
- 学校等施設（保育所を含む）の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。
- また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備
- 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- 6 住民等の避難状況の確認体制の整備
- 県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。
- 7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備
- 県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の

市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

#### 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

#### 9 避難方法等の周知

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

### 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

#### 1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

### 第10節 緊急輸送活動体制の整備

#### 1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経

て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国、所在市及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市及び関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市及び関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

### 2 救助・救急機能の強化

県は国及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する拠点病院及び協力機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。
- (4) 県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

### 4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。

### 5 消火活動体制の整備

県は、平常時から所在市、関係周辺市町及び関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。

### 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生し

た場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 県は、国、所在市、関係周辺市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、所在市、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

#### 8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国、市町と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

### 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市及び関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。
  - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - ② 原子力施設の概要に関すること
  - ③ 原子力災害とその特性に関すること
  - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
  - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
  - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
  - ⑦ 要配慮者への支援に関すること
  - ⑧ 緊急時にとるべき行動
  - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町の指定した避難所以外に避難した場合等に、市町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町が周知することについて、協力するものとする。
- (5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に



努めるものとする。

- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

## 第16節 防災訓練等の実施

### 1 訓練計画の策定

- (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、
- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
  - ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
  - ③ 緊急時通信連絡訓練
  - ④ 緊急時モニタリング訓練
  - ⑤ 原子力災害医療訓練
  - ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
  - ⑦ 周辺住民避難訓練
  - ⑧ 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- (2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

## 2 訓練の実施

### (1) 県の計画に基づく訓練の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的実施するものとする。

### (2) 国の計画に基づく訓練の実施

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、浜岡地域原子力防災協議会において検討する。

### (3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

## 3 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第 17 節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 263 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

#### 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

#### 第19節 原子力発電所の安全・安心対策の推進

県は、原子力事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。

県は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果を定期的に公表する。

#### 第20節 原子力に関する情報提供

県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。

また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本

部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、内閣府は、P A Zを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
  - ・ P A Zを含む市と同様の情報をU P Zを含む市町に連絡
  - ・ U P Zを含む市町に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載
- ④ 原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- ① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者に確認を行うものとする。
- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力検査官（原子力運転検査官）と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

#### (5) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図 3 - 2 - 1 のとおりである。

### 2 応急対策活動情報の連絡

#### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の

状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
  - ③ 県は、関係周辺市町及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
  - ④ 県及び所在市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
  - ⑤ 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
  - ② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
  - ③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
  - ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。
- 3 一般回線が使用できない場合の対処
- 原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、イン

ターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

#### 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

##### (1) 緊急時モニタリング等の実施

###### ① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

###### ② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

###### ③ 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の緊急時モニタリング

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象が発生し、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げる際には、県は、緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

###### ④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

###### ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。

###### ⑥ モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及び原子力災害合同対策協議会放射線班と速やかに結果を共有するとしている。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及び原子力災害合同対策協議会放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有する。

## (2) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

## 第3節 活動体制の確立

### 1 県の活動体制

#### (1) 警戒本部の設置準備等

##### ① 県原子力情報収集体制

県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた情報収集体制をとるものとする。

##### ② 県原子力情報収集体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 知事が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生の恐れがなくなったと認めたとき。

イ 県原子力警戒体制等に移行したとき。

##### ③ 所在市及び関係周辺市町への連絡

県は、原子力情報収集体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。

#### (2) 警戒事態に対応した県の体制

##### ① 県原子力警戒体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒体制をとるものとする。

##### ② 情報の収集

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

##### ③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。



## ④ 国等との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

## ⑤ 県原子力警戒体制の解除

県原子力警戒体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 知事が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 警戒本部が設置されたとき。

## ⑥ 所在市及び関係周辺市町への連絡

県は、県原子力警戒体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。

## (3) 県原子力災害警戒本部の設置等

## ① 県原子力災害警戒本部の設置

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を県庁に設置するものとする。

## ② 情報の収集

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

## ③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

## ④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

## ⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

## ⑥ 県原子力災害警戒本部の廃止

県原子力災害警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 県原子力災害警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 県原子力災害対策本部が設置されたとき。

(4) 県原子力災害対策本部の設置等

① 県原子力災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする県原子力災害対策本部を県庁に設置するものとする。

② 県原子力災害対策本部の廃止

県原子力災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 県原子力災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(5) 国、所在市及び関係周辺市町への連絡

県は、県原子力災害警戒本部又は県原子力災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国、所在市及び関係周辺市町へ連絡するとともに、所在市及び関係周辺市町に対して警戒態勢、災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。

(6) 県原子力災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

県原子力情報収集体制、県原子力警戒体制、県原子力災害警戒本部及び県原子力災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策（警戒）本部運営要領によるものとする。

(7) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

3 専門家の派遣要請

県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

## (1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

## (2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## (3) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請する。

## 5 自衛隊の派遣要請等

知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

## 6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 7 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

## (1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県原子力災害

対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

## (2) 防護対策

① 県原子力災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県原子力災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

## (3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者（事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する 防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

(注) 事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

② 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。

③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等を行うものとする。

④ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を

行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

#### (4) 安全対策

- ① 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

#### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）

警戒事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏	

えいが発生すること。※1

③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1

④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1

⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1

⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1

⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1

⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2

⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1

⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※1

⑪ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、

系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1

⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1

⑬ 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3

⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3

⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※3

⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3

⑰ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1

⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3

※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を行うものとし、PAZを含む市にその旨を伝達するものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ※1</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ※1</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ※1</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ※1</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ※1</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ※2</p> <p>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ※1</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>



- ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1
- ⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1
- ⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1
- ⑬ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1
- ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子力炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1
- ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3
- ⑯ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3

※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、

P A Z内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うものとし、P A Zを含む市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。

また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、U P Zを含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れやU P Zを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要な応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（E A L）

全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。※1 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※1 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※1

⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1

⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2

⑫ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。※1

⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※1

⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3

⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。※3

※1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じる

よう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- (5) 県は、災害対策基本法第60条第6項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には県は、国及び市町と緊密な連携を行うものとする。

表 O I L 1、2 と防護措置

基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、

判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(7) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該搬送を行うべきことを指示するものとする。

(8) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(9) 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(10) 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## 2 避難所等

- (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査場所の開設等の状況を伝達し、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。
- (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 市町は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとし、県は市町を支援する。
- (6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 県は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を

図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3 広域一時滞在

- (1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町に代わって行うものとする。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。
- (5) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

- (6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

### 4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わな

いようにすることもできる。

表 O I L 4 と防護措置について

基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚 汚染からの外部被ばく を防止するため、除染を 講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※2</sup> (皮膚から数cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の 基準に基づいて避難 等をした避難者等に 避難退域時検査を実 施して、基準を超える 際は迅速に簡易除染 等を実施。
	$\beta$ 線：13,000cpm <sup>※3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

#### 5 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、市町に対して服用すべき時機及び服用の方法を指示するとともに、市町及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

#### 6 要配慮者への配慮

(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。



また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

#### 7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

#### 9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町長等が設定した警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

措置内容	関係機関
立入制限及び 交通規制	1 市 町
	2 消 防 機 関
	3 静岡県警察本部
	4 清水海上保安部
	5 東京空港事務所
	6 道 路 管 理 者

#### 10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 被災した県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

#### 第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

#### 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、

当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、O I L の基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

表 飲食物に係るスクリーニング基準<sup>※1</sup>

基準の概要	初期設定値 <sup>※2</sup>	防護措置の概要
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※3</sup> （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※4</sup> ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

表 O I L 6と防護措置について

基準の概要 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準  
 防護措置の概要 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

核種 <sup>※1</sup>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※2</sup>

放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

県は、応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県等に支援を要請するものとする。

輸 送 内 容	関 係 機 関
---------	---------

モニタリング要員 各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 5 第三管区海上保安本部
避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)

③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2 緊急輸送のための交通確保

### (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

### (2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制等に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

### 1 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、市町で行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 県は、市町から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

## 2 医療活動等

- (1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 県は、国、拠点病院及び協力機関と協力し、拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関又は国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。
- (4) 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（拠点病院、協力機関、救護所等）の確保を図るものとする。
- (5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。
- (6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。
- (7) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。
- (8) 別表（3-8-1）に定める医療機関が派遣する各チームは、救護所等において、医療活動を実施するものとする。
- (9) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。

区分	原子力災害 医療協力機関※ <sup>1</sup>	原子力災害 拠点病院	高度被ばく医療 支援センター
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。

医療機関名	別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 公立大学法人福島県立医科大学 （別表3-8-4）
スクリーニング、線量評価※2	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（高度被ばく医療支援センターからの技術支援）	1 高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく傷病者等に対する初期対応等	1 局所被ばく傷病者等の診療開始 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	1 重篤な局所被ばく傷病者等の診療 2 高線被ばく傷病者等の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく傷病者等被ばく患者に対する診療等
資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の原子力災害医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※3	1 入院診療 2 診療開始→転送※3	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医

	送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。
--	------------------------	------------------------	----------------------------------

- ※1 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。
- ※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。
- ※3 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。
- (10) 被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。
- (11) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。
- (12) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。



る。

- (3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

## 3 隣接県等への情報伝達

県は、原子力災害の状況、避難者の状況、及び県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を隣接県等と共有するため、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を必要に応じ、行うものとする。

## 4 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努

めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

### 1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町が受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

#### (2) 義援金の受入れ

義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も

継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

#### 第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。
- (2) 県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。
- (3) 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。

県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第4章 大規模地震対策

### 第1節 施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

#### 1 避難者収容施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

#### 2 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

#### 3 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び市町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

### 第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。

2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。

3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。

4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出勤に備え準備態勢を整えておくものとする。

### 第3節 地震災害応急対策

1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。

2 県、所在市及び関係周辺市町は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県、所在市及び関係周辺市町の有するあらゆる広報手段を用

いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。

- 3 所在市及び関係周辺市町は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 所在市及び関係周辺市町は、避難の指示等を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。
- 6 県は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

## 第5章 原子力災害中長期対策

---

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第5節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

### 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

### 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

#### 1 災害地域住民の記録

県は、市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5-7-

1) により記録することに協力するものとする。

## 2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

## 3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

## 第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

## 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 図 表

別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図

別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

別表（3-8-2）原子力災害医療協力機関

別表（3-8-3）原子力災害拠点病院

別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター

別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター

別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書

別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書

別表（5-7-1）被災地住民登録様式



## 別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481	
↓	
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先
<b>【国】</b>	
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(統合幕僚監部参事官付) 03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3581-0373	
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051	
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309	
<b>【国出先機関】</b>	
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683	
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778	
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
<b>【静岡県】</b>	
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂地域局(危機管理課) 0558-24-2004 東部地域局(危機管理課) 055-920-2003 中部地域局(危機管理課) 054-644-9104 西部地域局(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0548-29-1111	
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
<b>【市町、消防】</b>	
御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119	
牧之原市(防災課) 0548-23-0058	
菊川市(危機管理課) 0537-35-0923	
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131	
吉田町(防災課) 0548-33-2164	
袋井市(危機管理課) 0538-86-3703	
焼津市(地域防災課) 054-623-2554	
藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119	
島田市(危機管理課) 0547-36-7143	
森町(防災課) 0538-85-6302	
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114	
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119	
菊川市消防本部 0537-35-0119	
掛川市消防本部 0537-21-6101	
<b>【中部電力】</b>	
中部電力(株)本店原子力部	
中部電力(株)東京支社	
中部電力(株)静岡支店	
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)	
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(統合幕僚監部参事官付)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

別表（3-8-1）

## 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病院名	所在地	電話
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111

別表（3-8-2）

## 原子力災害医療協力機関

病院名	所在地	電話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555

別表（3-8-3）

## 原子力災害拠点病院

病院名	所在地	電話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111

別表（3-8-4）

## 高度被ばく医療支援センター

病院名	所在地	電話
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3103
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

## 別表（3-8-5）

## 原子力災害医療・総合支援センター※

病 院 名	所 在 地	電 話
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

別表（４－２－１）

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書		防災機関					
情報 ル ー ト	<p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
		中 電	第 号				
		監 視 センター	第 号		月日時分		
		各地域局	第 号		月日時分		
		本 部	第 号		月日時分		
概 況							
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在						
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	
	原子炉出力	%	%	%	%	%	
	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
原子炉 停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中						
3 発電所地震警戒本部等	3－(1)	地震警戒本部設置日時			月 日 時 分		
	3－(2)	応急復旧資機材の確保			YES NO		
	3－(3)	対外通信連絡手段の確保			YES NO		
特記事項							
添付資料 有 ( 枚) 無							

別表（４－３－１）

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関																																			
情報 報 ル ー ト	<p>中電 浜岡原発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関</li> <li>中電静岡支店</li> <li>県本部</li> <li>監視センター</li> <li>所在市</li> <li>関係周辺市町</li> </ul> <p>県内全市町</p> <p>県各地域局</p> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																														
		中電	第 号																																		
		監視センター	第 号		月日時分																																
		各地域局	第 号		月日時分																																
		本 部	第 号		月日時分																																
概 況																																					
1 原子炉の状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </tbody> </table>							月 日 時 分現在							1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
月 日 時 分現在																																					
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																
停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																																
地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%																																
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																
2 発電所の状況	2－(1) 発電所施設・設備の状況  2－(2) 事務建屋他構内建築物等の状況																																				
3 放射線測定、監視結果	3－(1) 排気筒ガスモニタ指示値		異常無		異常有																																
	3－(2) モニタリングポスト指示値		異常無		異常有																																
4 発電所災害対策本部	4－(1) 災害対策本部設置日時		月 日 時 分																																		
	4－(2) 対外通信連絡手段の確保		YES		NO																																
特記事項																																					
添付資料 有 ( 枚 ) 無																																					

別表(5-7-1)

被災地住民登録様式

被災地住民登録票	1ページ	2ページ																																															
令和 年 月 日 市町名	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="width:60%;">ふりがな 氏 名</td> <td style="width:40%;">明 大 昭 平 令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>年 令 満 才</td> </tr> <tr> <td colspan="2">居 住 地</td> </tr> <tr> <td>事故発生時 の 場 所</td> <td>                 屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外                  事故現場からの                  距離(km)      1 2 3 4 5 6 7 8 9 10             </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事故発生 直後の行動</td> <td>0時間～1時間</td> <td>1時間～2時間</td> <td>2時間～3時間</td> <td>3時間～6時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>6時間～ 9時間</td> <td>9時間～ 12時間</td> <td>12時間～ 18時間</td> <td>18時間～ 24時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">汚染の程度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>除 染</td> <td>衣 服</td> <td colspan="2">A. B(携行、支給)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身 体</td> <td colspan="2">A. B. C. D</td> </tr> <tr> <td>措置状況</td> <td>医療措置</td> <td colspan="2">A. B. C. D. E</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被ばく当時の 急性症状</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		第 号		ふりがな 氏 名	明 大 昭 平 令 年 月 日生	職 業	年 令 満 才	居 住 地		事故発生時 の 場 所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの 距離(km)      1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	事故発生 直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	6時間～ 9時間	9時間～ 12時間	12時間～ 18時間	18時間～ 24時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	汚染の程度				除 染	衣 服	A. B(携行、支給)		そ の 他	身 体	A. B. C. D		措置状況	医療措置	A. B. C. D. E		被ばく当時の 急性症状			
第 号																																																	
ふりがな 氏 名	明 大 昭 平 令 年 月 日生																																																
職 業	年 令 満 才																																																
居 住 地																																																	
事故発生時 の 場 所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの 距離(km)      1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																
事故発生 直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間																																													
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																													
	6時間～ 9時間	9時間～ 12時間	12時間～ 18時間	18時間～ 24時間																																													
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																													
汚染の程度																																																	
除 染	衣 服	A. B(携行、支給)																																															
そ の 他	身 体	A. B. C. D																																															
措置状況	医療措置	A. B. C. D. E																																															
被ばく当時の 急性症状																																																	

3ページ	4ページ										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">退避所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退避期間</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>〇〇市町長 氏 名 印</td> </tr> </table>	退避所名		退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日	その他 参考事項		発行年月日	年 月 日	発行者	〇〇市町長 氏 名 印	<p>この登録票について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。</li> <li>2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。</li> <li>3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。</li> <li>4 この登録票は他人に譲ったり、質したりしてはいけません。</li> </ol>
退避所名											
退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
その他 参考事項											
発行年月日	年 月 日										
発行者	〇〇市町長 氏 名 印										

(記載上の注意) 衣服の標 A 更衣せず B 更衣  
 身体の標 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄  
 医療措置の標 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

# 静岡県地域防災計画

## 風水害対策編





# 目次

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
1 風水害	1
2 竜巻	2
3 地すべり等	2
4 土石流	4
第2節 予想される災害と地域	4
1 風水害	4
2 高潮・高波	5
3 土石流・地すべり・がけ崩れ	5

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	7
第1節 総則	7
第2節 河川災害予防計画	7
1 本県河川の特徴	7
2 河川の治水対策	7
3 浸水想定区域の指定と通知	8
4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	8
5 連携体制の構築	9
第3節 海岸保全災害防除計画	9
1 本県海岸の特徴	9
2 海岸防災林造成事業	9
3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等	10
第4節 港湾漁港保全災害防除計画	10
第5節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	10
1 道路・橋りょう	10
2 鉄道	11
第6節 土砂災害防除計画	11
1 本県の土砂災害対策	11
2 砂防事業	11
3 地すべり対策事業	11
4 急傾斜地崩壊対策事業	11
5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	11
6 土砂災害防止法の施行	12
7 その他のソフト対策	13
第7節 山地災害防除計画	13
1 本県の山地災害対策	13
2 治山事業	13
3 総合的な山地災害対策	13
第8節 林道災害防除計画	13
第9節 農地災害防除計画	14
1 ため池等整備事業	14
2 農地保全事業	14
3 海岸保全事業	14
4 湖岸堤防補強事業	14
5 たん水防除事業	14
第10節 倒木被害防除計画	14
第11節 盛土災害防除計画	14
第12節 避難情報の事前準備計画	15
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	15
2 住民への周知・意識啓発	15
第13節 避難誘導体制の整備計画	16
第14節 防災知識の普及計画	16
第15節 自主防災活動	16

## 目 次

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	17
第1節 県災害対策本部	17
1 本部員会議	17
2 対策会議	17
第2節 情報収集・伝達	17
第3節 広報活動	17
第4節 水防組織	18
第5節 指定水防管理団体、水防機関	18
1 指定水防管理団体	18
2 水防機関	18
第6節 水防に関する予警報	18
1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置	18
2 洪水予報	18
3 水防警報	18
4 水位周知河川における水位到達情報	18
5 雨量及び水位の監視と通報	18
6 ダム、水こう門及びその操作	18
7 道路の通行規制に関する情報	18
第7節 通信連絡系統	19
1 雨量通報系統図	19
2 水位通報系統	19
第8節 県の非常配備体制	19
第9節 水防信号及び水防標識	19
第10節 重要水防箇所	19
第11節 水防用資機材及び設備の整備並びに輸送	19

# 第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

## 第1節 過去の顕著な災害

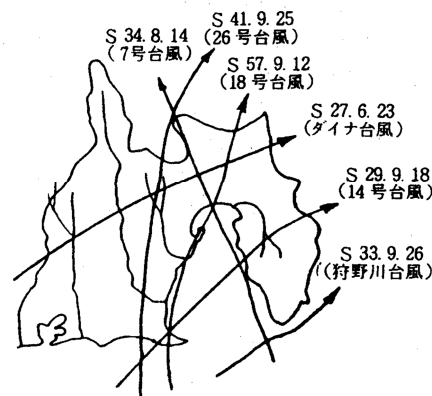
### 1 風 水 害

#### (1) 台 風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。

この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

県下に大被害を与えた主要台風経路図



経 路	状 況
県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。</li> <li>ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全县下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。</li> <li>ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。</li> </ul>
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。</li> <li>狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。</li> <li>令和元年東日本台風(大型・強い)は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。</li> </ul>

県の南部から、駿河湾を北上するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。</li> <li>・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。</li> <li>・昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。</li> </ul>
-------------------	--

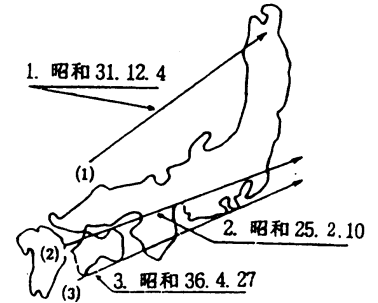
上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

(2) 低気圧

○低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。

- (1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。
- (2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いので風も強まる。
- また(1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

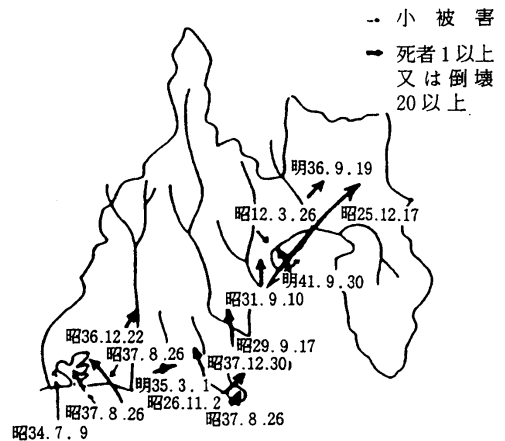


経路	状況
(1)の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。</li> <li>・最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。</li> <li>・この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。</li> </ul>
(2)の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hpaで静岡県を通過して関東へ去った。</li> <li>・9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。</li> <li>・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。</li> </ul>
(3)の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いを通った。</li> <li>・26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125mm、稲取120mm、島田118mmが観測された。</li> <li>・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。</li> </ul>

県下を襲った竜巻の発生地と経路(明33～昭39)

2 竜巻

- 竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。
- 主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。
- このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。
- 特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。
- いずれにしても、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。



3 地すべり等

昭和16年以降の主たる地すべりの発生状況を示すが、地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由

比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発 生 年 月 日	地 名	記 事
昭和16年4月30日	庵原郡蒲原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500 m<sup>3</sup>が崩壊</li> <li>埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明</li> </ul>
同年6月30日	庵原郡蒲原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測</li> <li>土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷</li> </ul>

同年7月16日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨量は337mm</li> <li>寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人</li> </ul>
昭和23年6月19日	庵原郡由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で140mmの大雨</li> <li>寺尾地先、海拔300mの山の中腹約100mの所から地すべりを生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha</li> </ul>
同年9月 15日～16日	同町	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm</li> <li>中の沢の土砂約7,500 m<sup>3</sup>が線路上に流出し東海道線は7時間不通</li> </ul>
昭和26年6月15日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨前線により、伊豆と東部で大雨</li> <li>今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり</li> </ul>
同年6月26日	周智郡犬居町	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10～15mmの雨量</li> <li>和泉平部落で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈下</li> </ul>
昭和32年8月17日	磐田郡水窪町	<ul style="list-style-type: none"> <li>前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で240mm前後</li> <li>大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万m<sup>3</sup>の山崩れ、飯田線が途絶</li> </ul>
昭和36年3月14日	庵原郡由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり</li> <li>耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊</li> </ul>
昭和37年4月12日	榛原郡金谷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ</li> <li>交通が不通となり、大井川線も不通</li> </ul>
同年7月23日	天城山ろく	<ul style="list-style-type: none"> <li>天城山ろくやちバタ山頂で約20cmのわれ目</li> <li>高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000 m<sup>3</sup>の土砂が地すべり</li> </ul>
昭和40年6月24日	賀茂郡東伊豆町 白田	<ul style="list-style-type: none"> <li>白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり</li> <li>約85万m<sup>3</sup>の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害</li> </ul>
昭和46年7月5日	静岡市石部地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。</li> <li>地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000 m<sup>3</sup>が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達</li> <li>通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能</li> </ul>
昭和49年7月7日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災</li> <li>地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間</li> </ul>
昭和57年8月1日 ～3日	周智郡春野町中 羽根地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万m<sup>3</sup>の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞ぎ止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難</li> <li>山林・田畑が流出（人家の被害なし）</li> </ul>

#### 4 土石流

- 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。
- この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

### 第2節 予想される災害と地域

#### 1 風水害

- 県内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。
- 災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

流域名	流域の状況
狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。</li> <li>・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年、令和元年に発生している。</li> <li>・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。</li> </ul>
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。</li> <li>・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。</li> <li>・沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。</li> </ul>
巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。</li> <li>・平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。</li> <li>・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</li> </ul>
安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。</li> <li>・河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。</li> </ul>
瀬戸川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市のベッドタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の供用開始などにより、更なる発展が予想されている。</li> <li>・低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。</li> </ul>
大井川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。</li> <li>・長島ダム completion などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。</li> </ul>
菊川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。</li> <li>・昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被った。</li> <li>・中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。</li> </ul>

太田川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。</li> <li>たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。</li> <li>下流部の河道掘削、太田川ダム completion、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</li> </ul>
天竜川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。</li> <li>上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</li> </ul>
都田川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する二級河川である。</li> <li>昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。</li> <li>支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北区引佐町において溢水による浸水被害が発生している。</li> </ul>

## 2 高潮・高波

- 「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。
- 季節的には8～10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

## 3 土石流・地すべり・がけ崩れ

- 県内で砂防指定地が1,725箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,306箇所及び土砂災害警戒区域が18,218箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）

地 域	状 況
伊豆地域	全地域の山地及び斜面において大雨、地震による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等の被害が予想される。
富士山	富士山南西野溪において大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。
駿河湾沿岸	特に蒲原丘陵付近に多くの地すべり地帯があり、中でも由比町寺尾の地すべりは大規模だったが、現在も地質的に起りやすい箇所であるので、周辺部においては大雨や地震時には十分な警戒が必要である。
安倍・大井川上流部	この地域全体の地質が弱いため、降雨量によって局部的に道路を途絶したり、水害の規模を大きくする原因ともなっている。
天竜川中流部	特に天竜～佐久間間は県内でも特に地すべりの起りやすい地域であり、降雨時の警戒が必要である。





## 第2章 災害予防計画

### 第1節 総則

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- 県及び市町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 県及び市町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。  
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 県、市町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 第2節 河川災害予防計画

#### 1 本県河川の特徴

- 本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤・溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。
- また、前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積し、河口が閉塞する河川が多い。河口閉塞は洪水の流下を阻害すると共に背後地の排水にも影響を及ぼす恐れがある。
- 以上が本県河川の特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

#### 2 河川の治水対策

- 本県の一、二級河川は534河川、流路延長2,863.1km、要整備延長は1,882.9kmである。(平成31年4月

1日現在)これに対し、県は、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき整備を促進する。

### 3 浸水想定区域の指定と通知

- 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。
- 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知するものとする。
- 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

### 4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- 市町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
  - ・ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
  - ・ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
  - ・ 大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
- 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
  - ・ 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
  - また、市町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮

者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- ・県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

- 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 5 連携体制の構築

- 水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

## 第3節 海岸保全災害防除計画

### 1 本県海岸の特徴

- 本県の海岸延長は約506kmあり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。

沿 岸	状 況
伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。
駿 河 湾 沿 岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。</li> <li>・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。</li> </ul>
遠 州 灘 沿 岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化している。

- 以上のように本県海岸は大別すると三つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。

### 2 海岸防災林造成事業

- 海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。(事業については、第6節「山地災害防除計画」を参照)

### 3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。
- 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

## 第4節 港湾漁港保全災害防除計画

県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港（延長9.9km）、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港（延長6.1km）である。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

## 第5節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

### 1 道路・橋りょう

県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

平成22年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)

道路種別	落石、崩落	その他	計
一般国道	150	152	302
主要地方道	348	185	533
一般県道	204	106	310
計	702	443	1,145

(県道路保全課)

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第6節 土砂災害防除計画

1 本県の土砂災害対策

- 本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破碎帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が18,218箇所存在している。
- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

- 土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

- 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

- 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区分	内容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。</li> <li>・県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>・市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基</li> </ul>

	<p>本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</li> <li>・市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。</li> </ul>
土砂災害緊急情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省は、河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</li> </ul>

## 6 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</li> <li>・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。</li> <li>・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> </ul>
市町地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。</li> <li>・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> <li>・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</li> <li>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</li> <li>⑤ 救助に関する事項</li> <li>⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</li> </ol> </li> <li>・市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</li> </ul>
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</li> <li>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</li> <li>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</li> <li>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の</li> </ul>

	<p>確保のための訓練を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</li> </ul>
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>・県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。</li> </ul>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。</li> </ul>
事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</li> </ul>

## 7 その他のソフト対策

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の周知	県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

## 第7節 山地災害防除計画

### 1 本県の山地災害対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。
- 県及び市町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

### 2 治山事業

- 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

### 3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組を進める。
- 山地災害危険地区の内訳は、資料編Ⅱ（4-3-2～4-3-3）のとおりである。

## 第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

## 第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めている。

### 1 ため池等整備事業

- 本県に所在するため池の諸元は、資料編Ⅱ4-3-4のとおりである。
- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。
- 県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。
  - ア 定期点検の頻度：1回／年
  - イ 定期点検を行う者：ため池の管理者
- 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

### 2 農地保全事業

- この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。
- これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

### 3 海岸保全事業

- 「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を防止するため、堤防、突堤、護岸等の新設・改修を行っている。

### 4 湖岸堤防補強事業

- 湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、背後地の農地、公共施設を保全している。

### 5 たん水防除事業

- この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、県下各地のたん水常襲地域があるので、農林水産省採択基準に基づき実施している。

## 第10節 倒木被害防除計画

県、市町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第11節 盛土災害防除計画

- 県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及



び林野庁の支援を得て行うものとする。

- 県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第12節 避難情報の事前準備計画

市町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

### 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。  
具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (2) 市町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 沿岸市町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。
- (4) 県は、市町が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

### 2 住民への周知・意識啓発

- (1) 県及び市町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動(立退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、県及び市町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 県及び市町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

## 第13節 避難誘導体制の整備計画

市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

## 第14節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、県及び市町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

## 第15節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。)

## 第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

### 第1節 県災害対策本部

- 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに設置する。
- 必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、県が実施する応急対策等について協議・決定する。
- 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁への支援要請</li> <li>・ 消防庁、他都県等への支援要請</li> <li>・ 医療機関等への協力要請</li> <li>・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</li> <li>・ その他関係機関への応援要請</li> </ul> エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項

#### 1 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1 (1)「本部員会議」に準ずる。)

#### 2 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1 (2)「対策会議」に準ずる。)

### 第2節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

### 第3節 広報活動

水防本部長(知事)は、水防管理者から水防活動について報告を受けたときは、速やかに国土交通省中部地方整備局に報告する。

その他については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。

## 第4節 水防組織

区 分	内 容
県の水防責任	県の水防責任は「静岡県水防計画書」(第1章第3節)に定めるところによる。
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」(第20章第4節)に定めるところによる。
静岡県水防本部	水防本部体制は「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

## 第5節 指定水防管理団体、水防機関

### 1 指定水防管理団体

- 指定水防管理団体は「静岡県水防計画書」(第1章)、(第17章)に定めるところによる。
- なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川・海岸は「静岡県水防計画書」(資料編 第1表)のとおり。

### 2 水防機関

- 水防業務を処理する水防の機関は消防機関(市町の条例で水防団を設置するところにあっては水防団)をもって充てる。

## 第6節 水防に関する予警報

### 1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

- 静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「静岡県水防計画書」(第9章)に定めるところによる。

### 2 洪水予報

- 洪水予報は「静岡県水防計画書」(第10章)に定めるところによる。

### 3 水防警報

- 水防警報は「静岡県水防計画書」(第11章)に定めるところによる。

### 4 水位周知河川における水位到達情報

- 水位周知河川における水位到達情報は「静岡県水防計画書」(第12章)に定めるところによる。

### 5 雨量及び水位の監視と通報

- 雨量については「静岡県水防計画書」(第13章第2節)、水位については「静岡県水防計画書」(第13章第3節)に定めるところによる。

### 6 ダム、水こう門等及びその操作

- ダム、水こう門等及びその操作については「静岡県水防計画書」(第6章)に定めるところによる。なお、洪水時の操作規則、操作規定等は「静岡県水防計画書 別冊」(ダム及び水門編)のとおり。

### 7 道路の通行規制に関する情報

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すもの

とする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 第7節 通信連絡系統

通信連絡は「静岡県水防計画書」(第8章)に定めるところによる。

### 1 雨量通報系統図

「静岡県水防計画書」(資料編 図.13-2)のとおり。

### 2 水位通報系統

「静岡県水防計画書」(資料編 図.14-2)のとおり。

## 第8節 県の非常配備体制

「静岡県水防計画書」(第13章第1節)のとおり。

## 第9節 水防信号及び水防標識

「静岡県水防計画書」(第13章第8節)のとおり。

## 第10節 重要水防箇所

「静岡県水防計画書」(第5章)のとおり。

## 第11節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

「静岡県水防計画書」(第7章)のとおり。

(復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。)



# 静岡県地域防災計画

## 火山災害対策編





## 目次

I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII 富士山の火山防災計画	1
I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	
総 則	頁
第1章 総則	3
第1節 想定	3
1 概要	3
2 本計画の基本方針と噴火の影響が及び可能性がある範囲	4
3 予想される火山現象とその危険性	8
4 火山災害警戒地域の指定	9
5 発表される噴火警報・噴火予報等	11
発 災 前	頁
第2章 災害予防計画（平常時対策）	15
第1節 平常時対策	15
1 防災思想の普及	15
2 防災訓練の実施	15
3 火山活動観測に対する協力	15
第2節 異常現象発見の通報	16
第3節 避難計画	16
1 避難計画策定の基本方針	17
2 避難計画を策定する市町	18
3 策定する避難計画の具体的な内容	18
4 避難対象地域の設定	18
5 避難促進施設	18
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達	21
第2節 避難活動	22
1 避難指示	22
2 警戒区域の設定	23
3 要配慮者の避難	24
4 住民による自主避難	24
5 避難所の設置	24
6 避難所の運営	24
7 避難所における避難生活の確保	24
第3節 県の体制	24
1 事前配備体制	24
2 災害対策本部	24
第4節 交通の制限	25
1 陸上交通	25
2 航空交通	25
3 海上交通	25
第5節 社会秩序維持活動	25
第6節 被害拡大防止対策	26
1 国土交通省中部地方整備局、県、伊東市、熱海市、伊豆市、周辺市町	26
2 降灰があった地域の住民及び事業者	26
第7節 継続災害対応計画	26
復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	27
第1節 復旧	27
1 復旧対策	27
2 被災者等へのフォロー	27
3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	27

## 目次

## II 富士山の火山防災計画

総 則		頁
第1章 総則		29
第1節	想定	29
	1 想定火口範囲	29
	2 予想される火山現象とその危険性	29
	3 火山災害警戒地域の指定	31
第2節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	31
	1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	31
	2 その他の火山現象に関する予報	32
	3 火山現象に関する情報等	33
第3節	避難計画	34
	1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	34
	2 段階的な避難	36
	3 広域避難者の受入れに係る基本事項	38
	4 広域避難路の指定	38

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画（平常時対策）		41
第1節	関係する機関と実施すべき事項（平常時）	41
第2節	情報連絡体制の整備	43
	1 異常現象の通報体制	43
	2 協議会内の情報伝達体制	44
	3 避難に係る情報伝達体制	44
第3節	市町避難計画の策定	44
第4節	避難促進施設	45
	1 避難促進施設の指定	45
	2 指定の基準	45
第5節	予防教育及び研修・訓練の実施	45
	1 啓発活動	45
	2 防災訓練	45

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		47
第1節	噴火警報・噴火予報の伝達	47
第2節	避難指示	48
	1 避難指示の発令	48
	2 警戒区域の設定	48
	3 登山の自粛・入山規制	49
	4 住民等の避難	50
	5 救出救助	50
	6 一時帰宅の実施	50
第3節	県の体制	50
	1 配備体制	50
	2 災害対策本部の設置	50
	3 協議会（または合同会議）との調整	50
第4節	交通規制	51
	1 一般道路の交通規制	51
	2 高速道路の交通規制	51
	3 鉄道の運行規制	52
	4 航空機に対する措置	53
第5節	避難者の輸送	53
第6節	広域避難路の除灰等	53
	1 除灰等に係る対応	53
第7節	社会秩序維持活動	54
第8節	被害拡大防止対策	54
	1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、山体周辺市町、降灰後土石流影響想定範囲内市町及び降灰があった市町	54
	2 降灰があった地域の住民及び事業者	55
第9節	継続災害対応計画	55
第10節	広域連携	55

# I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII 富士山の火山防災計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る「火山災害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「火山災害対策編」は、以下のとおり、「I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画」、「II 富士山の火山防災計画」から構成する。

なお、IIにおける災害復旧計画については、I第4章に準ずるものとする。

## I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画

第1章 総則	想定（概要、本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲、予想される火山現象とその危険性、発表される噴火警報・噴火予報等）
第2章 災害予防計画 （平常時対策）	平常時対策（防災思想の普及、防災訓練の実施、火山活動観測に対する協力） 異常現象発見の通報 避難計画（避難計画策定の基本方針、避難計画を策定する市町、策定する避難計画の具体的な内容、避難対象地域の設定）
第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動（避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保） 県の体制（事前配備体制、災害対策本部） 交通の制限（陸上交通、航空交通、海上交通） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画
第4章 災害復旧計画	復旧（復旧対策、被災者等へのフォロー、再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等）

## II 富士山の火山防災計画

第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する予報、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避難、広域避難者の受入れに係る基本事項、広域避難路の指定）
第2章 災害予防計画 （平常時対策）	関係する機関と実施すべき事項（平常時） 情報連絡体制の整備（異常現象の通報体制、協議会内の情報伝達体制、避難に係る情報伝達体制） 市町避難計画の策定 予防教育及び研修・訓練の実施（啓発活動、防災訓練）
第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報の伝達 避難指示等（避難指示の発令、警戒区域の設定、入山規制、住民等の避難、一時帰宅の実施） 県の体制（配備体制、災害対策本部の設置、協議会（または合同会議）との調整） 交通の制限（一般道路の交通規制、高速道路の交通規制、鉄道の運行規制、航空機に対する措置） 避難者の輸送 広域避難路の除灰等（除灰等に係る対応） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画 広域連携
（災害復旧計画）	（I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる）



# I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画

## 第1章 総 則

### 第1節 想定（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく）

#### 1 概要

- (1) 伊豆東部火山群は、15万年前頃から噴火活動を開始した活火山で、伊豆半島東部の大室山等の陸上火山及びその東方海域に分布する多数の海底火山からなる単成火山群である。
- (2) 最新の噴火は、平成元（1989）年7月13日に伊東沖で起きた手石海丘の海底噴火である。過去1万年では陸域でも噴火が発生しており、4,400年前に台ノ山、4,000年前に大室山、3,200年前にカワゴ平、2,700年前に岩ノ山-伊雄山火山列が噴火している。
- (3) 有史以降は、伊東市周辺の海域で地殻変動を伴う群発地震がたびたび発生しており、地下でのマグマの貫入によるものと考えられている。最近約30年間では群発地震が発生する場所は川奈崎沖の北西-南東に伸びる領域にほぼ限られている。
- (4) 伊豆東部火山群の噴火順序と噴火年代（年代不明の火山を除いたもの）を図1に示す。
- (5) 伊豆東部火山群の火山体と、降下テフラ以外の主要な噴出物の分布を図2に示す。

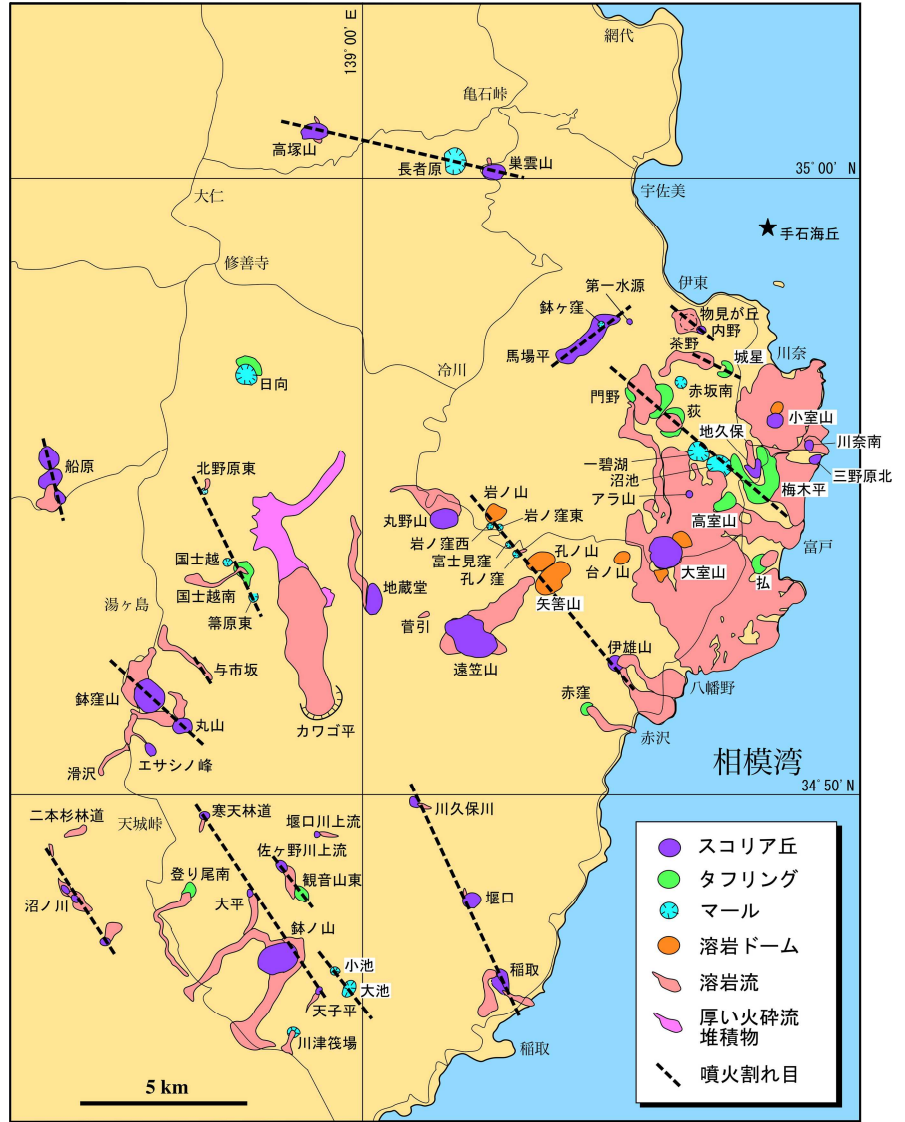
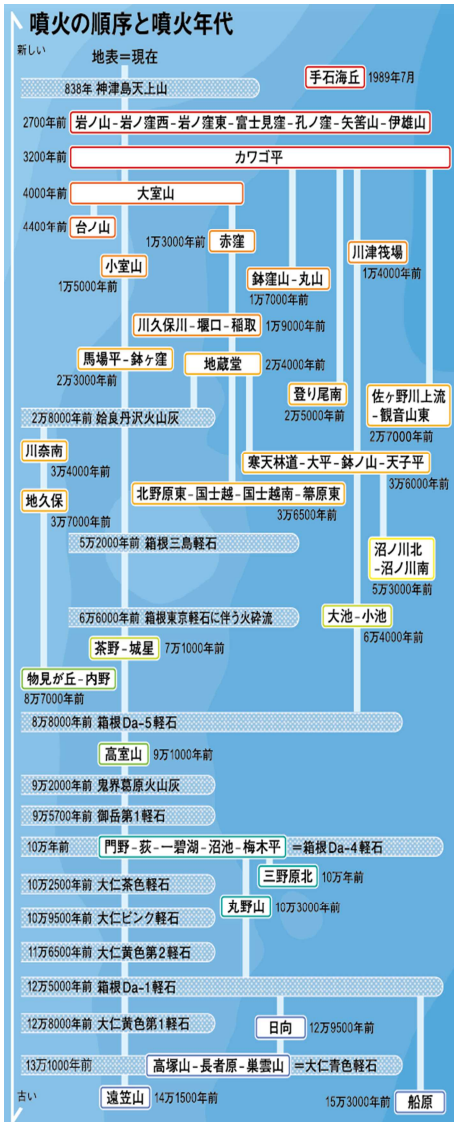


図1 伊豆東部火山群（陸域部分）の噴火順序と噴火年代（年代が判明しているもののみ）

※網掛けになっているのは、伊豆以外の火山から降り積もった火山灰や軽石

図2 伊豆東部火山群の分布図（陸域部分）

※ゴシック体は火山の名前、明朝体は地名、細い実線は主要道路

## 2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

### (1) 基本方針

伊豆東部火山群の火山活動が始まる前には、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生することが想定される。伊豆東部火山群は、一度使った火道を再使用することのない単成火山群であり、過去の活動域を考慮すると、図2に示されている伊豆半島東部全体が噴火の可能性のある場所となるため、噴火場所の想定は難しい。しかし、平成元（1989）年手石海丘での噴火の際は、噴火場所の直下付近で活発な群発地震活動等が発生していたことから、群発地震の震源域の直上に火口が出現することが想定される。

本計画は、県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方気象台及び関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会（以下、「検討会」という。）」及び国の「伊豆東部火山群の地震活動の予測手法」報告書（平成22（2010）年9月）での検討結果を基に、昭和53（1978）年から平成22（2010）年12月までの伊東から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象やその推移を定め、想定した範囲で火山現象が発生した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものを、平成30年10月の伊豆東部火山群防災協議会で決議された噴火影響範囲の見直しに基づいて修正したものである。

なお、想定外の火山現象が発生した場合は、地震活動や火山活動の状況に応じて、本計画を弾力的に運用し、伊豆東部火山群の防災対策に万全を期す。また、伊豆東部火山群の火山活動や噴火に伴う影響範囲に係る新たな知見、研究成果等については、その都度必要な調整を経て反映させる。

また、本計画に定めのない事項については、「静岡県地域防災計画 共通対策編」の各計画に基づき実施する。

### (2) 想定される火山現象の推移

推 移	想定される火山現象
マグマの貫入の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マグマの貫入（ダイク（※1）の形成）を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測）</li> <li>・ 群発地震活動の開始</li> </ul>
相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）
顕著な群発地震活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活発な群発地震活動</li> <li>・ 震源の浅部への移動</li> </ul>
マグマが更に浅部に上昇	・ 低周波地震の活発化（通常の地震に減少傾向がみられることもある）
噴火の前兆現象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低周波地震の多発</li> <li>・ 火山性微動の発生</li> </ul>
噴火発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浅海域での噴火発生（※2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生</li> </ul> </li> <li>● 陸域で噴火発生（※2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生</li> <li>・ 地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出</li> </ul> </li> </ul>
活動の終息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震活動の低下</li> <li>・ 地殻変動の停止・収束</li> </ul>

※1）ダイク（岩脈）：水平面に対して高角度で貫入したマグマが固結してできた板状岩体。ふつう幅1～数十m、長さ数百m以下のものが多い。

※2）浅海～海域噴火を想定した噴火影響範囲は、マグマ水蒸気噴火時のベースサージの到達距離3km。陸域噴火を想定した噴火影響範囲は、マグマ水蒸気噴火時の大きな噴石の距離3.5km。

(3) 本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲等

- 平成 7 (1995) 年 (川奈崎沖海底地震計の観測開始) 以降、海域での震源決定精度が向上したことにより、深さ 7~4km におけるダイクの貫入は鉛直から約 15 度北東側に傾いていることが明らかになった。このことから震央分布範囲 (図 3 の緑色の長方形) を北東方向に移動し噴火の可能性が高い範囲を考えることとした (図 3 の黄の長方形)。
- 群発地震の活動ごとに貫入するダイクの位置は、同じ場所に繰り返し貫入することはほとんどなく、新たに貫入するダイクは、以前貫入したダイクの隣 (一部重なる場合あり) に貫入することが多い。
- 1 回ごとのダイク貫入の幅は 3km 程度なので、半分程度重なりあって貫入することを想定し、それぞれの長方形をさらに西北西方向と東南東方向にそれぞれ 1.5km 延長して噴火の可能性の高い範囲を考えることとした。
- 以上を包含した範囲として、「火口が出現する可能性のある範囲」を設定した (図 3 の赤の長方形)。
- ダイク貫入による群発地震活動が発生した場合には、その群発地震活動域から「想定火口域」と「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」が特定されるので、この影響範囲に基づいて、必要な防災対応等を実施する。
- 図 4 は、過去の群発地震活動域から推定した「想定火口域」及び「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」の例である。

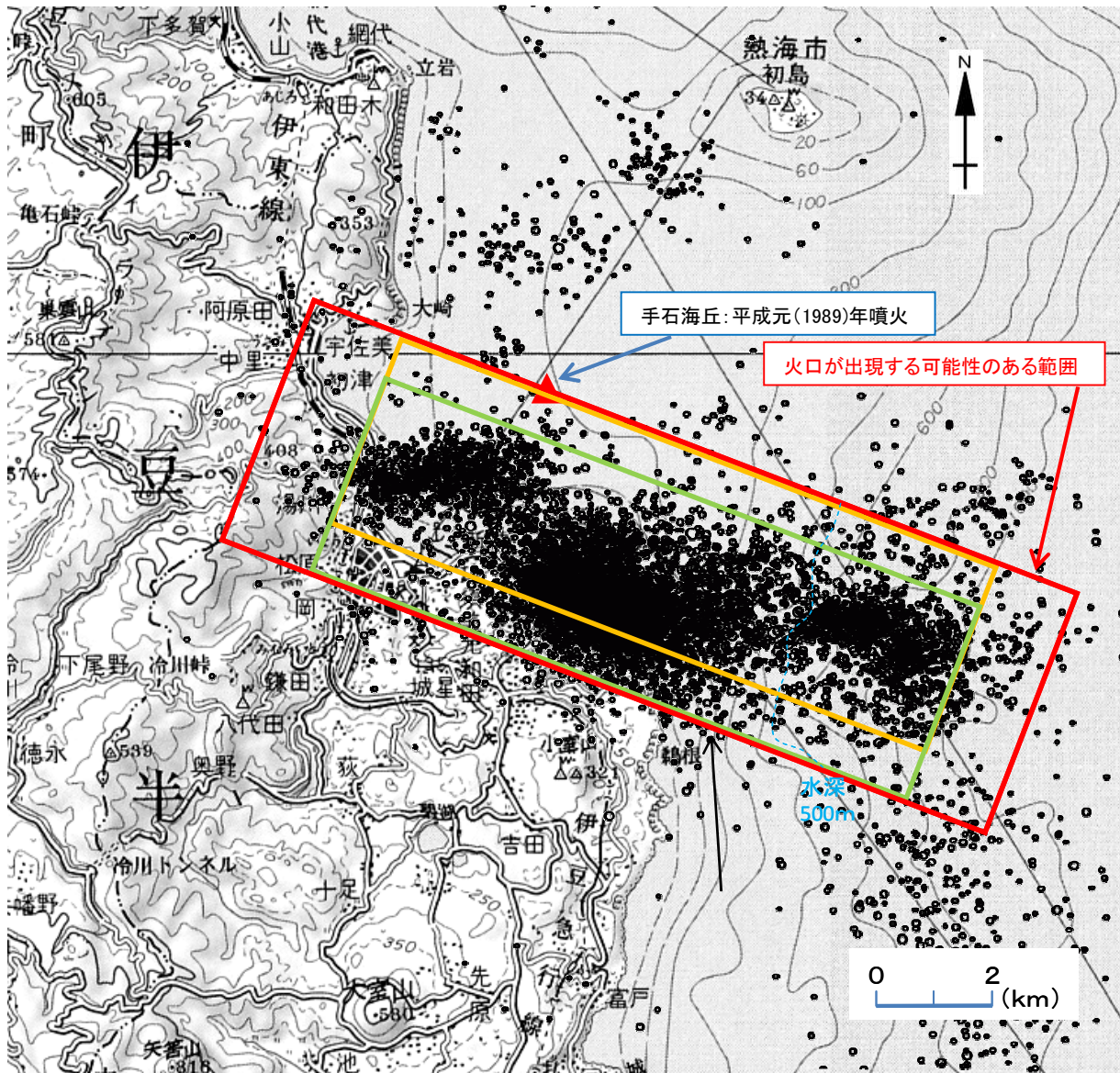


図 3 平成 7 (1995) 年 9 月~平成 22 (2010) 年 12 月の主な群発地震活動 (深さ 7 km~4 km) の震央分布と「火口が出現する可能性のある範囲」



平成8(1996)年10月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-1の橙色塗りつぶしの楕円で示す。

図4-1 平成8(1996)年10月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)



平成18(2006)年4月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-2の橙色塗りつぶしの楕円で示す。また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深500mより深いため、噴火の影響がない。

図4-2 平成18(2006)年4月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)



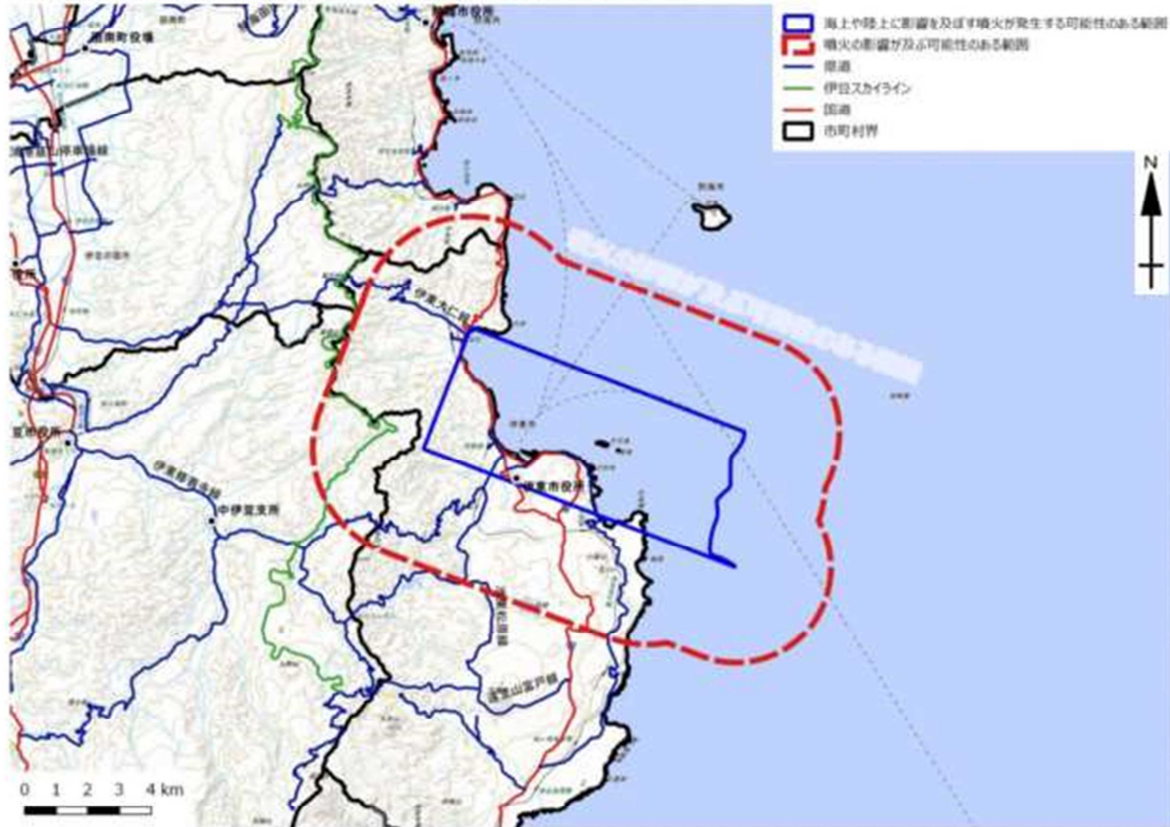
平成21(2009)年12月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-3の橙色塗りつぶしの楕円で示す。

図4-3 平成21(2009)年12月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)



区 分	内 容
火口が出現する可能性のある範囲（群発地震が発生する可能性のある範囲）	平成7（1995）年から平成22（2010）年12月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。
海上や陸上に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲（水深500m以浅の範囲）	火口が出現する可能性のある範囲（群発地震が発生する可能性のある範囲）のうち海上の水深500m以深の範囲を除外した範囲をいう。
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	陸域噴火は水蒸気マグマ噴火時の大きな噴石の到達距離3.5km。浅海～海域噴火は水蒸気マグマ噴火時のベースサージの到達距離3.0km。 ただし、水深500mより深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深500mより深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。
想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。

（別図）噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（全体図）



噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲

## 3 予想される火山現象とその危険性

現象	危険性等
火山性地震	(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。
群発地震	(1) 同じくらいの大さき（マグニチュード）の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。
低周波地震	(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。
火山性微動	(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。 (4) マグマが地表近くまで達した証拠であり、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。
地殻変動	マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が変形する現象である。
マグマ水蒸気爆発（水蒸気マグマ噴火）	(1) マグマと外来水が接触し、水が水蒸気に急速に相変化することによって急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象であり、数千m上空にまで噴煙を噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) 海底噴火が発生した場合の他、沿岸域で噴火が発生した場合や、溶岩流が海に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) マグマ水蒸気爆発の発生場所周辺では、多数の大きな噴石の飛散、ベースサージ、小規模な津波の危険があるので注意が必要である。
ストロンボリ式噴火	(1) マグマが内部のガス圧によって発泡・粉砕して起きる、やや爆発的な噴火であり、溶岩のしぶきを数百m程度、噴煙を数千m上空にまで噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) ストロンボリ式噴火の発生場所周辺では、大きな噴石の飛散の危険があるので注意が必要である。
小火山体の形成	陸域で噴火が発生した場合には噴石が降り積もったり、溶岩が盛り上がったたりして、大室山や小室山のような小火山体を形成する場合がある。
噴石	(1) 噴火と同時に火口から放出される直径数mm以上の岩片や軽石・スコリア（暗色の軽石）のことを指す。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口周辺では、大きな噴石が多数飛散するため危険である。 (3) 大きな噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 上空高く放出されることから、火山活動を監視する航空機も注意が必要である。
ベースサージ	(1) 陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した場合に、高温の火山灰や火山ガスが噴煙柱の基部から水面上を環状に広がる現象である。 (2) 高速のベースサージに巻き込まれると、建物は破壊され、人は死傷する。 (3) ベースサージの速度は時速数10から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、その発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
空振	爆発的噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。火口近傍を除いては人体に対する直接的な影響はないが、少し離れた地点では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。

現象	危険性等
降灰	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 細かく砕けた岩片が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降り積もる現象である。</li> <li>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</li> <li>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</li> <li>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の危険性がある。</li> <li>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関、電力・水道などのライフラインに影響を及ぼす。降灰の状況によっては、その影響が、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</li> </ul>
火山ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となったものである。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含む。</li> <li>(2) 伊豆東部火山群での明確な記録はないが、噴気地帯や火口が生じた場合、噴出物に近づく場合には注意が必要である。</li> </ul>
溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 陸域で噴火が発生した場合には溶岩流に対する注意も必要である。伊豆東部火山群の場合、火口から 1,000℃前後の高温の溶岩が流出することがある。</li> <li>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、溶岩流出に移行する場合がある。</li> <li>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</li> <li>(4) 溶岩流が流下する範囲で、海岸、湖、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いて二次的なマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</li> <li>(5) 溶岩流の流下速度が時速 3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から 3 時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。</li> </ul>
降灰後の降雨による土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流され、流路の土石や樹木を巻き込んで時速 50 から 60km 以上の速度で流下する現象である。</li> <li>(2) 降灰堆積厚 10cm 以上となった渓流において、時間雨量 10mm 程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。</li> <li>(3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</li> </ul>

#### 4 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、熱海市、伊豆市

伊豆東部火山群で想定される火山現象について、地下深部へのダイクの貫入から活動の終息まで、時間経過に伴う活動の推移を表わした火山現象の系統樹（図6-1、図6-2）を検討会で作成した。

図6-1のパーセント（％）の数値は、それぞれの分岐点で次に起き得る火山現象毎の確率（分岐確率）の推定値を示している。

図6-2のパーセント（％）の数値は、マグマ上昇直後（図の左端）の時点で、図の全体に記されたそれぞれの火山現象が起きる確率（累積確率）の推定値を示している。

この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

また、極めて可能性は低いが、図中に想定されていない火山現象が発生することもあるため、活動開始後は、気象庁等からの最新の情報に注意する必要がある。

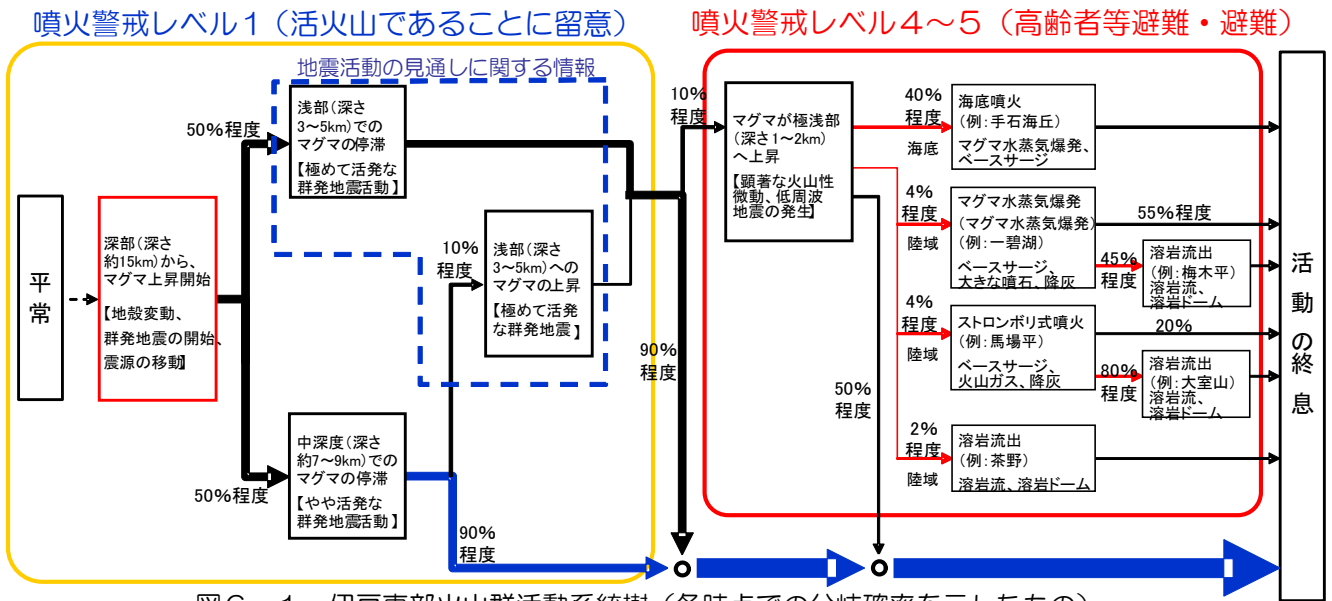
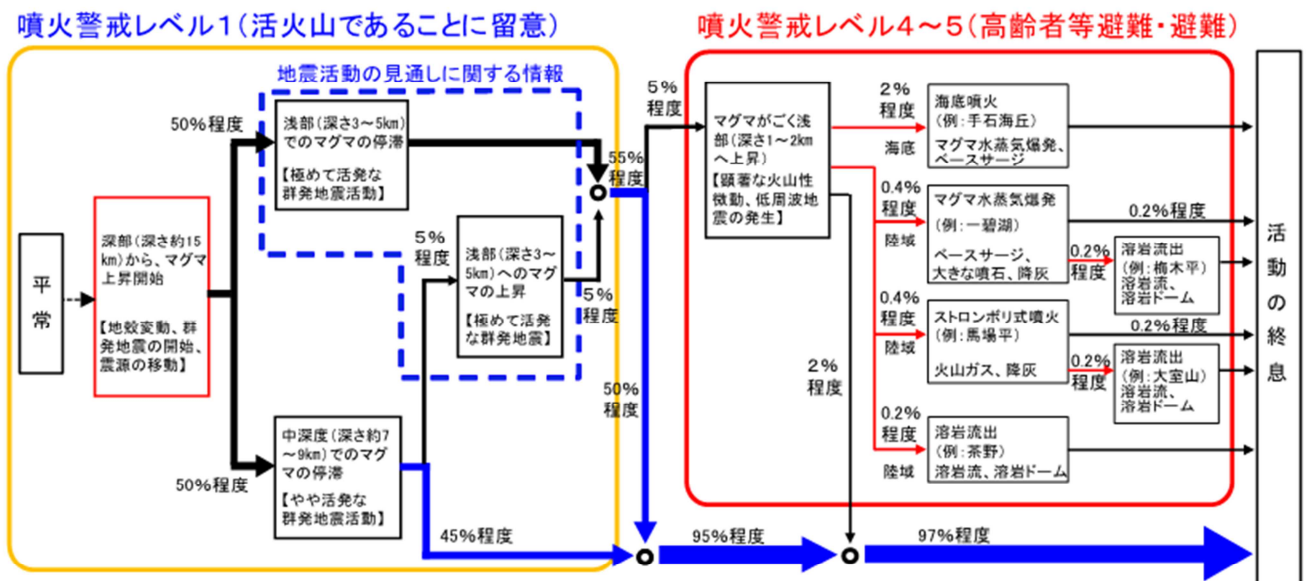


図6-1 伊豆東部火山群活動系統樹（各時点での分岐確率を示したもの）



（図6-2）伊豆東部火山群活動系統樹（活動全体として見た累計確率を示したもの）

5 発表される噴火警報・噴火予報等

伊豆東部火山群では、平成 23（2011）年 3 月 31 日より「噴火警戒レベル」の運用が開始された。また地震活動が活発化した場合には、「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」が発表される。

(1) 地震活動の見通しに関する情報

伊豆東部火山群周辺では、これまでに度々、活発な群発地震活動が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。

地震活動の見通しに関する情報は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。

ア 具体的な地震活動の予測手法（以下、「本手法」という。）を図 7 に示す。

イ 地震活動の特徴から想定される、伊豆東部火山群の群発地震活動におけるシナリオ、および監視項目や本手法等の概念図を図 8 に示す。

区 分	内 容
見通しを発表する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中に発生する最大規模の地震のマグニチュード</li> <li>その地震による伊東市における震度</li> <li>伊東市において震度 1 以上を観測する地震の回数</li> <li>地震活動が活発な期間の長さ</li> </ul>
情報を発表する条件	<p>第 1 報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一連の群発地震活動の中で、最大震度 5 弱以上の地震が発生することが予想される場合、もしくは震度 1 以上を観測する地震が 40 回程度以上発生することが予想される場合。</li> </ul> <p>第 2 報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直前の情報から一定時間経過した場合（1 日 2 回程度）</li> <li>見通しの内容の更新が必要となるような新たな状況の変化があった場合。</li> </ul> <p>終了報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活発な地震活動が終了した場合。なお、その後の地震活動の現状は噴火警報や火山活動解説資料等で知らせる。</li> </ul>

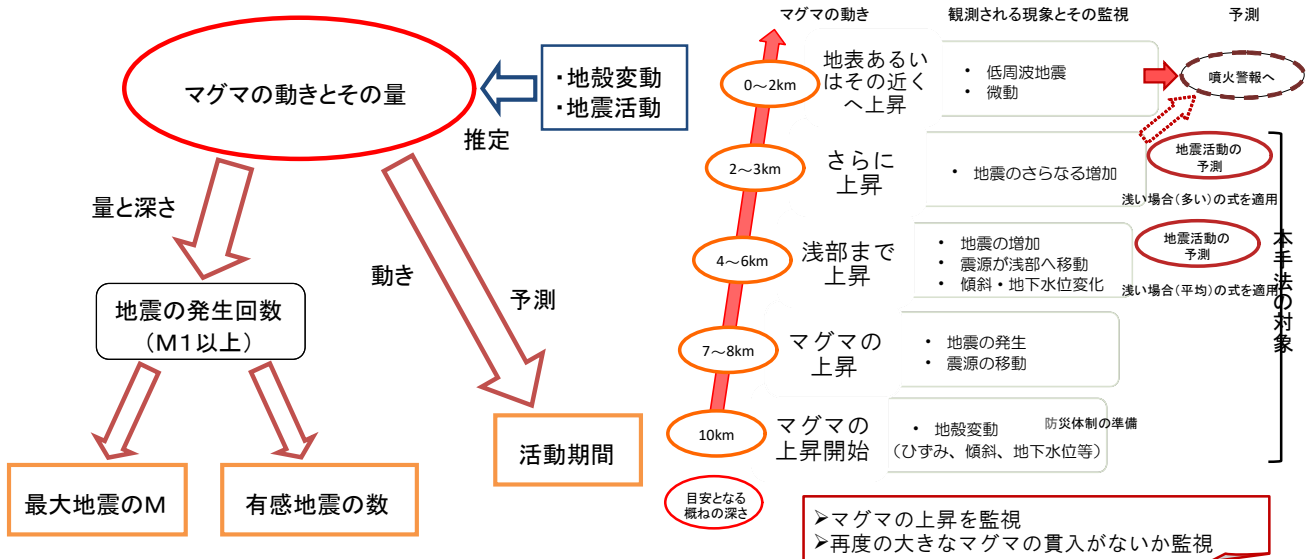


図 7 本手法の概念図

図 8 マグマの動きと監視の概念図

(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル

気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。


伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（高齢者等避難）以上の噴火警報が発表される。

あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。

名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等
噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する</li> <li>●低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生 【過去事例】 1989年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火</li> </ul>
	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動 【過去事例】 1989年7月10日の低周波地震の増加 1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加</li> </ul>
噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	<p>【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】</p> <p>○活動が活発化するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（高齢者等避難）以上が発表される。</li> </ul> <p>○活動が沈静化するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。</li> </ul>
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)	火山活動は静穏  【地震活動の見通しに関する情報の発表】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動期間中に発生する最大規模のマグマニチュード</li> <li>・その地震による伊東市における震度</li> <li>・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数</li> <li>・地震活動が活発な期間の長さ</li> </ul>	住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 1997年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等</li> </ul>

※1) 海上警報：船舶の運航に必要な海上の気象、波浪、火山現象などに関する警報。このうち、火山現象に関する海上警報をいう。警報は海上保安庁の機関を通して、一般船舶に通報される。

※2) 大きな噴石：風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。

※3) ：伊豆東部火山群では、火山活動が活発化となり、噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））からレベルを引き上げる過程では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の火口周辺警報は基本的に発表されない。

※4) 噴火警報（噴火警戒レベル4（高齢者等避難）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

(3) その他の火山現象に関する予報

降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・「噴火に関する火山観測報」の発表を受けて、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表(※)。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い、噴火後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

※) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(4) 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</li> </ul> ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表。緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※) 責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。



## 第2章 災害予防計画（平常時対策）

### 第1節 平常時対策

#### 1 防災思想の普及

##### (1) 防災思想の普及の基本方針

火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、熱海市、伊豆市をはじめ、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。

また、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。

##### (2) 防災思想の普及

実施主体及び実施者	内 容
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、伊豆東部火山群防災協議会や県、市町と協力して普及・啓発する。
県	伊豆東部火山群防災協議会を通して、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 火山災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、防災訓練の実施等を通じて、火山災害及び防災対策等についての正しい知識を市町と協力して啓発する。 防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行う。
伊東市 熱海市 伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。
住民	自らの安全は自らの手で守るため、平常時から正しい知識の習得に努めるとともに、家庭における火山防災対策を実施しておく。 また、自主防災活動に積極的に参加し、地域における火山防災対策に努める。

#### 2 防災訓練の実施

##### (1) 防災訓練実施の基本方針

火山現象を想定した防災訓練、主に避難訓練及び情報伝達訓練を市町単位又は地区単位で実施する。防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

##### (2) 防災訓練

実施主体及び実施者	内 容
県、伊東市、熱海市、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。
住 民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。

#### 3 火山活動観測に対する協力

実施主体及び実施者	内 容
県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。</li> <li>住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。</li> </ul>

周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。
------	--

## 第2節 異常現象発見の通報

地割れ、臭気等火山現象に係ると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は、図9のとおりとする。

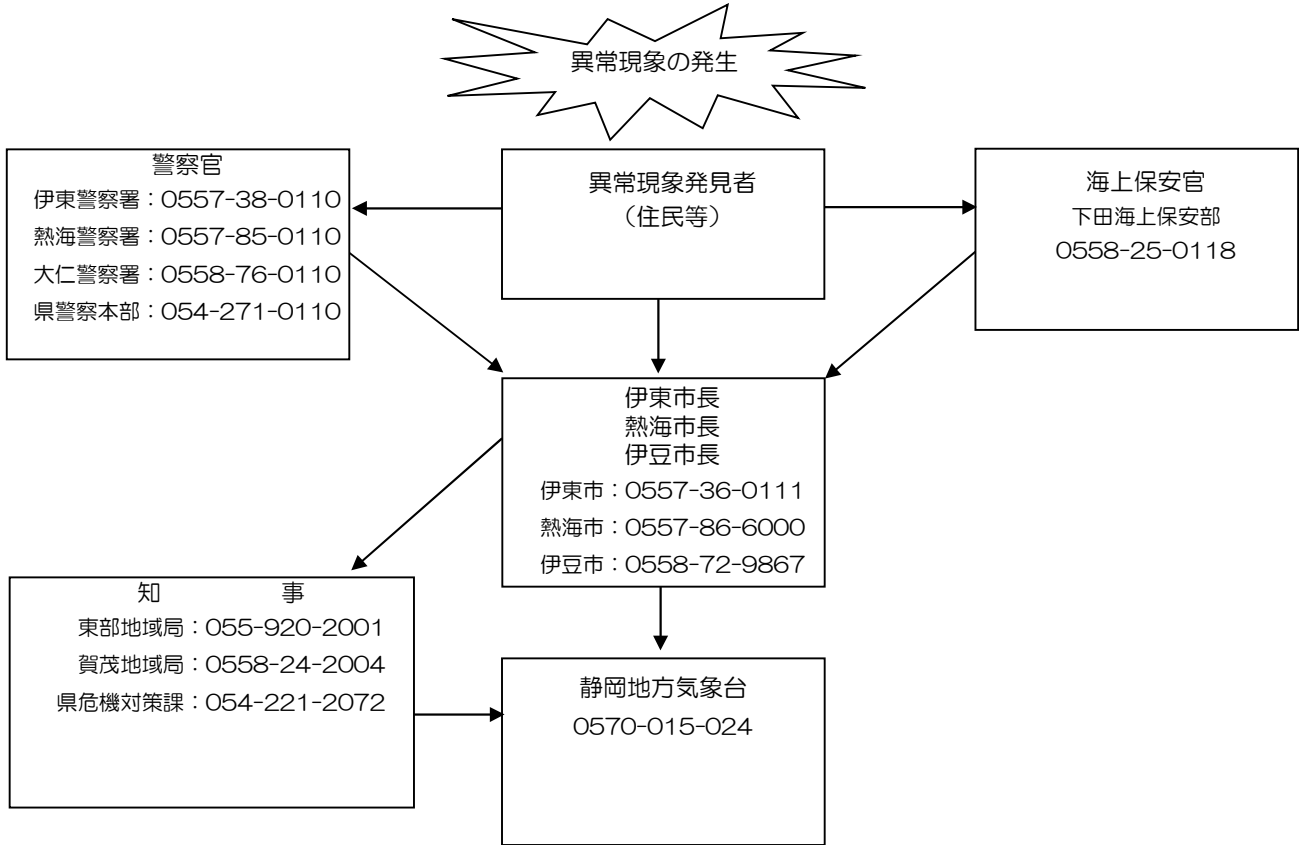


図9 異常現象を発見した場合の情報伝達系統図


実施者	具体的な内容
異常現象発見者	直ちに最寄りの市長、警察官又は海上保安官に通報する。
市長	警察官、海上保安官又は住民等から火山現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認に努める。
警察官及び海上保安官	住民等から火山現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの市長に通報する。
知事	市長から火山現象に関する異常の情報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台に通報する。

## 第3節 避難計画

伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群の伊東市避難計画（平成27年2月策定）」及び「伊豆東部火山群の伊豆市避難計画（平成30年10月策定）」により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。

1 避難計画策定の基本方針

平成7（1995）年9月から平成22（2010）年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。

活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応
—	平常時			—
2、3時間 ～1週間程度 (※)	<b>マグマの貫入の開始</b> ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始 <b>相当量のマグマの地殻浅部への貫入</b> ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 <b>顕著な群発地震活動</b> ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・情報収集 ・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備
	<b>マグマが更に浅部へ上昇</b> ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)		レベル4 (高齢者等避難)	・噴火警報(レベル4(高齢者等避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)
2、3時間 ～2、3日間	<b>噴火の前兆現象</b> ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設
2、3週間～	<b>噴火発生</b> ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	 噴火 レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営
	<b>活動の終息</b> ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除

※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。

このため、これらの火山現象の出現に対応して、段階的に警戒を強めるとともに、住民等を安全な地域へ避難させることを計画の基本とする。

## 2 避難計画を策定する市町

実施主体	対象地域
伊東市 熱海市 伊豆市	噴火の影響が及び可能性のある範囲を有する地域

## 3 策定する避難計画の具体的な内容

実施者	具体的な内容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1) 避難の手段                      ア 避難は、徒歩によることを原則とする。                      イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。</p> <p>(2) 避難者の受け入れ等に関する協定                      状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。</p> <p>(3) 避難所等の指定                      ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。                      イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。</p> <p>(4) 避難路の整備                      ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。                      イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p>
周辺市町長	<p><u>避難者の受け入れ等に関する協定</u>                      避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。</p>

※伊豆東部火山群防災協議会（平成30年10月開催）において、噴火の影響が及び可能性のある範囲を拡大することが承認された。これにより、伊東市内における避難者数が増加し、噴火の可能性が高まった場合や噴火が発生した場合において、従前の徒歩による市内避難では対応が困難であることが明らかとなった。このため、伊東市避難計画の改定方針として、自家用車の活用を前提とした市外への広域避難を考慮することとした。

## 4 避難対象地域の設定

実施者	具体的な内容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及び可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。</p> <p>(2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。</p> <p>(3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね3.5kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。</p>

## 5 避難促進施設

火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。

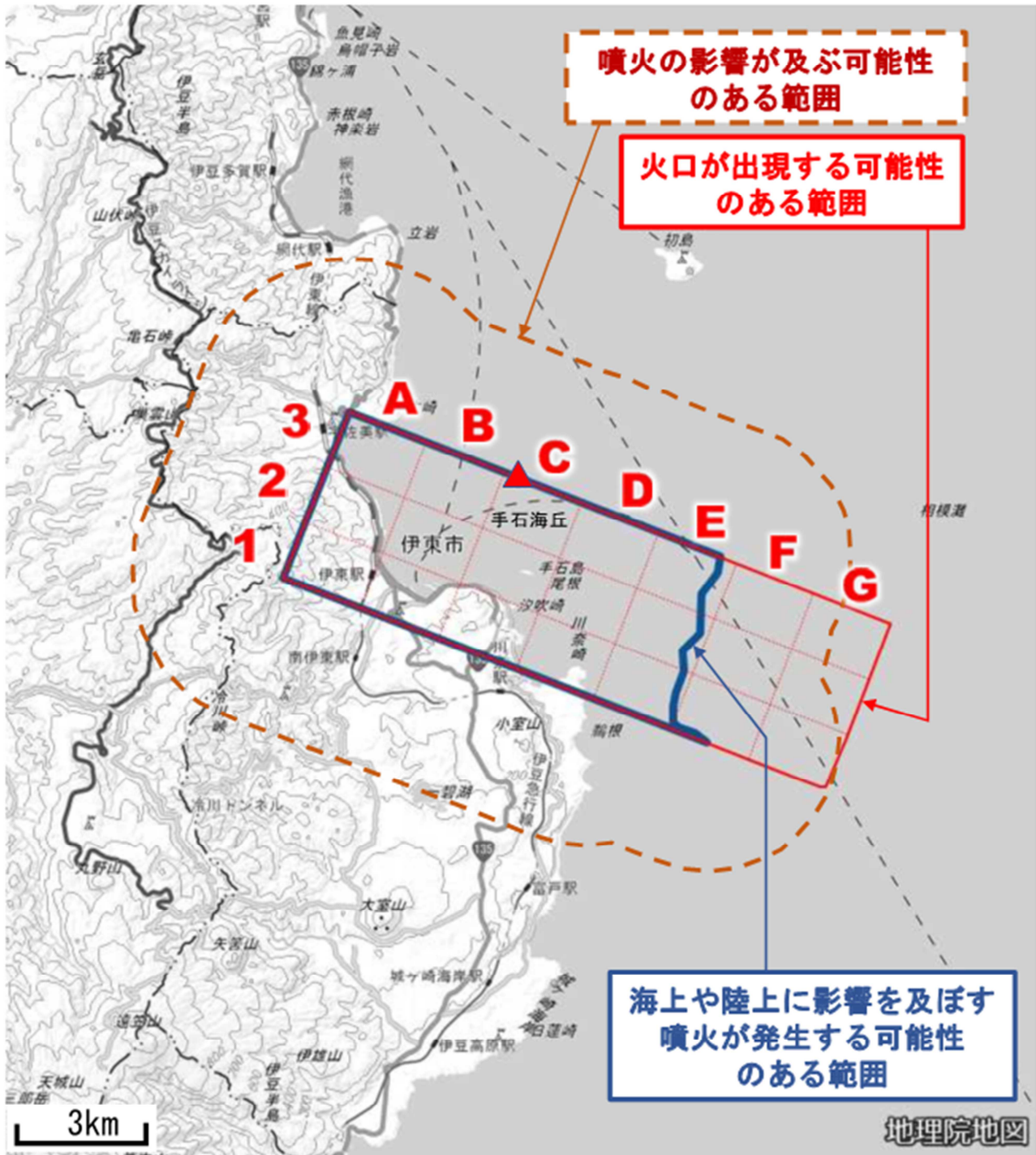


図 10 避難対象地域の設定

グリッド番号	呼称	グリッド番号	呼称
A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近
A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖
B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖
B2、B3、C2、C3	伊東沖		



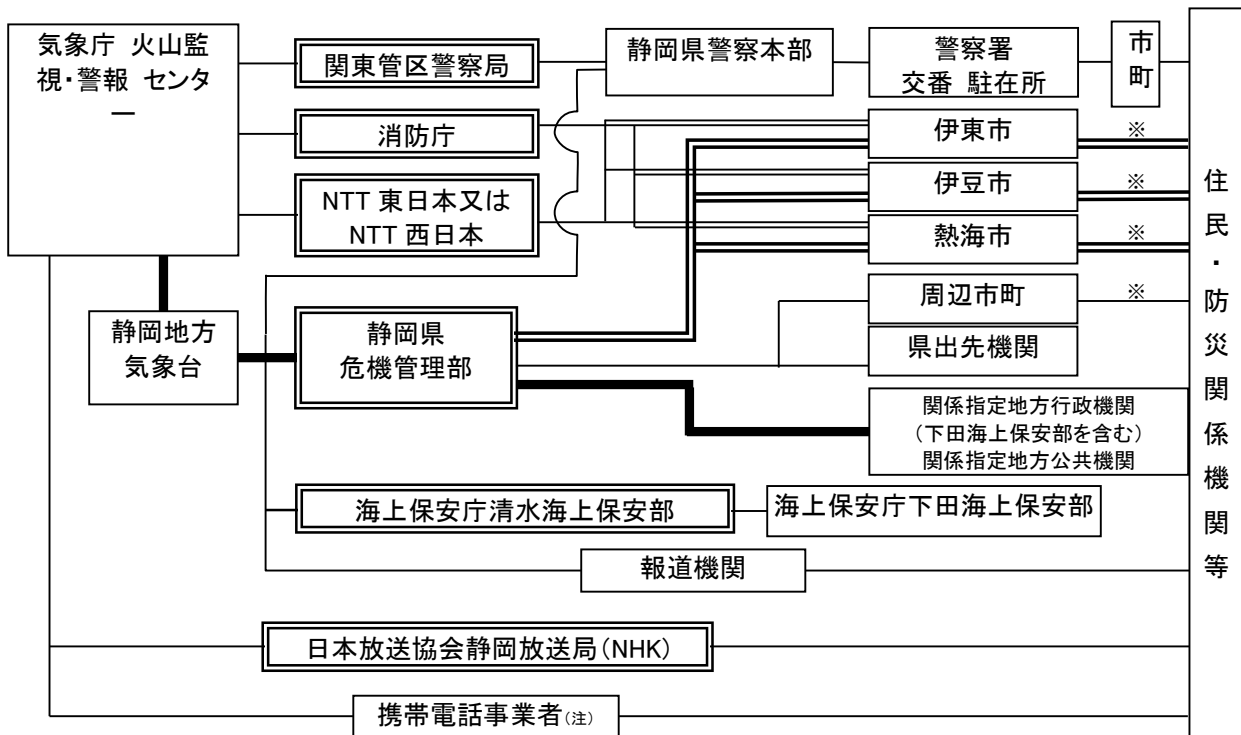
### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達

気象庁火山監視・警報センターから伊豆東部火山群に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。

また、その内容は<表1>のとおりである。なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。

実施者	内容
知事	噴火警報の通知を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、伊豆東部火山群噴火警報等伝達系統図(図11)により関係機関及び市町長に通報し、又は伝達する。
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。



(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

- (二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。
- ==== (二重線)は、
  - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
  - ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※) 火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、同時通報用無線、広報車等による伝達

図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

<表1>

区 分	名 称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>・「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>・「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</li> <li>・「火山活動解説資料」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>・「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>・「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第2節 避難活動

### 1 避難指示

伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。

実施者	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>(2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>

噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応		
	住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（高齢者等避難）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（高齢者等避難）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（高齢者等避難）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)
「レベル4（高齢者等避難）」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。 (避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。
「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		



「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（高齢者等避難）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を継続する。
「レベル4（高齢者等避難）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（高齢者等避難）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）  ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する
「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。

<代行処理>

実施者	内 容
警察官又は海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知 事	(1) 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。 (2) 避難指示をしたとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2 警戒区域の設定

実施者	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。

<代行処理>

実施者	内 容
警察官又は海上保安官	(1) 火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。 この場合、直ちに警戒区域の設定をした旨を市長に通知する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。
知 事	(1) 災害発生により伊東市、熱海市及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	(1) 市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。 この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。
-------------------	---

### 3 要配慮者の避難

実施者	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

### 4 住民による自主避難

実施者	内 容
住 民	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。

### 5 避難所の設置

実施者	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設

### 6 避難所の運営

実施者	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。
避難所に配置された市の担当職員等	情報の伝達及び収集、被災者等の保護及び避難所の管理を行う。
要請により避難所に配置された警察官	避難所の治安の維持を図る。

### 7 避難所における避難生活の確保

実施主体	内 容
自主防災組織	自主防災組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に運営する。このため、自主防災組織は給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努める。

## 第3節 県の体制

### 1 事前配備体制

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

### 2 災害対策本部

#### (1) 体制

県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、噴火警報（レベル4（避難準備））又は噴火警

報（レベル5（避難））が発表された場合、又は伊東市、熱海市若しくは伊豆市が災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部及び東部・賀茂方面本部を設置する。

(2)会議

ア 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1（1）「本部員会議」に準ずる。）

イ 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1（2）「対策会議」に準ずる。）

## 第4節 交通の制限

### 1 陸上交通

実施主体	内 容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長 ・ 周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。
県公安委員会 (警察)	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の安全と円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施した時は、県、市町等地方自治体、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

### 2 航空交通

実施主体	内 容
県	国土交通省等に協力を求め、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

### 3 海上交通

実施主体	内 容
県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。
港湾管理者及び 漁港管理者	その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

## 第5節 社会秩序維持活動

実施者又は実施主体	内 容
知 事	市町長と協力して、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、報道機関、警察及び自主防災組織等と連携して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。
県 警 察	地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

伊東市長 熱海市長 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
----------------------	---

## 第6節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

### 1 国土交通省中部地方整備局、県、伊東市、熱海市、伊豆市、周辺市町

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

### 2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

## 第7節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内容
国土交通省中部地方整備局・ 関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
伊東市 熱海市 伊豆市 ・ 周辺市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

## 第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を定めるものとする。

### 第1節 復旧

#### 1 復旧対策

##### (1) 産業活動の再開

県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

##### (2) 施設等の復旧

県有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

##### (3) 安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページ、SNS等各種広報媒体を活用して、広く県民等への周知を図る。

##### (4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、知事(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

#### 2 被災者等へのフォロー

##### (1) 健康相談の実施

災害の発生により、県民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、市町と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

##### (2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

#### 3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

##### (1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

##### (2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

参考文献

図1：小山真人（2010）火山がつくった天城の風景、伊豆新聞本社

図2：小山真人（2010）伊豆の大地の物語、静岡新聞社

図3：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図4-1から図4-3：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図5及び図6：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図7及び図8：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2010）「伊豆東部の地震活動の予測手法」報告書

## Ⅱ 富士山の火山防災計画

### 第1章 総 則

県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画（平成27年3月）」（以下、「広域避難計画」という。）により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから（下表参照）、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和4年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ（平成16年版）及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。

平成16年版ハザードマップと改定版ハザードマップの比較（抜粋）

改定項目	平成16年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ
想定の対象とする噴火年代	約3,200年前～現在	約5,600年前～現在
想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定（約3,200年前～現在）	同左（約5,600年前～現在） ※新たに発見された火口も追加（主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大）
想定する最大溶岩噴出物量（大規模噴火）	宝永噴火の7億m <sup>3</sup> ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の13億m <sup>3</sup> ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加
地形メッシュサイズ（シミュレーション条件）	200mメッシュ（溶岩流）、50mメッシュ（火砕流・融雪泥流）	20mメッシュ（各現象共通） ※より詳細な地形データを反映（溶岩流の傾向⇒H16版より早く、遠方へ）

#### 第1節 想定

広域避難計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月、同委員会）で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。

##### 1 想定火口範囲

- (1) 約3,200年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲を噴火する可能性のある領域。
- (2) 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域。

##### 2 予想される火山現象とその危険性

現象	危険性等
噴石（大きな噴石、小さな噴石）	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。</li> <li>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</li> <li>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</li> <li>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</li> </ol>

	(5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 (3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5) 溶岩流の流下速度が時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
融雪型火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及び可能性もある。
降灰後土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。



岩屑なだれ・山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

※富士山火山防災対策協議会（令和4年3月）において承認された、富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告により、溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲が第3次避難対象エリアとなった。当該エリアの一般住民においては、噴火直後に必要な範囲のみ避難する方針となった。この方針は、広域避難計画改定後に反映する予定。

### 3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	都道府県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

## 第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

### 1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	ワレキレベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 又は 噴火予報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年)： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火(800～802年)： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)： 地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>

		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前): 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報 又は 噴火警報(火口周辺)	火口から居住地 域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及び)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前): 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及び)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及び)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(高齢者等避難)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。

## 2 その他の火山現象に関する予報

### 降灰予報

#### ① 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

#### ② 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

#### ③ 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</li> </ul> ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC: Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

### 第3節 避難計画

#### 1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとする。

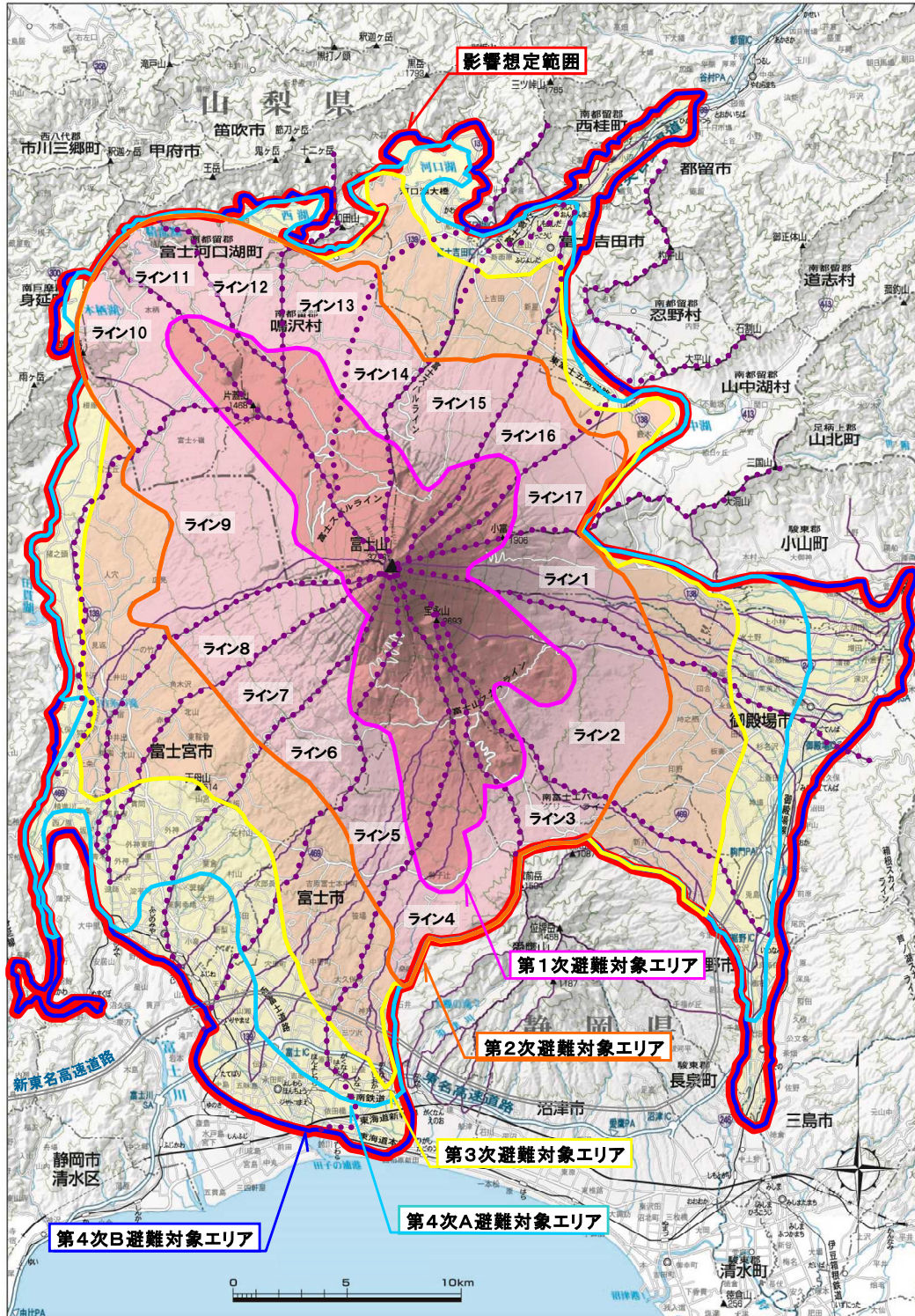


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア



図2 降灰の影響想定範囲

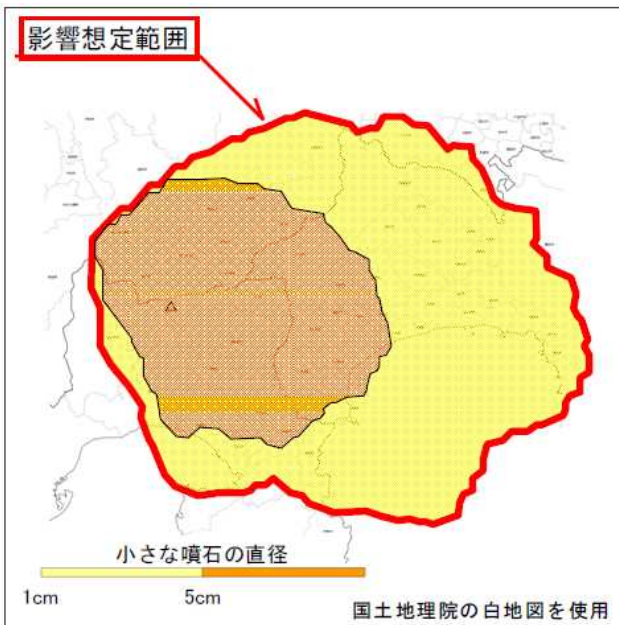


図3 小さな噴石の影響想定範囲

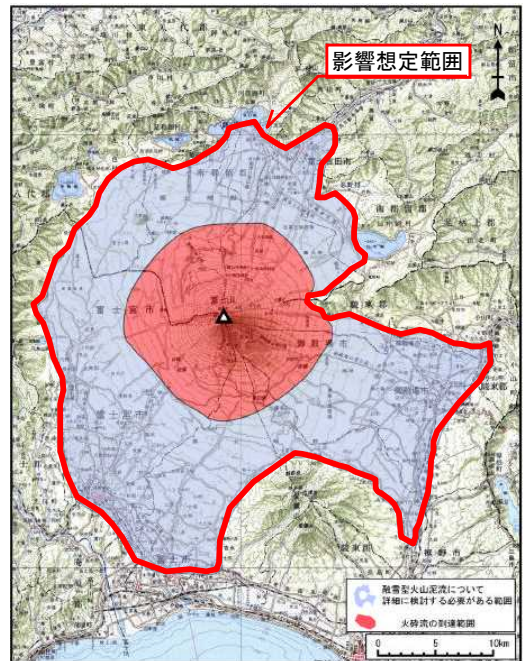


図4 融雪型火山泥流の影響想定範囲

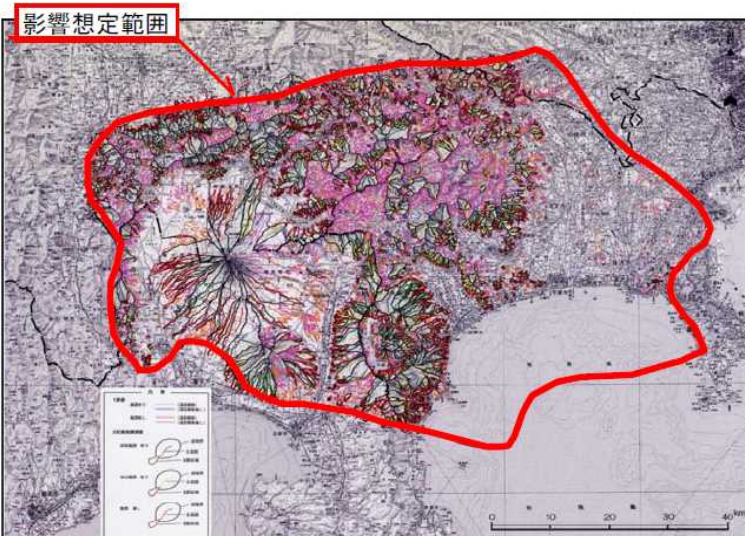


図5 降灰後土石流の影響想定範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲※1	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間—24時間)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間—7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間—約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※2※3※4
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※3
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。

※2 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※3 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。

また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※4 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

## 2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

上段：一般住民  
中段：避難行動要支援者  
下段：観光客・登山者

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	
		火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	避難対象エリア			屋内退避対象エリア
		火口形成	火口形成									
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—	
	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	
噴火開始直後		避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	

—：避難行動の対象外

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流						降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア		
現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	* A	* A	* B	降灰シミュレーション（気象庁作成）の範囲等を参考に設定 避難 避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）
					避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】			

\* A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。

\* B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

### 3 広域避難者の受入に係る基本事項

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市町外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図6）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。

なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入を要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入を要請する。

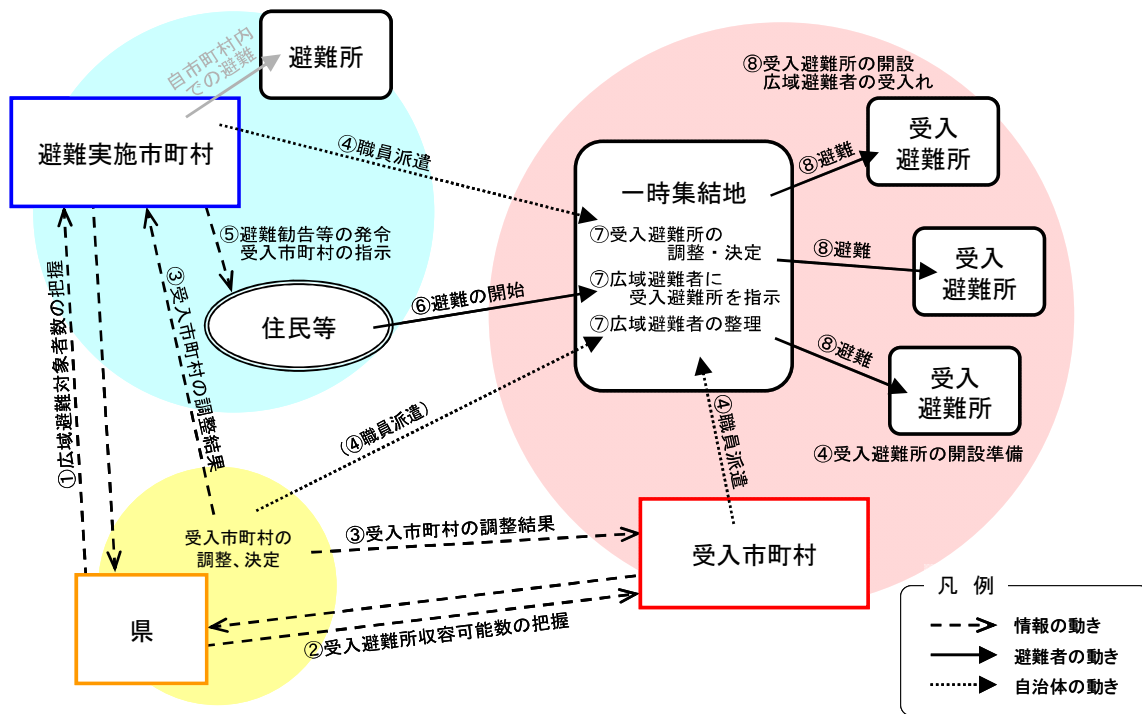


図6 広域避難の受入調整フロー図

### 4 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。

避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。







## 第2章 災害予防計画（平常時対策）

県は、国、市町、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

### 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内 容
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）             <ul style="list-style-type: none"> <li>例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> </ul> </li> <li>・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・山小屋組合等との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・町内会等ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> <li>・入山規制の実施方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）</li> <li>・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出</li> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>

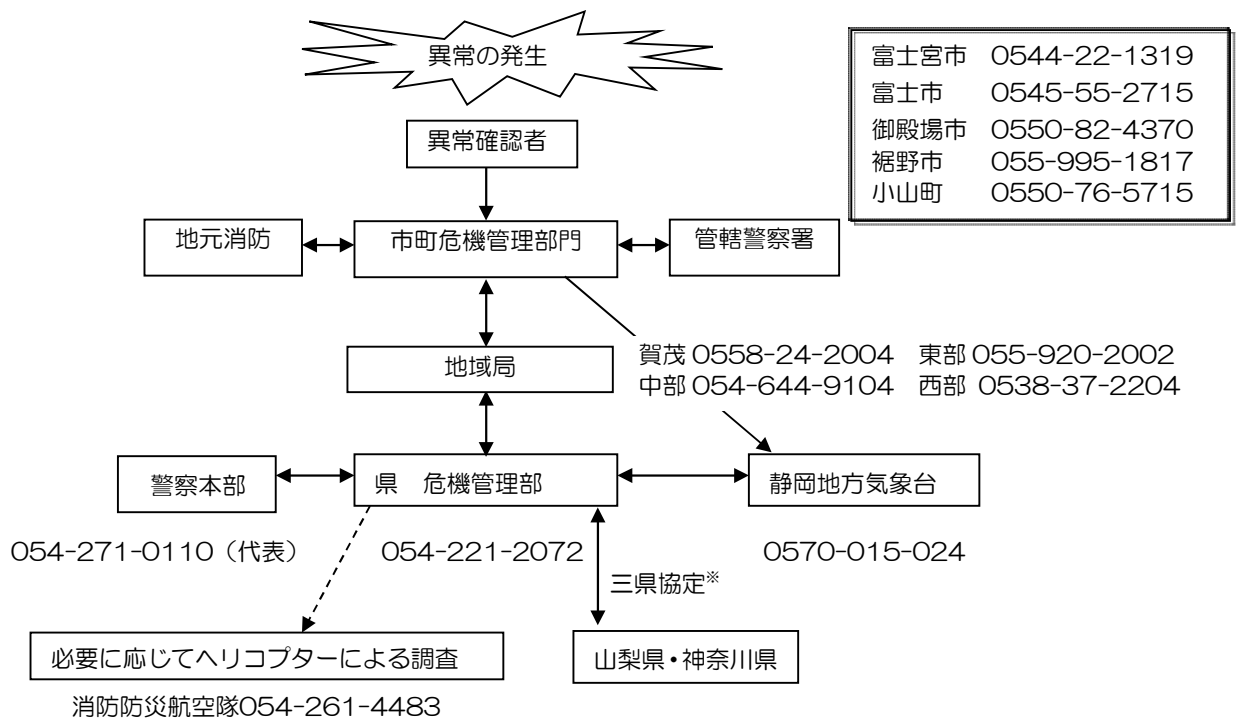
受入市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・ 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・ 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・ 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・ 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・ 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・ 広域避難計画の周知</li> <li>・ 山小屋組合等への広域避難計画の周知</li> <li>・ 警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・ 鉄道事業者への広域避難計画の周知</li> <li>・ 観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・ 避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>・ 避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>・ 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）             <ul style="list-style-type: none"> <li>例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> </ul> </li> <li>・ 避難実施市町が設定した避難ルートの把握</li> <li>・ 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> <li>・ 広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・ 避難実施市町の広域避難対象者の把握</li> <li>・ 受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>・ 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・ 駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>・ 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・ 避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>・ 福祉避難所の把握</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・ 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・ 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・ 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・ 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・ 入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・ 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・ 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・ 市町の安否情報確認訓練への支援</li> <li>・ 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・ 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・ 施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・ 退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>・ 噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・ 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>・ 国内外への情報発信体制の構築</li> <li>・ 火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>・ 除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>・ 除灰作業計画の策定</li> <li>・ 放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>
NEXCO中日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火時等における交通規制の事前検討</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・ 入山規制実施時の規制箇所の検討</li> </ul>
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等の避難計画の策定</li> <li>・ 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保</li> </ul>

畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討</li> <li>・家畜移送計画の策定</li> </ul>
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画への広域避難路の設定</li> <li>・広域避難路の代替路の検討</li> <li>・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討</li> </ul>

## 第2節 情報連絡体制の整備

### 1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）

図8 住民からの通報体制

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
富士山周辺市町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

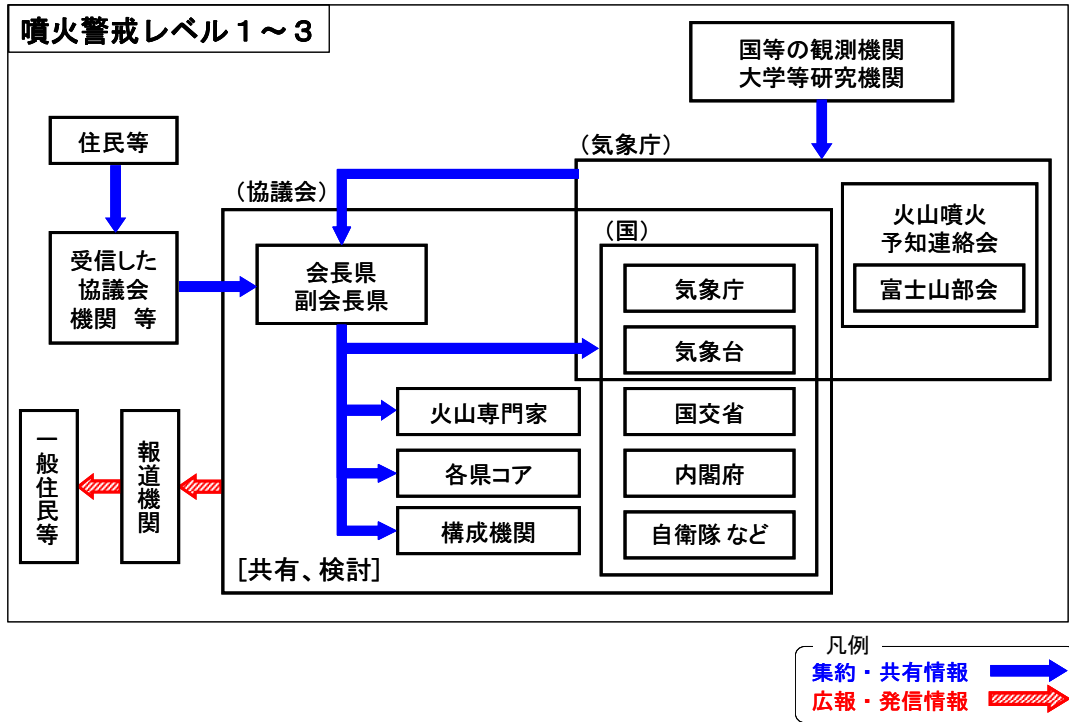


図9 協議会における情報伝達体制

3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

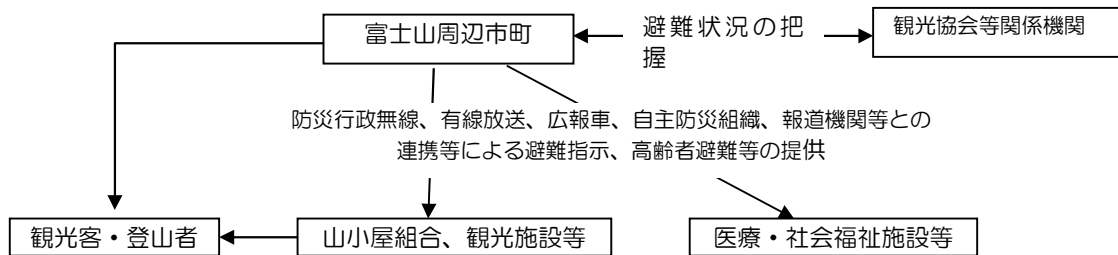


図10 避難に係る情報伝達体制

第3節 市町避難計画の策定

- (1) 避難実施市町は、広域避難計画に定める事項を基に、あらかじめ市町避難計画を策定する。
- (2) 県は、避難実施市町が市町避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (3) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、避難実施市町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (4) 県は、避難実施市町及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

## 第4節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

火山災害警戒地域に指定されている市町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に明記するものとする。

### 2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

## 第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

### 1 啓発活動

実施主体	内 容
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> <li>住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</li> <li>火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</li> <li>火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</li> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
静岡地方气象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。
教育委員会 学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画及び市町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。</li> <li>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。</li> </ul>

### 2 防災訓練

実施主体	内 容
県、避難実施市町、 防災関係機関、 自主防災組織、 事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。</li> <li>県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>
県民	県、避難実施市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。





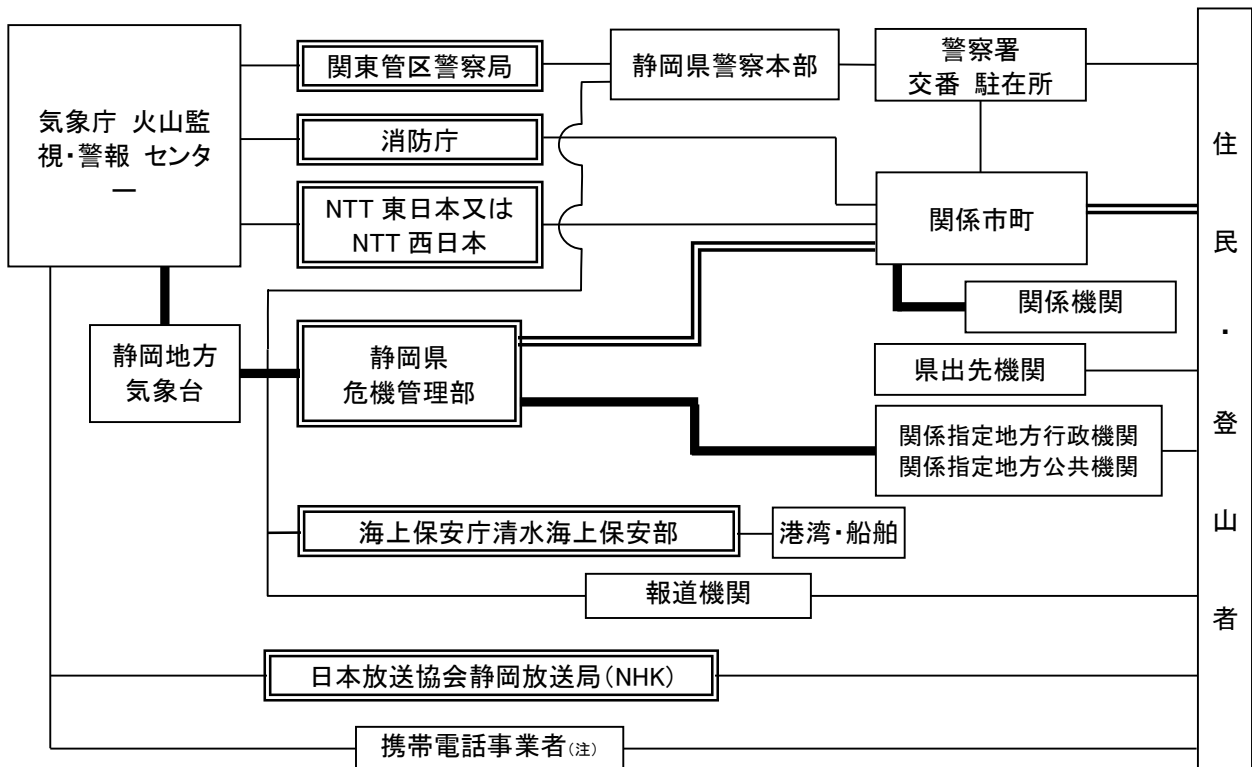
### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<表2>のとおりである。

国、県及び市町は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。



(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

**□** (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

**—** (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

**==** (二重線)は、

- ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
- ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

<表2>

区 分	名 称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>・「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>・「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</li> <li>・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>・「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>・「噴火速報」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第2節 避難指示

### 1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、避難実施市町は、広域避難計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報（噴火警戒レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
避難実施市町の長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。</p> <p>イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。</p>

#### <代行処理>

実施者	内 容
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p>
知事	<p>ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示を発令する。</p> <p>イ 市町長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>

### 2 警戒区域の設定

避難実施市町の長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減

するように努める。

避難実施市町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。</li> <li>・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</li> <li>・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</li> <li>・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul>	

実施者	内 容
避難実施市町の長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、避難実施市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員が現場にいないとき、又は避難実施市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を避難実施市町の長に通知する。
知事	災害発生により避難実施市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難実施市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	避難実施市町の長若しくはその委任を受けた避難実施市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を避難実施市町の長に通知する。

※ 避難実施市町の長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

### 3 登山の自粛・入山規制

#### (1) 登山の自粛等

県・市町・関係機関は、協議会が策定した「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申合せ書により、五合目以上の登山の自粛の呼掛けや五合目より下の注意喚起を実施する。

#### (2) 入山規制

避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。県及び市町は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア
噴火開始後	第4次B避難対象エリア

※入山規制の実施基準は、広域避難計画改定後に見直す予定。

#### 4 住民等の避難

- (1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。
- (2) 避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町の受入避難所を基本とする。
- (3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。
- (4) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。
- (5) 観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

#### 5 救出救助

##### (1) 人命の救出救助

地震対策編 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、県は救出活動の総合調整を行う。

##### (2) 避難未実施者等の救助

市町は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

#### 6 一時帰宅の実施

- (1) 避難実施市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 避難実施市町の長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- (3) 避難実施市町の長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

### 第3節 県の体制

#### 1 配備体制

（共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。）

#### 2 災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

##### (1) 本部員会議

（共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1（1）「本部員会議」に準ずる。）

##### (2) 対策会議

（共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1（2）「対策会議」に準ずる。）

#### 3 協議会（または合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。

県災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、県の対応方針を協議の上、決定する。

## 第4節 交通規制

### 1 一般道路の交通規制

#### (1) 基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市町が警戒区域を設定した場合には、市町は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。

警察は、市町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認められた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B 避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

#### (2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施者	内 容
県公安委員会 (警察)	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

### 2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、市町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始に伴う交通規制</li> <li>広域避難者（車両）の交通誘導</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO中日本
噴火後	避難指示等が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul>	NEXCO中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

### 3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。

富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- ・富士急行（株）：富士急行線
- ・岳南電車（株）：岳南鉄道線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	(状況に応じて) 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

4 航空機に対する措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議し、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

県は、報道機関の取材及びその他の事由により飛行制限区域を航行しようとする航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

第5節 避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料編Ⅱ 10-4-5「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）に基づき、車両の派遣要請を行う。

市町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第6節 広域避難路の除灰等

1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（または協議会）において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県

等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を右に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整

道路除灰等作業計画の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰状況の把握体制</li> <li>・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</li> <li>・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握</li> <li>・ 優先除灰路線の設定</li> <li>・ 人員、資機材投入パターンの検討</li> <li>・ 資機材用の燃料確保</li> <li>・ 一時仮置き場の設定</li> <li>・ 輸送ルートの設定</li> <li>・ 最終処分方法、処分場所の決定</li> </ul>

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。</li> <li>・ 知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</li> </ul>
警察	警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穩情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。
市町	市町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、山体周辺市町、降灰後土石流影響想定範囲内市町及び降灰があった市町
  - (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
  - (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
  - (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
  - (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
  - (5) 既存砂防施設の除石



- 2 降灰があった地域の住民及び事業者  
住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

### 第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内容
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知 (土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
富士山周辺市町及び降灰後土石流影響想定範囲内の市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

### 第10節 広域連携

県は、災害応急対策を実施するに当たり、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と連携して、各種対策を実施するものとする。

(災害復旧計画については、I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)



# 静岡県地域防災計画

## 大火災対策編



## 目次

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1
-----------------------	---

## I 大火災対策計画

総 則	頁
第1章 総則	3
第1節 関係機関の業務の大綱	3
第2節 過去の顕著な災害	4
第3節 予想される災害と地域	4

発 災 前	頁
第2章 火災予防計画	7
第1節 消防体制の整備	7
第2節 火災の予防対策	7
第3節 林野火災対策の推進	8
第4節 火災気象通報の取扱い	8

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	9
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	9
第2節 情報伝達系統図	9
第3節 県の対応	10
1 大規模火災災害応急体制	10
2 災害対策本部	10

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	11
第1節 各機関が実施する対策	11

## II 大爆発対策計画

総 則	頁
第1章 総則	13
第1節 関係機関の業務の大綱	13
第2節 過去の顕著な災害	13
1 静岡駅前地下街の爆発事故	13
2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故	14
第3節 予想される災害と地域	14

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	17
第1節 ガス災害予防計画	17
第2節 危険物災害予防計画	18
第3節 火薬類災害予防計画	19

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 関係機関の業務の大綱	21
第2節 情報伝達系統図	21
第3節 県の対応	22
1 突発的災害応急体制	22
2 災害対策本部	22

## 目次

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章 災害復旧計画		23
第1節 原因究明と是正措置		23

# I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

## I 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	火災予防計画、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、県の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

## II 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	高圧ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達、県の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置





## Ⅰ 大火災対策計画

## 第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

## 第 1 節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
県	消防体制の整備	ア 消防救急の広域化の推進 イ 消防職員・消防団員の教育 ウ 消防団の活性化 エ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 県防災ヘリコプターによる支援 イ 自衛隊等への支援要請 ウ 消防庁への応援要請
市町	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方气象台	火災気象通報の発表	

## 第2節 過去の顕著な災害

明治36年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発 生 年 月 日	焼 失 数	場 所	記 事
明治36年1月6日	453戸	焼津町城之腰翫ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速ENE4.6m/s、最小湿度66%
大正2年3月3日	1,451戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速ENE6.1m/s、最小湿度46%
大正15年12月 10日～11日	756戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速SW11.7m/s、最小湿度50%
昭和7年4月 21日～22日	1,300戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速WSW2.8m/s、最小湿度33%
昭和15年1月 15日～16日	1,521戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速W9.6m/s、最小湿度22%
昭和18年3月 13日～14日	林 野 1,280ha 40戸	磐田郡竜山村秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速WNW9.8m/s、最小湿度33%
昭和18年3月17日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市)人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島でWSW7.7m/s、最小湿度29%
昭和21年4月 2日～3日	林 野 千数百ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速SW13.3m/s、最大湿度50%
昭和25年4月13日	1,416戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあつて北東風が全般に強かった。網代でENE11.2m/s、最大湿度54%
昭和32年2月28日	104戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速W12.9m/s、最小湿度19%
昭和35年11月17日	119戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速NNE4.6m/s、最小湿度52%

## 第3節 予想される災害と地域

○風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

○大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

- ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
- ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

○林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

○林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

県内の気象条件

撮	気 象 条 件
伊豆地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。</li> <li>• 風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の1月、2月では10m/s以上になる日数は共に50%ぐらいとなっている</li> <li>• 低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。</li> <li>• 東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。</li> </ul>
富士山麓地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、富士（標高約66m）では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。</li> <li>• 風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> </ul>
県中部地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約16℃位である。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。</li> <li>• 風は年を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。</li> <li>• 冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱い、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では10m/s以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では10m/s以上となる年間日数（約121日）の約6割が冬期から早春（12月～3月）に集中している。</li> <li>• 静岡で10m/sを超えるのは月のうち0.2日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。しかし、発達する低気圧や台風により強風が現れ御前崎ではしばしば暴風を記録している。</li> </ul>
県西部地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の浜松市天竜区佐久間町の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。</li> <li>• 冬期の季節風による強風は、浜松では10m/s以上になる日数がひと月で2～3日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱い、台風の襲来時には20m/s以上の暴風となることがある。</li> </ul>



## 第2章 火災予防計画

市町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

### 第1節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	市町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	市町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	市町における消防力の現況は資料編Ⅱ(9-1)＜消防ポンプ自動車等整備状況(消防本部)＞及び(9-1-2)＜消防ポンプ車等整備状況(消防団)＞のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教育訓練について指導するものとする。</li> <li>市町は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。</li> </ul>
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>
緊急消防援助隊の受援体制の確立	県及び市町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通して、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

### 第2節 火災の予防対策

区 分	内 容
建物不燃化の指導	県及び市町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	県及び市町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	県及び市町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	県及び市町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

### 第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	県及び市町は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

### 第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実 施 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実 施 基 準	概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>
対象地域	実 施 基 準				
概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>				
市町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。				
火災警報の発表	市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

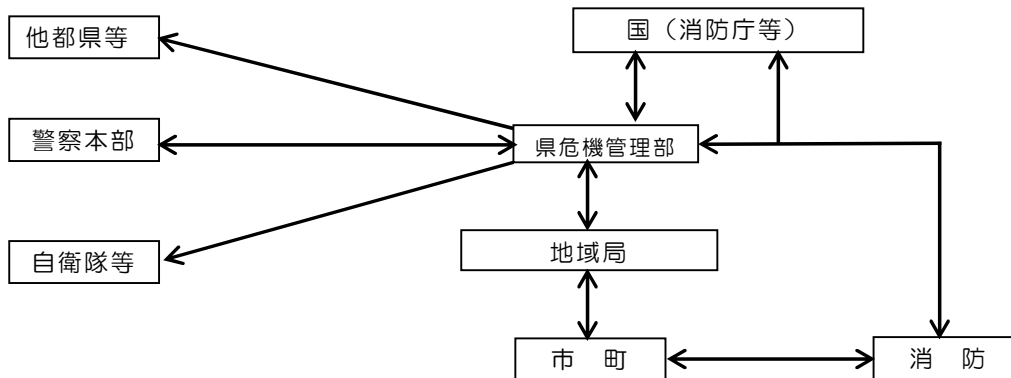
### 第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
市町消防活動体制	市町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。</li> <li>その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</li> </ul> <p>ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ 発災市町等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合 ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p>
大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。</li> <li>要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</li> </ul>
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

#### 第2節 情報伝達系統図



第3節 県の対応

- 大規模火災が発生した場合は、「大規模火災災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

1 大規模火災災害応急体制

区分	内容
体制配備基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ その他、知事が指示したとき
組織	<pre>                     graph TD                         A[危機管理監] --- B[健康福祉部政策管理局長]                         A --- C[経済産業部森林・林業局長]                         A --- D[その他必要とする者]                         A -.- E[危機管理部(指令部)]                     </pre>
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

2 災害対策本部

区分	内容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・海上保安庁への支援要請</li> <li>・消防庁、他都県等への支援要請</li> <li>・医療機関等への協力要請</li> <li>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</li> <li>・その他関係機関への応援要請</li> </ul> エ 2次災害等発生防止措置

(1) 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

(2) 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)



## 第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

### 第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
市 町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、市町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。



## Ⅱ 大爆発対策計画

### 第1章 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

#### 第1節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
県	ア 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ 大規模事故発生時の危機管理対応 オ 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

#### 第2節 過去の顕著な災害

##### 1 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和55年8月16日
発生場所	JR静岡駅前地下街
事故状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスによると見られる2回の爆発と、これに伴う火災が発生した。</li> <li>・1回目の爆発の原因は不明である。2回目の爆発は、1回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径100メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。</li> </ul>
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行人、消防隊員ら15名が死亡、222人が重軽傷を負った。</li> </ul>
対応措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス検知器の設置、LPガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。</li> </ul>

## 2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生日月	昭和58年11月22日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。</li> <li>この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓からLPガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。</li> </ul>
被害状況	客や従業員等14名が死亡し、27名が重軽傷を負った。

### 第3節 予想される災害と地域

- 高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。
- 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

県内危険物施設

区 分		県 計
製 造 所		232
貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,453
	屋外タンク //	2,367
	屋内タンク //	452
	地下タンク //	1,955
	簡易タンク //	47
	移動タンク //	1,578
	屋 外 //	396
	小 計	9,248
取 扱 所	給油 取扱所	1,993
	第1種販売 //	30
	第2種販売 //	5
	移 送 //	8
	一 般 //	2,073
	小 計	4,109
合 計		13,589
事業所数		6,273

※令和4年4月1日現在

県内火薬類製造施設

市 町 名	事業所名	製造する火薬類
南伊豆町	(株)リバープライズ 伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火
裾野市	日邦工業(株)	実包
富士市	勝亦煙火店(勝亦正幸)	仕掛煙火
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火
//	(株)静玉屋	打揚煙火
藤枝市	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火
//	(株)神戸煙火工場	打揚煙火
//	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火
//	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火
//	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火
//	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火
浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火

※令和4年4月1日現在

高圧ガス製造事業所（第1種）

区 分	冷 凍 アソニア	液化石油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス					
			酸素	水素	アソニア	塩素	その他	
下 田 市		3	1	1				
伊 東 市		3	1	1				
熱 海 市		2	1	1				
三 島 市	6	4	1	1				
沼 津 市	1	9	2	1				天然ガス1
裾 野 市		2	4	1	1			天然ガス1、メタン1
御 殿 場 市		8	5	3	1			天然ガス1
富 士 市		13	13	6	2	2	1	天然ガス2
富 士 宮 市	1	7	7	1				天然ガス6
静 岡 市	5	19	20	12	2		2	メタン2、天然ガス2 液化石油ガス2
焼 津 市	11	14	3	1				天然ガス2
藤 枝 市	2	3						
島 田 市	5	9	3					天然ガス3
掛 川 市		15	6		2			天然ガス2、トリメチルアミン2
袋 井 市	3	9	6			1		メタン1、天然ガス1、メタン1、塩化 ビニレン1、三塩化窒素1
磐 田 市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8
浜 松 市		30	27	16	3	2		メタン1、天然ガス3、メタン水素2
湖 西 市		3	2	1	1			
伊 豆 市		1						
御 前 崎 市		2	1					トリメチルアミン1
伊豆の国市		6						
菊 川 市		3						
牧之原市		5	1					天然ガス1
賀 茂 郡		4						
田 方 郡		2						
駿 東 郡		10	3	2				天然ガス1
榛 原 郡	2	4	4	3				天然ガス1
周 智 郡	1							
計	36	200	125	53	14	6	3	51

※令和4年4月1日現在

※不活性ガス・圧縮空気を除く。

※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容								
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	<p>高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定</li> <li>イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備</li> <li>ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施</li> <li>エ 事故や災害への対処訓練の実施</li> <li>オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</li> </ul>								
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>緊急応援体制の整備</td> <td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td>防災資機材の整備</td> <td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>防災訓練</td> <td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>LPガスの自主保安の推進</td> <td> <p><b>製造事業所相互援助協定の締結</b></p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p><b>一般消費先の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進</li> <li>イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発</li> <li>ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</li> </ul> </td> </tr> </table>	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。	LPガスの自主保安の推進	<p><b>製造事業所相互援助協定の締結</b></p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p><b>一般消費先の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進</li> <li>イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発</li> <li>ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</li> </ul>
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。								
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。								
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。								
LPガスの自主保安の推進	<p><b>製造事業所相互援助協定の締結</b></p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p><b>一般消費先の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進</li> <li>イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発</li> <li>ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</li> </ul>								
LPガスの保安推進	<p>LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施</li> <li>イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備</li> <li>ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収</li> <li>エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進</li> </ul>								

都市ガスの保安推進	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。
	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。
	広報、巡視点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。</li> <li>・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。</li> </ul>
高圧ガス運搬車両の保安指導	高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。	
防災訓練	県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。	
ライフライン防災連絡会による連携強化	県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。	

## 第2節 危険物災害予防計画

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	<p>危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 予防規程、地震防災計画等の策定</li> <li>イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備</li> <li>ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施</li> <li>エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施</li> <li>オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</li> </ul>
危険物事故防止対策	<p>危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。</p>



危険物安全週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。</li> <li>危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る</li> </ul>
危険物運搬車両の安全指導	<p>危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事故対応マニュアルの策定</li> <li>イ 危険物運搬車両の監視指導</li> <li>ウ 事故対応合同訓練</li> </ul>
防災訓練	<p>県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。</p>

### 第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	<p>火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定</li> <li>イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備</li> <li>ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施</li> <li>エ 事故や災害への対処訓練の実施</li> <li>オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</li> </ul>
火薬類関係事業所の監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。</li> <li>県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。</li> <li>県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。</li> </ul>
火薬類危害予防週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。</li> <li>火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講習会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る</li> </ul>



## 第3章 災害応急対策計画

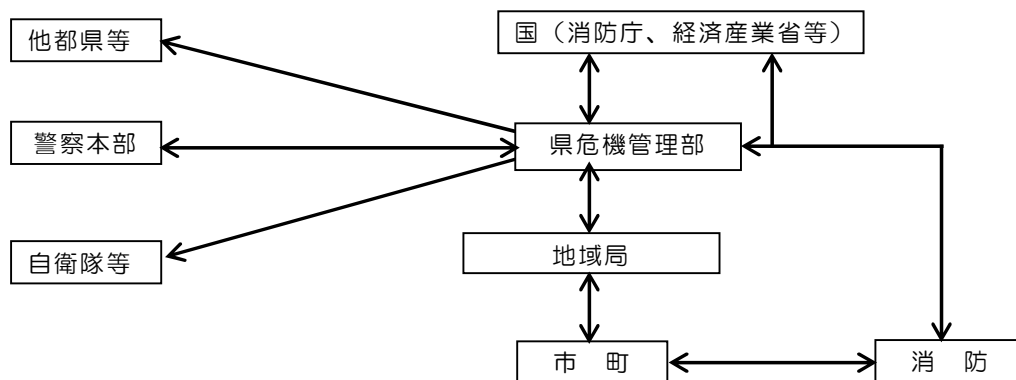
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

### 第1節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
県	ア 災害対策本部の設置 イ 防災対策の総合調整 ウ 情報収集・発信、広報 エ 国等との連絡調整 オ 自衛隊等への支援要請 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
市町・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 市町の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

### 第2節 情報伝達系統図



第3節 県の対応

- 大規模な爆発事故が発生した際は、「突発的災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

1 突発的災害応急体制

区分	内容
体制配備基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ その他、知事が指示したとき
組織	
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

2 災害対策本部

区分	内容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・海上保安庁への支援要請</li> <li>・消防庁、他都県等への支援要請</li> <li>・医療機関等への協力要請</li> <li>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</li> <li>・その他関係機関への応援要請</li> </ul> エ 2次災害等発生防止措置

(1) 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

(2) 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

## 第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

### 第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。</li> <li>関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。</li> <li>事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。</li> </ul>
関係機関の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。</li> <li>必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。</li> </ul>
産業や住民生活に関する普及措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。</li> <li>ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。</li> <li>復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。</li> <li>供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。</li> <li>該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。</li> <li>発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。</li> </ul>
情報公開、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。</li> <li>県は県民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。</li> </ul>



# 静岡県地域防災計画

## 大規模事故対策編





## 目次

I 道路事故対策計画、II 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画及びIV 鉄道事故対策計画	1
V 航空機事故対策計画	2

## I 道路事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	3
第1節 関係機関の業務の大綱	3
第2節 過去の顕著な事故	4
1 東名日本坂トンネル火災事故	4
2 熊野町ジャンクション火災事故	4
3 豊浜トンネル崩落事故	4
4 飛騨川バス転落事故	4
第3節 予想される事故と地域	5
1 県内の道路状況	5
2 県内の交通量	5
3 県内の交通事故件数等	5
4 道路交通危険箇所	5
5 予想される道路事故の態様	5

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	7
第1節 道路構造物の災害予防	7
第2節 道路管理者等の防災体制の整備	7
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	7
第4節 防災訓練	8
第5節 道路トンネル事故の予防対策	8
1 主要なトンネルの現状	8
2 事故防止対策	9
第6節 関係機関との相互連携体制の整備	9
1 連絡窓口の明確化	9
2 防災訓練の合同実施	9

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	11
第1節 情報の収集・伝達	11
第2節 応急体制	11
1 県の体制	11
2 防災関係機関	12
第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	13
1 拡散防止措置等	13
2 住民の安全確保	13

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	15
第1節 災害復旧計画	15
第2節 施設の復旧	15
第3節 安全性の確認	15
第4節 被害者等へのフォロー	15
1 健康相談の実施	15
2 心の健康相談の実施	15
第5節 再発防止策の検討	15
1 対応の評価	15
2 マニュアル等の見直し	15

# 目次

## II 船舶事故対策計画

総 則		頁
第1章 総則		17
第1節 過去の顕著な事故		17
	1 重大な事故事例	17
	2 最近の事故事例	17
第2節 予想される事故と地域		18
(参考) 海上災害に関する基本的な考え方		18

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		19
第1節 防災体制の整備		19
<特記事項>		
	1 海難防止指導	20
	2 異常気象時における避難体制の確立	20
	3 防災訓練	20
	4 関係機関との相互連携体制の整備	20

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		21
第1節 情報の収集・伝達		21
第2節 応急対策		22
	1 応急対策の流れ	22
	2 県の体制	23
	3 防災関係機関	24
<特記事項>		
	1 捜索・消火活動	25
	2 救助・救急活動	25

## III 沿岸排出油事故等対策計画

総 則		頁
第1章 総則		27
第1節 過去の顕著な事故		27
	1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）	27
	2 静岡県近海での最近の油流出事故	27
第2節 流出事故の主な対策		28
第3節 重油等の種類と性質		28
(参考) 油等排出事故災害に関する基本的な考え方		29
	1 総括的な規定	29
	2 具体的な排出物ごとの規定	29

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		31
第1節 防災体制の整備		31
第2節 防除資機材等の整備		32
第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理		32
第4節 海上交通の安全確保		32
第5節 人材の育成		32
第6節 防災訓練		32
第7節 関係機関との相互連携体制の整備		33

## 目次

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		35
第1節	情報の収集・伝達	35
第2節	応急対策	36
	1 応急対策の流れ	36
	2 県の体制	36
	3 防災関係機関	37
<特記事項>		
	1 情報の収集・伝達	39
	2 流出油の防除措置	40
	3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難	40
	4 救助・救急活動	40
	5 医療救護等	40
	6 漁業対策	40

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章 災害復旧計画		41
第1節	災害復旧計画の策定	41
第2節	施設の復旧	41
第3節	安全性の確認	41
第4節	被害者等へのフォロー	41
	1 健康相談の実施	41
	2 心の健康相談の実施	41
第5節	再発防止策の検討	41
	1 対応の評価	41
	2 マニュアル等の見直し	41
第6節	環境保全対策	42
第7節	補償対策	42
第8節	漁業経営対策	42
第9節	風評被害防止対策	42
	1 汚染魚介類の流通防止	42
	2 海洋環境及び魚介類への影響調査	42

## IV 鉄道事故対策計画

総 則		頁
第1章 総則		43
第1節	過去の主な事故（死負傷者を伴うもの）	43
第2節	予想される事故と地域	44
	1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	44
	2 静岡県内の鉄道事業者及び運行路線	44

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		45
第1節	防災体制の整備	45
第2節	鉄道交通の安全確保	46
第3節	応急対策用資機材等の整備	46
第4節	防災訓練	46
第5節	関係機関との相互連携体制の整備	46

## 目次

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	47
第1節 情報連絡体制の整備	47
第2節 応急体制	47
1 県の体制	47
2 関係機関等	48
<特記事項>	
1 情報の収集・伝達	49
2 広報活動	49
3 消防活動(関係市町等)	49
4 救助・救急活動	49
5 医療救護等	49
6 避難(関係市町)	49
7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	49

## V 航空機事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	51
第1節 過去の顕著な災害	51
1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故	51
2 国内で発生した主な航空機関連事故 (近年国内で発生した航空機関連事故のうち、死者を伴うもの)	51
第2節 予想される事故と地域	52

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	53
第1節 防災体制の整備	53

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	55
第1節 防災体制の整備	55
第2節 応急対策	56
1 県の対応方針	56
2 県の体制	57
3 航空機事故等空港現地対応本部の任務	58
4 防災関係機関の対応事項	58
<特記事項>	
1 捜索救難活動	59
2 消火・救助活動	60
3 医療救護活動	61
4 避難(関係市町)	61
5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関	62
6 広報	62

I 道路事故対策計画、II 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画、  
IV 鉄道事故対策計画及びV 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策編」は、以下のとおり、「I 道路事故対策計画」、「II 船舶事故対策計画」、「III 沿岸排出油事故対策計画」、「IV 鉄道事故対策計画」、「V 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、II、IV、Vにおける災害復旧計画については、I第4章に準ずるものとする。

I 道路事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、道路トンネル事故の予防対策、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

II 船舶事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

III 沿岸排出油事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	過去の顕著な事故、流出事故の主な対策、重油等の種類と性質
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、人材の育成、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

IV 鉄道事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	過去の主な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

## V 航空機事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

# I 道路事故対策計画

## 第1章 総 則

静岡県内の県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

### 第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき業務
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
市町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの119番通報に対する的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

## 第2節 過去の顕著な事故

### 1 東名日本坂トンネル火災事故

- 1979年（昭和54年）7月11日18時40分ごろ、東名高速道路日本坂トンネル下り（現在は上り右ルート）トンネル内で乗用車2台と油脂を積んだトラック4台が絡む追突事故が発生した。
- 直前に前方で事故が起き、トンネル内で事故渋滞が発生していたが、これに気がついた大型トラックAが急ブレーキをかけた。しかし、後続の鋼材10トン積んだ大型トラックBが前方不注意でよけきれずAに追突。この大型トラックBに乗用車サニーが追突。後ろを走っていた乗用車セドリックは追突した3台を左へ避けて大型トラックBの側部に接触して停車。乗用車の後ろを走っていた、合成樹脂を積んでいた大型トラックCはなんとか停車したが、これに松脂を積んだ大型トラックDが時速100キロで追突した。Dによって大型トラックCは前に押し出された。サニーは大型トラックCに押されて大型トラックBの下部に車体全体がめり込み、セドリックは車体後部をCに潰され、漏れたガソリンが発火。
- 上記の多重衝突で、大型トラックBとDの運転手、サニーの2名が即死。セドリックの3名も脱出できず焼死。あわせて7名が死亡し2名が負傷した。
- 合成樹脂や松脂といった可燃性の強い積載物も災いし、火はトンネル内で先をふさがれた後続車に次々に燃え広がった。
- トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。死亡者以外のドライバーや同乗者たちは全員無事に避難できたが、鎮火まで65時間を要し、173台の自動車焼失するという大火災となった。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の重大事故である。
- 火災時にマスコミ各社の取材陣は静岡口に集中し、取材を試みたが、風向きの関係で静岡口からの排煙が続いておりトンネルの中に入ることができなかった。しかし静岡放送のカメラマン（浜岡原子力発電所からの取材帰り）や静岡第一テレビ（同年7月1日開局）のカメラマンが焼津口からの取材を敢行、トンネル内に進入し火災直後の貴重な映像を納めた。その映像から判明したのは、火災の影響で照明が消えたためトンネル内は暗闇だったこと、スプリンクラーがまったく役に立っていなかったこと、焼け爛れたトンネル内装、そして他からの放水が無い中懸命に消火活動を行っていた消防隊員の姿であった（静岡側は取材陣と同じく入り口付近で足止め）。

### 2 熊野町ジャンクション火災事故

- 2008年（平成20年）8月3日5時52分、首都高速5号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生した。
- タンクローリーはガソリン16キロリットルと軽油4キロリットルを輸送中であった。
- 運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は5時間半あまりに渡って炎上し、11時34分に鎮火した。
- 火災の熱により上下2階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ40mに渡って変形、最大60cm沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。

### 3 豊浜トンネル崩落事故

- 1996年2月10日午前8時10分頃、国道229号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ70m・最大幅50m・最大厚さ13m・体積11,000m<sup>3</sup>・重さ27,000tと推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客18名、運転手1名）と、後続の乗用車（1名乗車）の2台が直撃を受け、20名全員が死亡した。

### 4 飛騨川バス転落事故

- 1968年（昭和43年）8月18日、岐阜県加茂郡白川町の国道41号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス15台のうち、岡崎観光自動車所有の2台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客107名のうち104名が死亡した。



### 第3節 予想される事故と地域

#### 1 県内の道路状況 (令和3年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	3	363.0
一般国道	18	1,230.1
県道	308	3,263.9
市町道	109,609	32,313.5
合計	109,938	37,170.5

#### 2 県内の交通量

静岡県内における平均交通量は、平日が8,360台/12hである(平成22年道路交通センサス)。また、平均大型車混入率は17.7%である。

#### 3 県内の交通事故件数等

令和3年中に静岡県内で発生した交通事故は19,382件で、死者数は89人となっており、件数では全国で6番目、死者数では10番目に多い。

#### 4 道路交通危険箇所

令和4年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

##### ・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)

道路種別	落石・崩壊	その他	計
一般国道	150	152	302
主要地方道	348	185	533
一般県道	204	106	310
計	702	443	1,145

(県道路保全課)

#### 5 予想される道路事故の態様

静岡県内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊</li> <li>・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失</li> </ul>
大規模な交通事故等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル内での車両火災</li> <li>・道路上での危険物等の漏洩</li> <li>・バスの転落等事故</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道での大規模火災等</li> </ul>



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 道路構造物の災害予防

- 各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
- また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。
- 警察、消防、医療機関、市町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

### 第2節 道路管理者等の防災体制の整備

実施主体	内 容
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立(情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
市町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
静岡地方気象台	ア 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等 イ 気象等の防災情報の提供等 ウ 気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

### 第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード)の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

県、市町、防災関係機関は、県、市町、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 道路トンネル事故の予防対策

1 主要なトンネルの現状

本県にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、75箇所である。

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

No.	名称	市町村	管理者	路線名	延長(m)	トンネル等級	非常用施設の有無						備考	
							非常電話	ポタン通報	火災検知機	非常警報装置	消火器	消火栓		誘導表示板
1	丸子薬科トンネル	静岡市	静岡国道事務所	(国)1号	2,027	A	○	○	○	○	○	○	○	
2	谷稲葉トンネル	藤枝市	静岡国道事務所	(国)1号	1,355	A	○	○	○	○	○	○	○	
3	牧の原第三トンネル	島田市	浜松河川国道事務所	(国)1号	511	A	○	○	-	○	○	○	○	
4	新日本坂トンネル(上り)	静岡市・焼津市	静岡市	(国)150号	3,104	AA	○	○	○	-	○	○	○	
5	新日本坂トンネル(下り)	静岡市・焼津市	静岡市	(国)150号	2,207	AA	○	○	○	○	○	○	○	
6	日本坂トンネル(上り左ルート)	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,378	AA	○	○	○	○	○	○	○	
7	日本坂トンネル(上り右ルート)	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,371	AA	○	○	○	○	○	○	○	
8	日本坂トンネル(下り)	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,555	AA	○	○	○	○	○	○	○	
9	桜平トンネル(上り)	小山町	中日本高速道路㈱	東名高速道路	482	A	○	○	-	-	○	○	○	
10	高尾トンネル(上り)	小山町	中日本高速道路㈱	東名高速道路	569	A	○	○	-	-	○	○	○	
11	蒲原トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	704	A	○	○	-	-	○	○	○	
12	蒲原トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	714	A	○	○	-	-	○	○	○	
13	興津トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	505	A	○	○	-	-	○	○	○	
14	興津トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	521	A	○	○	-	-	○	○	○	
15	清見寺トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	780	A	○	○	-	-	○	○	○	
16	清見寺トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	785	A	○	○	-	-	○	○	○	
17	籠坂トンネル	小山町	中日本高速道路㈱	東富士五湖道路	2,995	A	○	○	○	-	○	○	○	
18	今里トンネル(上り)	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	777	A	○	○	-	-	○	○	○	
19	今里トンネル(下り)	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	774	A	○	○	-	-	○	○	○	
20	富沢トンネル(上り)	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	644	A	○	○	-	-	○	○	○	
21	富沢トンネル(下り)	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	631	A	○	○	-	-	○	○	○	
22	沼津トンネル(上り)	沼津市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	597	A	○	○	-	-	○	○	○	
23	沼津トンネル(下り)	沼津市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	657	A	○	○	-	-	○	○	○	
24	富士宮トンネル(下り)	富士宮市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	582	A	○	○	-	-	○	○	○	
25	富士川トンネル(上り)	富士市・富士宮市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,503	AA	○	○	○	○	○	○	○	
26	富士川トンネル(下り)	富士市・富士宮市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,428	AA	○	○	○	○	○	○	○	
27	小河内トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,409	A	○	○	-	-	○	○	○	
28	小河内トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,599	A	○	○	○	-	○	○	○	
29	溝地トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	533	A	○	○	-	-	○	○	○	
30	和田島トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,116	A	○	○	-	-	○	○	○	
31	和田島トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,119	A	○	○	-	-	○	○	○	
32	伊佐布トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,147	AA	○	○	○	○	○	○	○	
33	伊佐布トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,149	AA	○	○	○	○	○	○	○	
34	葛沢トンネル	静岡市	中日本高速道路㈱	中部横断自動車道	2,295	A	○	○	○	-	○	○	○	
35	樽峠トンネル	静岡市	中日本高速道路㈱	中部横断自動車道	4,999	A	○	○	○	○	○	○	○	
36	北沼上トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,269	A	○	○	-	-	○	○	○	
37	北沼上トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,296	A	○	○	-	-	○	○	○	
38	内牧トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,193	A	○	○	-	-	○	○	○	
39	内牧トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,196	A	○	○	-	-	○	○	○	
40	羽鳥トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,039	A	○	○	-	-	○	○	○	

41	羽鳥トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,027	A	○	○	-	-	○	○	○	
42	新聞第二トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	491	A	○	○	-	-	○	○	○	
43	谷津トンネル(上り)	静岡市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	800	A	○	○	-	-	○	○	○	
44	谷津トンネル(下り)	静岡市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	823	A	○	○	-	-	○	○	○	
45	岡部トンネル(上り)	静岡市・藤枝市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,653	AA	○	○	○	○	○	○	○	
46	岡部トンネル(下り)	静岡市・藤枝市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,612	AA	○	○	○	○	○	○	○	
47	助宗トンネル(下り)	藤枝市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	463	A	○	○	-	-	○	○	○	
48	大草トンネル(上り)	藤枝市・島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,655	AA	○	○	○	○	○	○	○	
49	大草トンネル(下り)	藤枝市・島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,679	AA	○	○	○	○	○	○	○	
50	尾川第一トンネル(上り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	441	A	○	○	-	-	○	○	○	
51	尾川第一トンネル(下り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	510	A	○	○	-	-	○	○	○	
52	尾川第二トンネル(上り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	451	A	○	○	-	-	○	○	○	
53	尾川第二トンネル(下り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	460	A	○	○	-	-	○	○	○	
54	矢倉山トンネル(上り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,379	A	○	○	-	-	○	○	○	
55	矢倉山トンネル(下り)	島田市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,336	A	○	○	-	-	○	○	○	
56	粟ヶ岳トンネル(上り)	島田市・掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	4,522	AA	○	○	○	○	○	○	○	
57	粟ヶ岳トンネル(下り)	島田市・掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	4,667	AA	○	○	○	○	○	○	○	
58	倉真トンネル(上り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	536	A	○	○	-	-	○	○	○	
59	倉真トンネル(下り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	664	A	○	○	-	-	○	○	○	
60	西郷トンネル(上り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	734	A	○	○	-	-	○	○	○	
61	西郷トンネル(下り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,169	A	○	○	-	-	○	○	○	
62	平島トンネル(上り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	800	A	○	○	-	-	○	○	○	
63	平島トンネル(下り)	掛川市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	934	A	○	○	-	-	○	○	○	
64	三岳山トンネル(上り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	3,200	AA	○	○	○	○	○	○	○	
65	三岳山トンネル(下り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	3,262	AA	○	○	○	○	○	○	○	
66	引佐トンネル(上り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,497	A	○	○	-	-	○	○	○	
67	引佐トンネル(下り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,519	A	○	○	-	-	○	○	○	
68	奥山トンネル(上り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,347	A	○	○	-	-	○	○	○	
69	奥山トンネル(下り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,528	A	○	○	○	-	○	○	○	
70	富冨山トンネル(上り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,550	A	○	○	○	-	○	○	○	
71	富冨山トンネル(下り)	浜松市	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,517	A	○	○	○	-	○	○	○	
72	別所トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	948	B	○	○	-	○	○	-	○	三遠南信自動車道
73	渋川トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	1,598	B	○	○	-	○	○	-	○	三遠南信自動車道
74	三遠トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	4,525	A	○	○	○	○	○	○	○	三遠南信自動車道
75	浦川・奈根トンネル	浜松市・東栄町	浜松河川国道事務所	(国)474号	3,436	A	○	○	○	○	○	○	○	三遠南信自動車道
76	川合トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	2,408	B	○	○	-	○	○	-	○	三遠南信自動車道

## 2 事故防止対策

- 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努めるものとする。
- 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努めるものとする。
- 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努めるものとする。
- 道路管理者、警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

## 第6節 関係機関との相互連携体制の整備

### 1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

### 2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。



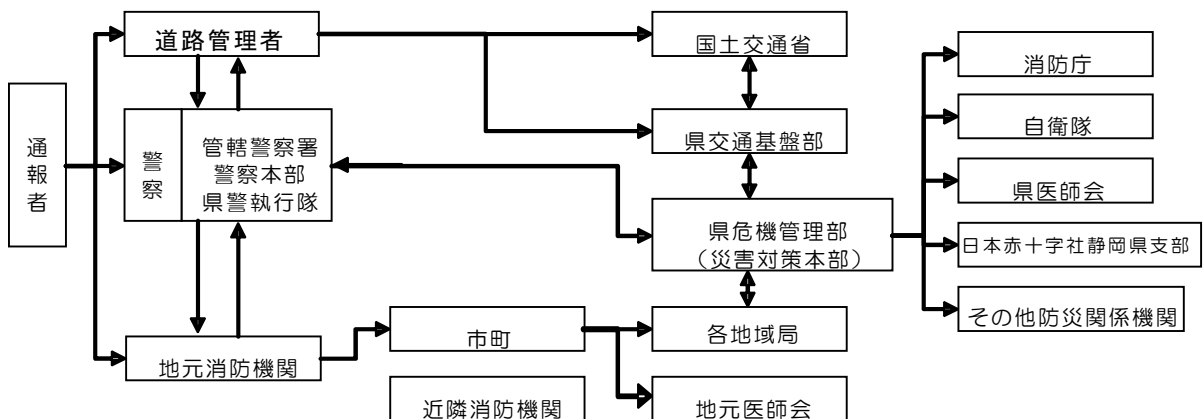
## 第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

### 第1節 情報の収集・伝達

- 道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。
- 県、市町及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



### 第2節 応急体制

#### 1 県の体制

##### (1) 配備体制

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

##### (2) 災害対策本部

○連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

○知事(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

##### ①本部員会議

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

##### ②対策会議

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項

(3) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 消火活動に関する調整 イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ 負傷者搬送に係る調整 エ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 オ 被災者情報に関すること カ 広報に関すること（緊急を要する事項） キ 遺体措置に関する調整 ク その他必要な活動

2 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・主要交通路（迂回路）の確保 ・災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・道路の応急復旧 ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び2次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
市町	ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ 死傷者の搜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ 遺体の措置 エ 道路の応急復旧
消防機関	ア 消火活動 イ 被災者の救出、救護 ウ 負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力



### 第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

#### 1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。</li> <li>輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。</li> </ul>
二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。</li> <li>流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。</li> <li>流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。</li> <li>必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。</li> </ul>

#### 2 住民の安全確保

- 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、関係市町等は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。
- 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。
- 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。



## 第4章 災害復旧計画

---

### 第1節 災害復旧計画

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

### 第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

### 第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

### 第4節 被害者等へのフォロー

#### 1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、市町村等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

#### 2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

### 第5節 再発防止策の検討

#### 1 対応の評価

- 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。
- 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

#### 2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。



## Ⅱ 船舶事故対策計画

### 第1章 総 則

静岡県の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。ただし、油等の流出事故については「Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

#### 第1節 過去の顕著な事故

##### 1 重大な事故事例

本県周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他都道府県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本県周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生日月日	事 故 状 況
1954年9月26日 (昭和29年) 洞爺丸事故	青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風15号(洞爺丸台風)の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客1155名が死亡。 このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸(乗員70名死亡)及び十勝丸(乗員59名死亡)が転覆、日高丸(乗員56名死亡)が浸水、第十一青函丸(乗員90名死亡)が船体破断により沈没し、あわせて1430名が死亡。
1955年5月11日 (昭和30年) 紫雲丸事故	宇高連絡船の「紫雲丸(貨客船)」と「第3宇高丸(貨物船)」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者166名、負傷者122名。
1958年1月26日 (昭和33年) 南海丸遭難事故	紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、乗員乗客167名全員が死亡・行方不明。
1962年11月18日 (昭和37年)	神奈川県川崎市の京浜運河を航行中のタンカー「第一宗像丸」(総トン数1,972t)が、「タルド・プロビーグ」(同21,634t)に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸(同89t)と宝栄丸(同62t)も巻き込まれて炎上し、4隻で41人が死亡。

##### 2 最近の事故事例

近年、本邦及び周辺において発生している事故事例は、以下のとおり。

発生日月日	事 故 状 況
2009年11月 フェリーありあけ横 転事故	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続が主な原因。
2014年5月 姫路沖タンカー爆発 事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。
2015年4月 韓国セウォル号沈没 事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。
2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は退船し救助され、船員1名が死亡。

## 第2節 予想される事故と地域

- 海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。
- 海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内 容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、棧橋、流水等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。

推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

- 本県の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しよによる遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

### ＜海上災害に関する基本的な考え方＞

- ・海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。
- ・特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

### ○海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災体制の整備

県、市町、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 港湾施設の適正利用確保の措置 ・港内パトロール等を実施し、港湾施設の良好維持と適正利用の確保に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 救難資機材等の整備及び備蓄 ウ 海上交通の安全確保のための措置 ・管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
沿岸消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上運送事業者等	ア 情報連絡体制の整備 イ 海上交通の安全確保のための措置 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備 オ 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地区・伊豆地区水難救済会	ア 情報連絡体制の整備 イ 各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄 ・関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材を備蓄に努める。 ウ 海難救助訓練の実施
中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

1 海難防止指導

○清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

2 異常気象時における避難体制の確立

○第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

3 防災訓練

○県及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

4 関係機関との相互連携体制の整備

○海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。

- ア 資機材の保有状況等の資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進

○法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

○第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

○第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておく。



## 第3章 災害応急対策計画

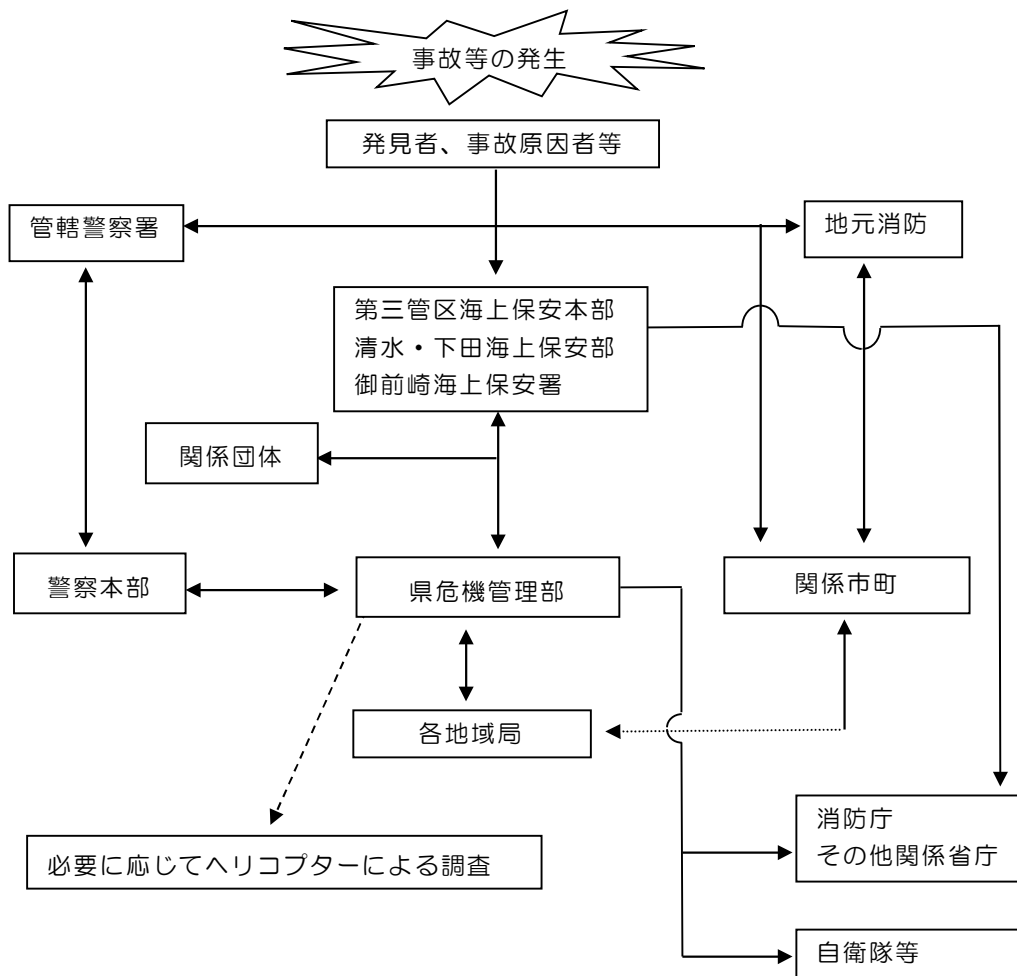
海上災害が発生した場合は、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

### 第1節 情報の収集・伝達

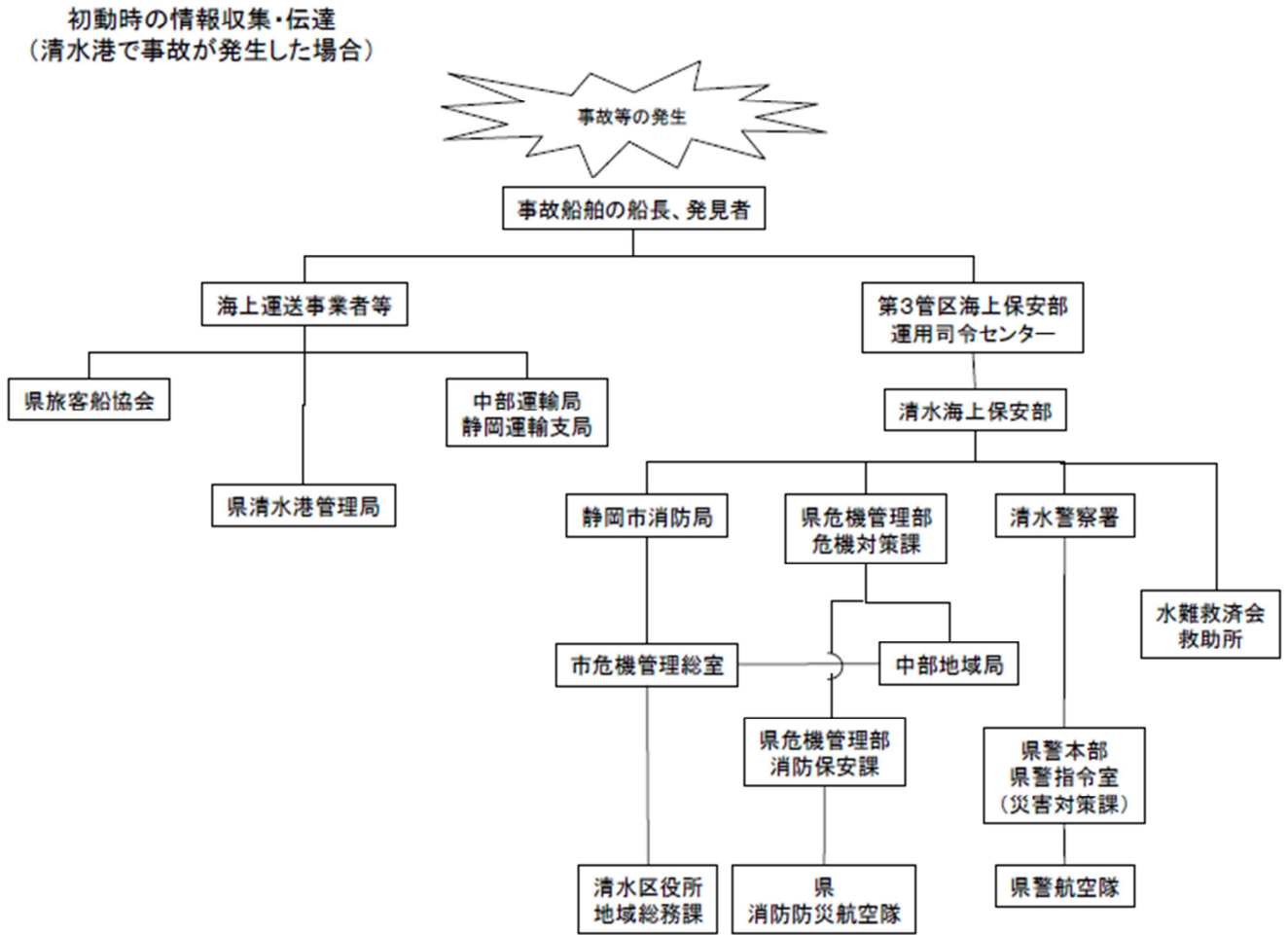
海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。(下図参照)

なお、広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

<連絡系統図>



参照：清水港沖で旅客船内で火災事故発生時の例



## 第2節 応急対策

### 1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部による被害規模等の情報収集</li> <li>海上保安本部から県等への情報連絡</li> </ul>	災害対策本部及び方面本部設置	沿岸市町の災害対策本部の設置
搜索活動		海上保安本部のヘリ等による搜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による搜索活動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の搜索活動(政令市はヘリによる搜索活動支援)

救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動（政令市はヘリによる救助活動支援）
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸の関係市町は医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施</li> <li>沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請</li> <li>要請に基づく医療機関の医療・救護活動</li> </ul>
消火活動 (必要な場合に 応じて)		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動</li> <li>消防庁による緊急消防援助隊の派遣</li> </ul>	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町による消火活動</li> <li>沿岸市町は、必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼</li> <li>沿岸市町は、必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請</li> </ul>
緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止</li> <li>中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん</li> </ul>	県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）

(注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等  
沿岸市町とは、「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」、第3章第2節第2項の「沿岸市町一覧表」に同じ。

## 2 県の体制

### (1) 配備体制

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

### (2) 災害対策本部

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがあり、沿岸市町へも大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。
- 知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認められた場合には、現地災害対策本部を設置する。

#### ①本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

#### ②対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ 2次災害等発生防止措置 カ 消防庁への報告 キ 広報に関する事項

(3) 職員の派遣

危機管理監は、情報収集及び関係機関との連絡・調整のため、海難事故が発生した最寄りの沿岸又は事故が発生した船舶が着岸する場所などに設置される各関係機関の活動調整の場に職員を派遣する。

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施
市町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 救助・救出活動 オ 医療救護活動 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。 カ 避難所の開設、避難誘導 キ 住民に対する広報
第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
沿岸消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動 エ 流出危険物に関する対応
海上運送事業者等	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 サ 乗員に対する広報

医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動
静岡地区・伊豆地区水難救済会	ア 情報の収集・伝達 イ 遭難者の救助
各港湾・漁港管理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 岸壁等港湾施設の使用制限 ウ 海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

< 特記事項 >

1 捜索・消火活動

○海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

2 救助・救急活動

○遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)



## Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

### 第 1 章 総 則

静岡県の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための県及び市町、防災関係機関の措置を定める。

#### 第 1 節 過去の顕著な事故

##### 1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和 4 2 年以降）

発生年月日	事 故 状 況
昭和 4 6 年 1 1 月 3 0 日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総トン数 1 1, 6 8 4 トン）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約 7, 2 0 0 キロリットルが流出した。
昭和 4 9 年 1 2 月 1 8 日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約 7, 5 0 0 キロリットル～9, 5 0 0 キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び播磨灘南部海域に拡散した。
平成 2 年 1 月 2 6 日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総トン数 2, 0 2 7 トン 燃料油等 9 0 0 キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等 9 0 0 キロリットルが流出した。
平成 9 年 1 月 2 日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」（総トン数 1 3, 1 5 7 トン）号が破断、船体は海底に沈没し、船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷の C 重油約 6, 2 0 0 キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の 1 0 府県海岸に漂着した。
平成 9 年 7 月 2 日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総トン数 1 4 7, 0 1 2 トン 原油約 2 5 7, 0 0 0 キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約 1, 5 0 0 キロリットルが流出した。

##### 2 静岡県近海での最近の油流出事故

発生年月日	事 故 状 況
平成 1 4 年 8 月 8 日	御前崎灯台の南東約 3. 7 マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数 4 6 2 トン）と韓国籍貨物船 SUN TRUST（総トン数 2, 7 4 7 トン）が衝突沈没、SUN TRUST の燃料油等約 1 3 8 キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他 2 3 市町村長に対し、海防法第 4 1 条の 2 に基づく防除要請がなされた。
平成 1 4 年 1 0 月 1 日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船 HAUL EURORE（総トン数 5 6, 8 3 5 トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約 1, 3 0 7 メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。
平成 2 1 年 3 月 1 0 日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船 CYGNUS ACE（総トン数 1 0, 8 3 3 トン）と韓国籍貨物船 ORCHID PIA（総トン数 4, 2 5 5 トン）が衝突、沈没した O 号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他 5 市 1 町に対し、海防法第 4 1 条の 2 に基づく防除要請がなされた。

## 第2節 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

## 第3節 重油等の種類と性質

種 類	性 質
A重油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。</li> <li>・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。</li> <li>・オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。</li> <li>・沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。</li> <li>・油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。</li> </ul>
C重油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。</li> <li>・C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。</li> <li>・沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。</li> <li>・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。</li> <li>・C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及びことを念頭に作業員の手配を行う。</li> </ul>
原油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。</li> <li>・非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。</li> <li>・原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。</li> <li>・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。</li> </ul>
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。</li> <li>・また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。</li> <li>・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> <li>・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。</li> </ul>
軽油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。</li> <li>・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。</li> <li>・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。</li> </ul>
灯油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。</li> <li>・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。</li> </ul>
潤滑油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。</li> <li>・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。</li> </ul>
ケミカル類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。</li> <li>・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。</li> <li>・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。</li> </ul>



液化ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。</li> <li>また、LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。</li> <li>LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。</li> <li>LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。</li> </ul>
------	--

(参 考)

<油等排出事故災害に関する基本的な考え方>

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

(1) 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の船長又は管理施設の管理者</li> <li>排出の原因となる行為をしたもの</li> </ul>	海防法第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm <sup>3</sup> 当たり10cm <sup>3</sup> 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

(2) 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の船長又は管理施設の管理者</li> <li>排出の原因となる行為をしたもの</li> </ul>	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法第42条の14第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号、第103号 第31条第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。</li> <li>国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。</li> </ul>
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号 // 第6号 第34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）</li> <li>消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。</li> </ul>
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災体制の整備

県、市町、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
県	ア 情報収集体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練の実施 エ 関係機関との相互連携体制の整備 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づき、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
沿岸市町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づき、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
第三管区海上保安本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ウ 海上交通の安全確保のための措置 ・管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
沿岸消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	ア 情報連絡体制の整備 イ 排出油等の防除に関する計画の策定 ウ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 エ 排出油等の防除に関する研修及び訓練 オ 排出油等の防除活動の実施の推進 カ 関係機関との相互連携体制の整備

## 第2節 防除資機材等の整備

実施主体	内 容
県	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
沿岸市町	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
清水・下田海上保安本部	海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する
静岡県沿岸排出油等防除協議会	会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

## 第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

- 排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。
- 情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用するものとする。
- なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

## 第4節 海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本県の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

## 第5節 人材の育成

排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

## 第6節 防災訓練

- 関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。
- 防災関係機関は、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

## 第7節 関係機関との相互連携体制の整備

- 関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。
- また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。



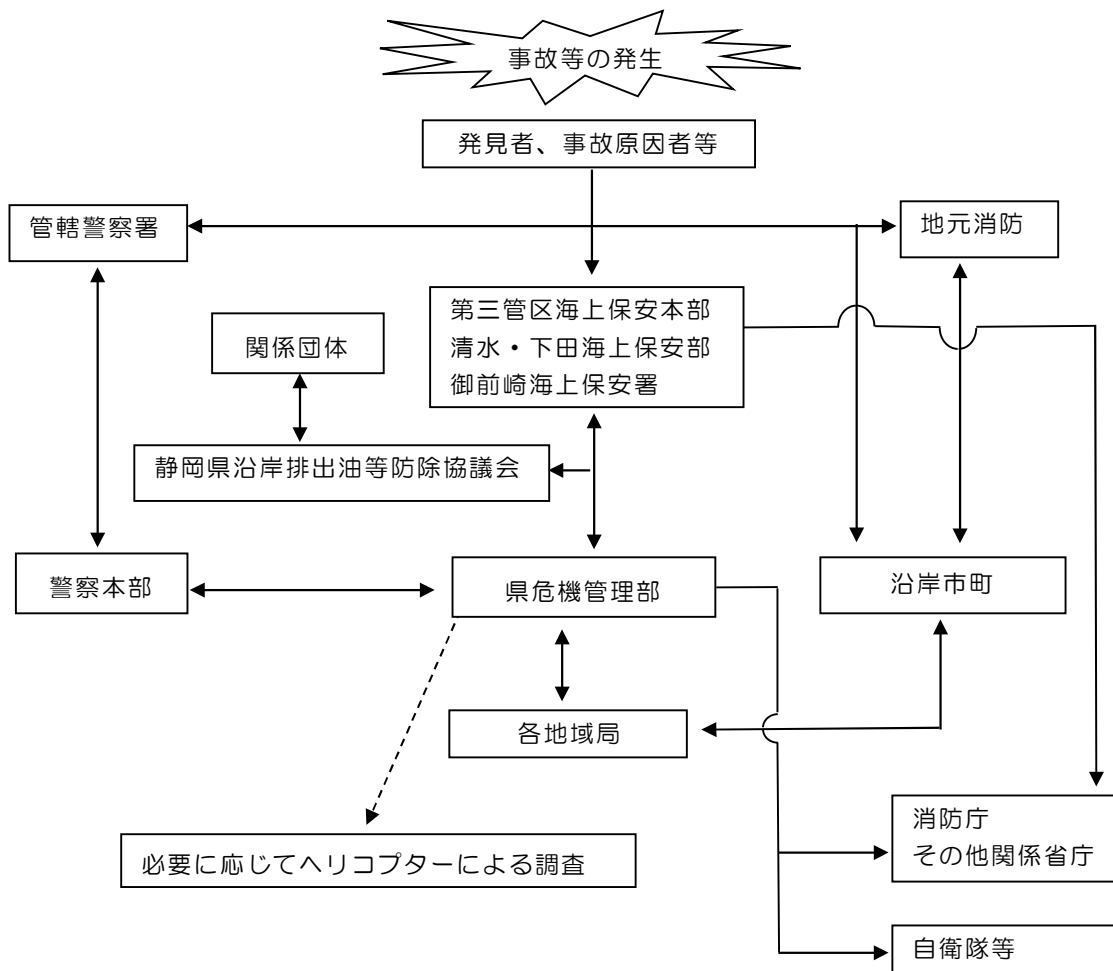
## 第3章 災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

### 第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

<連絡系統図>



## 第2節 応急対策

### 1 応急対策の流れ

事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除措置の実施</li> <li>最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除資機材の調達</li> <li>海上保安本部から県等に情報連絡</li> <li>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>突発的応急体制の準備</li> <li>防除関係者への情報提供</li> </ul>	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的応急体制の確保</li> <li>防除資機材の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町の警戒本部設置</li> <li>沿岸市町による防除資機材の調達</li> </ul>
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部及び方面本部設置</li> <li>陸岸のパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町災害対策本部設置</li> <li>沿岸市町による陸岸のパトロール</li> </ul>
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施</li> <li>知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整</li> <li>災害救援専門ボランティアの派遣調整</li> <li>ボランティアの紹介窓口設置</li> <li>必要により、自衛隊への派遣要請</li> <li>必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町による回収作業計画の策定</li> <li>沿岸市町による回収作業</li> <li>沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置</li> </ul>
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

## 2 県の体制

### (1) 配備体制

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

### (2) 災害対策本部

- 連絡を受けた事故により、大量の油等が沿岸市町へ漂着する可能性が高く、沿岸市町へ大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。
- 知事(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、油等の防除、その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。



①本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

②対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請(負傷者があった場合) ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる調査及び陸岸パトロール オ 2次災害等発生防止措置 ・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の調整 カ 災害救援専門ボランティアの派遣調整 キ 廃棄物処理に関する調整 ク 消防庁への報告 ケ 広報に関する事項

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ 防災関係機関の防除活動への支援
沿岸市町	ア 情報の収集・伝達 イ 関係機関への事故情報の伝達 ウ 市町災害対策本部の設置(必要に応じて) エ 沿岸等における排出油等の状況調査 オ 管理施設の自衛措置 カ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等 ク ボランティアの受け入れ ケ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ 医療救護活動(負傷者があった場合) シ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画

清水、下田海上保安部	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報                      ウ 巡視船艇等の現場への派遣                      エ 付近航行船舶等に対する措置                      オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等                      カ 防除協力者等に対する指導等                      キ 海防法の規定に基づく権限等の発動                      ク 事故情報及び防除作業に関する広報等                      ケ 医療救護活動(負傷者があった場合)                      コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動</p>
静岡地方气象台	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供</p>
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 静岡河川事務所	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達                      ウ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置                      エ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等                      オ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等                      カ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供                      キ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置</p>
消防機関	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 関係先への事故情報の伝達                      ウ 沿岸等における排出油等の状況調査                      エ 管理施設の自衛措置                      オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供                      カ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置                      キ 救急活動(負傷者がいる場合)                      ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請</p>
医療機関	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 医療救護活動(負傷者がいる場合)</p>
静岡県沿岸排出油等防除協議会	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 沿岸等における排出油等の情報収集                      ウ 流出油の防除活動の調整                      エ 総合調整本部の設置・運営</p>
船舶運航者	<p>ア 情報の収集・伝達                      イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置                      ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請                      エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動                      オ 2次災害の防止活動                      カ 危険物を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告                      キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)                      ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配                      ケ 代行輸送者、牽引船等の手配                      コ 乗員の避難誘導</p>
関係団体	<p><u>静岡県漁業協同組合連合会</u>                      ア 関係先への事故情報の伝達                      イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供                      ウ 漁業施設等に関する自衛措置                      エ 原因者との契約に基づく防除活動                      オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><u>静岡県建設業協会</u>                      ア 関係先への事故情報の伝達                      イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供                      ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施                      エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><u>石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部</u></p>

	<p>ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>清水港石油災害防止会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>田子の浦港流出油等災害対策協議会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>沼津港防災対策協議会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>大井川港振興会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>御前崎港安全対策協議会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p><b>伊豆小型船安全協会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p><b>(有)焼津石油基地運営協会</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p><b>契約防災措置実施者</b> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 原因者との契約に基づく防除活動 ウ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p>
各港湾・漁港管理者	<p>ア 関係先への事故情報の伝達 イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ 港湾・漁港区域の自衛措置 エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 オ 会長への情報提供 カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供</p>

<特記事項>

1 情報の収集・伝達

○油等流出事故が発生し、被害の発生またはその恐れがある時は、関係市町は海岸線のパトロール

- ールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。
  - 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。
  - 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。
  - 漁協は、自発的にまたは地元市町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び地元市町等に伝達する。
- 2 流出油の防除措置**
- 県及び関係市町は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。  
また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。
  - 県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。
  - 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。
  - 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。
  - 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。
  - 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。
  - 県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。
- 3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難**
- 関係市町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。
- 4 救助・救急活動**
- 関係市町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。
  - 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
- 5 医療救護等**
- 傷病者が多数発生した場合は、関係市町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。
- 6 漁業対策**
- 漁業関係施設等の防除の基本方針  
漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。
  - (1) 磯根漁場  
可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。
  - (2) 定置網、養殖施設等  
流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。
  - (3) 漁港施設  
漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

## 第4章 災害復旧計画

---

---

### 第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

### 第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

### 第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

### 第4節 被害者等へのフォロー

#### 1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、市町村等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

#### 2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

### 第5節 再発防止策の検討

#### 1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

#### 2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

## 第6節 環境保全対策

関係市町は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害の恐れのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

## 第7節 補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

## 第8節 漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施または準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導するものとする。

## 第9節 風評被害防止対策

県、県漁連及び各漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

### 1 汚染魚介類の流通防止

ア 県は、漁協、県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。

- ・産地市場での水産物の官能検査の徹底
- ・油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底
- ・検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底

イ 県は、消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。

- ・流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応
- ・産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進

ウ 県は、必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。

### 2 海洋環境及び魚介類への影響調査

県は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について、必要な調査を行う。

- ・生物環境影響調査
- ・排出油等汚染影響実態調査
- ・魚介類の官能試験
- ・その他必要と思われる調査

## Ⅳ 鉄道事故対策計画

### 第1章 総 則

静岡県の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

#### 第1節 過去の主な事故（死負傷者を伴うもの）

発生日月	事故名称	事故状況
1955年5月17日 (昭和30年)	東海道本線東田子の浦列車衝突事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海道本線 原駅-東田子の浦駅間を走行中の京都発東京行修学旅行列車(客車11両・乗客837名)が東田子の浦駅を通過し植田踏切(原町)まで来たところで、踏み切りで立ち往生していた米軍トレーラーに衝突し、現場から120mで停車</li> <li>衝突でトレーラーの荷台が大破し積荷のパンキに引火して、列車に燃え移り、機関車と客車4両を全焼し1両が半焼</li> <li>重傷者2名、軽傷者31名(旅客11名を含む)</li> </ul>
1964年4月24日 (昭和39年)	「第一富士」脱線事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海道本線草薙駅 - 静岡駅間走行中の東京駅発宇野駅行き、下り昼行特急「第一富士」が、踏切でダンプカーと激突し、先頭から6両目までが脱線</li> <li>ダンプカー運転手が死亡し、乗客10名が重軽傷</li> </ul>
1964年11月23日 (昭和39年)	東海道新幹線保線作業員死傷事故	磐田市の東海道新幹線の線路内で砂利固めをしていた保線作業員10名が、見張り担当者の不注意から、静岡発新大阪行きのこだま207号にはねられ、5名が即死、5名が重軽傷
1968年6月18日 (昭和43年)	伊豆急行川奈駅構内列車接触事故	伊豆急行川奈駅構内でホームに入ろうとしていた熱海駅発伊豆急下田駅行き下り7両編成電車に伊豆急行の伊豆急下田駅発伊東駅行き上り3両編成電車が上り電車3両目に接触し傾き60名負傷
1992年6月28日 (平成4年)	東海道線来宮駅構内列車衝突事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>7時頃、東海道本線来宮信号所(伊東線来宮駅構内)で出発待機中の品川行回送列車(185系電車10両編成)が、出発信号の見誤り等で隣の本線に侵入し、走行中の貨物列車第1066(EF66形電気機関車102号機+コンテナ貨車19両編成)と衝突</li> <li>回送列車の先頭車両と貨物列車の機関車が脱線し、負傷者1名(回送列車の運転士)</li> </ul>
1997年8月12日 (平成9年)	東海道線片浜列車追突事故	東海道本線沼津駅 - 片浜駅間で、停車中の泉発百済行き下り第67貨物列車(列車番号:67、電気機関車EF65 1139牽引)に三島発静岡行き下り普通列車839M(クハ111-549先頭)が追突し、43名が負傷

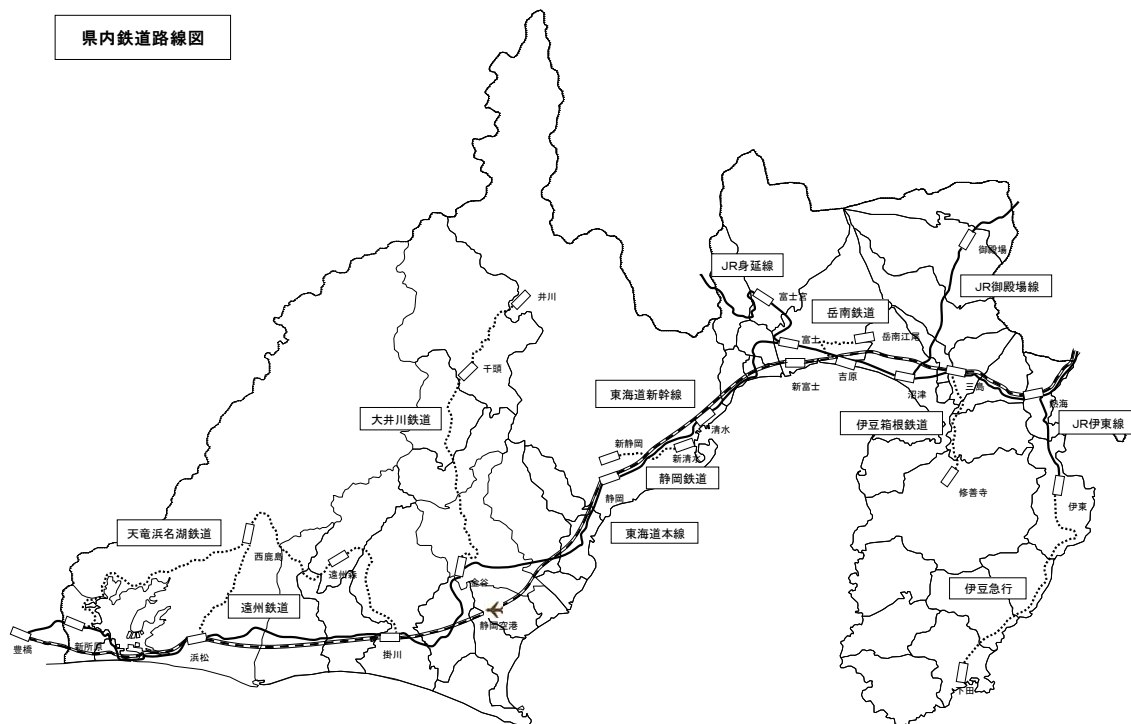
第2節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

2 静岡県内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ(km)
東日本旅客鉄道(株)	伊東線	熱海 ～ 伊東	16.9
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	熱海 ～ 浜松	152.7
	東海道線	熱海 ～ 新所原	177.8
	御殿場線	沼津 ～ 駿河小山	35.6
	身延線	富士 ～ 稲子	24.0
	伊豆急行		伊東 ～ 伊豆急下田
伊豆箱根鉄道		三島 ～ 修善寺	19.8
岳南電車		吉原 ～ 岳南江尾	9.2
静岡鉄道		新静岡～ 新清水	11.0
大井川鐵道		金谷 ～ 井川	65.0
天竜浜名湖鐵道		掛川 ～ 新所原	67.7
遠州鐵道		新浜松～ 西鹿島	17.8





## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災体制の整備

実施主体	内 容
県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 災害発生の防止または拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ 応急対策用資機材の整備 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

## 第2節 鉄道交通の安全確保

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

### (1) 踏切事故対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

### (2) 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

### (3) 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

## 第3節 応急対策用資機材等の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

## 第4節 防災訓練

各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

## 第5節 関係機関との相互連携体制の整備

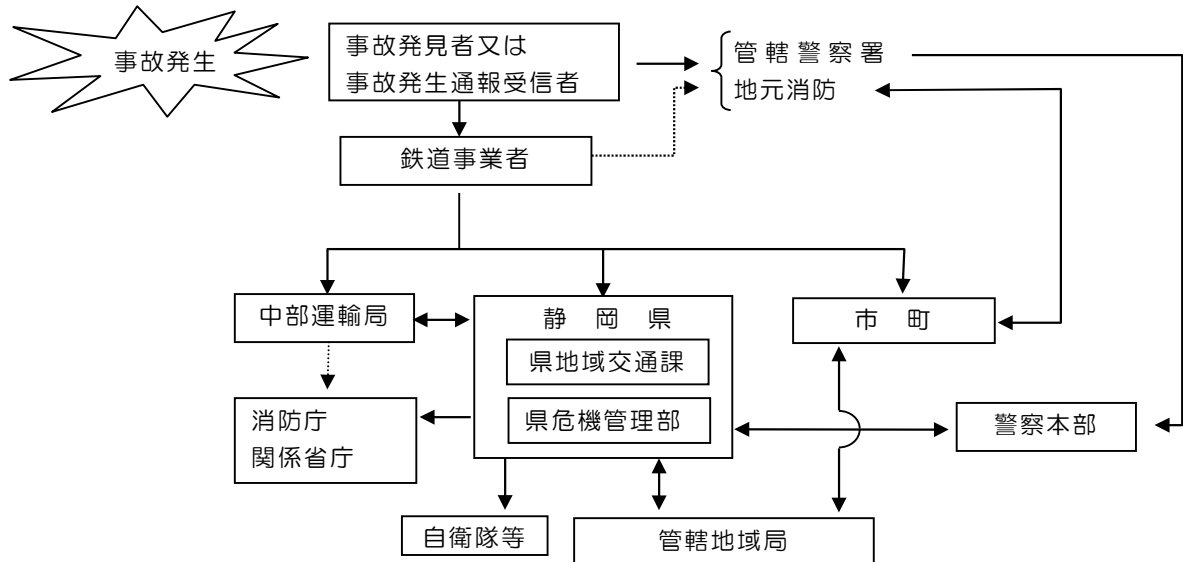
各鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市町村、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

### 第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



○このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

○また、県及び市町は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

### 第2節 応急体制

#### 1 県の体制

##### (1) 配備体制

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)

##### (2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

知事(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

##### ①本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)

##### ②対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ 2次災害等発生防止措置 カ 消防庁への報告 キ 広報に関する事項

2 関係機関等

実 施 主 体	内 容
市町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び2次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 捜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
鉄道事業者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の2次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

1 情報の収集・伝達

- 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。消防庁には様式に基づき報告する。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

2 広報活動

- 鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3 消防活動（関係市町等）

- 火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

- 現場において関係市町は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

- 傷病者が多数発生した場合は、関係市町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難（関係市町）

- 乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市町村長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。）



## V 航空機事故対策計画

### 第1章 総 則

静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

#### 第1節 過去の顕著な災害

##### 1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生日月	事故名	事故状況
1958年8月12日 (昭和33)	全日本空輸DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田発名古屋行き全日本空輸25便DC-3 (JA5045) が、伊豆半島下田沖に墜落</li> <li>乗員3名、乗客30名、計33名全員が死亡</li> </ul>
1966年3月5日 (昭和41)	BOAC(英国航空の前身) ボーイング707 富士山上空 (BOAC機空中分解事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港經由ロンドン行きBOAC社911便ボーイング707-436 (G-APFE) が、羽田空港離陸約15分後、富士山上空高度15000フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落</li> <li>乗員11名、乗客113名、計124名全員が死亡</li> </ul>
2001年1月31日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身) ボーイング747と同社DC-10 静岡県上空	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田発那覇行き日本航空907便ボーイング747-400D (JA8904) と韓国・釜山発成田行き日本航空958便DC-10-40 (JA8546) が、焼津市上空37000フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907便は衝突回避のため急降下</li> <li>907便の乗員16名、乗客411名、計427名のうち、重傷5名、軽傷37名(国土交通省調査:重軽傷者100名)</li> <li>958便の乗員13名、乗客237名、計250名は全員無事</li> </ul>

##### 2 国内で発生した主な航空機関連事故

(近年国内で発生した航空機関連事故のうち、死者を伴うもの)

発生日月	事故名	事故状況
1985年8月12日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身) ボーイング747 群馬県多野郡上野村	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田発伊丹行き日本航空123便ボーイング747SR-46が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巣鷹山尾根に墜落</li> <li>自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった</li> <li>乗員乗客計524名のうち死者520名、生存者4名</li> </ul>
1994年4月26日	中華航空 エアバスA300 名古屋空港(現・名古屋飛行場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>台北発名古屋行き中華航空エアバスA300-600Rが、名古屋空港滑走路へのILS進入中に失速し、滑走路東脇に墜落、炎上</li> <li>警察、消防、自衛隊、医療関係機関等が協力し救助活動が行われた</li> <li>乗員乗客計271名のうち死者264名、生存者7名</li> </ul>
1996年6月13日	ガルーダ・インドネシア航空 DC-10 福岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡発ジャカルタ行きガルーダ・インドネシア航空DC-10-30が、離陸滑走中にエンジン故障のため離陸を中止したが、滑走路内で止まりきれずオーバーランし滑走路端の緑地帯で墜落、炎上</li> <li>乗員乗客計275名のうち死者3名、生存者272名(うち重傷者18名、軽症者91名)</li> </ul>

## 第2節 予想される事故と地域

○航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。</li> <li>・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。</li> <li>・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。</li> <li>・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。</li> </ul>
不時着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。</li> <li>・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。</li> </ul>
オーバーラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。</li> <li>・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。</li> </ul>
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。</li> <li>・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。</li> </ul>
衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。</li> <li>・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。</li> </ul>

○航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

○富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災体制の整備

県、市町、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
県	ア 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認 イ 情報連絡体制の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
富士山静岡空港株式会社	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 航空交通の安全確保等のための規定等の整備 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方气象台 東京航空地方气象台 東京航空地方气象台静岡航空気象観測所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表（東京航空地方气象台静岡航空気象観測所を除く） エ 防災訓練への参加（東京航空地方气象台静岡航空気象観測所を除く） オ 関係機関との相互連携体制の整備

自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

## 第3章 災害応急対策計画

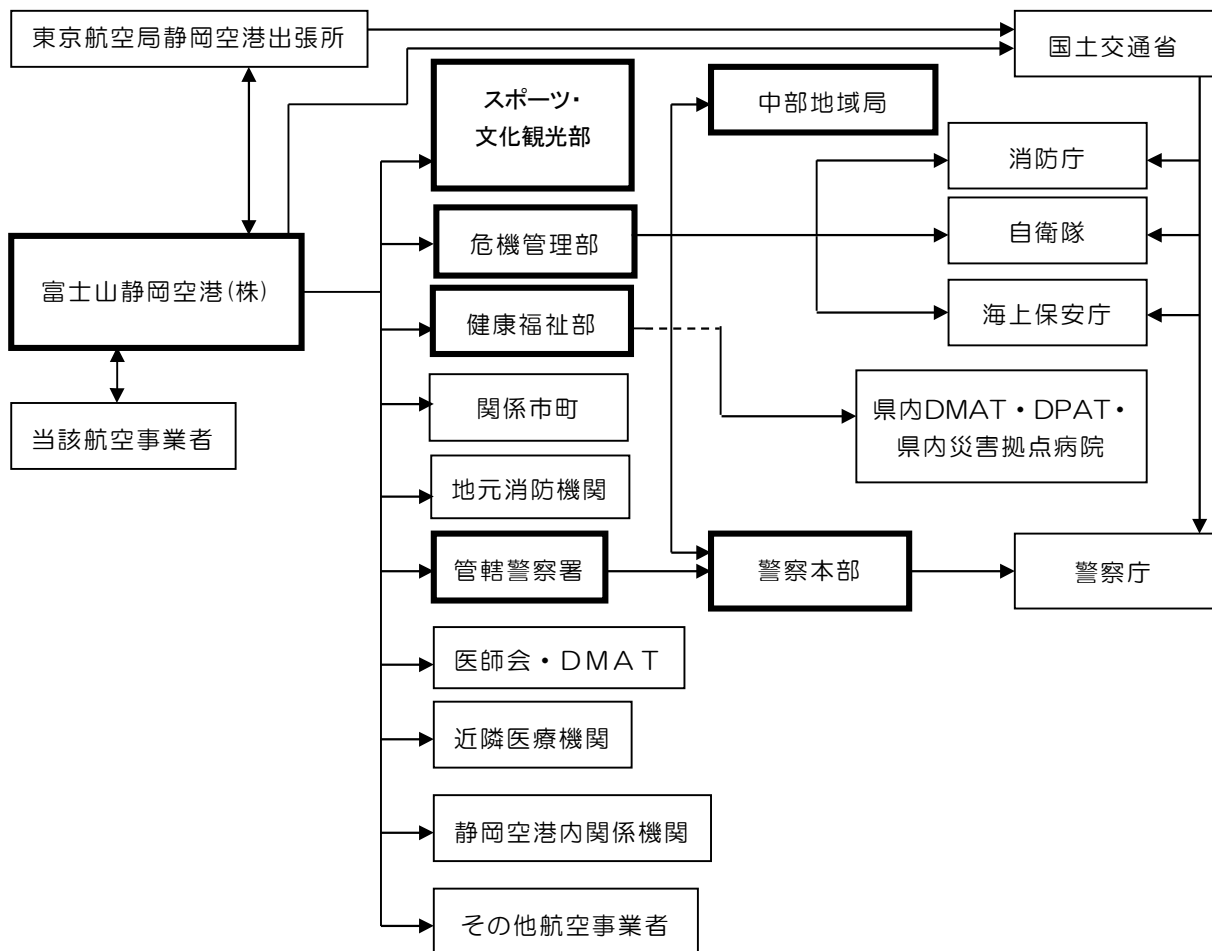
静岡空港等及びその他の地域において、航空機事故が発生した場合、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

### 第1節 防災体制の整備

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

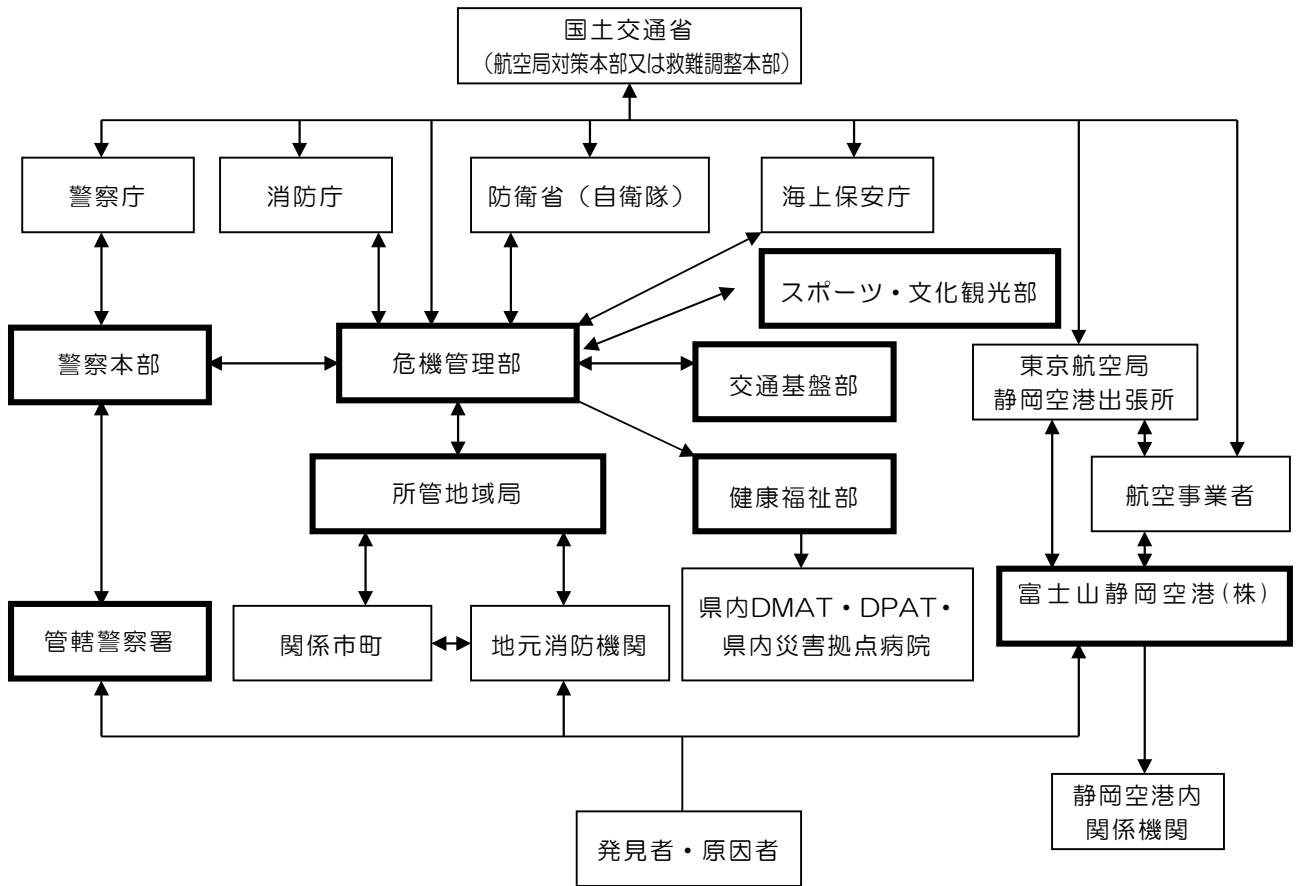
＜連絡系統図＞（太枠は県の機関である）

I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）



※静岡空港等・・・静岡空港及びその周辺（空港の滑走路から概ね半径9kmの範囲）

II I 以外の地域において航空機事故が発生した場合



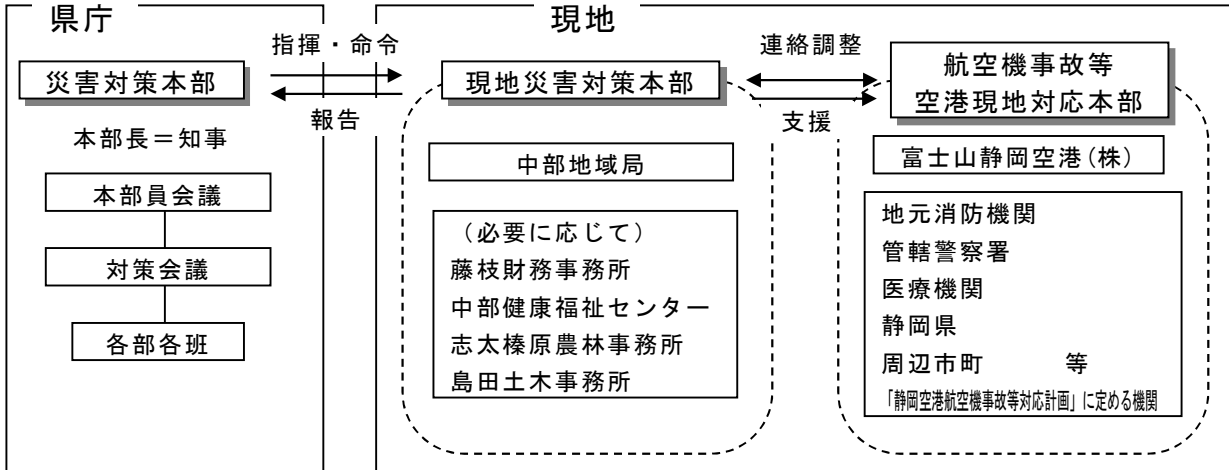
第2節 応急対策

1 県の対応方針

(1) 静岡空港等において航空機事故が発生した場合

- ①航空機事故が発生した場合は、富士山静岡空港株式会社は、関係機関に連絡するとともに、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、必要に応じて関係機関で構成する航空機事故等空港現地対応本部を設置し、速やかに消火救難活動・救急医療活動等の初動対応を行う。
- ②事故の連絡を受けた危機管理部は、速やかに危機管理監に報告し、報告を受けた危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。
- ③知事は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、静岡空港内に現地災害対策本部を設置する。
- ④災害対策本部は、現地災害対策本部を通じて航空機事故等空港現地対応本部の活動状況を把握し、航空機事故等空港現地対応本部の要請に基づく支援調整や必要な応急対策を実施する。
- ⑤現地災害対策本部は、災害対策本部長が副本部長、本部員又は方面本部長のうちから指名する者を本部長とし、災害対策本部との連絡調整や、航空機事故等空港現地対応本部が実施する救護・消火活動等の応急対策の支援を実施し、被害の拡大防止に努める。
- ⑥現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。

※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係



(2) (1) 以外の地域において航空機事故が発生した場合

- ①事故の連絡を受けた危機管理部及び被災市町を所管する地域局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。
- ②知事(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、情報収集その他の災害応急対策を迅速に実施するため、被災地に現地災害対策本部を設置する。
- ③現地災害対策本部長は、被災市町を所管する地域局長をもって充てる。
- ④現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。

2 県の体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 応急対策の総合調整(現地対策本部等からの要請に基づく調整を含む) イ 情報収集 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 市町の遺体処理業務及び避難所の調整 オ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 カ 所管施設の2次災害等発生防止措置及び応急復旧措置 キ 消防庁への報告 ク 広報に関する事項(航空機事故等空港現地対応本部が所管する事項を除く。)

① 本部員会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1 (1) 「本部員会議」に準ずる。)

② 対策会議

(共通対策編第3章災害応急対策計画第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)

(2) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 災害対策本部及び被災市町等との連絡調整 イ 航空機事故等空港現地対応本部又は被災市町に対する連絡員・応援要員の派遣 ウ 航空機事故等空港現地対応本部が行う現地活動の支援(静岡空港等において航空機事故が発生した場合)

3 航空機事故等空港現地対応本部の任務

静岡空港に設置する航空機事故等空港現地対応本部は、静岡空港等において航空機事故が発生した場合、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 消火活動に関する調整 イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整 エ 搭乗員名簿の入手及び確認 オ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 カ 広報に関する事(空港現地対応に関する事項) キ 食事、飲み物、衣料等の手配に関する事 ク 遺体収容所の調整 ケ 空港の入場規制に係る調整 コ その他必要な活動

4 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
富士山静岡空港株式会社 (静岡空港等における航空機事故発生時)	「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 避難誘導 オ 行方不明者の捜索 カ 検視及び死傷者の身元確認 キ 警戒区域の設定、交通規制の実施
市町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報の収集・伝達 イ 必要な飛行情報の提供 ウ 捜索救難調整

消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火救難活動 ウ 捜索活動 エ 救助・救出・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
医療機関	ア 救護所の開設 イ 医療救護活動 ウ 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が 発生した場合)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援

## <特記事項>

### 1 捜索救難活動

捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。県、市町及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

#### (1) 静岡空港等における航空機事故

- 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して捜索救難活動を行う。
- 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な捜索救難活動のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- 災害対策本部は、救難調整本部等、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・周辺市町・消防機関等への応援要請等
- 警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送

のための交通路を確保する。

- 警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

## (2) (1) 以外の地域における航空機事故

- 災害対策本部は、救難調整本部等、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・周辺市町・消防機関等への応援要請等
- 警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

## 2 消火・救助活動

### (1) 静岡空港等における航空機事故

- 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して消火・救助活動を行う。
- 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な消火・救助活動及び2次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- 災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・自衛隊、消防庁等への支援要請等
- 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

### (2) (1) 以外の地域における航空機事故

- 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・自衛隊、消防庁等への支援要請等



- 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

### 3 医療救護活動

#### (1) 静岡空港等における航空機事故

- 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して医療救護活動を行う。
- 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な医療救護活動及び2次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- 災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・消防庁等への支援要請等
  - ・災害拠点病院、DMAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
  - ・救護所の設置、医薬品の手配等
- 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- 医療機関は、医療救護活動を行う。

#### (2) (1) 以外の地域における航空機事故

- 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
  - ・防災ヘリコプターの出動
  - ・消防庁等への支援要請等
  - ・災害拠点病院、DMAT、DPAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
  - ・救護所の設置、医薬品の手配等
- 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- 医療機関は、医療救護活動を行う。

### 4 避難（関係市町）

- 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

- 被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広 報

- 県、被災市町は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- 静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。
- 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

(災害復旧計画については、I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)